独立行政法人 国際協力機構の 平成29年度における業務実績評価

平成30年9月

外務省

財務省

農林水産省

経済産業省

目 次

	評価の)概要	. 0-1
	総合評	平定	. 0-2
1.		に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達 ためとるべき措置	成
	No. 1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	. 1-1
	No. 2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	. 2-1
	No. 3	普遍的価値の共有,平和で安全な社会の実現	. 3-1
	No. 4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	. 4-1
	No. 5	地域の重点取組	. 5-1
	No. 6	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	. 6-1
	No. 7	多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	. 7-1
	No. 8	事業実施基盤の強化	. 8-1
	等 No 9	能略的な事業運営のための組織基般づくり	9–1
	No. 9	戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	. 9-1
	No. 10	業務運営の効率化、適正化	10-1
	No. 11	財務内容の改善	11-1
	No. 12	安全対策	12-1
	No. 13	効果的・効率的な開発協力の推進	13-1
	No. 14	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	14-1
	No. 15	開発協力の適正性の確保	15-1
	No. 16	内部統制の強化	16-1
	No. 17	人事に関する計画	17-1
	No. 18	短期借入金の限度額	18-1
	No. 19	施設及び設備に関する計画	19-1
	No. 20	余剰金の使途	20-1
		機構法第31条第1項により業務の財源に充てることができる積立金の処分	01 1

第1章 略語	 表	
略語	英文名称	和文名称
ABE	African Business Education Initiative	アフリカの若者のための産業人材育成イニ
Initiative	for Youth	シアティブ(ABE イニシアティブ)
ADEA	The Association for the Development of	
	Education in Africa	
BBB	Build Back Better	より良い復興
CARD	Coalition for African Rice	アフリカ稲作振興のための共同体
	Development	
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
EMT	Emergency Medical Team	救急救命チーム
E/N	Exchange of Notes	交換公文
E/S	Engineering Service	エンジニアリング・サービス
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
GPE	Global Partnership for Education	教育のためのグローバル・パートナシップ
IDFC	International Development Finance	国際開発金融クラブ
	Club	
IFAD	International Fund for Agricultural	国際農業開発基金
	Development	
IFNA	Initiative for Food and Nutrition	食と栄養のアフリカ・イニシアチブ
	Security in Africa	
IHR	International health regulations	国際保健規則
INSARAG	International Search and Rescue	国際捜索・救助諮問グループ
	Advisory Group	
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JCM	Joint Crediting Mechanism	二国間クレジット制度
JDS	Japanese Grant for Human Resource	(無償資金協力)人材育成奨学計画
	Development Scholarship	
JKUAT	Jomo Kenyatta University of	(ケニア国立) ジョモ・ケニヤッタ農工大
	Agriculture and Technology	学
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteers	青年海外協力隊
L/A	Loan Agreement	借款契約
	2001 102 000010	THAT OF THE PROPERTY OF THE PR
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
ATD G	N	
NDCs	Nationally Determined Contributions	(気候変動:温室効果ガス削減)自国の貢 献
NEDA	Neighboring Countries Economic	MX
HEDA	Development Cooperation Agency	
NEPAD	The New Partnership for Africa's	 アフリカ開発のための新しいパートナーシ
111111111111111111111111111111111111111	Development	ップ
OECD-DAC	Organisation for Economic	^ ^ 経済協力開発機構/開発援助委員会
OLOD DIO	Co-operation and Development	IELVI WW/JVIJUWITT/ VIJUW外女只A
	oo operation and perciopment	

	Development Assistance Committee	
OSBP	One Stop Boarder Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト
	-	
Pacific-LEADS	Pacific Leaders' Educational	太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム
	Assistance for Development of State	
PALM7	The 7th Pacific Islands Leaders	第7回太平洋・島サミット
	Meeting	
PEACE	Project for the Promotion and	(アフガニスタン) 未来への架け橋・中核
	Enhancement of the Afghan Capacity for	人材育成プロジェクト
	Effective Development	
PMAC	Prince Mahidol Award Conference	マヒドン王子記念賞会合
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation	レッド・プラス
	and Forest Degradation in Developing	
	Countries	
SATREPS	Science and Technology Research	地球規模課題対応国際科学技術協力
	Partnership for Sustainable	
	Development	
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment	小農による市場志向型農業
	Project	
STEP	Special Terms for Economic	本邦技術活用条件
	Partnership	
TICAD	Tokyo International Conference on	アフリカ開発会議
	African Development	
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDAC	United Nations Disaster Assessment	国連災害評価調整チーム
	and Coordination	
UNHCR	United Nations High Commissioner for	国連難民高等弁務官事務所
	Refugees	
UNFCCC	United Nations Framework Convention	国連気候変動枠組条約
	on Climate Change	
UNISDR	United Nations Office for Disaster	国連国際防災戦略事務局
	Risk Reduction	
UNOSSC	United Nations Office for South-South	国連南南協力事務所
	Cooperation	
WBT	Web-Based Training	ウェブベース研修

評価の概要

1. 評価対象に関する事項							
法人名	独立行政法人国際協力機構						
評価対象	年度評価	2017年度(平成29年度)(第4期中期目標期間)					
事業年度	中期目標期間	2017年度(平成29年度)~2021年度(平成33年度)					

2. 評価の実施者に関する事項								
主務大臣	外務大臣							
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課, 責任者	政策課					
			今福 孝男 課長					
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課, 責任者	考査・政策評価室					
			河原 一貴 室長					
主務大臣	財務大臣							
	(外務大臣及び財務大臣の共管	項目: No.16「内	引部統制の強化」,No. 18「短期借					
	入金の限度額」, のうち, 有償	資金協力業務に係	る財務及び会計に関する事項。)					
法人所管部局	財務省国際局	担当課, 責任者	開発政策課					
			三好 敏之 課長					
評価点検部局	財務省大臣官房	担当課, 責任者	文書課政策評価室					
			渡部 保寿 室長					
主務大臣	農林水産大臣							
	(外務大臣及び農林水産大臣の共管項目:項目 No. 21「機構法第 31 条第 1 項によ							
	り業務の財源に充てることができる積立金の処分」に関し、農林業の開発に係る							
	開発投融資の債権の回収等に関する事項。)							
法人所管部局	農林水産省大臣官房国際部	担当課, 責任者	海外投資・協力グループ					
			井上 計 参事官					
評価点検部局	農林水産省大臣官房	担当課, 責任者	広報評価課					
			前田 剛志 課長					
主務大臣	経済産業大臣							
	(外務大臣及び経済産業大臣の共管項目:項目 No. 21「機構法第 31 条第 1 項によ							
	り業務の財源に充てることができる積立金の処分」に関し、鉱工業の開発に係る							
	開発投融資の債権の回収等に関	する事項。)						
法人所管部局	経済産業省貿易経済協力局	担当課, 責任者	総務課					
			藤本 武士 課長					
評価点検部局	経済産業省大臣官房	担当課, 責任者	政策評価広報課					
			三浦 聡 課長					

3. 評価の実施に関する事項

評価のために以下の手続等を実施した。

- (1) 理事長ヒアリング: 平成29年7月25日
- (2) 監事ヒアリング: 平成29年7月11日
- (3) 有識者からの意見聴取:平成29年7月25日

4. その他評価に関する重要事項

• 特になし

総合評定

1. 全体の評定									
評定	評定 B:全体としておおむね中期 (参考)本中期目標期間における過年度の総合評定の状況								
	計画における所期の目標を達	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度			
	成していると認められる。	В	-	-	-	_			

評定に至った理由

法人に対する各項目別評定を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、B評定とした。 特に考慮した内容は以下のとおり。

• 大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評定について、評価対象 8 項目のうち、S評定 1 項目、A評定 6 項目、B評定 1 項目と、多くの項目で所期の目標を上回る成果を上げた。一方で、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」のそれぞれの大項目において、所期の目標を下回るC評定及びD評定の項目があることに鑑み、項目別評定を基礎とした場合のA評定から、一段階引き下げた。

2. 法人全体に対する評価

(1) 法人全体の評価

機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興 又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発 展に資することを目的として開発協力事業を行っている。2017年度は開発協力大綱に基づいて設定さ れた第4期中期目標期間(2017~2022年度)の初年度であった。

機構は国内外の多様なパートナーとの連携や事業戦略の強化,不断の制度改善等を通じ,国家安全保障戦略や,インフラシステム輸出戦略及び未来投資戦略等の政府の重要政策,並びに G7 伊勢志摩サミットやアフリカ開発会議等で表明された国際社会に対する政府公約の達成への貢献に向けて,取組を着実に実施した。

特筆すべき取組,成果として,「シリア平和への架け橋」やバングラデシュにおけるラカイン州からの避難民支援,ウガンダにおける人道と開発の連携,ヨルダンにおける母子保健の取組等の難民支援に精力的に取り組んだことは,外交政策上の観点から重要度・難易度の高い取組として特に高く評価される。

また、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)や食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)、アフリカきれいな街プラットフォーム等の機構の戦略的なプログラムによる SDGs 達成への取組を広く国際社会に対して発信したことや、関西 SDGs プラットフォームの立ち上げ等を通じて国内の SDGs 浸透に取り組んだことに加え、防災グローバルプラットフォームの機会に国際社会における防災主流化を促進したことや、メキシコ地震への緊急援助隊派遣が高い評価を得たこと等は、我が国の開発協力政策の対外発信に大きく寄与する取組として評価される。

こうした機構の取組が評価され、相手国政府や国際機関から授賞される機会(モンゴル北極星勲章、 ニカラグア大統領勲章、中米統合機構(SICA)貢献勲章、国連笹川防災賞、公益社団法人土木学会賞 技術賞、世界経済フォーラム等主催 A New Vision for Development 等)も多くあったことは特筆すべきである。

一方で、2017年度の予算執行管理において、年度内の予算執行見込みが予算額を上回りかねない状況となり、技術協力プロジェクト、各種調査事業を中心に事業計画の見直しを迫られ、この過程で契約相手先等関係者に負担をかけたこと、新規 ODA 事業の実施規模を縮小せざるを得なくなったことは、「財務内容」、「組織基盤」、「内部統制」等に関して法人全体の信用を失墜させるものであることから、今年度総合評定の引き下げに値すると判断される。(主な業務実績について、下記「6. 主な業務実績」参照。)

(2) 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項

2017 年度の予算執行管理において、年度内の予算執行見込みが予算額を上回りかねない状況となり、技術協力プロジェクト、各種調査事業を中心に事業計画の見直しを迫られ、この過程で契約相手先等関係者に負担をかけ、新規 ODA 事業の実施規模を縮小せざるを得なくなった。

3. 項目別評価	こおける主要な課題,改善事項など
項目別評定で	各項目別評定に記載のとおり。
指摘した課題,	
改善事項	
その他改善事	特になし。
項	
主務大臣によ	特になし。
る改善命令を	
検討すべき事	
項	

4. その他事項

監事等からの 意見

- 1. 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第4期中期目標の達成に向けて概ね効果的かつ効率的に実施されたものと認める。
- 2. 法人の内部統制システムは、概ね適切に整備され運用されていると認める。また、内部統制システムに関する役員の職務の執行について、特段指摘すべき事項は認められない。法人業務の範囲が拡大し、内容も多角化する傾向にあるため、内部統制システムの整備と運用及びそれに関する役員の職務の執行については、課題を適時に把握するとともに適切な改善対応を継続的に実施することが望まれる。なお、運営費交付金に係る予算執行管理について、過年度において複数年度にわたる事業が想定以上に開始されたことによる影響については、その調整能力を引き続き継続するとともに、必要な改善を着実に進めることが望まれる。
- 3. 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 4. 財務諸表等に係る会計監査人の監査の方法及び結果は相当である。
- 5. 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。
- 6. 過去の閣議決定において定められた監査事項について、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、法人の長の報酬水準の妥当性、保有資産の見直し等につき、適切な取組が行われている。
- 7. その他(主な留意すべき事項)
 - 運営費交付金管理の徹底。
 - ・ガバナンス及び内部統制の強化。
 - ・業務の効率化,「競争性のない契約」「一者応札・応募」の増加への対応,情報システムの全体最適化の促進。
 - ・円借款事業案件管理・権限委譲の再考,質の高いインフラパートナーシップ推進 における特定分野への案件集中の回避や戦略的実施,市場リスク管理として JICA 特有の財務構造及び管理の在り方の検討,海外投融資事業の組織的位置づけ等の 明確化とそれに基づく案件形成・審査・実施。
 - ・多様な人材の育成・活用。
 - ・安全管理体制の不断の見直し。

その他特記事項

第 4 期中期目標における「評価の考え方」に基づき、以下の考え方で自己評価を実施した。

・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い,定量指標の達成状況に加え,質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を

行う。

5. 項目別評定総括表

3. 有自用的形化物的权	年度評価				項目別評	
中期目標	2017年度	2018 年度	2019 年度	2020年度	2021年度	定調書 No.
I. 国民に対して提供するサービスその他の	<u></u> 業務の質の	の向上に関		į		1,00
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動 力の確保	ВО	-	ı	ı	_	No. 1
開発途上地域の人々の基礎的生活を支え る人間中心の開発の推進	AO	I	ı	ı	-	No. 2
普遍的価値の共有, 平和で安全な社会の実 現	<u>s</u>	ı	ı	ı	-	No. 3
地球規模課題への取組を通じた持続可能 で強じんな国際社会の構築	AO	I	1	I	ı	No. 4
地域の重点取組	$A\bigcirc$	ı	ı	1	_	No. 5
民間企業等との連携を通じた開発課題の 解決への貢献	AO	_	-	_	_	No. 6
多様な担い手と開発途上地域の結びつき の強化と裾野の拡大	AO	-	-	1	1	No. 7
事業実施基盤の強化	A	-	_	-	_	No. 8
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項						
戦略的な事業運営のための組織基盤づく り	С	_	-	-	-	No. 9
業務運営の効率化、適正化	В	_	_	-	_	No. 10
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項						
財務内容の改善	D	_	_	_	_	No. 11
IV. 安全対策に関する事項						
安全対策	ВО	_	_	_	_	No. 12
V. その他業務運営に関する重要事項						
効果的・効率的な開発協力の推進	В	-	_	_	_	No. 13
国際的な議論への積極的貢献及び国際機 関・他ドナー等との連携推進	AO	I	_	-	-	No. 14
開発協力の適正性の確保	В	-	_	_	_	No. 15
内部統制の強化	С	-	-	-	-	No. 16
人事に関する計画	<u>A</u>	-	-	-	-	No. 17

[※]重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

6. 主な業務実績

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) /2030 アジェンダ推進への貢献

中長期的な観点から SDGs に貢献していくことを念頭に、SDGs に係る機構の具体的な取組方針を定めた SDGs ポジションペーパーを策定するとともに、地域別・課題別の事業戦略や、国別分析ペーパー等の事業戦略と SDGs への貢献との連関性を強化した。国際社会に対しては、国連ハイレベル政治フォーラムや UHCフォーラム等の国際会議での機構の取組方針の説明と共に、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC: Universal Health Coverage)や食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa)、アフリカきれいな街プラットフォーム等、機構の戦略的なプログラムによる SDGs 達成への貢献を広く発信した。日本国内では、多様なパートナーとの連携を通じ地域

社会での SDGs の浸透及び開発途上国の課題解決に向けた取組を推進した。また、若年層に SDGs の重要性を浸透させるため、コロンビア大学のジェフリー・サックス教授を招聘し、SDGs 白熱教室と題する公開議論を大学と共催した。さらに、日経社会イノベーションフォーラム「SDGs から考える持続可能な社会」を通じ企業等へ SDGs ゴール 17 のパートナーシップの重要性を発信し、開発協力に参画する企業等の拡大に努め、日本国内における SDGs の浸透に貢献した。

(2) 質の高い成長とそれを通じた貧困削減

開発協力大綱の重点課題として掲げる包摂性・強靭性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の 実現に向け、日本政府の「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的活用に積極的に貢献した。 特に、「質の高いインフラパートナーシップ」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等の政 府政策に基づき、高度道路交通システムや道路アセットマネジメント等、日本の高い技術によるインフ ラ整備をアジア・アフリカ地域を中心に展開したほか、公共交通指向型の都市開発や、地熱を含む再生 可能エネルギー等の気候変動に配慮したエネルギー開発等を積極的に推進した。

また、バングラデシュ及びエチオピア等での投資環境整備と経済特区開発を含む産業振興政策の一体的支援や、ベトナムやラオスでの日本式経営の普及、アジア・アフリカ地域での高度人材の育成促進、小農による市場志向型農業(SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment Project)アプローチ及びフードバリューチェーン(FVC: Food Value Chain)強化による農林水産業振興の支援等を広く展開した。さらに、ミャンマー等では中央銀行を核とする金融セクターで資金協力と人材育成を効果的に組み合わせた支援に取り組む等、各国で開発課題の解決に貢献する事業を実施した。

さらに、包摂性に配慮しつつ「平和と健康のための基本方針」、「平和と成長のための学びの戦略」等の政府政策に基づき、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発に貢献した。特に、UHC 達成に向けて、G7 伊勢志摩ビジョン、TICAD ナイロビ宣言等を踏まえ、関係者との連携の強化と国際会議での主導的発信に積極的に取り組んだ。また、メキシコでの患者への負担が少ない先進医療技術の制度化やミャンマー、エルサルバドル全国での教科書一斉配布、インドネシアの社会保険労務士制度の導入、及び「栄養改善事業推進プラットフォーム」と連携した IFNA 重点国での事業化の推進等、日本の優れた技術・制度・サービスを活用して開発途上地域の課題解決に資する協力を展開した。

(3) 普遍的価値の共有, 平和で安全な社会の実現

民事法,経済法を中心とした法制度の整備及び確立,立法府,司法府,中央・地方の行政の機能強化等に取り組み,公正で包括的な社会の実現に貢献した。特に,ネパールでは,2009年より起草を支援してきた南アジア初の統一的民法典が議会審議及び大統領署名を経て成立した。

また、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化に向けた協力を通じて、平和で安全な社会の実現に貢献した。特に、世界的に大きな課題となっている難民への対応として、機構のウガンダでの難民受入コミュニティ及び難民に対する支援は人道と開発の連携事例として国際機関等から高い評価を得た。また、ミャンマーのラカイン州からの避難民への対応ではバングラデシュでの保健・給水・インフラ等の分野でホストコミュニティへの支援を迅速かつ包括的に展開した。また、シリア難民への対応では「シリア平和の架け橋・人材育成プログラム」にて留学制度を活用した研修員を受け入れ、難民への教育機会を提供した。加えて、ヨルダンではモバイルクリニック(移動式診療車)を遠隔地やシリア難民居住地域に巡回させ、難民への保健サービスの提供に寄与したほか、国際連合パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)と共同で機構協力では初となる電子母子手帳を開発し、2017年4月から運用を開始した。

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築

防災グローバルプラットフォーム,アジア地域防災機関会合,世界防災フォーラム等で機構の取組を 発信し防災の主流化を促進した。また,ブラジルでの機構の災害分野での功績が認められ国連笹川防災 賞を受賞した。また、機構が日本の機関として初めて緑の気候基金(GCF)の認証機関に認定されたことに加え、中央アフリカ森林イニシアティブ基金事業を受託する等、外部資金を活用し事業をスケールアップしていく取組を進めた。さらに、アフリカ稲作振興のための共同体(CARD: Coalition for African Rice Development)における機構の取組の成果として、CARD 対象各国で策定された国家稲作振興戦略が稲作開発の指針として活用され、同戦略がCARD 対象国以外にも応用されるといった波及効果が発現した。

(5) 地域の重点取組

各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援した。東南アジア地域では、日・ASEAN 首脳会議での各公約を早期に達成するとともに目標額を上回る成果をあげた。また、地域のハード・ソフト双方の連結性を強化するため、東西経済回廊及び南部経済回廊等の整備やミャンマーにおける日本の電子通関システムの導入等、ASEAN 域内での貿易の円滑化・活性化に貢献した。そのほか、これまでの機構の貢献に対し、パラオ国議会からの感謝状やニカラグア大統領勲章の受章等、各地域で相手国政府から高い評価を獲得した。

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間企業等の優れた技術や知見の活用を通じた開発途上地域の課題解決に向けて、円借款及び海外投融資等の迅速化等、民間企業等のニーズに対応した制度整備及びその周知に積極的に取り組んだ。また、民間企業等の海外展開支援をより一層強化し、フィリピンの家電リサイクル事業や電気三輪自動車事業、スリランカ廃棄物コンポスト化事業、バングラデシュの ICT 人材育成事業等、開発途上地域での多くの提案型事業の適用や面的拡大につながった。

また、参画する企業の裾野拡大に向けたセミナーや広報等にも積極的に取り組み、全国各地で開催した中小企業向けセミナーでは約 6,000 社, 1 万人以上の参加を得た。特に、中小企業海外展開支援事業においては、地域金融機関との連携強化や事業の対象範囲を中堅企業にまで拡大したほか、「途上国発イノベーション枠」の運用を開始し、国内外で研究・実証段階の革新的な製品・技術での事業提案を促した。

(7) 多様な担い手と途上国の結びつきの強化と裾野の拡大

ボランティア、地方自治体、NGO・市民社会(CSO)、大学・研究機関等の開発協力への参画の促進、連携の強化を通じて、開発途上地域の多様なニーズに対するこれらの担い手の知見・技術を活用した協力に取り組んだ。特に、関西地域では、民間企業、NGO・NPO、大学・研究機関、自治体・政府機関の参画により日本初の地域プラットフォームとなる「関西 SDGs プラットフォーム」を設置し、SDGs 推進に向けた産学官民連携の基盤を構築した。また、開発協力の担い手の裾野拡大のために、NGO-JICA 共同行動計画案の策定、草の根技術協力事業の新規団体参加促進を目的とした NGO 向けの事業マネジメント研修の新設等を行った。特に、フィジーでは漏水・盗水等の無収水率の低減、東・東南アジアで初となる子どもの保護に関する法律の制定等の成果が発現した。

加えて、大学との連携を強化し、ABE イニシアティブ(African Business Education Initiative for Youth),Innovative Asia,資源の絆,シリア平和への架け橋・人材育成プログラム,人材育成奨学計画(JDS: Japanese Grant for Human Resource Development Scholarship)等にて日本の修士・博士課程に就学する研修員を受け入れ,開発途上地域の将来の発展を担う中核人材の育成に貢献した。

(8) 事業の戦略性の強化と体制整備

開発効果の向上のため、各スキームを効果的に組み合わせた事業を推進した。特に、国際社会の情勢を踏まえて戦略的な事業の実施及び予見性を高めるべく、国際諮問委員会(IAB: International Advisory

Board) 及び経営諮問会議を新たに設立し、国内外の有識者の知見及び助言を得る体制を構築した。また、中期的な事業展開の方向性と具体的なアクションを明記する形で、中期計画上の 4 つの課題領域における課題戦略及び 6 つの地域における地域戦略等を新たに策定した。

加えて、国内外のニーズに応じて新たな取組や制度改善を進め、特に留学制度を活用した技術支援による親日派・知日派人材層の育成を積極的に推進し、それに向けた機構内の体制整備を進めた。また、有償資金協力におけるドル建て及び現地通貨建て借款制度の導入や、質の高いインフラ投資の国際スタンダード化やグローバル展開の推進に向けたアジア開発銀行(ADB: Asian Development Bank)や米州開発銀行(IDB: Inter-American Development Bank)との協調融資額の拡大等に取り組み、開発途上地域と本邦関係者の双方のニーズに応えた、より効果的かつ効率的な事業の実施に必要な基盤整備を進めた。

(9) 運営費交付金事業予算の執行管理面での課題

2017 年度に運営費交付金事業予算の高い執行見込みが確認されたことを受け、技術協力プロジェクトや各種調査事業を中心に事業計画の見直しを行った。この過程で契約相手先等関係者等との間で一部混乱を招いた。これは、過年度に開始された技術協力プロジェクト等の後年度負担によるものであり、複数年度にわたる事業の後年度の年度毎の支出額について、十分な管理、正確な支出予測ができていなかったことが背景にあることから、予算統制部門の強化や予算管理に関する業務フロー及びシステムの改善・強化、予算リテラシーの向上等、予算執行管理の強化を行った。

(10) 安全対策に関する強化策の定着

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に示された安全対策強化策は、おおむね完了した。具体的には、脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化、行動規範の徹底、海外拠点等での防護措置の強化、研修・訓練機会の整備と拡大、危機発生時の対応能力の強化等に取り組んだ。加えて、施設建設を伴う全技術協力事業のモニタリングの実施・安全対策の指導、有償資金協力事業、無償資金協力事業を対象とした実施状況調査、安全管理セミナーの実施等を通じて、施工現場の安全対策を強化した。

以上

1. 当事務及び事業は	二関する基本情報
No. 1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 (「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)
業務に関連する政 策・施策	開発協力大綱, 平成 29 年度開発協力重点方針, 日本再興戦略, インフラシステム輸出戦略, 国家安全保障戦略, グローバル・フードバリューチェーン (GFVC) 戦略, TICAD VIナイロビ宣言, 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針, 質の高いインフラパートナーシップ, 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ, 未来投資戦略 2017
当該事業実施に係る 根拠(個別法条文等) *	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度, 難易度 **	【重要度: 高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も枢要な部分であるため。(No.1 から No.5 共通)
関連する政策評価・ 行政事業レビュー	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力 平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力, 0128 独立行政 法人国際協力機構運営交付金

- * 以下全ての項目について同様のため、各項目では記載を省略する。
- ** 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ							
(1) 「日本の開発協力の重点課題」セグメント(項目 No.1 ~ No.5)							
①主要なアウトプット情報 項目 No.1 ~項目 No.5 の項目別の記載を参照							
②主要なインプット情報 (注1)	2017 年度	20	18 年度	2019 年度	2020 年	连度	2021 年度
予算額(百万円)	107,33	33	-		-	-	-
決算額 (百万円)	103,13	33	-		-	-	-
経常費用 (百万円)	100,22	29	-		-	-	-
経常利益 (百万円)	Δ 11,22	22	-		-	-	-
行政サービスコスト (百万円)	100,26	53	-		-	-	-
従事人員数	1,37	70	-		-	-	-
(2)項目 No.1 の主要なインプット,	アウトプット	情報					
①主要なアウトプット情報	達成目標	目標値	2017 年度	2018 年度	2010 年度	2020 年	度 2021 年度
(定量指標)	(注2)	/ 年	2017 平及	2016 中及	2017 干及	2020 -	又 2021 干及
【指標 1-6】ABE イニシアティブ公約	900 人(注3)	250 人	279 人				
達成のための育成人材数 (長期研修等)	(2013-2017)		219 八	-	-		
【指標 1-6】Innovative Asia 公約達成	1,000 人(注4)	200 人	208 人				
のための育成人材数 (長期研修等)(人)	(2013-2017)			-	-		-
②主要なインプット情報 (注5)			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年	度 2021 年度
支出額(百万円)(注6)			20,242	-	-		
(注1) 中期目標脚注 2 の記載に基づ	(注 1) 中期目標脚注 2 の記載に基づき、目標単位を項目 No.1 から No.5 に細分していることから、「事業等のまと						

(注 1) 中期目標脚注 2 の記載に基づき、目標単位を項目 No.1 から No.5 に細分していることから、「事業等のまとまり」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

- (注 2) 日本政府公約である ABE イニシアティブ及び Innovative Asia に示されている達成目標を基に設定する。
- (注3) ABE イニシアティブの目標値: 2013 年から 2017 年に 900 人(2017 年度に 1,000 人達成)
- (注 4) Innovative Asia の目標値: 2017 年から 2021 年に 1,000 人
- (注 5) 項目 No.1 \sim No.4 \sim No.4 \sim No.5 \sim No.5 \sim No.5 \sim No.5 \sim No.4 \sim No.4 \sim No.5 \sim
- (注 6) 項目 No.1 \sim No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから, No.1 \sim 4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標参照箇所:

- 3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 (「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅) 中期計画参照箇所:
- 1.(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅) 年度計画
- 1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)ア 都市・地域開発
- ・ 持続可能な都市・地域の実現に貢献するため、都市開発マスタープラン (MP) 策定に係る事業を形成・実施する。その際、公共交通志向型都市開発の推進や、社会的弱者を含む利害関係者との合意 形成、回廊開発アプローチ等による都市と地域の均衡ある発展を推進する。
- ・ 特に、より合理的な交通需要予測手法を確立し、MP 策定支援への適用や更なる MP 活用策を打ち 出す。

イ 運輸交通・ICT

- ・ 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ等にも貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせたインフラや ICT 環境の整備に向けた事業を形成・実施する。その際、自然災害リスクの最小化やインフラ資産の運営・維持管理体制の強化、へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備等、インフラ全体の強靭性、包摂性、持続可能性の確保に配慮する。
- 特に、都市交通問題の解消に向けた日本の高度道路交通システム (ITS: Intelligent Transport Systems) 技術を東南アジアや南アジア等で活用する。また、日本政府の「戦略的イノベーション創造プログラム」事業との連携を通じた道路アセットマネジメントに関する東南アジアの中核人材の育成に着手する。
- ・ インドにおける高速鉄道事業では、設計や持続性に配慮した技術基準策定や人材育成等を支援する。また、各国での新たな都市鉄道システムの導入検討における持続的なシステムについては、基 幹交通網としての計画の妥当性や現地化にも配慮した運営・維持管理体制の適切性等を検討する。
- ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上
- ・ パリ協定や質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ等にも貢献するため、安定的で質の高い電力 供給とアクセスの向上に向けた事業を形成・実施する。その際、気候変動対策にも配慮し、各国の MP の策定・見直しや電力システムの高効率化、地熱等の再生可能エネルギーの導入に取り組む。
- ・特に,第6回アフリカ開発会議(TICAD VI: The sixth Tokyo International Conference on African Development)を踏まえ、地熱開発の試掘支援の着手、アフリカ東部パワープールのガス火力発電や送配電システムの拡充、効率的な運営・維持管理の実現のための IoT(Internet of Things)活用に向けた人材育成を行う。
- ・ 「ハイブリッド・アイランド・プログラム」では、太平洋島しょ国に対する広域支援を継続すると ともに、カリブ海諸国等での安定的な電力供給と燃料消費削減を両立可能な最適電力系統に係る類 似協力の展開を開始する。
- ・ 「資源の絆プログラム」では、国内の産学官のネットワークを最大限に活用、強化し、資源関連の

研修の実施や帰国研修員に対するフォローアップを行う。

エ 民間セクター開発

- ・ TICAD VI 及びアジア地域での産業人材育成協力イニシアティブでの公約達成にも貢献するため、 産業振興政策の立案及び実施能力の向上、並びに産業人材育成に資する高等教育機関の能力向上や 育成拠点となる機関の機能強化に向けた事業を、アフリカでの TICAD 産業人材育成センター及び アジアでの高等教育機関や日本センターを中心に形成・実施する。
- ・ 特に、「アフリカのための産業人材育成(ABE: Afirica Business Education)イニシアティブ」や「Innovative Asia」を通じて本邦大学での教育及び本邦企業での実務研修を行う。また、アフリカでのカイゼンの面的展開及び標準化のため、アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD: New Partnership for African Development)事務局との協力による「カイゼン・イニシアティブ」の立上げについて合意する。
- ・ 海外直接投資促進のためのアドバイザー派遣では、日本企業への現地情報の発信や経済特区開発に 関する教訓の取り纏めも行う。

才 農林水産業振興

- ・ 農家の収入向上や開発途上地域の農産品輸出促進の実現を目指し、フードバリューチェーンの改善や農産物の付加価値向上に向けた事業を形成・実施する。また、TICAD VI の公約達成にも貢献するため、小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP) アプローチの広域展開や展開国での技術指導者や小農の育成を支援する。
- ・ 特に、各国での SHEP アプローチ普及に係るノウハウを取りまとめ、広域セミナーを通じて各国関係者と共有する。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

- ・ 健全な政府財政や金融市場等の基盤の実現や開発途上地域の国内資金動員の実現に向けた事業を 形成・実施する。また、開発途上地域のニーズに幅広く対応するため、国内関係省庁や国際機関と 連携し、金融および公共財政管理分野の研修を実施する。
- ・特に、アジア諸国における日本の知見を活用した証券市場整備に関する新規事業の形成、並びに、 国内資金動員・国際課税や公共財政管理の能力向上に係る支援や、東部アフリカ地域におけるワ ン・ストップ・ボーダー・ポスト (OSBP: One Stop Boarder Post) の域内マニュアルの適用・普及 促進を図る。

主な評価指標(定量的指標及び実績は 2.(2)参照)

- ・ 都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況 (SDGs Goal 11 関連)
- ・ 地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及び ICT 環境整備に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 9 (9.1, 9.c) 関連)
- ・ 強じんな保健システムの構築に資する,感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 3 (3.3, 3.d) 関連)
- ・ 質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改善に資する、低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 7 関連)
- 現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する,産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上,産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況(SDGs Goal 8 (8.1, 8.2, 8.3, 8.5, 8.6, 8.8, 8.9), Goal 9 (9.2, 9.5) 関連)
- ・ 産業基盤の強化に資する,職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 4 (4.3, 4.4) 関連)
- ・ 生産者所得向上に資する,市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化に係る支援の 実施状況 (SDGs Goal 2 (2.3, 2.a) 関連) 適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発

展に資する,財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 8 (10, a), Goal 10 (4, 5), Goal 17 (1) 関連)

3-2. 業務実績

No.1-1 都市・地域開発

関連指標	2017 年度	基準値
持続可能性分析を含むマスタープラン策定都市数	3 件	3 件
公共交通志向型開発戦略提案数	5 件	5 伴
ステークホルダー会議開催数	95 回	14 回 ³

(1) 持続可能な都市・地域開発に貢献するマスタープラン(MP: Master Plan)の策定支援

・ 持続可能性分析を含むマスタープランを 3 都市で新たに策定した(タイ「未来型都市持続性推進 プロジェクト」, ラオス「ルアンパバーン世界遺産の持続可能な管理保全能力向上プロジェクト」, キューバ「全国運輸マスタープラン策定プロジェクト」)。

① 公共交通志向型都市開発(TOD: Transit Oriented Development)の推進

- ・ 公共交通志向型開発戦略の提案を新たに 5 件行った(フィリピン「メトロセブ都市交通システム開発マスタープランプロジェクト」,タンザニア「ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクト」,ミャンマー「ヤンゴン都市圏開発の課題整理のための情報収集・確認調査」,ボリビア「サンタクルス都市圏交通マスタープラン策定プロジェクト」,ケニア「ナイロビ都心総合交通システム及び環状線事業計画策定プロジェクト」)。
- ・ フィリピン第二都市のメトロセブ都市圏での急激な都市化や人口増加に伴う交通渋滞等の抜本的な改善に向けて、公共交通ネットワークの最適化を含む都市交通 MP 策定の現地調査を実施した。早期の事業化を目指し、MP の骨子検討と並行して調査の前半から優先開発プロジェクト案の情報整理及び関係者間協議や意見交換等に取り組み、特にセブ本島とマクタン島を結ぶ橋梁について今後両国の議論を深めることとなった。
- ・ ケニアのナイロビ市都心での深刻な交通渋滞や事業計画の相互調整不足による無秩序な開発に対し、「ナイロビ都心総合交通システム及び環状線事業計画」の MP で道路網や交通結節点の整備、及び公共交通の導入による都市部のモビリティ改善の必要性を提言し、総合的な都市交通システムの施策案を策定した。
- ・ 加えて、インドのアンドラ・プラデシュ州では、2024 年を目標とする新しい州都建設において、 鉄道・バス・道路等の州都地域の包括的な運輸・交通計画の策定に向けた現地調査及び各種交通調 査を実施し、緊急アクションプランを策定した。2018 年 2 月の州高官の来日時には、日本の運輸・ 交通システム及び計画策定プロセスを紹介し、日本の高度技術に対する高い評価を得て、今後の同 州の運輸・交通計画の議論につなげることとなった。

② 社会的弱者を含む利害関係者との合意形成

- ・ インフォーマルセトルメントへの配慮:マダガスカル「アンタナナリボ・トアマシナ経済支線 (TaToM)総合開発計画策定プロジェクト」では、洪水リスク地域に住むインフォーマルセトルメントの現状把握を含む現地調査を実施し、調査結果を総合開発計画へ反映する支援を行った。
- ・ 女性参画を重視した被災地域の復旧・復興支援:ネパールのゴルカ郡,シンドパルチョーク郡では

2 2015 年度実績

^{1 2015} 年度実績

³ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は, 56 回

開発計画の一部となる復興計画を住民参加型で策定した際に、男性の出稼ぎ労働者の多い地方部での女性の参加を重視し、女性組合の設立や女性を対象とする農業及び畜産活動の支援、並びに関連するトレーニング等を実施した。これにより女性による生業回復に向けた活動が始動し、女性組合による共助の仕組みが強化され、災害に強いコミュニティの礎が構築された。

③ 都市と地域の均衡ある発展の推進

- ➤ 西アフリカ「成長の環」回廊: 国境を越えた広域的な開発計画の策定を継続支援し、地域統合及び魅力的な共通市場の形成と投資環境の実現を目指す当該地域の産業開発及び回廊開発を組み合わせた MP を策定した。2018 年 1 月には対象 4 か国の大臣 7 名と西アフリカ諸国経済共同体(UEMOA: Union Economique et Monétaire Ouest Africaine) 理事 1 名が出席した Joint Steering Committee 会議にて、回廊開発計画と実施枠組みが公式に承認された。ガーナ「国際回廊改善計画」(2017 年 3 月贈与契約(G/A: Grant Agreement)締結)のうち、テマ交差点の立体化ポーションが 2018 年 2 月に着工。ブルキナファソ「ワガドゥグ東南部タンソババイパス道路改善計画」(2017 年 8 月 G/A 締結)及び「グンゲン ファダングルマ間道路整備事業」(2018 年 2 月借款契約(L/A: Loan Agreement) 調印)並びにコートジボワール「第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画」(2018 年 3 月 G/A 締結)、「アビジャン立体交差建設事業」の協力準備調査を実施し、各国 MP の策定及び実施を進めた。
- ・ 全国総合開発計画(ブータン):日本の包括的な全国総合開発計画の策定経験を活かした都市と地方の均衡ある開発と地方の過疎化防止に向けた施策の提案のため、機構の支援で実施した第三回国民総幸福量調査結果等の既往統計データの解析等を通じてブータン国内の現状分析及び地方部の過疎要因を特定した。また、公共事業・定住省、国民総幸福量委員会をはじめとする関係省庁の高官を招聘し、日本の自治体(島根県海士町・長野県飯田市)の地域振興・過疎対策に係る取組を紹介し、その結果を踏まえてブータン全国総合開発計画に係る開発ビジョンを策定した。

No.1-2 運輸交通・ICT

関連指標	2017 年度	基準値
旅客数及び貨物量	旅客数:945 千人/日	
	貨物量:344 千トン / 日,3,501TEU/日,	4
	2,192 台 / 日, 2,207 百万トン・km/ 日	
運輸交通に係る研修実績数	854 人	860 人5
運営・維持管理の協力数または支援との連携数	23 件	17 件 ⁶

(1) 相手国の発展段階に応じたインフラ整備

① 日本の高度道路交通システム (ITS) の展開

- ・ カンボジアの首都プノンペンで 100 か所の交差点信号機(日本方式の信号制御 MODERATO)及び交通管制センター等を導入したほか、ウガンダでは信号交差点の導入・維持管理、交差点を中心とする交通量管理の能力強化等を支援し、カンパラ市中心部の交通管制センターの整備と32 か所の交差点の MODERATO 導入や改良工事に向けた調査を実施し、2018 年度以降の協力内容の検討を行った。
- ・ インドのベンガルール都市圏における交通渋滞の緩和と都市環境の改善に向けたMODERATO 等の交通管制機器を導入する事業を形成した。

⁴ 新たに統計を取る取組のため基準値なし

⁵ 前中期目標期間 (2013-2015) 実績平均

⁶ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

- ・ 課題別研修「ITS(高度道路交通システム)実務」において,東京大学生産研究所,ITS-Japan,JICA研究所等の産学官連携により日本のITS技術の有用性を伝えるプログラムを実施するとともに,研修の効果発現に向けてアジア・アフリカ地域を中心に12か国19名の帰国研修員のアクションプランの活動を遠隔支援するとともに,2018年5月スリランカでの現地フォローアップセミナーの開催に向けて帰国研修員の準備を支援した。
- ② 道路アセットマネジメント人材育成支援
- > 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP: Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion)」との連携: 道路アセットマネジメントに係る最先端の研究・開発を実施している内閣府の国家プロジェクト「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」(以下、SIP インフラ)との間で協力覚書を締結(2017 年 10 月)。また、開発途上地域での効果的・効率的な道路行政の実現に向けた支援体制として、SIP インフラの研究関係者、東京大学を含む全国の 13 大学、インフラ事業者及び自治体等からなる協力体制を整え、道路アセットマネジメント技術の海外展開及び人材育成推進のためのプラットフォームを構築した。2018年3月にはベトナム「道路維持管理能力強化プロジェクト・フェーズ 2」のカウンターパート(C/P: Counterpart Personnel)15 名に対し、東京大学による SIP 連携の研修を実施し、点検データの分析や同データを基にした補修予算推計及び健全度推移予測といったデータ活用方法の演習を実施した。
- ・ 研究支援: 各国に適した道路アセットマネジメント手法の研究のために長期研修を実施し、ラオスから3名の受入を支援したほか、カンボジアでは人選や研究コンサルテーションに取り組み、2名が東京大学、北海道大学に合格した(2018年4月入学)。
- ・ **自立的且つ包括的な人材育成**:フィリピン「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクト・フェーズ 3」,パキスタン「橋梁維持管理プロジェクト」,ザンビア「橋梁維持管理能力向上プロジェクト」及びエチオピア「アジスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト」では,C/P機関の高官来日時や合同調整委員会で,協力終了後の自立的な中核人材育成のための支援策を協議し、パキスタンとエチオピアでは両国でのインフラ長寿命化技術やアセットマネジメント技術の定着を目指した研究・開発に係る支援(長期研修)について協議を行った。
- ➤ コンゴ民主共和国「キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画」:5月に第2次改修計画が完了し、約12km の道路拡幅、舗装修復、道路排水施設整備等の改修を通じて首都キンシャサ市の経済活動の活性化及び首都機能の回復に貢献した。また、日本企業による施工品質に加え、工事中の安全対策や迂回路計画、粉塵対策等、周辺住民に配慮した施工計画が相手国政府から高く評価され、ポワ・ルー通りは「日本コンゴ大通り」に改称された。また、実施中の技術協力「道路維持管理能力強化プロジェクト」では維持管理能力に係る人材育成を行い、建設工事から適切な維持管理まで、一貫して日本の高い品質によるインフラ支援に取り組んだ。
- > シハヌークビル港湾公社の一部株式を取得(カンボジア): カンボジア唯一の大水深港のシハヌークビル港に対して、機構は有償資金協力、無償資金協力、技術協力を通じてインフラ整備及び運営能力強化を継続的に支援。6月にシハヌークビル港湾公社(PAS)はカンボジア証券取引所に上場し、機構は新規公開株式のうち戦略投資家への割当分を取得。今回の株式上場によりPAS が調達する資金は、クレーン増設やオフドックヤード整備等、貨物取扱の能力向上に充てられる予定。同港では「新コンテナターミナル整備事業」を実施し、コンテナターミナルの経営・技術向上に係る支援も今後予定されており、PAS の支援強化による港湾運営の効率化、国際競争力の向上、経営能力の改善を通じて、カンボジアの貿易促進が期待される。
- ③ インフラ及び物流における安全性・安心性の確保
- ・ ホンジュラス共和国「国道 6 号線地すべり防止計画」:ホンジュラスとニカラグアの首都を結ぶ 国道6号線で、山岳地帯の落石及び地すべり等自然災害リスクへの対応と円滑な交通の確保のため に、地すべりリスクの高い 3 地区での継続的なモニタリングを通じたC/P への技術移転と対象地区

の地すべり対策工事を支援する無償資金協力の協力準備調査を実施(2017 年 9 月 G/A 締結)。

- ・ **ニカラグア「リオ・ブランコ・シウナ間橋梁・国道整備事業**」:首都と北カリブ海自治地域を結 ぶ国道21B号線の4橋梁の架け替えとアクセス道路の整備事業に向けたL/A を2017年10月に締結。近 年,老朽化及び腐食が著しく落橋の危険性が指摘されていた4橋梁の安全性・安心性の確保と,そ れによる旅客量・貨物量の増加,さらには農畜産品の流通・輸出促進を通じた農業・畜産業開発が 期待されている。また、中南米地域で初めて本邦技術活用条件(STEP)が適用され、日本の災害に 強い質の高いインフラ技術の導入が計画されている。
- ・ サモア独立国「ヴァイシガノ橋架け替え計画」:首都アピア市内の幹線道路上に位置するヴァイシガノ橋の架け替えを目的とした無償資金協力のG/A を2017年7月に締結。同橋は首都と同国唯一の商港であるアピア港及びファガリ空港をつなぐ主要幹線道路上に位置しており、アピア市のあるウポル島の道路ネットワークにおいて重要な橋梁として位置付けられているが、老朽化と塩害による損傷の進行で架け替えが喫緊の課題となっていた。サイクロン等の自然災害に強い幹線道路の確保と大型車の通行再開を含む輸送力強化に資することが期待されている。
- ・ モザンビーク「カーボデルガード州国道 380 号橋梁整備計画」: モザンビーク- マラウイ間のナカラ回廊上の3橋梁の改修に係る無償資金協力のG/Aを締結した。国道380号線はムトゥワラ回廊とナカラ回廊の2回廊を連結する役割を担い、また、同国北部のインド洋ロヴマ沖の天然ガス開発を進めるうえでの重要なアクセス道路となる。対象橋梁は仮設橋のため大型車両の通行が困難かつ雨季には通行不能となる期間が生じるなど、当該地域の物流への影響や老朽化による落橋の危険があったが、本事業により同地域の南北物流網が改善され、周辺地域の交易の活性化、地域経済の開発促進及び物流の安全性・安心性の確保が期待される。
- ・ ミャンマー「マンダレー港整備計画」:同国の内陸水運で最も重要な河川港の一つであるマンダレー港に対し、接岸施設建設、荷役施設の機械化、ターミナル建設等、近代化に向けた整備のために、無償資金協力「マンダレー港整備計画」にかかる協力準備調査を実施した(2018年3月G/A 締結)。本事業により当国の内陸水運による交通・物流の効率化が期待される。

(2) 各協力手法・取組の相乗効果の発揮

- ・ ケニア: モンバサ港周辺のコンテナターミナル及び東アフリカ北部回廊に接続する道路並びにモンバサ南部地域へのバイパス道路の建設を計画する有償資金協力「モンバサ港周辺道路開発事業(第二期)」(2017年7月L/A 締結)では、同港を起点とする物流の円滑化とケニア及び東アフリカ地域全体の経済社会発展への貢献が期待される。また、同国で実施中の技術協力「道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト(フェーズ 3)」(2016-2019年)で支援する外部委託契約の標準入札書類等を活用した適切な維持管理の実施が期待される。
- ・ モンゴル: 実施中の有償資金協力「新ウランバートル国際空港建設事業」と技術協力「新ウランバートル国際空港人材育成及び運営・維持管理能力向上プロジェクト」を通じ、日本における開港、空港移転のノウハウを活用し、施設整備から人材育成、制度設計までの一貫した支援を行うことで、空港全体の運営・維持管理能力の強化が期待される。
- ・ ネパール:技術協力「補給管理センター及び航空路レーダー管制業務整備プロジェクト」を通じて、 無償資金協力「トリブバン国際空港近代化計画」で導入された同国初となる航空路監視レーダーの 運用能力の向上を支援した。また、航空保安機材の運用中部品及び予備品を適切に管理するために 我が国で開発・運用されている「補給管理センター」の導入を支援した。

(3) ICT 整備の具体的な実施状況

・ **南々協力を通じたサイバーセキュリティ技術の展開**:インドネシアでの情報セキュリティ第三国研修に参加した東ティモールが同国初の政府情報セキュリティチーム(TLCSIRT)を設立したのに対し、組織運営に係る法整備や情報セキュリティ技術の能力強化を支援。2017年9月にはインドネシ

ア人2 名を含む専門家チームがワークショップと政府関係者向けの情報セキュリティ啓発セミナーを開催(100名以上参加)。また、12月にはインドネシア人専門家3名がTLCSIRT職員約20 名にサイバー攻撃への対応や攻撃時のデータ分析・解析等に係るワークショップと政府職員を対象とする情報セキュリティセミナーを開催した(100名参加)。

- ▶ 地上波デジタル放送日本方式 (ISDB-T) の海外展開支援:日本政府の「インフラシステム輸出戦略 (2017年改訂版)」及び「海外展開戦略(情報通信) (2017年策定)」を踏まえ、ISDB-T 採用国に対しての技術協力、資金協力を実施している。スリランカではISDB-T の放送網整備に係る円借款事業の実施促進調査として、周波数計画策定、地デジ移行ロードマップ策定、技術規格策定支援等を実施した。また、ボツワナではアナログ放送停波(ASO: Analogue Switch Off)に向けた支援を行い、日本以外では初めてのASOリハーサルを同国地方都市で成功させた。
- ・ トランスフォーム・アフリカサミット (TAS: Transform Africa Summit) 2017: 公式スポンサーとして機構役員が登壇し、81か国より国家元首含む3,800名が参加するなか、日本のICT協力について周知した。また、ルワンダで「ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト」を開始し、スマートフォンや地域工房のファブラボ (Fab Lab) 等の革新的な技術を開発課題の解決に活用するための環境づくりを支援した。

(4) 持続性の高い新たな都市鉄道システムの構築に向けた具体的な施策の実施状況

① インド高速鉄道事業支援

・ 円借款により整備を実施予定のインド初の高速鉄道開業に向けて詳細設計や制度整備等を支援し、インド高速鉄道公社やインド鉄道省等をはじめとするインド高速鉄道関係者を対象に、幹部向けの研修(2回)と技術者・実務者向けの研修(7回)を実施した。研修では、日本の駅設備や車両の視察、日本の新幹線の整備・運行・維持管理の各種技術に係る講義等、高速鉄道の導入準備に向けた様々な技術移転を行った。

② 都市鉄道等による基幹交通網の運営・維持管理の向上

- ・ ベトナム「ホーチミン市都市鉄道建設事業」: これまでのホーチミンでの都市鉄道建設及び都市鉄 道運営会社の設立支援を踏まえ、持続性の高い都市鉄道の構築のため「ホーチミン市都市鉄道規制 機関及び運営会社能力強化プロジェクト (HCMTC2)」を実施し、都市鉄道規制の作成や都市鉄道 運営会社のシステム整備、及び運営維持管理能力の向上を支援した。
- ・ フィリピン「南北通勤鉄道事業」: 既存交通との調和化によるマニラ首都圏の渋滞緩和への貢献のため、マニラ市内ツツバンとマニラ首都圏近郊北方マロロス市間の約38km を結ぶ「南北通勤鉄道事業」の詳細設計調査を終え、事業の具体化に向けて「マロロスークラーク鉄道事業(北伸事業)」及び「南北鉄道事業南線(通勤線) (南伸事業)」の詳細設計を開始した。南伸事業はマニラ首都圏を縦断し既存国鉄路線に近接する難易度の高い工事が見込まれるところ、本邦鉄道技術の活用による質の高い鉄道整備を支援した。
- ・ ミャンマー「鉄道車両維持管理・サービス向上プロジェクト」: 有償資金協力で整備が進められているヤンゴン・マンダレー鉄道(約620km)及びヤンゴン環状鉄道(約46km)の改修事業で導入される日本の鉄道システム(車両含む)の現地適用化に向けた技術移転や運営体制の構築のため、「ミャンマー国鉄道車両維持管理・サービス向上プロジェクト」で、車両メンテナンス及び旅客サービスに係る技術支援を実施。
- ・ 自動案内軌条式旅客輸送システム(AGT: Automated Guideway Transit)整備: カンボジア初の都 市鉄道整備となるプノンペン都市鉄道整備事業の事業化調査(F/S: Feasibility Study)でAGTの導入 を提案予定。路線間の接続性、相互乗り入れ、バスとの交通結節点整備、路線の拡張性、維持管理 の持続性、経済及び道路渋滞へのインパクトを考慮した費用対効果等の観点で検討。また、ケニア、 ナイジェリアでのAGT整備事業を想定するF/S、及びMP 策定を支援。AGT、モノレール等の新交通 システムは対応可能な企業が限られるため、最適な交通システムの導入に向けて案件形成段階から

No.1-3 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

関連指標	2017 年度	基準値
初期電化・供給増・安定化等の裨益想定人口	113 万人	385.5 万人7
質の高いエネルギー分野の研修実績数	559 人	582 人 ⁸
うち, 資源の絆研修実績数	うち 17 人	うち 9 人
電力開発に係る新規計画策定数	10 件	19 件 ⁹

(1) 安定的かつ質の高い電力供給とアクセス向上に向けた具体的な施策の実施状況

① 気候変動対策への配慮

- > スリランカ電力 MP等: 2040年を目標年とした長期電源開発計画及び送電線開発計画を策定した。本事業では、スリランカ政府の意向や世界的な潮流を踏まえ、電源計画策定の過程で経済性の評価のみならず、環境面及びエネルギー安全保障面を点数化し、様々なケースの比較検討を経て最適とされる計画を策定した。また、パラオ送配電MP やラオス電力系統MP も実施した。
- ・ 電力システムの高効率化:パキスタン,バングラデシュ,エジプトを対象とし,現地調査等による 課題の特定とその結果を踏まえて,本邦研修等にて火力発電所の効率的な運用・保守に係る能力開 発を行うために「火力発電所運営・維持管理能力向上プログラム」を実施した。今後の類似事業で 協力の質を向上するため,エネルギー効率利用課題に関し3か国を対象とした技術協力実施に係る 一括契約を締結し,その教訓を踏まえて同分野の協力に係る執務参考資料を作成する予定。
- ▶ 再生可能エネルギーの導入:ニカラグア等で調査を含む試掘支援を実施。パラオでは国家政策に基づき、電力系統における再生可能エネルギー発電量45%を目指したロードマップの策定支援と安定的に供給を行うための系統計画を検討し、併せて実施に向けた課題等も整理した。また、エジプトの紅海沿岸ハルガダ市での、20MWの太陽光発電と系統安定化用に10MWの蓄電システムを整備するための円借款の詳細設計を実施した。

② TICAD VI等への貢献

- ・ 地熱開発: エチオピアで調査を含む試掘支援を実施し、新たにジブチで試掘実施能力の向上を図る 開発計画調査型技術協力の討議議事録 (R/D: Record of Discussions) を署名した。また、ニカラグアでも試掘に関する有償資金協力のM/Dを署名した。
- ・ **東部パワープールのガス火力発電や送配電システム**: モザンビーク, タンザニア等で発送変電の拡充に向けた調査等を実施。タンザニアでは天然ガスの開発と活用に係る計画策定を支援した。
- ・ **IoT (Internet of Things) 活用に向けた人材育成**:ケニアの地熱発電所でIoTを活用した運営維持管理のための人材育成を国際連合工業開発機関 (UNIDO: United Nations Industrial Development Organization)と連携し引き続き実施。基礎情報収集・確認調査を通じて必要な機器の仕様を検討し、UNIDOに情報を提供した。

(2) 「ハイブリッド・アイランド・プログラム」の実施

・ フィジーを拠点とする広域の技術協力「大洋州地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト」で、長期専門家の派遣により活動が本格化し、現地セミナー及びWSの開催、本邦研修やC/Pのハイブリッド発電システムに係るキャパシティアセスメントを実施した。また、トンガ向け風力発電設備は無償資金協力の入札が完了し調達を準備したほか、ガイアナでは再生可能エネルギー電源開発

⁷ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

⁸ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

⁹ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は, 76 件

と電力系統安定化に向けた無償資金協力に係る準備調査が完了した。

(3) 資源の絆プログラム

・ 開発途上国地域の資源分野の人材を育成し、長期的に知日派・親日派を育て、日本の資源関係者との人的ネットワークを強化する目的で「資源の絆プログラム」に2013年度から取り組んでいる。国内産学官のネットワークを強化し新たに9か国より17名の留学生を受け入れたほか(累計72名)、サンプル採取と資源国の鉱業関係機関とのネットワーク形成を目的とした海外フィールド調査を48件、本邦企業及び行政機関等でのインターンシップ等(2017年度内5件)を実施した。併せて帰国モニタリング手法の改善等、帰国研修員のフォローアップの強化に取り組んだ。

No.1-4 民間セクター開発

関連指標	2017 年度	基準値
貿易・投資促進や経済特区開発等に係る協力数	81 件	38.5 件10
職業訓練・高等教育機関の能力向上等に係る協力数	2 件	9.5 件11

(1) 産業振興政策の立案と実施能力の向上

- ① アフリカ開発のための新しいパートナーシップ (NEPAD: The New Partnership for Africa's Development) 事務局との連携を通じた生産性向上のためのグローバルネットワークの構築
- ➤ アフリカ・カイゼン・イニシアティブの立上げと生産性向上機関のネットワーク化:第6回TICAD での安倍総理大臣の宣言を踏まえ、NEPAD事務局と「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の合意文書(Letter of Agreement: LOA)に署名し、NEPADカイゼンユニットへの専門家派遣、及びアフリカでのカイゼンの普及に向けたNEPADポジションペーパーの作成を支援した。また、同イニシアティブ中核国のタンザニア、ザンビアで第2フェーズ案件を開始、カメルーンでは第2フェーズ案件のR/Dを署名。さらに、第2回カイゼン知見共有セミナーをケニアで開催し、アフリカ各国に加えてマレーシア、アルゼンチン等カイゼン先行国からの生産性向上機関の参加を得て、アフリカ、日本、アジア、中南米をつなぐ生産性向上機関のネットワークを強化した。また、アルゼンチンで開始したカイゼンプロジェクトではアフリカ諸国向け第三国研修の実施等、アフリカと連携したカイゼンの展開を検討した。
- プロジェクト研究等: これまでのカイゼンプロジェクトの成果を基に、アフリカでのカイゼン事業の標準モデルの検討のため、プロジェクト研究「アフリカ地域カイゼン支援にかかる標準アプローチ策定調査」を実施。現地コンサルタントの育成に向けたアフリカ地域の標準カリキュラムを策定した。
- ・ 他の事業との連携:エチオピアでは、カイゼンプロジェクトと連携しつつ、円借款「女性起業家支援事業」附帯の技術協力である「企業の成長を目的としたビジネス・ディベロップメント・サービス強化プロジェクト」に関する詳細計画を策定し、2018年5月にR/Dを署名した。

② アジア・アフリカ地域等における産業振興政策の強化

主にアジア地域で、日本企業と現地企業のリンケージ強化を図るべく、投資促進と産業振興を一体的に支援する取組みを開始している。

- ・ ミャンマーの長期投資促進計画支援:外国投資促進による産業振興支援のため、ミャンマーの長期 投資促進計画の策定支援を含む投資促進・輸出振興の情報収集・確認調査を実施。同計画はミャン マーでの2018年内の閣議承認に向けて、相手国政府内で決裁中。
- 投資促進と産業振興の一体的支援:バングラデシュの投資促進,ビジネス環境改善,経済特区開発

¹⁰ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は, 154 件

¹¹ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は, 38 件

及び産業振興を一体的に支援する「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」を開始。日本・バングラデシュ官民合同経済対話とも連携して政策・制度の改善に向けた協力を開始した。また、エチオピア「産業振興プロジェクト」では、産業政策立案、投資促進・工業団地開発、国際市場をターゲットとする産業の育成による貿易促進を包括的にし、本邦企業のエチオピア進出支援を視野に入れた事業展開に着手した。

- ・ 自動車等の主要産業振興支援と現地企業の育成:インドネシアの自動車,電気電子及び食品加工分野の国際競争力強化に向けて政策対話を含めた調査を実施し,各政策の方向性を検討。フィリピンでは,産業競争力向上のため自動車産業政策を策定し,投資促進,産業人材育成及び現地企業育成に係るパイロット活動を通じて同政策の実施を支援した。また,アルゼンチンのカイゼンプロジェクトでは日系自動車企業と連携し,サプライヤー候補の現地企業にカイゼンの技術指導を実施。さらに,メキシコでは自動車産業クラスタープロジェクトのR/Dを署名し,今後の日系自動車企業4社との連携を通じた現地サプライヤーの育成を計画した。
- ・ ベトナム中小企業支援法:「日越共同イニシアティブ」を通じて助言してきた中小企業支援法の成立 (2017年6月) を受けて、施工後の支援に向けてパイロット事業等を含む調査を実施した。

(2) 日本センター等の人材育成機能強化

- ▶ ベトナム:第3都市ハイフォン市の現地企業経営者が日本式経営を学ぶ「ハイフォン経営塾」の第1期生が5月に研修で来日。北九州市の協力を得て本邦企業とのビジネスマッチングを開催し、217件の提携・交渉を行った。また、ベトナム日本センター(ハノイ)がしずおか信用金庫と連携して現地企業約30社と静岡県企業10社のビジネスマッチングイベントを開催し、本邦企業の10社中5社が現地企業と継続的にコンタクトする意向を示した。
- ・ ミャンマー: 現地企業19社(都市開発・建設業,製造業・加工業等)のCEOをミャンマー日本センタープロジェクトの本邦研修で招聘した際,東京及び大阪で中小企業基盤整備機構と共催で商談会を開催し,162社の本邦企業の参加を得た。
- ▶ ラオス: ビエンチャン在住のビジネスマン向けの「LJI ビジネスカフェ」や、若手企業家育成のための「スタートアッププログラム」、及び中小企業経営者向けに半年間のマネジメント研修を行う「経営塾」を新たに開始し、参加型手法で且つ現地に適したプログラムの提供を通じて実践力の高い人材育成に取り組んだ。
- ・ TICAD 産業人材育成センター:カイゼンプロジェクト等を中心に、起業家及び中小企業への包括的支援枠組みの構築をアフリカ地域で推進中。特にエチオピアではTICAD 産業人材育成センター (無償2月閣議付議)を拠点として、生産性向上 (カイゼンプロジェクト)、ビジネス・経営 ((BDS: Business Development Services) プロジェクト)等企業支援のワンストップサービスを提供するプラットフォームの構築を開始。

(3) 政府公約等への貢献

① アジアにおける産業人材育成

- ・ 2015年日・ASEAN 首脳会議の公約達成に係る産業人材育成支援:政府公約(2015~2017年の3年で40,000人育成)を達成。主なプログラムの一つである ASEAN 工学系高等教育ネットワークプロジェクト(AUN/SEED-Net)を通じ、ASEANのトップ大学26校と本邦大学14校との間でネットワークを構築し、人材育成及び国際共同研究を実施。ベトナム・日越大学、カントー大学、マレーシア日本国際工科院、インドネシア・ハサヌディン大学、ミャンマー・ヤンゴン工科大学、マンダレー工科大学、東ティモール国立大学といった、各国における工学系の拠点大学を中心に、教育・研究能力の強化を図り各国の持続的成長に資する高度人材の育成を支援した。
- ・ Innovative Asia: 9月よりアジア地域12か国60 校の大学及び大学院から、主に情報技術とIoT、人工 知能等の科学技術分野及び工学分野を専攻する152名の長期研修員の受け入れを行った。

② アフリカにおける産業人材育成

- ➤ **ABEイニシアティブ**:政府公約(2013~2017年に900名受入)に対し,2017年度受け入れ分で累計 1,100人を達成し、公約目標を上回る留学生を受け入れた。およそ全員が夏期インターンに参加し、うち第1期生の約半数が修了時インターンに参加。企業や研修員間の交流イベントに積極的に取り 組んだ結果、インターン受入企業も65社(第1期)から100社(第2期)に、さらに ABEイニシアティブ登録企業も当初の100社から約470社に増加するなど、アフリカ地域への本邦企業の関心拡大に貢献した。
- 》 汎アフリカ大学科学技術院 (PAU: Pan African University), エジプト日本科学技術大学 (E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology) 等, 拠点大学への協力: ジョモ・ケニヤッタ農工大学に設置された汎アフリカ大学東部拠点の汎アフリカ大学科学技術院 (PAUSTI) の教育・研究能力の強化支援を通じ,2017年度に19か国42人の修士を輩出した。また,エジプト日本科学技術大学では工学系大学院でアフリカ諸国7か国から留学生を受け入れており,2017年度は10名の留学生が入学し,修了生は35名 (博士24名,修士11名) に上った。

(4) 海外直接投資の促進に向けた取組

本邦企業への現地情報の積極的な発信や経済特区開発に関する教訓の取りまとめを行った。

- ・ アジア地域投資セミナー:機構主催、日本貿易振興機構(JETRO: Japan External Trade Organization)、中小企業基盤整備機構及び日本アセアンセンター後援でセミナーを開催し、民間企業、コンサルタント、金融機関及び政府関係機関から200名以上の参加を得た。インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、ベトナム、モンゴルに派遣中の日本人専門家より各国の投資環境の説明を行い、セミナー後は24件の個別相談に対応するなど具体的な情報提供を行った。
- ・ アフリカ各国の投資セミナー: ザンビア, ガーナ(6月), エチオピア, モザンビーク(2月)の投資セミナーを開催し, 合計で約300名の参加者を得た。また, JETROと連携してモロッコ国別研修「ビジネス・投資改善」を開始し, 研修日程の一部でモロッコ投資セミナーを開催した。

No.1-5 農林水産業振興

関連指標	2017 年度		基準値
小農による市場志向型農業の推進 (SHEP アプロー	展開国数	23 か国	20 か国 ¹²
チ等) に係る展開国数及び研修実績数	研修人数・技術指導者	2,730 人	1,300 人 ¹³
	小規模農民	17,913 人	3 万人14
FVC に関連する事業の数 (新規)		7 件	4.25 件 ¹⁵

- (1) フードバリューチェーン (FVC) の改善や農産物の付加価値向上に向けた具体的な施策の実施状況
- ・ 農産物の安全性強化:パラグアイでは、胡麻の残留農薬対策強化による胡麻の輸出促進プロジェクトの詳細計画策定調査を行い、12月に協力を開始した。また、キルギス国内及び国外市場におけるユーラシア経済連合(EAEU: Eurasian Economic Union)基準に則った食品検査能力強化のためのプロジェクトの詳細計画策定調査を実施し、2018年度の開始に向けて準備を行った。
- **FVC政策強化支援**: フィリピンとの二国間農業対話では,機構のFVC 強化に関する取組を説明し, 今後の同国農業分野の協力の方向性を共有した。ミャンマーでは,3月に署名されたFVC ロードマ

¹² TICAD V 目標値の 2014 年度から 2015 年度実績

¹³ TICAD V 目標値の 2014 年度から 2015 年度実績

¹⁴ TICAD V 目標値の 2014 年度から 2015 年度実績

¹⁵ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は, 17 件

ップの実施支援のために政策アドバイザーを派遣し、FVC強化の新規案件形成に向けた基礎情報収集・確認調査を実施した。加えて、優良種子流通促進に係るプロジェクトを9月に開始した。

- ・ 民間の知見活用:インドネシア流通改善プロジェクトでは、フィリピンで中小企業支援事業(普及・ 実証事業)の実績を有するイーサポートリンク社と連携し、野菜集出荷場における青果物需給情報 システム整備のための中小企業支援事業(案件化調査)を実施している。
- ・ グローバル・フードバリューチェーン (GFVC) 戦略への貢献: ASEAN-FVC構築に向けた協力プログラム策定のための検討に着手し、2018年度のASEAN特設FVC構築支援に係る研修(農産物の安全管理体制強化、アジア地域バリューチェーン構築による地域アグリビジネス振興)の立上げに向けてASEAN事務局を含む関係機関との協議を行った。

(2) 小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP) アプローチの展開

- ・ 事業実施:10か国以上での技術協力事業,広域専門家の派遣(南アフリカ及びセネガル)及び課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興」の実施により、SHEPアプローチを活用した農業普及サービスの質の向上による小規模農家のエンパワメントや所得向上を支援した(2,730名の技術指導者及び17,913名の小農を育成)。また、ジンバブエ、ニジェール、タンザニアを対象に、新規の技術協力事業の形成に向けて詳細計画策定調査を実施した。
- ・ 実践のためのツール開発:農業普及員向けのSHEPハンドブック及びマルチメディア教材「SHEP アプローチ〜動機づけ理論に基づく「市場志向型農業振興」〜」を開発し、ホームページ上で公開し、現場の活動やJICA内外におけるSHEPの紹介において活用された。
- ・ 情報発信:SHEPホームページ(英語, 仏語)を新規に立上げ, 広報動画「市場を目指して小規模 農家が変わる アフリカ全土に広がるSHEPアプローチ」(日本語, 英語)を作成しユーチューブ上 で公開した(視聴件数約600件)。また, SHEPフェイスブックを通じて, SHEPに関する情報を発 信・共有した(投稿件数80件)。
- ・ 人材の育成: 内部人材向け研修(21名参加), コンサルタント向け勉強会(2回), 青年海外協力 隊向け勉強会(2回), 在外事務所員向け勉強会(2回), 専門家会合(3回), 国内関係団体(大 学, 生産者団体)への講演等を通じて, SHEPアプローチ協力人材を育成した。

No.1-6 公共財政管理·金融市場等整備

関連指標	2017 年度	基準値
財政運営及び金融に係る研修実績数	393 人	328 人16

(1) 健全な政府財政や金融市場等の基盤実現に向けた具体的な施策の実施状況

・ 公共財政管理及び金融分野の課題別研修:各地域のニーズに応じた課題別研修として、金融分野では7コース(金融政策・中央銀行業務、金融規制監督、アジア地域証券取引所整備(アジア・ミャンマー向け)、アセアン地域債券市場整備、NIS地域金融システム安定化及び中小企業育成支援策、南部アフリカ地域開発金融機関のためのプロジェクトバリューチェーンの強化)、公共財政管理分野では国税庁及び世銀と連携して6コース(国際税務行政(上級・一般)、アジア国際課税、税関行政(全世界、中南米)、公共財政管理・公的債務管理エクゼクティブ・プログラム(世銀連携))を実施した。一部のコースでは、各国で実施中の技術協力の関係者を積極的に受け入れ、現地専門家等との連携によるプログラムデザインの改善により、研修成果を現地でフォローする相乗効果が見られた。

-

¹⁶ 前中期目標期間実績 (2012-2015) 平均

- > ミャンマー中央銀行支援:無償資金協力で整備したミャンマー中央銀行基幹システムの利用促進のため、研修を通じて同国金融市場の近代化やシステム上の課題及び施策案を明確にした。同国の地場金融機関のIT化や決済システム開発のニーズを踏まえ、同システムの機能拡充に向けた無償資金協力の調査を実施し、2018年3月に閣議決定された。
- ・ **証券市場整備支援**: モンゴル「資本市場監督能力向上プロジェクト・フェーズ 2」, ベトナム「株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」の形成に向けて詳細計画策定調査を実施した。今後, これらプロジェクト実施を通じて, 両国の市場育成に向けた制度整備が進展することが期待されている。
- ・ アジア地域の税務行政支援: ラオス, ミャンマーで新規アドバイザー派遣を開始し, 申告納税制度 に向けた能力強化の協力を開始したほか, ベトナム「税務行政改善」では国際課税及び税源浸食と 利益移転 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) 等の課題に対応する協力を行った。
- ・ **資源国の財政管理能力強化**: PNG「資源収入管理能力向上プロジェクト」の詳細計画策定調査を実施し、11月にRDを締結した。
- ▶ 東部アフリカにおける国境手続き円滑化 (OSBP) の促進:東部アフリカ地域での「国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト」で策定されたOSBPマニュアルが、東アフリカ共同体(EAC: East African Community) の正式マニュアルとして承認された。また、同マニュアルに基づき、ケニア・タンザニア間のナマンガ国境でOSBPが試行導入され、さらに、2016年4月にタンザニア・ルワンダ間のルスモ国境で導入されたOSBPにより通関の所要時間がほぼ半減していることが定量的に確認された。

3-3. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項:

開発協力大綱でも重点課題として掲げている包摂性・強靱性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現に向けて、相手国のニーズを的確に把握した上で、様々なスキーム・リソースを活用した取組の一層の強化を図りつつ、日本政府と共に、相手国政府の関係機関との協議等を通じ、同国の政策・計画等に具体的に反映させていくことを期待する。(2016 年度主務大臣評価報告書、No.2「持続的経済成長」)

(2) 対応:

• 「質の高い成長」の実現に向けて経済成長の基盤となるインフラ整備や産業振興支援を推進した。具体的には、都市の持続可能性や社会的弱者等の包摂性に配慮した全国総合開発計画や都市開発・都市交通 MP の策定を支援し、また「質の高いインフラパートナーシップ」等の重要政策に基づき、特にアジアのインフラ支援の強化を含め各国の発展段階に応じた資金協力を推進し、技術協力との連携による維持管理能力強化等を支援した。また、「戦略的イノベーション創造プログラム」の大学等と連携し道路アセットマネジメントに係る最先端技術の適用や人材育成を行った。さらに、資源・エネルギーでは相手国ニーズを踏まえて気候変動に配慮したエネルギー開発を推進し、中長期的なエネルギー計画の策定支援と共に、エネルギービジネスの展開を見据えた民間連携での技術導入を推進した。民間セクター開発では相手国政府との対話を通じて投資環境整備と産業振興政策の一体的な支援を推進し、さらに「産業人材育成イニシアティブ」、「アジア地域投資促進・産業振興イニシアティブ」等に基づき高度人材の育成を促進。二国間農業対話等を通じてアジアにおける FVC 強化の取組を推進し、農作物の輸出促進に向けた生産・流通・輸出前検査や食品検査基準強化等に取り組んでいる。加えて、経済成長を支える資金調達・供給基盤の強化に向けて本邦企業、大学等との連携の下、特にアジア地域で中央銀 行を核とした金融セクターのシステム化、人材育成等を支援した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定:B

根拠:評価指標の目標水準を着実に達成していることに加え、以下のとおり年度計画に対して質的な成果や成果の最大化に向けた取組で所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 都市・地域開発

- 持続性,強靭性,包摂性に配慮し,3件のMP策定を完了。非正規居住者・女性等の脆弱層に配慮した地域開発の実施、日本の地域振興経験の共有。
- ◎ 地域統合と市場形成に向けた回廊開発の発展【③】: UEMOA, 西アフリカ4か国大臣による西アフリカ回廊開発計画・実施枠組の承認。3か国で6件の調査を促進。

2. 運輸交通・ICT

- 日本の高度道路交通システム活用による首都渋滞緩和と都市交通の改善。インフラ・物流の安全 性・安心性の確保。新たな都市鉄道の整備促進(インド、ベトナム、フィリピン、ミャンマー)。
- ハード(インフラ整備)とソフト(維持管理支援)の連携推進(ケニア,モンゴル等)。地上波デジタル放送日本方式の海外展開(スリランカ,ボツワナ)。
- ◎ 最先端技術の開発への適用【②】:内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」と連携し、最先端の道路アセットマネジメント技術を活用した海外展開・人材育成推進のプラットフォーム構築。
- ◎ **質の高いインフラ支援に対する高い評価【**④】:コンゴ民主共和国首都道路12キロメートル改修完了。施工品質,安全対策,周辺住民配慮で高い評価により「日本コンゴ大通り」に改称。
- 3. 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上
- 質の高いエネルギー分野研修559人, うち資源の絆プログラム17人受入。電力開発新規計画10件策 定。
- 気候変動配慮のエネルギー支援を推進:2040長期電源開発の検討(スリランカ)。国家政策の再生可能エネルギー45%ロードマップの策定(パラオ)。太陽光発電と蓄電システム支援(エジプト)。ハイブリッド・アイランド・プログラムの本格始動。
- ◎ **気候変動配慮等のアフリカエネルギー開発(TICADVI 貢献)**【①,⑤】:エチオピア,ジブチ地熱開発,タンザニア東部パワープールのガス火力発電,ケニア発電公社IoT 能力強化のUNIDO 連携,ビジネス展開を見据えた民間連携等の戦略的な取組。

4. 民間セクター開発

- 貿易・投資促進,経済特区開発等に係る協力数78件。投資環境整備と産業振興政策の一体的支援(ミャンマー長期投資促進,バングラデシュ・エチオピアでの包括的支援)。関係機関,JETROと連携した投資セミナー開催。
- ◎ カイゼンのグローバル展開・ネットワーキング【②】:カイゼンの知見共有でアフリカ、日本、アジア、中南米の生産性向上機関のグローバルネットワークを強化。
- ◎ 日本式経営と本邦・現地企業のビジネスマッチング【②,⑤】:ベトナム(ハイフォン経営塾), ラオス(LJIビジネスカフェ、経営塾)。
- ◎ **アジア・アフリカの高度人材育成**【①,⑤】: ASEANトップ大学26 校とのネットワーク構築, ABE イニシアティブ政府公約達成, PAU/E-JUST等アフリカ拠点大学支援。

5. 農林水産業振興

- SHEPアプローチ展開国23か国,技術指導者2,730人,小規模農家17,913人育成。フードバリューチェーン (FVC) による農産物安全強化支援 (パラグアイ胡麻の残留農薬対策強化やキルギス食品検査支援)
- 6. 公共財政管理·金融市場等整備
- 金融分野7コース,公共財政管理分野6コース(世銀,国税庁連携含む)の課題別研修を実施。証券市場整備(モンゴル,ベトナム)や税務行政(ラオス,ミャンマー)を支援。
- ◎ **日本型金融システム導入支援【**②】:ミャンマー中央銀行基幹システム(無償)の利用促進に向けた研修の実施。新規課題(地場金融機関 IT 化等)への対応。
- ◎ アフリカ国境通関支援の公的承認と成果発現【④】:OSBPマニュアルの地域経済共同体(EAC)での正式承認。国境の試行導入で定量効果を確認(通関手続き時間の半減)。

<課題と対応>

「質の高いインフラパートナーシップ」,「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」及び「自由で開かれたインド太平洋戦略」等の政策,並びに TICAD VI の政府公約等を踏まえつつ, SDGs 達成に向けて相手国の発展段階に応じた支援に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評定:B

<評定に至った理由>

開発途上地域の経済成長の基盤及び原動力の確保に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 都市・地域開発

持続可能性分析を含むマスタープランを、タイ、ラオス、キューバの3都市において新たに策定したほか、公共交通指向型都市開発の提案を、フィリピン、タンザニア、ミャンマー、ボリビア、ケニアの5事業において実施し、持続可能な都市・地域の実現に貢献した。

マダガスカルやネパールでは、インフォーマルセトルメントの現状把握を含む現地調査を実施し、調査結果を総合開発計画へ反映するなど、社会的弱者を含む利害関係者との合意形成に考慮した都市・地域開発に取り組んだ。

特筆すべき成果として,西アフリカ「成長の環」回廊の取組において,都市と地域の均衡ある発展の推進を考慮したマスタープラン策定等に取り組んだ結果,対象4か国の大臣等が出席する会議において,回廊開発計画と実施枠組が公式に承認されたことが評価される。

2. 運輸交通 · I C T

カンボジア、インドにおいて、都市交通問題の解消に向けた日本の高度道路交通システム(ITS: Intelligent Tarnsport System)の導入に取り組み、MODERATO等の日本方式の信号制御システムの活用を推進したことや、ホンジュラス、ニカラグア、サモア等において、自然災害リスクの最小化や、インフラ及び物流における安全性・安心性の確保、持続可能性の確保等に配慮した運輸交通インフラ整備を通じて、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブに取り組んだ。また、インド初の高速鉄道開業に向けて、幹部及び技術者・実務者向けの複数の研修や、詳細設計・制度整備等を支援した。

特筆すべき成果としては、機構が支援したコンゴ民主共和国首都道路が、日本企業による施工品質の高さ、工事中の安全対策や迂回路計画、粉塵対策等周辺住民に配慮した施工計画が<u>相手国政府から高く評価され、「日本コンゴ大通り」に改称された</u>ことは、質の高いインフラ支援に対する相手国政府からの高い評価を得られた事例と考えられる。また、道路アセットマネジメントに係る最先端の研究・開発を実施している内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」(以下、SIP インフラ)」との間で<u>協力覚書を締結し、SIP インフラの</u>研究関係者、東京大学を含む全国の13大学、インフラ事業者及び自治体等からなる協力体制を整え、

<u>海外展開・人材育成推進のプラットフォームを構築した</u>ことは、国内のリソースと連携して最先端技術を開発に適用するための取組として高く評価される。

3. 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

スリランカにおいて環境面及びエネルギー安全保障面を考慮した 2040 年までの長期電源開発計画 及び送電線開発計画を策定したほか、パラオにおいて発電に占める再生可能エネルギー割合 45%を目 指したロードマップ策定支援等を実施した。

フィジーを拠点とする広域の技術協力「大洋州地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト」は、長期専門家の派遣により活動が本格化し、現地セミナーや本邦研修等を実施した。また、資源の絆プログラムは国内産学官のネットワークを強化し、新たに9か国より 17 名の留学生を受け入れるなど、所期の目標を達成する成果を上げた。

特筆すべき成果として、エチオピア、ジブチにおいて試掘支援等の地熱開発分野の取組を実施したことや、モザンビーク、タンザニア等で東部パワープールのガス火力発電や送配電の拡充に向けた調査や計画策定を支援したこと、ケニア発電公社の IoT 能力強化を国際連合工業開発機関 (UNIDO) と連携して実施したことは、 TICAD VIに基づく我が国の取組へも貢献するものとして評価される。

4. 民間セクター開発

貿易・投資促進や経済特区開発等に係る協力として 81 件,職業訓練・高等教育機関の能力向上等に係る協力として、2件の事業を実施した。特に、ケニアで開催した第2回カイゼン知見共有セミナーにおいて、アフリカ各国に加えてマレーシア、アルゼンチン等の参加を得たことや、アルゼンチンのカイゼンプロジェクトでアフリカ諸国向け第三国研修を実施したこと、アフリカでのカイゼン事業の標準モデル検討のためのプロジェクト研究を実施したこと等、カイゼンの面的展開及び標準化に向けて多様なアプローチにより推進したことが評価される。

アジア・アフリカの高度人材育成として、アフリカでは ABE イニシアティブを通じて 2017 年度受入れ分で累計 1,100 人となり、政府公約 (2013~2017 年に 900 名受入) を上回る実績を達成した。同事業を通じて、インターン受入企業も 65 社 (第1期) から 100 社 (第2期) に、さらに登録企業も当初の 100 社から約 470 社に増加するなど、アフリカ地域への本邦企業の関心拡大という成果をもたらしたことは評価に値する。また、アジアにおいては 2015 年日・ASEAN 首脳会議の公約 (2015~2017年に 40,000 人育成) を達成し、Innovative Asia では 152 名の長期研修員の受入を行った。

日本式経営と本邦・現地企業のビジネスマッチングの取組として、ベトナム現地企業経営者が日本式経営を学ぶ「ハイフォン経営塾」の1期生が研修で来日し、<u>北九州市と協力してビジネスマッチングを実施した</u>ほか、ラオス日本センター(LJI)において、ビジネスマンを対象とした「LJI ビジネスカフェ」や若手企業家育成のための「スタートアッププログラム」、中小企業経営者向けの「経営塾」等を開始し、実践力の高い産業人材育成に取り組んだことを評価する。

5. 農林水産業振興

小規模農家向け市場志向型農業振興(SHEP) アプローチを23 か国で展開し、2,730 名の技術指導者及び17,913 名の小規模農民を育成した。また、フードバリューチェーン(FVC)による農産物安全強化支援として、パラグアイにおける胡麻の残留農薬対策強化や、キルギスにおける食品検査支援能力強化に取り組んだ。

6. 公共財政管理·金融市場整備

金融分野 7 コース、公共財政管理分野 6 コース(世銀、国税庁連携含む)の課題別研修を実施した。モンゴルやベトナムにおいて、証券市場整備に係る詳細計画策定調査を実施したほか、ラオス、ミャンマー、ベトナムにおいて税務行政支援を実施するなど、金融市場整備等の分野での協力を推進した。特筆すべき取組として、ミャンマーにおいて無償資金協力で整備した中央銀行基幹システムの利用促進に向けた研修を実施した他、地場金融機関の I T化や決済システム開発等の新課題に対応するための調査を実施したことは、日本型金融システム導入に係る取組として評価される。

また、東部アフリカ地域での「国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト」で策定された OSBP (One Stop Border Post) マニュアルが、東アフリカ共同体 (EAC: East African Community) の正式マニュアルとして承認され、このマニュアルに基づいてタンザニア・ルワンダ間のルスモ国境で導

入された OSBP により<u>通関の所要時間がほぼ半減していることが定量的に確認された</u>ことは、これらの取組の有効性を示すものであり、同様の取組を他の地域に拡大するための根拠となる成果として評価される。

以上の定性的な実績に加え、定量指標である ABE イニシアティブ公約達成のための育成人材数が目標値(250人)を達成する 279人、Innovative Asia 公約達成のための育成人材数が目標値(200人)を達成する 208人となったことを踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

持続的な経済成長の基礎の形成に取り組む事業には、開発協力大綱でも重点課題として掲げている 強靱性、持続可能性、包摂性を兼ね備えることが重要。過去の事業の評価から得られる教訓も活用し つつ、日本政府と共に、相手国政府の関係機関との協議等を通じ、相手国のニーズに合致した事業が 戦略的に実施されることを期待する。その際、限られたリソースがより有効に活用されるよう、他事 業との連携や、成功事例の別地域での展開等、創意工夫ありたい。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

・経済成長の基礎及び原動力の確保は、日本が実績を挙げ、得意としてきた分野であり、なお一層のレベルの高い活動を期待したい。

1. 当事務及び事業に	工関する基本情報
No. 2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 (「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)
業務に関連する政 策・施策	開発協力大綱,平成 29 年度開発協力重点方針,国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン,国際保健外交戦略,平和と健康のための基本方針,国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針,日本の教育協力政策,平和と成長のための学びの戦略,持続可能な開発のための教育,新水道ビジョン,TICAD VI ナイロビ宣言,持続可能な開発目標(SDGs)実施指針,未来投資戦略 2017
当該事業実施に係る	独立行政法人国際協力機構法第13条
根拠(個別法条文等)	
当該項目の重要度,	【重要度:高】
難易度	
関連する政策評価・	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力
行政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力,0128 独立行政
	法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報		目標値 /					
(定量指標)	達成目標	年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
機構の支援を得た保健医療サービ	130 万人						
スの裨益想定人口(2016年から2018	(注1)	44 万人	44.3 万人				
年)	(2016-2018)						
学びの改善のための支援により裨益	1,000 万人						
した子供の人数	(注2)	200 万人	486 万人				
	(2017-2021)						
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額(百万円)			18,080				

- (注1) 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に,機構貢献分を 65%と想定して設定する。 TICAD VI の目標値: 2016 年から 2018 年に 200 万人
- (注2) 前中期目標期間の実績と同等の水準を基に設定する。前中期目標期間実績平均 200 万人 / 年

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:3.(2),中期計画:1.(2)

年度計画

1. (2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)

ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化

- ・ 平和と健康のための基本方針及び国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン等にも貢献するため、健康 危機への準備態勢強化を含めたUHCの実現や非感染症対策の強化に向けた事業を形成・実施する。
- ・ 特に、UHCの実現に向け、第三国と連携した能力強化のための国際研修を実施するとともに、国際 的なUHCモニタリング会合で国際機関との連携事例を発信する。また、非感染症対策の能力強化を 目的とした技術協力事業を新たに開始する。

イ 感染症対策の強化

- ・ 感染症による健康危機時に対応する公衆衛生上の備えの強化に向けた事業を形成・実施する。また、 国際保健規則 (IHR: International Health Regulation) 遵守を促進する。加えて、突発的な感染症の拡大に対応した緊急支援を行う。
- ・ 特に、アフリカ地域では、新規の技術協力事業や留学制度を活用したグローバル感染症対策に係る 人材育成事業を形成する。
- ・ 世界保健安全保障アジェンダと連携した活動(ミャンマー,フィリピンに対する合同評価,域内セミナー等)を行う。

ウ 母子保健の向上

母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた事業を形成実施する。

- 特に、母子手帳を活用した母子保健の向上のための技術協力事業をガーナで新たに開始する。
- ・ 開発途上国での母子手帳の普及促進及び国際的な認知向上に向け、世界保健機関(WHO)とともに、 母子手帳に係る国際標準の策定を目的とした母子手帳に係るガイドライン策定を行う。

エ 栄養の改善

- ・ 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の推進にも貢献するため、日本の民間企業の活力も活用し、 栄養改善に向けた事業を形成・実施する。
- ・「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ(IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa)」の目的に合致した栄養改善に資する事業形成のため、IFNA重点対象国を中心に栄養に関する調査を実施し、その結果を基に、新規及び既存事業に総合的な栄養目標や指標を組み込む。また、IFNA推進のため、アフリカ開発のための新しいパートナーシップ(NEPAD)等と協力し、第1回パートナー会合及び運営委員会を開催するとともに、世界銀行・国際通貨基金(IMF)総会サイドイベント等で栄養分野の重要性とIFNAを通じた日本の貢献を発信する。

オ 安全な水と衛生の向上

- ・ 安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給,利用,管理や衛生に関する知識や技 術の向上に向けた事業を形成・実施する。
- ・ 特に、国内外の水道事業のグッドプラクティスや教訓を共有し、開発途上国と日本の水道事業関係者(民間企業含む)との関係を強化するため、アジアの水道事業体幹部が参加する国際フォーラムを横浜市とともに開催する。

カ 万人のための質の高い教育

- ・ 平和と成長のための学びの戦略にも貢献するため、子どもの学びの改善に向けた事業を形成・実施 する。
- ・ 特に、疎外されている子どもへの教育機会の実現のため、インクルーシブ教育及び難民児童支援に 係る新規の技術協力事業を新たに開始する。また、アフリカ地域4か国では、子どもの学びの改善 を目標とした事業のプログラム化を行う。
- ・ 子どもの学びの改善の効果的な実現策を検討するためのインパクト評価を実施するとともに、世界銀行の世界開発報告書及びユネスコの教育グローバルモニタリングレポートに関する協議に参画し、日本の基礎教育協力の優良事例を世界に発信する。

キスポーツ

- ・ スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT: Sports for Tomorrow) をはじめとした政府方針を踏まえた「スポーツと開発」に係る事業方針に基づき、ボランティア派遣、課題別研修や技術協力プロジェクト等の事業を形成・実施する。その際、競技団体・大学等の関係機関とのネットワークを一層構築するとともに、好事例や知見を蓄積する。
- ・ 特に、機構の体育・スポーツ分野の広報媒体の作成・配布やイベントの開催、相手国政府への発信 に取り組む。

ク 社会保障・障害と開発

- ・ 社会保障制度の構築や障害者等の社会的弱者に配慮した事業を形成・実施する。また、障害者の開発プロセスの参加促進に係る取組や、事業への障害の視点の組込を推進するため、機構事業関係者に対する研修を実施する。
- ・ 特に、タイで高齢者介護制度に係る事業成果の課題分析や、ヨルダンで障害のある難民支援のため の技術協力事業の形成を行う。
- ・ アジアの持続的発展に向けた高齢者社会への対応に関するセミナーをアジア開発銀行(ADB)と共催し、日本の取組を発信する。

主な評価指標 (定量的指標及び実績は 2. ①参照)

- ・ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 実現に資する,政策・制度の導入・改革,能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 3 (特に 3.8) 関連)
- ・ 強じんな保健システムの構築に資する, 感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 3 (3.3, 3.d) 関連)
- ・ 母子保健サービスの向上に資する,看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際的 認知の向上に係る取組の実施状況 (SDGs Goal 3 (3.1, 3.2) 関連))
- ・ 栄養状況の改善に資する, 分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施状況 (SDGs Goal 2 (2.2) 関連)
- ・ 安全で安価な水の確保に資する,安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る 能力向上支援の実施状況 (SDGs Goal 6 関連)
- ・ 子供の学びの改善に資する,質の高い教育環境の提供,ジェンダー配慮・女子教育の推進,及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 4 (4.1, 4.2, 4.5, 4.6, 4.7, 4.a 及び4.c) 関連)
- ・ スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT) に資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じた支援の実施状況 (SDGs Goal 4 関連)
- 社会保障制度の構築に係る支援の実施状況(SDGs Goal 1 (1.3), 8 (8.5, 8.8), 10 (10.4) 関連)
- 障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況 (SDGs Goal 4 (4.5, 4.a), 8 (8.5), 11 (11.7) 関連)

3-2. 業務実績

No.2-1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化

関連指標	2017 年度	基準値
UHC 実現に向けた国家政策の策定に係る協力展開国数	8 か国	5 か国 ¹⁷
保健政策に係る研修実績数	104 人	90 人18
非感染性疾患の治療・検査態勢が強化された医療施設数	32 施設	9 施設19

(1) UHC実現に資する保健システムの強化に向けた具体的な施策の実施状況

① UHCフォーラム2017での発信

・ UHC東京宣言: 世銀, WHO, UNICEF, UHC2030及び日本政府とUHCフォーラム2017 を共催し, UHC推進の重要性に係る国際社会への発信と, 2030 年までにUHC を達成すべく取組の加速化をコ

¹⁷ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績

¹⁸ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

¹⁹ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

ミットする「UHC東京宣言」の採択に貢献した。機構はフォーラム開催前のグローバルヘルス・リーダー会議、世銀総会、世銀・JICAハイレベル会合等の機会や、世銀・WHO等と共同製作した報告書「Business Unusual: Accelerating Progress Towards UHC」、「Moving Toward UHC: 10 Countries Report」の公表等を通じ、これまでの協力経験に基づく知見を共有した。

- ・ 主催サイドイベント: 「公衆衛生上の緊急事態に対する保健システムレジリエンスと地域のラボネットワークの役割」では、WHO、米国疾病予防管理センター(CDC: Centers for Disease Control and Prevention)、米国国際開発庁(USAID: United States Agency for International Development)、アフリカ疾病予防管理センター(アフリカ CDC)等と討議し、最後にアフリカの健康危機対応能力強化を目的としたアフリカCDCとJICAの協力趣意書の署名を締結。また、「SDGs指標のモニタリングシステム強化」ではセネガルの取組をモデルとしたUHCモニタリングの議論をリードし、さらに、「母子継続ケア強化によるUHCへの貢献への支援」では機構役員がモデレーターを務めて UHC達成に向けた母子継続ケアの重要性を議論する等、知的貢献を行った。
- ・ UHC戦略の策定、公開: UHC課題別戦略を策定し、同戦略の要旨と事業展開に係る英文パンフレットをUHCフォーラムの展示で配布する等、一般参加者にも積極的な情報発信を行った。

② 国際社会への情報発信

- ・ **国際会議**: UHC 2030ステアリング委員会(機構上級審議役が同委員会初代共同議長に就任)やSDGs ハイレベルパネルフォーラム(UHC2030主催サイドイベント)に加え,第70回世界保健総会,国連総会のUHCハイレベルイベント,日独シンポジウム等でUHC達成に向けたグローバルな学び合いと実践促進の重要性等を発信し,議論をリードした。
- ・ 保健人材育成の貢献・成果の発信:第4回保健人材グローバルフォーラムでサイドイベントを主催 し、アフリカ仏語圏14か国の保健人材ネットワークを通じた人材育成・配置政策の改善に関する取 組を発信した。
- ➤ **5S-KAIZEN-TQMの表彰**: 開発途上地域における**5S-KAIZEN-TQM**の普及展開の取組を紹介した UHCファイナンス会議や**5S-KAIZEN-TQM10**周年セミナーでの情報発信(16か国参加), さらに, 世界経済フォーラムや世銀及び国際開発研究所主催による"A New Vision for Development" を受賞 (**5S-KAIZEN-TQM**手法を活用した協力が革新的ビジョンに基づく事業に選抜)。
- ・ 非感染性疾患及び高齢化対応に係るUHC国際的枠組みづくりへの貢献: ADBとUHC推進に向けた協力覚書を署名し、アジア地域での感染症及び非感染性疾患対策、高齢者介護等の取組を通じたUHC達成に向けた協力を合意した。また、WHO主催の高齢者の健康に係るグローバルコンサルテーションで技術協力事業の成果を発信したほか、ベトナム及びタイ保健省の参加を推薦するなど国際的な枠組みづくりに貢献した。

③ 第三国等と連携した国際研修

- ・ 課題別研修「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための医療保障制度強化」で、タイ保健省と連携し、全ての人に財政的負担が可能な保健医療サービス提供のための制度や仕組みづくりに関する研修を具体的な事例に基づき実施。また、エジプト第三国研修「保健経済」で、保健行政に係る財源確保やプーリング、費用対効果分析及び計画策定・モニタリング等の研修をエジプトの保健財政・保健経済を事例に実施し、アフリカ8か国の保健行政官の能力強化を行った。
- ・ タンザニア「地域中核病院マネジメント強化プロジェクト」で、これまでの技術協力を通じて育成された現地指導者や行政官の協力の下、病院のカイゼン(5S-KAIZEN)推進に係る指導者育成のための能力強化研修を実施し、6か国11名の病院・保健省関係者を育成した。

▶ 世銀、WHO、フランス開発庁(AFD: Agence Française de Développement)、ドイツ国際協力公社(GIZ: Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit)、USAIDと共催して第3回UHC 共同研修を開催し、仏語圏アフリカ及びハイチの21か国から保健省、財務省、保険機関等の職員138名が参加した。今年度は「保健財源と医療サービス提供を繋ぐ戦略的購買と保健財政の管理」を焦点とし、機構専門員から日本の健康保険の「診療報酬制度」を紹介し参加者の高い関心を得たほか、UHCの達成へ向けた日本のコミットメントを積極的にアピールする機会につながった。

④ 各国での具体的な事業

- ・ ミャンマー「ヤンゴン新専門病院整備計画」:同国内の循環器系疾患,脳神経疾患の診断・治療の ための病院建設・機材整備計画を支援し、より多くの患者対応が可能となる環境を整備した。ま た、地方の中核病院の整備による医療サービス提供能力の強化を通じ、同国のUHC達成を支援。
- > バングラデシュ「看護サービス人材育成プロジェクト」:ミャンマーのラカイン州から流入する避難民のヘルスケアを担うキャンプ派遣看護師に対する研修を実施し(2バッチ計67名),現場のニーズに即した看護ケアの提供に貢献した。ミャンマー側においても、同国派遣中の感染症対策アドバイザーが、本邦企業によるラカイン州での血液保冷や輸送に必要な医療機材の寄贈を保健省と調整し、それら機材の稼働に必要な発電機や消耗品を調達した結果、同州での安全な血液供給の体制強化に貢献した。
- ・ セネガル「UHC支援プログラム」:同国のUHCの達成に向けて、財政支援プログラムの政策アクションとして国家保健財政戦略、医療保障マーケティング戦略、無料医療制度マニュアル、医療保障法案、保健投資計画、保健サービスの質改善戦略及び母子保健統合戦略等の策定を設定し、さらに、保健行政アドバイザーや円借款実施促進専門家の派遣及び本邦研修等を通じて政策アクションの達成と同国の総合的な UHC の政策立案に貢献している。
- ・ コンゴ民主共和国「保健人材開発支援プロジェクト・フェーズ 2」: 「国家保健人材開発計画」の 策定・実施を支援しつつ,保健人材データベースの構築及び助産教育基準の導入を支援し,保健人 材の適正配置に向けた基盤を強化した。また,保健教育の質を改善することで,医療人材の偏在や 地域格差の改善,保健サービスの質の向上及びアクセスの改善を支援した。

⑤ 事業終了後の面的展開

- ➤ モルドバ「医療機材維持管理改善プロジェクト」:技術協力終了から半年経過後も、プロジェクトで開発した標準フォームを使用するなど活動の継続が見られた。特に、定期メンテナンスの増加 (263回から333回)、医療機材使用者向けの研修実施回数の従前水準の維持(17回から16回)等、活動の定着が確認された。
- ▶ ケニア「ニャンザ州保健システム強化プロジェクト」:事後評価で州および県の保健行政マネージメントチームの責任、役割に変化なく維持されていたほか、コミュニティヘルスボランティアの報告率が74%から93%へ上昇、乳幼児死亡率の4%減少、予防接種率の74%から85%への上昇、患者の待ち時間の短縮等、各種指標の改善を通じ協力成果が得られた。

(2) 非感染症対策の強化に向けた具体的な施策の実施状況

・ スリランカ「非感染性疾患対策強化プロジェクト」:有償資金協力「保健サービス改善事業」で、 心血管疾患の診断・治療ニーズ対応のために血管造影装置等を整備した4州4県の中核病院を中心と して技術支援を実施。非感染性疾患の患者の情報管理制度、血液検査に必要な検体搬送の制度及び 病院間連携でより多くの患者が適切なケアを受ける紹介制度の構築を進め、検査・治療を行う中核 病院と非感染性疾患のスクリーニングを行う地方医療施設との連携を強化し、非感染性疾患の早期 発見及び適切な診断から治療までの体制が強化された。

- ・ キューバ「医療機材保守管理・診断能力強化プロジェクト」: がん診療に係る日本製医療機器の品質管理に関し、キューバ国立医療機器センターの技術者を受け入れて技術研修を実施し、キューバにおける計測・校正基準の策定・制定を支援した。
- > メキシコ「TRI 法に焦点をあてた低侵襲医療技術の普及プロジェクト」:日本に優位性のある虚血性心疾患治療の低侵襲医療技術の研修モデルを策定し、同研修が専門医の認定・更新に係る国家制度の中に初めて組み込まれた(現時点で53名が受講し国家資格認定)。また、現地医療技術改善による具体的な成果として、死亡率低下や入院期間の短縮につながり、相手国政府による研修整備等の自主的な展開も進行している。
- > セルビア「国家乳がん早期発見プログラム改善プロジェクト」:横浜市と連携した本邦研修に参加 した乳がん組織型検診担当官21名が、同国保健省により研修コーディネーターとして選出され、同 国での乳がん検診受診者数及び早期発見数の増加に向けた乳がん検診の実施体制強化に貢献した。 さらに同研修を契機に横浜市立大学がベオグラード市の教育機関に対し、乳がん治療に関する本邦 研修の実施等の独自の協力を開始した。

No.2-2 感染症対策の強化

関連指標	2017 年度	基準値
感染症対策に係る研修実績数	6,966 人	6,700 人 ²⁰

(1) 公衆衛生の強化に向けた具体的な施策の実施状況

- ① 無償資金協力及び技術協力のスキーム連携による体制強化
- ・ ナイジェリア「疾病予防センター診断能力強化計画」:協力準備調査でBSL3ラボを含む支援を計画。同センターをベースに「公衆衛生上の脅威の検出及び対応強化プロジェクト」の詳細計画策定調査を実施し、無償資金協力で整備された検査室のマネジメントや研究・検査能力を技術協力で強化することで、ナイジェリアの健康危機対応能力のより効果的な向上が期待される。
- ・ コンゴ民主共和国「国立生物医学研究所整備計画」:現在実施中の無償資金協力と連携し、「新興 感染症対策能力強化プロジェクト」の詳細計画策定調査を実施した。無償資金協力により整備され た検査室のマネジメントや研究・検査能力を技術協力で強化することにより、コンゴ民主共和国の 感染症サーベイランスシステムや健康危機対応能力をより効率的に強化することが期待される。
- ② アフリカにおける感染症対策人材の育成
- ・ **グローバル感**染症対策: 留学制度を活用した人材育成事業を開始し, コンゴ民主共和国, ザンビア, ケニアから計10名を受け入れた。
- ・ 地域拠点ラボの第三国研修:ケニア中央医学研究所,ガーナ野口記念医学研究所,ザンビア大学獣 医学部など,過去の協力で強化された地域拠点ラボでの第三国研修を形成した。

(2) 国際保健規則(IHR: International Health Regulation)遵守の促進

・ 世界保健安全保障アジェンダ(GHSA: Global Health Security Agenda)との連携:ミャンマーに派

²⁰ TICAD VI の目標値: 2016 年から 2018 年に 2 万人

遣中の感染症対策アドバイザーが、感染症検査機能等に関するGHSAとの合同評価に対してインプットを行ったほか、GHSAアジア域内セミナーに出席し機構の協力事例の共有を行った。また、GHSAウガンダ閣僚級会合では、ケニア、ガーナ、ザンビア、ナイジェリア、コンゴ民主共和国、セネガル、フィリピン、ミャンマー、ベトナム、ホンジュラスの感染症分野での協力実績に係る日本の成功事例を提出した。

- ・ **合同外部評価(JEE)への参画**: ナイジェリア及びザンビアでのIHRの履行状況を分野ごとに確認 する合同外部評価に、機構専門家が参加し技術的インプットを行った。これらの結果は各国のIHR 遵守能力強化を目的としたヘルスセキュリティアクションプランに反映された。
- ・ マヒドン王子記念保健国際会議(PMAC: Prince Mahidol Award Conference): タイ保健省,世銀,WHO,国連開発計画(UNDP: United Nations Development Programme)等と共催し、人畜共通感染症や薬剤耐性等をテーマに新興感染症対策に関する戦略的取り組みを議論した。機構は人間の安全保障の観点からSDGsゴール3(特に UHC)の達成には、脆弱層当事者の参画と彼らのエンパワメントが不可欠な旨、全体会合やパラレル・セッションを通して一貫して発信、また各国の現場の感染症対策において必要なリーダーシップについても二国間援助機関の観点から発表したほか、地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)による感染症対策の取組を発信した。
- ・ アフリカ CDC との連携促進:国際保健規則遵守促進,公衆衛生の備えの強化に向けた連携促進を 目的に、アフリカCDCと協力趣意書(Letter of Intent)を締結した。今後、アフリカの地域拠点ラボ を通じてアフリカCDCの地域ラボ・サーベイランスネットワークの強化等を支援する。

(3) その他の感染症対策支援

- ・ **結核対策支援**: アフガニスタン「結核対策プロジェクト・フェーズ 3」では、薬剤耐性結核の患者に対し新しい治療薬デラマニドを処方する環境を整備し、さらに、同国の国立結核プログラムによるグローバルファンドへのプロポーザル策定を支援し、2018年から2021年に直視監視下短期化学療法(DOTS: Directly Observed Treatment, Short-Course)の実施及び遺伝子診断機器購入のための 1,460 万ドルの資金獲得を支援した。
- ・ 南アフリカ共和国「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための保健財政能力強化」では、保 健省事務次官を招聘した際に大塚製薬との面談機会を設定したことにより、同国でのデラマニドの 承認の早期化と国内の早期普及に向けて同次官と大塚製薬の間で合意がなされた。さらに、ケニア では「結核対策アドバイザー」を通じ、地方自治体である カウンティでの結核ラボ強化のため、 ラボの管理・運営技術、研修計画立案・実施、オペレーショナル・リサーチ等に関する能力強化研 修を延べ714名に実施し、同国の感染症等健康危機対策の強化に貢献した。
- ・ ミャンマー結核患者のトレーサビリティ向上:エイズ,結核等の感染症対策の支援で,特に結核ラボの検体追跡システムの導入及び指導を行い,患者情報や検査結果の入力負荷を軽減した結果,システムに台帳機能を持たせて結核患者に係る医療情報トレーサビリティの向上に貢献した。
- ・ パキスタン「定期予防接種体制強化プロジェクト」: ハイバル・パフトゥンハー州で最もアクセス 困難な地域の集団に対する予防接種サービス提供を支援し,1,630人の乳幼児と妊娠可能年齢の女性 たちに予防接種を行った。そのうち187人の未接種児を特定した。

(4) 突発的感染症の拡大に対する緊急支援

- ・ コンゴ民主共和国エボラ出血熱アウトブレイク対応: 現地派遣中の保健省アドバイザーと連携して 非接触型体温計等の機材を供与すると共に, ザンビアSATREPS事業で北海道大学とデンカ生研が共 同開発したエボラウィルス迅速診断キットの無償提供の協力を得て, 相手国内の施設への配布と施 設における迅速なウィルス検査・診断の促進に貢献した。さらに, 保健省とともにサーベイランス の現状, コミュニティ参加状況, サーベイランスシステムの統合にかかる現状調査を行い, カナダ での国際保健学会にて発表し, 医療危機準備体制強化におけるコミュニティサーベイランスの有用 性が確認された。また, これらの調査でエボラ患者の発見, 診断, 届出を行う上でのエボラ迅速診 断キットの有用性が確認された。
- ・ マダガスカルにおけるペスト流行に対する緊急援助-物資供与-:8月末からマダガスカル国でペストが流行し始め、人から人へ感染する肺ペストの感染が大都市圏を中心に広がっていた。緊急援助物資として非接触型赤外線体温計、マスク、毛布を供与。物資は同国政府により国内31か所の病院に配布された。

No.2-3 母子保健の向上

関連指標	2017 年度	基準値
母子手帳が新たに正式に導入された国数	1 か国	累計 25 か国21
母子手帳の導入に向けた働きかけを行った国数	43 か国 / 年	22
母子保健サービスに携わる看護・助産人材に係る研修実績数	1,542 人	240 人 ²³

(1) 乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた具体的な施策の実施状況

- ・ タジキスタン「ハトロン州母子保健システム向上プロジェクト・フェーズ 2」:5歳未満児及び新生児死亡率の高いハトロン州の6つの県における医療施設を対象に、ハイリスク妊産婦や新生児及び乳児のケアの質の改善や施設間の連携強化、医療機材のマネジメント強化に着手し、母親と子どもといった脆弱層の保健医療サービスの質の向上を支援。ハイリスクの妊産婦や低体重の新生児などに適切なケアを提供するための二次レベルの医療施設の人材育成や州行政レベルでのケアの質の確保のための仕組みづくりの構築を支援した。
- ・ ヨルダン「シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト」:モバイルクリニック (移動式診療車)を遠隔地やシリア難民居住地域に巡回させ、リプロダクティブへルスを中心に基礎的保健サービスを住民319名 (うちシリア難民131名)に提供し、保健サービスのアクセスに係る格差是正や脆弱層である難民への保健サービスの提供に寄与した。
- ・ ホンジュラス「国家保健モデルに基づくプライマリーへルスケア体制強化プロジェクト」: 事業を 通じて各種指標の改善が見られ,5回以上の妊婦健診を受けた妊産婦の割合が,プロジェクトサイトのエル・パライソ県では34%から55.1%に,レンピーラ県で81%から87.8%に改善した。また, 施設分娩割合がプロジェクトサイトのエル・パライソ県では45%から86.6%に,レンピーラ県では 68%から95.0%に大きく改善した。2017年7月から開始された家庭保健チームによる携帯型超音波機

^{21 2015} 年度までの累計

²² 新たな取組のため基準値なし

²³ 「日・ASEAN 健康イニシアティブの目標値: 2014 年から 2019 年に 8,000 人」のうち母子保健関連で 1,200 人)

器による無料妊産婦検診により、717例がスクリーニングされ(実施前0件)、うちハイリスクと診断された9例が2次病院へ紹介された。これらによりハイリスク分娩を予防し、妊産婦及び新生児死亡の軽減に寄与するリファラルシステムの構築に貢献した。

- ・ ニカラグア「チョンタレス保健管区およびセラヤセントラル保健管区における母と子どもの健康プロジェクト」:分娩施設での分娩第3期(後産期)のケアと出産直後の新生児ケアの指標を満たす割合は、2015年の59.5%から95.4%へ、1~4歳の間で1回目乳幼児健診を受ける割合は、2014年の47.5%から54.1%へ、施設分娩のためにマタニティホームに宿泊した農村地域の妊婦の割合は、2015年の42.1%から56.2%へ改善した。
- ・ ブルンジ「妊産婦・新生児ケア人材の能力強化プロジェクト」:協力対象病院で妊産婦死亡サーベイランス会議を実施し、各施設で70~95%の割合で同会議で提言された対処(プロトコールに沿った出産介助の徹底、妊産婦検診の啓発等)が確認された。また、帝王切開後の感染割合がベースラインの7.6%から5.73%へ減少し、報告された母体死亡症例のうち医療記録が確認できた割合は20.1%から98.9%に、ニアミス数では69%から100%に上昇した。
- ・ セネガル「母子保健サービス改善プロジェクト・フェーズ 2」において, 「人間的出産」や科学的 根拠に基づくケア等を中心概念とする母子継続ケアモデルをセネガル全14州に拡大し, 母子保健サ ービスの質の改善に貢献。同国における母子保健統合戦略の策定にも技術的な支援を行った。

(2) 母子手帳の普及促進及び国際的な認知向上

- ・ 母子の健康に関わる家庭用記録ガイドライン案の策定:WHOと連携し、母子手帳を含む母子の健康に関わる家庭用記録の国際標準の設定を目的にガイドライン案を策定した。策定に係る資金的な貢献に加え、機構及び機構がこれまで協力した国における知見や経験を2017年12月に開催されたガイドライン策定会議において参加者にインプットした。
- ・ 各国のニーズに対応した母子手帳の普及展開:ガーナで全国標準母子手帳のパイロット版が完成したほか、アンゴラでも母子手帳の普及に向けたプロジェクトが開始され、母子手帳の全国標準版が完成した。また、アフガニスタンでは、識字率の低さを考慮し、イラストを多用する形でダリ語、パシュトゥーン語の2か国語で母子手帳プロトタイプが完成したのに加え、パイロット2県(カマ県、ミルバチャコット県)で配布を開始し、全国展開を視野にいれたパイロット事業を支援した。さらに、ヨルダンでは、国際連合パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East) と共同で開発した、機構協力では初となる電子母子手帳が完成し、2017年4月から運用を開始。

No.2-4 栄養の改善

関連指標	2017 年度	基準値
食と栄養のアフリカ・イニシアティブ推進のためのアクションプラン策定国数	10 か国	24

²⁴ 新たな取組のため基準値なし

(1) 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の推進

・ 運営委員会の共同議長を務めたほか、プラットフォームメンバー企業が開発途上国での栄養課題を 把握し、彼らの現地のビジネスパートナーを開拓する機会を提供するために「ベトナム栄養改善事 業ビジネスプログラム」を企画・実施して7社11名の参加を得た。開発途上国地域でのビジネスチャンスの開拓のためにJICA課題別研修「母子栄養」では栄養担当官とメンバー企業との意見交換会を設けた結果、プラットフォームメンバー企業から8名が参加し彼らの知見を深めた。

(2) 食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA) の推進

- ・ IFNA 国別アクションプランの策定: IFNA重点10か国全てにおいて、保健分野、農業分野等の相手 国政府関係者及び開発パートナーからの出席を得てIFNAに関する取組方針を議論する現地ワーク ショップを含む調査を実施し、国別アクションプラン(ICSA: IFNA Country Strategy for ctions)の 素案を策定した。今後、域内ワークショップを経て最終化し、各国にて政府承認を得る予定。
- ・ JICAのIFNA貢献事業の形成:上記調査の結果を踏まえ、ナイジェリア及びマダガスカルにおける 技術協力プロジェクトの新規計画並びに既存案件に栄養への貢献を含めた機構の国別対応方針案 を策定した。
- ・ 第1回パートナー会合と情報発信:機構が主催した第1回パートナー会合にアフリカ21か国,国際機関,二国間協力機関,研究機関,NGO等から閣僚級を含む163名が出席し、IFNAについて国際的な発信を行った。また、世界銀行や国際通貨基金 (IMF) の春季会合や栄養分野では最大級の開催規模となるSUN Global Gatheringのほか、計12の国際会合等に出席し、スピーチやプレゼンテーション、パネリスト等として、IFNA及び機構の取り組みを発信した。また、IFNAホームページを立ち上げ最新情報を掲載したほか、機構ホームページの栄養分野サイトを大幅に拡充している。
- ・ 国際機関との連携推進による成果拡大: 世銀への日本政府拠出の SUN 信託基金の運用にJICAが関われるよう世銀・日本政府間の合意文書の改訂を実現した。また、外務省及び国連世界食糧計画 (WFP: World Food Programme) と連携し、日本政府補正予算からIFNA関連プロポーザル4件に計6.5百万ドル相当の拠出が決定した。さらに、Global Nutrition Report の Stakeholder Groupに加入し、同報告書の国際編集会議に貢献した。
- ・ 栄養改善パートナー事業: 栄養改善に貢献する活動に意欲のあるボランティアや専門家等のネット ワークを設立し、協力隊訓練所及び専門家派遣前研修で栄養概論の説明と募集を行った結果、354 人が登録している。栄養改善パートナー通信を7月から月次発行し、各地の取組事例の発信と共有 を行っている。なお、パートナー通信は機構サイトでも公表予定。
- ・ 分野横断的な取組: 抜本的な栄養改善のためには、保健や農業、教育、水産等のアクターの関与によるマルチセクターでの協力が必要とされるなか、課題別研修「農業を通じた栄養改善」に10か国 12名が参加したほか、「中西部アフリカ地域幼児教育」及び「母子栄養改善」でも農業を通じた栄養改善についての講義を実施する等セクターを超えた取組を推進した。また、水産分野で初となる

-

²⁵ 課題別研修「農業を通じた栄養改善」,「中西部アフリカ地域幼児教育」,「母子栄養改善「学校保健」の計 30 か国及び栄養コンポーネントを含む技プロ(フィジー,キリバス,ソロモン)の国別・現地研修 3 か国。

²⁶ 新たな取組のため基準値なし

国際栄養ワークショップ「Global Workshop on Nutrition-sensitive Fish Agri-food Systems」に出席し、 国際的な認知を得られつつある水産分野の栄養貢献を証明するエビデンス確立の重要性について 発信を行った。

No.2-5 安全な水と衛生の向上

関連指標	2017 年度	基準値
安全な水にアクセス可能となる人々の人数	701 万人	183 万人 ²⁷
水の供給・利用・管理や衛生に係る研修実績数	9,104 人	3,050 人 ²⁸

(1) 安全な水へのアクセス改善に向けた具体的な施策の実施状況

- ・ **ヨルダン「第二次北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」**:シリア難民ホストコミュニティにおける水供給の改善に向けて、国連プロジェクトサービス機関(UNOPS: United Nations Office for Project Services)との間で、機構が実施した協力準備調査を基に24億1,200 万円を限度とする贈与契約(G/A)を締結。
- ・ **タジキスタン「ハトロン州ピアンジ県給水改善計画」の受賞**: タジキスタン初の大型鉄筋コンクリート高架水槽の建設を含む給水施設の整備により, 4,800戸に対して安全な水の供給が24時間可能となったことにより, 土木技術と社会の発展に大きく寄与した画期的なプロジェクトと評価され, 土木学会賞技術賞を受賞した。
- ・ カンボジア「水道事業人材育成プロジェクト (フェーズ3)」: 北九州市との連携により,協力対象8州都のうち2州都に対し無償資金協力の協力準備調査を開始し,ソフト及びハード双方から水道事業の改善に取り組んでいる。資金協力による施設整備によって顧客拡大の基盤を整え,技術協力によって研修やOJTを通じた財務・会計知識の向上やコスト削減を図った結果,8州都の公営水道事業体が全て黒字転換するという顕著な成果を達成している。今後も,技術協力と資金協力を組み合わせることによって,さらなる給水人口の増加と水道事業経営基盤の強化を図る。

(2) 水の供給,利用,管理や衛生に関する知識や技術の向上

- ・ 「第三回アジア太平洋水サミット」:アジア・太平洋水フォーラムの主催により39か国650名以上が参加。機構は「持続可能な都市給水のためのガバナンス」をテーマにセッションを主催し、ヤンゴン市長、カンボジア工業手工芸省長官等が登壇。約100名の参加者に対し、ガバナンス強化の重要性を説明した。その結果、ガバナンス強化及び政府の役割の重要性が同サミットの成果文書である「ヤンゴン宣言」に反映された。
- ・ 水道事業体のネットワーキング強化:横浜市との共催により「第4回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」を開催し、アジア13か国の水道担当省庁、水道事業体幹部を含む合計280名の参加を得た。「水道サービスの普及と質の向上」「財源確保」「ガバナンス」をテーマに各国の課題や教訓を共有し、日本の自治体を含む水道事業体のネットワーキング強化に貢献した。
- ・ **自治体連携の促進**:地方自治体の関係者と水道分野の協力ノウハウを共有する「自治体等水道事業 関係者勉強会」を2日間にわたって開催し、水道事業体24団体65名が参加した。

^{27 2014-2015} 実績均

^{28 2013-2014} 実績均

- ・ 日本の経験の整理・発信,課題的知見の蓄積: 「日本の水道事業の経験」を取りまとめてJICAの HPで公開したほか,ほぼ100%に近い水道普及率を実現させた日本の水道行政体制及び法制度のガバナンス強化の取組等を国内外の水道事業関係者やWHO等の国際機関に,国際会議,勉強会等の場で共有した。また、水資源分野の課題別指針を改訂し、SDGsゴール6に関するポジションペーパーを取りまとめ、従来の水や衛生へのアクセス改善に加え、水の効率的利用や統合水資源管理など SDGsで追加された項目を踏まえて機構の協力方針を明確化した。さらに、「統合的水資源管理分野」では同分野の効果的な協力の実施のために横浜市鶴見川、福井県大野市、四国吉野川流域等の事例の現地調査や情報収集を行い、利害関係者間での合意形成の進め方等、開発途上国向けの協力へフィードバックするための分析を行った。
- ・ 「水道事業の民間活用に関するプロジェクト研究」: 開発途上国の官民連携(PPP: Public-Private Partnership)事例や,民間セクターを活用する上で開発途上国水道事業体が有すべき能力等の留意事項を取りまとめた。調査研究結果は,2018年度より開始予定のラオス「水道事業管理能力向上プロジェクト(MaWaSU2)」等の技術協力プロジェクトによる制度設計支援等に活用予定である。
- ・ 衛生分野の協力: 「世界トイレの日」にあわせて世界最大のトイレメーカーLIXILが主催したトイレに関するシンポジウム(企業関係者,NGO,マスコミ等約50名が参加)にパネリストとして参画する等,複数のシンポジウム・イベントに登壇した。また,「衛生分野における協力案件リスト」を作成し,アプローチの難易度が高い衛生分野の更なる協力に向けた情報整備を図った。これにより,開発途上国の衛生・トイレに関する協力の必要性を日本国内の業界・関係者と共有し,民間企業,国際機関,NGOを含むネットワークの構築に貢献した。
- ・ モザンビーク「ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト」: パイロット事業で建設した 小学校用トイレが,UNICEFが実施した「学校給水・衛生施設のデザインと使用の評価調査」で「学 校衛生施設の良きモデル」と高く評価された。特に,低学年から高学年,障害者を含む全ての生徒 が使用可能とするスロープや手すりの設置や,女子生徒やプライバシーに配慮した設計等が高く評 価された。今後,同国政府や他ドナー等を通じて協力の成果が他地域・州へ普及されることが期待 されている。

No.2-6 万人のための質の高い教育

関連指標	2017 年度	基準値
疎外されている人々に配慮した教育支援アプローチ (研修教材等) の開発件数	3 件	1 件 ²⁹

(1) 子どもの学びの改善に向けた具体的な施策の実施状況

- ・ 「みんなの学校プロジェクト」の開発モデルの展開:ニジェールにて、世界銀行及び教育のための グローバル・パートナーシップ (GPE: Global Partnership for Education) との連携により、みんなの 学校プロジェクトが開発した「学校補助金有効活用モデル」を小学校3,000校、算数ドリルを含む「質 の改善モデル」を小学校3,500校に導入した。また、UNICEFも小学校100校にて「学校補助金有効活 用モデル」を導入し、さらに、ボコ・ハラムの影響を受ける子どもが多いディッファ州のオールタ ナティブ教育センター12校に同算数ドリルを導入した。
- ・ ミャンマー全土で教科書の一斉導入:技術協力事業で開発された小学1年生用の新規教科書が、先

2-12

²⁹ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は, 4 件

方政府により2017年6月より全国の小学校に一斉導入され、全土で130万人に裨益した。

- ・ エルサルバドル全土で数学教科書の一斉導入:技術協力事業で開発した中学7-9年生の数学教科書が先方政府により2018年2月より全国の中学校に一斉導入され、全土で28万人に裨益した。 また、今次プロジェクトの介入効果の検証を目的に、インパクト評価を2017年9月から開始し、教科書の有効活用等に係る政策提言に繋げる予定。
- ・ 読み書き速習活動による学習能力の向上:インドの大手NGOプラサムと連携し、同NGOが開発した読み書き速習活動(国際学術誌にも掲載され教育分野に限らず世界的に評価の高いアプローチ)の知見を応用し、ニジェール及びマダガスカルのみんなの学校プロジェクトに導入し、パイロット校児童を対象に読み書き・計算向上の取組を実施した。試行の結果、10日間のプログラムで文章を読める児童(初等第3学年から第5学年対象)が34%から72%に増加した。
- ・ ザンビア初等算数教育に係るプロジェクト研究:学校に通う子どもの基礎的計算の問題に見られる 初等算数教育の根本的な課題の分析と、同国の全国の子どもの学びの改善に向けた教育パッケージ の開発に向けたプロジェクト研究をザンビア教育省と合同で開始した。
- ・ カンボジア教員養成改革支援:技術協力事業,無償資金協力,新留学生プログラムを組み合わせ, 2年制教員養成の4年制化にかかる教員養成改革支援を開始した。政策支援,シラバス及び教材開発, 教官の修士取得支援に着手した。

(2) インクルーシブ教育及び難民児童支援に係る新規の技術協力事業

- ・ スリランカ: インクルーシブ教育案件の立ち上げに係る詳細計画策定調査を行い, 討議議事録 (RD) を署名した。障害児教育の支援の中でも通常校をメインターゲットとした初の技術協力プロジェクト。
- ・ レバノン: 同国教育省関係者の本邦招聘を通じ、日本型教育の理解促進や同国内のシリア難民児童にも裨益する学校運営改善に係るパイロット活動を実施し、今後の技術協力の円滑な開始・展開に向けた情報収集を行った。
- ・ ブラインドサッカー・教材開発における情報保障:教育ナレッジマネジメントネットワークのイン クルーシブ教育小タスクの主催で、機構内向けにブラインドサッカー体験及び教材開発における情 報保障を実施し、機構関係者のインクルーシブな視点(障害理解及び多様性理解)の涵養に取り組 んだ。
- ・ アフガニスタン全国の教員養成校で開発科目の導入:技術協力で開発した特別支援教育の科目6教 科16単位にかかる教員養成校教官向けの研修が実施され、約100名が受講し、全国導入の準備が整った。

(3) 日本の基礎教育協力の優良事例の発信

・ 世界開発報告書及びユネスコの教育グローバルモニタリングレポートへの知的貢献: 策定協議に参画し、ニジェール及びブルキナファソのみんなの学校プロジェクトのインパクト評価の結果を論文にまとめ、世界銀行など関係者と共有した結果、両論文が2017年10月に出版された世界開発報告書に引用された。また、広島大学が翻訳監修するユネスコの教育グローバルモニタリングレポートの2017年版和訳版の編集に協力した。その際、同レポートの責任者に対して2019年版のレポートのテーマ(マイグレーション)との関連で機構の事業(留学生、難民)の説明や関連研究レポートの提供を行った。

No.2-7 スポーツ

関連指標	2017 年度	基準値
ボランティアを通じた活動の裨益者数	11.5 万人	7.3 万人 ³⁰
スポーツ分野における新規ボランティアの派遣人数	265 人	2020 年に 162 人31

(1) スポーツと開発

① ボランティア派遣,課題別研修や技術協力プロジェクト等の事業の実施

- ・ スポーツ隊員の派遣:日本式体育が持つ多様な価値(全員参加・礼節促進)の普及を通じたSDGs への貢献のために、体育分野のボランティアの他、柔道等各種スポーツ分野の隊員を派遣した。ネパールでは障害児・者支援の隊員がネパールボッチャ協会に配属され、同国初のボッチャ選手権を開催し障害者スポーツの普及に貢献した。
- ・ ボスニア・ヘルツェゴビナ「スポーツを通じた信頼醸成プロジェクト」:民族ごとに施行されているカリキュラムの統合に向けた教育改革で体育科カリキュラムの統合が9月から本格化し、技術協力事業による支援を実施している。
- ・ 課題別研修「学校体育」: 筑波大学と連携し、自国の体育科教育の現状把握と改善提案を目的に8 か国16名の研修員受入を実施し、各国の体育教育の現状・課題が整理され、学校体育の普及・質の向上に係るアクションプランが策定された。
- ・ 課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」: 障害者のエンパワメントや障害者スポーツを幅広く学び, 自国で適用可能な障害者スポーツの各種ルールや指導法, 広報の在り方に関する知識・技術を身につけるために, 9か国12名の研修員受け入れを実施した。スリランカでは, 帰国研修員が州の特別支援学級にて卓球バレーの普及活動を進めている。

② 競技団体・大学等の関係機関とのネットワークの構築

- ・ 「スポーツと開発」協力構想会議:スポーツ庁及び東京2020組織委員会からの有識者を招いた協議 体を形成し、「スポーツと開発」事業取組方針の策定に着手した。
- ・ **大学連携**: スポーツ競技に実績のある中京大学,広島大学,流通経済大学及び福岡教育大学と新たに連携協定を締結し,5件の連携ボランティア派遣を行った。
- ③ 機構の体育・スポーツ分野の広報媒体の作成・配布やイベントの開催、相手国政府への発信
- ・ **ユネスコ大臣会合での発信**:事前にスポーツ庁と密に情報交換を行い、日本型体育教育の推進に関する機構の取組について文部科学大臣を通じて発信し、参加各国に広く周知した。
- ・ **ASEAN スポーツ大臣会合ラウンドテーブル出展**: JICA「スポーツと開発」取組について紹介したパネルを出展し、ASEAN 諸国のスポーツ・体育分野のハイレベル関係者に広く周知。
- ・ タンザニア初の女子陸上競技会:情報・文化・芸術・スポーツ省との共催で女性の社会参画を促す初の女子陸上競技会「LADIES FIRST」を開催した。2020年の東京オリンピックに向けた公式記録会の位置付けの下、合計105人が参加。現地に進出する本邦企業も運営資金の一部やTシャツ等の物品を提供し大会を支援した。

.

^{30 2014-2015} 実績平均

³¹ SFT 目標値 (2012 年度実績 (81 人) を 2020 年までに倍増)

No.2-8 社会保障・障害と開発

関連指標	2017 年度	基準値
社会保障に係る研修実績	135 人	128 人 ³²
障害に関する研修等に参加した機構事業関係者の人数	467 人	213 人33

(1) 社会保障制度の構築に向けた具体的な施策の実施

① 高齢化分野の連携に係るADBとのMOU締結

- ・ 機構の地域包括ケアシステム構築に係る協力の紹介と、地域に根差した包括的なケアを推進する能力強化のアプローチの重要性を共有した。機構理事長及びADB総裁が覚書(MOU: Memorandum of Understanding)に署名し、アジア・太平洋地域での健康危機対応に係る戦略的な連携につき合意した。
- ・ 課題別研修「アジア地域における高齢化への政策強化」:7か国から11名の研修員を受け入れ、国立保健医療科学院との連携で研修を実施した。9月に行われたADB-JICAハイレベル・リトリートでMOUの進捗確認の一環として、同研修にADBから2名のオブザーバー参加を得た。世銀からも専門家2名がオブザーバーとして参加した。
- ➤ インドネシア「社会保険実施能力強化プロジェクト」: 社会保険の適用や保険料徴収に課題を有する同国において、日本の社会保険労務士制度をモデルとした資格制度(社会保障士制度)を構築することを目標とする機構初の事業。案件形成段階から日本の全国社会保険労務士会連合会の全面的な協力を得て実施。12月にはインドネシア労働保険庁(BPJS雇用)と同会の協力協定締結につながった。
- ▶ タイ「高齢者のための地域包括ケアサービス開発プロジェクト」:8月に終了した「要援護高齢者のための介護サービス開発プロジェクト」では、同国の高齢者介護サービスのモデル開発を行い、協力対象地域の65%で日常生活動作の指標が改善する等の成果が見られ、タイ政府による介護サービスの予算化につながった。6月にはマレーシア、ベトナム等10か国から関係者を招聘した経験共有セミナーを開催した。また、後継案件として、これまでの協力で築いてきた地域における介護の体制を活かしつつ、高齢者が要援護状態に陥らないように新たに医療と介護の連携強化(急性期医療から在宅医療に円滑に移行するためのケア提供の仕組み)を重視した協力を開始した。

(2) 社会的弱者への配慮に向けた具体的な施策の実施

- ・ 能力強化研修「障害と開発分野」:機構の「障害と開発」分野の取組への関与を目指す人材の育成を目的とし、主にコンサルタント、医療・障害福祉関係者、NGOを対象に、今年度は17名に実施した。
- ・ エジプト「情報アクセシビリティ改善による障害者の社会参画促進プロジェクト」: 印刷物を読む ことに障害のある人が理解しやすい形式で図書・文書を提供するための, 情報通信技術 (ICT) を 活用した「アクセシブルな情報システム (DAISY: Digital Accessible Infomation System)」を導入す るJICA初の技術協力事業となり, 詳細計画策定調査を実施。

³² 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

^{33 2014-2015} 実績平均

- ・ **ョルダン「障害者の経済的エンパワメントおよび社会参加促進プロジェクト」**: ョルダンで生活する障害のあるシリア難民も裨益対象とした障害者の就労移行支援としてのジョブコーチサービスの事業化を支援する協力を開始した。
- ・ 資金協力事業設計における障害配慮: 円借款事業(フィリピン マニラ首都圏地下鉄事業(第一期), フィリピン「幹線道路バイパス建設事業(III)」, インドネシア「ジャカルタ特別州下水道整備事業」, インドネシア「ジャカルタ都市高速鉄道事業フェーズ2(第一期)」, インドネシア「パティンバン港開発事業(第一期)」, ジョージア「東西ハイウェイ整備事業(フェーズ2)」) について設計段階での障害配慮に関する提言を行った。また, 無償資金協力(ブルキナファソ「第二次中学校校舎建設計画」, マラウイ「ドマシ教員養成大学拡張計画」, サモア「ヴァイシガノ橋架け替え計画」, スワジランド「包摂的な教育の推進のための中等学校建設計画」, モンゴル「ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画)」) にて障害配慮を加えた施設設計(スロープ等)を取り入れることとした。
- ・ 情報整備・発信:本部のバリアフリーアクセスマップと文章による案内を和英版で作成し、HPに掲載したほか、機構の「障害と開発」パンフレットを更新した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョンやTICAD VIのナイロビ宣言等を踏まえ、引き続き、「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」とも連携しつつ、SDGs達成に向けた新たな分野・パートナーとの取組の検討及び着実な案件の形成、実施等に期待したい。(2016年度主務大臣評価報告書、No.1「貧困削減(MDGs達成への貢献)」)

<対応>

政府政策及び公約並びに SDGsの達成に向けて,以下の支援を実施している。

保健:UHC を目指した保健システムの強化に向けて、地域保健、保健人材、中核病院強化、健康保険制度等の支援を実施し、UHC フォーラム2017での議論及びUHC東京宣言採択に貢献した。感染症及び公衆衛生の緊急事態への対応強化では、SATREPSとの連携による科学技術の適用や、アフリカ CDC 及びWHOとの連携体制の強化、民間企業と協力した結核等に係る薬剤耐性分野への取組を推進している。

質の高い教育:子どもの学びの改善に向けてカリキュラム改訂・教材開発,日本型教育の展開・推進,教員養成改革支援等に取り組んだ。また,国内の大学等と連携した留学制度を活用した人材育成事業の更なる推進や,各国の拠点大学・地域拠点大学等の能力強化等を通じた高度人材の育成支援を進めている。

安全な水:アジア地域ではカンボジアの経験をモデルとする水道事業体の総合的能力強化及び知見・経験の共有促進に向けた支援を国内の地方自治体、省庁、大学・研究機関等の協力を得て実施し、SDGs 達成に向けて保健衛生改善に向けたナレッジの蓄積にも取り組んでいる。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定:A

根拠:一部の評価指標において目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、包摂性に留意しつつ人々の基礎的生活を支える人間中心の開発に貢献した。特に、①UHC、TICAD、SDGs等の達成に向けた関係者との連携の推進と各分野の国際会議での主導的発信(UHCフォーラム等)、②相手国ニーズに対する日本の技術・制度の導入の支援(メキシコ低侵襲医療技術の国家制度化、ミャンマー教科書全国配布、インドネシア社労士制度等)、③協力困難地域に対するアウトリーチ(ヨルダン、コンゴ民)、④SDGs達成に資する定量指標の改善(母子保健指標)、⑤日本の医療技術輸出に向けた貢献等、特筆すべき成果をあげた。

- 1. UHCを目指した保健システムの強化
- UHC実現に資する政策策定支援を8カ国で展開し、保健政策に係る研修を104人に実施。アジアの感染症・非感染症疾患対策、高齢者介護等の取組に係る ADB との協力覚書締結。
- これまでの協力対象国をパートナーとした第三国研修を実施(タイ,エジプト,タンザニア)。
- ◎ UHC推進の主導的な取組【①】:「UHC東京宣言」採択への貢献。UHCフォーラム等国際会議等での情報発信と議論の主導。国際機関連携でのUHC研修の開催。
- ② **ミャンマー・ラカイン州からの避難民へルスケア支援【③】**: 難民キャンプ派遣看護師の育成と本邦企業と連携した医療機材提供による安全な血液供給の体制強化。
- ② **日本の技術・制度の現地化【**②,⑤】:メキシコ虚血性心疾患治療技術の研修モデルの国家制度化, セルビア乳がん検診技術の省庁研修導入と横浜市連携。
- 2. 感染症対策の強化
- 施設整備(無償)と人材育成(技協)の連携による公衆衛生能力基盤の強化(ナイジェリア,コンゴ民主共和国)。WHO 国際保健規則の遵守促進。
- ◎ ミャンマー結核感染防止に向けた技術導入【③】:検体追跡システムの導入、患者トレーサビリティの向上。
- ◎ **科学技術と連携したエボラ出血熱対策への貢献【③】**: SATREPS開発のエボラ迅速診断キットの提供,健康危機準備体制下におけるサーベイランスの有用性の発信。
- 3. 母子保健の向上
- WHOと連携した母子保健手帳のガイドライン案の策定。
- ◎ 難民コミュニティへのアウトリーチ【③】: モバイルクリニック(移動式診療車)の巡回(ヨルダン)。ヨルダン電子母子手帳完成。
- ◎ 保健指標の具体的な改善【①】: SDGs(ゴール3)にも関連する妊婦検診率,新生児ケア等の指標が改善(ホンジュラス,ニカラグア,ブルンジ)。
- 4. 栄養の改善
- 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の体制構築、企業のマッチング支援(ベトナム)
- ◎ IFNAアクションプラン策定支援【②】:政府承認を得るべく重点10か国でドラフト策定を支援。
- 5. 安全な水と衛生の向上
- 安全な水へのアクセス改善に係る自治体等と連携した具体的な支援事業の実施(ヨルダン, タジキスタン. カンボジア)。
- 日本の水道事業の知見を国際社会へ積極的に発信(アジア太平洋水サミット(ヤンゴン宣言),ア ジア地域上水道事業幹部フォーラム)
- ◎ **タジキスタン給水支援事業受賞【**④】:4,800戸の水整備で土木学会賞技術賞受賞。
- 6. 万人のための質の高い教育

- 子どもの学びの改善に資する質の高い教育環境の提供。「みんなの学校プロジェクト」の開発モデルの展開等。
- ◎ **協力成果の国家承認**【④】: ミャンマー, エルサルバドルで先方予算による教科書の全国一斉配布, アフガニスタン教員養成カリキュラムの全国一律導入。
- 7. スポーツ
- スポーツ隊員派遣,課題別研修等を通じた体育教育の普及を支援。
- 8. 社会保障・障害と開発
- 障害者支援事業の実施(エジプト、ヨルダン)。資金協力での障害者配慮。
- ◎ 日本型社会保健制度の現地導入と展開支援【②,⑤】:インドネシア社会保険労務士制度,タイ介 護サービス制度の導入及び相手国政府での予算化。

<課題と対応>

国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン、UHCフォーラム東京宣言、平和と成長のための学びの戦略、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ等政府政策を踏まえつつ、SDGs達成やTICAD 7Iの打ち込みに向け教育・保健等のソフトインフラ、人への投資において役割を果たす。また、社会保障制度づくりの支援を通じ、公平で包摂的な社会の確立に向け貢献する。

3-5. 主務大臣による評価

評定: A

<評定に至った理由>

開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. UHC を目指した保健システムの強化

UHC 実現に資する政策策定支援を8か国で展開した他,保健政策に係る研修を104人に実施,非感染性疾患の治療・検査体勢を32の医療施設で強化した。

国際機関や第三国と連携した取組として、タイ、エジプト、タンザニアにおいて、これまでの協力対象機関をパートナーとして第三国研修を実施したことに加え、世銀、WHO、フランス開発庁(AFD)、ドイツ国際協力公社(GIZ)、USAIDと共催してUHCに係る国際研修を実施した。また、アジアの感染性・非感染性疾患対策、高齢者介護等の取組を通じたUHC達成に向けて、ADBとの協力覚書を署名した。

スリランカ、キューバ、メキシコ、セルビアにおいて、非感染症対策の強化に向けた取組を実施し、特にメキシコにおいては、日本に優位性のある虚血性心疾患治療技術の研修モデルを策定し、同研修が<u>国家制度化された</u>。また、セルビアにおいては、横浜市と連携した本邦研修に参加した乳がん組織型検診担当官が同国の研修コーディネーターとして選出され、同国の乳がん検診の実施体制強化に貢献したほか、同研修を契機に横浜市立大学がベオグラード市の教育機関に対し、乳がん治療に関する本邦研修を実施する等の独自の協力が開始されており、機構の取組を通じた日本の技術・制度の展開に繋がっていることが評価される。

また、「UHC フォーラム 2017」を、世銀、WHO、UNICEF、UHC2030 及び日本政府と共催した他、複数のサイドイベントを主催し、フォーラム開催前のグローバルヘルス・リーダー会議や世銀総会、世銀・JICA ハイレベル会合等の機会や、世銀・WHO 等と共同制作した報告書の公表等を通じ、これまでの協力経験に基づく知見の共有に取り組み、「UHC 東京宣言」の採択に貢献したことが評価される。加えて、世界経済フォーラムや世銀、国際開発研究所主催による"A New Vision for Development"において5S-KAIZEN-TQM 手法を活用した協力が革新的ビジョンに基づく事業として受賞するなど、国際社会への情報発信に取り組み、高い評価を得たことも留意する。

加えて、バングラデシュにおいて、ミャンマーのラカイン州から流入する避難民のヘルスケアを担う難民キャンプ派遣看護師に対する研修を実施し、現場のニーズに即した看護ケアの提供に貢献したこと、また、ミャンマーにおいても、同国に派遣中の感染症対策アドバイザーが、本邦企業と連携して医療機材提供を実施し、同州での安全な血液供給の体制強化に貢献したことは、治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営を行う難易度の高い取組に対して、避難民支援に対する多様なアプローチを企業等とも連携しつつ実施した創意工夫による成果として高く評価される。

2. 感染症対策の強化

感染症対策に係る研修を 6,966 人に対して実施したほか,ナイジェリア及びコンゴ民主共和国において,施設整備(無償)と人材育成(技協)の連携による公衆衛生能力基盤の強化に取り組んだ。また,グローバル感染症対策として、留学制度を活用した人材育成事業を開始し、コンゴ民主共和国、ザンビア、ケニアから計 10 名を受け入れた。

世界保健安全保障アジェンダ(GHSA)との連携については、ミャンマーに派遣中の感染症対策アドバイザーが、感染症検査機能等に関する GHSA との合同評価に対してインプットを行った他、GHSA アジア域内のセミナーや、GHSA ウガンダ閣僚級会合において、協力事例の共有を行った。

国際保健規則(IHR)遵守の促進としては、ナイジェリア及びザンビアでの IHR の履行状況を確認する合同外部評価に、JICA 専門家が参加して技術的インプットを行い、各国の IHR 遵守能力強化を目的としたヘルスセキュリティアクションプランに反映された。

特筆すべき取組としては、ミャンマーにおいて、結核ラボの検体追跡システムの導入及び指導を行い、患者情報や検査結果の入力負荷を軽減した結果、<u>結核患者に係る医療情報トレーサビリティの向</u>上に貢献したことは、結核感染防止に向けた技術導入として評価される。

また、コンゴ民主共和国でのエボラ出血熱アウトブレイクに対しては、現地派遣中の保険省アドバイザーと連携して非接触型体温計等の機材を供与するとともに、SATREPS 事業で開発したエボラウィルス迅速診断キットの提供等を通じて、迅速なウィルス検査・診断の促進に貢献した。また、保険省とともにサーベイランスに係る現状調査を実施し、カナダでの国際保健学会で発表し、医療危機準備体制強化におけるコミュニティサーベイランスの有用性が確認されるなど、困難な環境下において機構の別スキームの事業との連携等を通じた創意工夫により発現した成果として評価する。

3. 母子保健の向上

WHO と連携し、母子手帳を含む母子の健康に関わる家庭用記録の国際基準化を目的にガイドライン案を策定した。また、ガーナにおいて全国標準母子手帳のパイロット版を完成させたほか、アンゴラ、アフガニスタン、ヨルダンで母子手帳の普及展開に取り組んだ。

タジキスタン、ヨルダン、ホンジュラス等で乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた取組を実施し、特にホンジュラス、ニカラグア、ブルンジでは、機構の取組を通じて <u>SDG s (ゴール3) に関</u>連する、妊婦健診率や新生児ケア等の各種保健指標の改善が見られたことが評価される。

ョルダンにおいて、モバイルクリニック(移動式診療車)を遠隔地やシリア難民居住地域に巡回させ、リプロダクティブへルスを中心に基礎的保健サービスを住民 319 名(うちシリア難民 131 名)に対して提供し、保健サービスのアクセスに係る格差是正や脆弱層である難民への保健サービスの提供に寄与したこと、加えてヨルダンにおいて国際連合パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)と共同で開発した機構協力では初となる電子母子手帳が完成・運用を開始したことは、難民コミュニティへのアウトリーチを拡大する取組として高く評価される。

4. 栄養の改善

ベトナムにおいて「栄養改善事業推進プラットフォーム(NJPPP)」運営委員会の共同議長を務めたほか、「ベトナム栄養改善事業ビジネスプログラム」を企画・実施して、プラットフォームメンバー企業が開発途上国での栄養課題を把握し、現地ビジネスパートナーを開拓する機会を提供した。

また、IFNA に係る取組として、IFNA 第 1 回パートナー会合を主催し、同イニシアチブを<u>国際的に発信した</u>ほか、<u>IFNA 重点 10 か国すべてにおいて</u>、取組方針を議論する現地ワークショップを含む調査を実施し、<u>国別アクションプランの素案を策定した</u>こと、更に同調査結果を踏まえ、ナイジェリア及びマダガスカルにおいて<u>技術協力プロジェクトを新規計画</u>し、栄養への貢献を含めた JICA の国別対応方針案を策定したことが IFNA 推進に係る具体的取組として評価される。

5. 安全な水と衛生の向上

ョルダン,タジキスタン,カンボジア等において,安全な水へのアクセス改善に向けた取組を実施し,701万人が安全な水にアクセス可能となり,9,104人に対して水の供給・利用・管理や衛生に係る研修を実施した。

国内外の水道事業のグッドプラクティスや教訓の共有に係る取組として、「日本の水道事業の経験」を取りまとめて JICA の HP で公開したほか、日本の水道行政体制及び法制度のガバナンス強化の取組等を国内外の水道事業関係者や WHO 等の国際機関に、国際会議、勉強会等の場で共有した。

また、横浜市との共催により、「第 4 回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」を開催し、アジア 13 か国の水道担当省庁、水道事業体幹部の参加を得たことで、日本の自治体を含む水道事業体のネットワーキング強化に貢献した。

特筆すべき成果としては、タジキスタンにおいて、国内初の大型鉄筋コンクリート高架水槽の建設を含む給水施設の整備を通じ、4,800 戸に対して 24 時間安全な水の供給が可能となり、同事業が<u>十大技術と社会の発展に大きく寄与した画期的なプロジェクトと評価され、土木学会賞技術賞を受賞</u>したことは、機構の取組が外部機関等から高い評価を得た事例として評価される。

6. 万人のための質の高い教育

阻害されている人々に配慮した教育支援アプローチ(研修教材等)の開発件数は3件となり,前中期目標期間中の実績(4件)に基づく基準値(1件)を上回った。また、スリランカにおいて、インクルーシブ教育案件立ち上げに係る詳細計画策定調査を実施したほか、シリア難民児童が急増するレバノンにおいて、同国教育省関係者の本邦招聘を実施し、今後の技術協力の円滑な開始・展開に向けた情報収集を行った。

ミャンマー及びエルサルバドルにおいて、技術協力で開発した教科書が先方政府予算により全国に 一斉配布されたことは、機構の取組が先方政府から高い評価を得た事例として評価される。エルサル バドルの事業については、介入効果の検証を目的として、インパクト評価を実施し、教科書の有効活 用等に係る政策提言につなげることを予定している。

7. スポーツ

スポーツ分野における新規ボランティアを 265 人派遣したほか,「学校体育」,「スポーツを通じた 障害者の社会参加の促進」等の課題別研修や,ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて,体育科カリキュラムの統合に向けた支援を実施した。

関係機関とのネットワーク構築については、スポーツ庁及び東京 2020 組織委員会からの有識者を招いて「スポーツと開発」協力構想会議を開始した他、スポーツ競技に実績のある4大学との連携協定締結や連携ボランティア派遣を実施した。

広報媒体の作成やイベントの開催、相手国政府への発信については、ユネスコ大臣会合での日本型体育教育の推進に関する取組の発信や、ASEAN スポーツ大臣会合ラウンドテーブルにおいて、「スポーツと開発」取組について紹介するパネルの出展を行った。

8. 社会保障・障害と開発

主にコンサルタント、医療・障害福祉関係者、NGOを対象に、「障害と開発」分野への関与を目指す人材の育成を目的とした能力強化研修を実施する等、467人の機構事業関係者に対して障害に関する研修等を実施した他、シリア難民も裨益対象としたヨルダンの案件や、エジプトにおける技術協力、複数の資金協力事業において、障害者等の社会的弱者に配慮した事業を形成・実施した。

特筆すべき事業としては、インドネシアにおいて<u>日本の社会保険労務士制度をモデルとした資格制度を構築</u>する機構初の事業を実施したことに加え、タイにおいて実施した「要援護高齢者のための介護サービス開発プロジェクト」で、協力対象地域の65%において日常生活動作の指標が改善する等の成果が見られたことで、<u>タイ政府による介護サービスの予算化</u>につながった。これらは、日本型社会保健制度の現地導入と展開支援に資する取組として評価される。

以上の定性的な実績に加え、定量指標である機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口が 目標値(44万人)を達成する44.3万人、学びの改善のための支援により裨益した子供の人数が目標 値(200万人)を大きく上回る 486万人となったことを踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果を上げていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョンや UHC フォーラム東京宣言, 平和と成長のための学びの 戦略, 食と栄養のアフリカ・イニシアチブ等を踏まえ, SDGs 達成や TICAD 7 に向けて, 新たな分 野の取組・パートナーとの連携の検討及び着実な実施に期待したい。栄養・スポーツ分野において, 内外の関係各所と連携しつつ具体的な取組がなされることを期待する。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等) 特になし。

1. 当事務及び事業に	関する基本情報
No. 3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
業務に関連する政 策・施策	開発協力大綱,平成 29 年度開発協力重点方針,国家安全保障戦略,女性・平和・安全保障に関する行動計画,法制度整備支援に関する基本方針
当該事業実施に係る	独立行政法人国際協力機構法第13条
根拠 (個別法条文等)	
当該項目の重要度, 難	【重要度:高】【難易度:高】治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営
易度	を行う必要があり、目標達成に法人の創意工夫を要し、かつ外部要因に事業
	実施を規定する条件が大きく左右されるため。
関連する政策評価・行	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力
政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力,0128 独立行
	政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット		目標値	2017 年度	2018 年度	2010 年度	2020 年度	2021 年度
情報(定量指標)	達成目標	/ 年	2017 平反	2016 平反	2019 千皮	2020 千皮	2021 平反
中東地域安定化のための包括的支	15,000 人	5,000 人	6,115 人				
援に係る公約達成のための育成人	(2016-2018)	3,000) (0,113 / (
材数	(注1)						
②主要なインプット情報		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	
支出額(百万円)		5,446					

(注 1) 2016 年 5 月の G7 伊勢志摩サミットにおける中東地域安定化に係る日本の公約で示されている達成目標を基に、機構貢献分を 75%として想定して設定する。中東地域安定化のための包括的支援の目標値: 2016 年から 2018 年に 2 万人

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:3.(2),中期計画:1.(3)

年度計画

- 1. (3) 普遍的価値の共有, 平和で安全な社会の実現
- ア 公正で包摂的な社会の実現
- ・ 民事法・経済法を中心とした法制度の整備及び確立,立法府,司法府,中央・地方の行政,公共放 送の機能強化等に向けた事業を形成・実施する。
- ・ 特に、法整備に関しては、東南アジアを中心とした重点国に対する民商事法分野を中心とした支援を行う。加えて、立法府における議会事務局の能力強化(ベトナム)や選挙改革支援(カンボジア等)、また、国営放送局の公共放送化の支援(ウクライナ、ミャンマー、コソボ等)を行う。中央・地方の行政強化に関しては、公務員制度の改革や人材育成の強化(ベトナム、カンボジア等)や地域住民のニーズに基づく開発計画策定・事業実施能力強化(タンザニア、バングラデシュ等)を行う。

イ 平和と安定,安全の確保

・ 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善と、これに資する政府機関(特に地方行

政機関)の能力強化に向けた事業を、国際機関とも連携しつつ形成・実施する。また、治安機関や海上保安機関等の法執行機関、国境管理機関等の機能強化や、安全なサイバー空間の実現等に向けた事業を形成・実施する。特に、地方行政の能力強化に向けた課題別研修を形成する。また、地雷・不発弾処理能力向上に資する南南協力事業を実施する。加えて、治安機関に関しては、インドネシア、ブラジル等地域警察制度の普及に向けた協力を行うとともに、テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的な課題に係る課題別研修を実施する。

• 難民・国内避難民に関係する取組については、自立支援を継続的に実施する。特に、シリア周辺国及びアフリカにおける職業訓練、農業技術指導を行う。また、難民の受入コミュニティのレジリエンス強化のための新たな取組を開始する。加えて、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees)と連携し、2018年に発効予定の難民コンパクトの検討作業に参加する。

主な評価指標(定量的指標及び実績は 2. ①参照)

- 法令の整備及び開発計画の策定,住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化,公的機関の機能強化に係る支援の実施状況(SDGs Goal 16 (16.3, 16.5, 16.6, 16.7, 16.10), Goal 17 (17.18, 17.19)
 関連)
- ・ 紛争再発防止及び社会の融和に資する,包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興, 基礎的社会サービスの改善,住民の生計向上に係る支援の実施状況(SDGs Goal 16関連)
- 平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況 (SDGs Goal 16関連)

3-2. 業務実績

No.3-1 公正で包摂的な社会の実現

関連指標		基準値
民事法・経済法を中心としたルール整備等ガバナンス強化に係る研修実績数	1,068 人	1,087 人 ³⁴
包摂性や透明性等に配慮し、紛争再発防止、及び社会の融和に資する活動によ	1,728 人	1,350 人 ³⁵
る研修実績数		

(1) 法制度の整備及び確立に向けた具体的な施策の実施状況

ベトナム,ラオス,ミャンマー等の重点国に対する民商事法分野を中心とした支援を実施した。具体的には以下のとおり。

- ・ ベトナム:民事法整備の観点から、機構が支援し制定された 2015年改正民法を踏まえた「担保取引に関する議定」制定支援を実施し、同議定は2017 年9月に発効した。また、弁護士の能力強化の観点から、民事訴訟等の訴訟手続き、投資・商業分野等の相談スキルを含む「弁護士マニュアル(全三巻)」(ベトナム弁護士連合会)の作成を支援し、2017年内に完成した。さらに、紛争解決の予測可能性の向上及び手続きの整備の観点から、第一に最高人民裁判所による判例制度の改善支援を継続し、2016 年の10判例に続いて、2017年には新たに6判例が選定されたほか、第二に機構が支援して 2015年に成立した最高人民検察院による改正刑事訴訟法が2018年1月に施行された。
- ・ ラオス:機構の支援を得て作成された民法典の草案が5月に国会に提出され、審議結果を踏まえた 修正作業に入り、2018年10月の成立に向けて日本側有識者との意見交換を行う等引き続き支援して

.

³⁴ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

^{35 2015} 年度実績

いる。このほか、裁判外紛争解決制度による一層合理的な経済紛争の解決を目指して支援した経済 紛争解決法ハンドブック(2017年3月完成)の関係機関への普及活動を支援している。加えて、機 構は労働法ハンドブックの作成を支援し、2018年1月に完成した。

- ・ ミャンマー:新しい知財法の制定を見据えて裁判所が制度改革を進めており、機構による支援の結果、ミャンマー最高裁が、裁判所の抱える課題や解決方法を記載した政策文書をまとめた。現在、同政策文書に基づき、知財に関する教科書、知財裁判に関する裁判官向けガイドラインが機構の支援により作成されている。また、民間企業と国との間の契約の審査を行う法務長官府への支援の結果、契約の雛形や審査マニュアルが作成され、契約審査期間の短縮による民間企業の投資促進が期待されている。さらに、裁判官向けの経済関係法令教科書の作成や、調停制度の政策文書作りに係る支援も行なっており、こうした司法インフラの強化により、民間企業が紛争に巻き込まれた際のリスクを軽減し、また、投資決定にあたっての心理的不安を取り除くことが期待される。
- ・ 中国:「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法整備支援プロジェクト」では、民法典編纂 事業の第一段階である「民法総則」の制定を支援し、同総則は2017年3月に全国人民代表大会で成立し、同年10月から施行された。「民法総則」は、法人制度の整備による取引相手の明確化や、法 人代表者の責任強化による企業活動の保護等を促すものであり、日本企業による取引活動のより一 層の円滑化に寄与することが期待される。
- ・ ネパール:「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」では、事件管理改善、調停活用に関する支援を行った結果、事件管理ハンドブック及び調停人向け教材が完成し、普及のためのセミナーを実施した。加えて、3つのモデル裁判所に対し、調停室の整備を支援することにより、裁判所で調停を行うための物理的環境を整えた。
- ・ 仏語圏アフリカ8か国向けの刑事司法人材育成:国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI: The United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders)の協力を得て①捜査,起訴,公判,②テロ犯罪,組織犯罪対策(刑罰決定を含む)をテーマとした研修をコートジボワールで行い,地域的課題である刑事司法の発展,犯罪防止・治安の安定に貢献した。なお,2017年度は5年間の協力の最終年度となり,越境犯罪対策に向けた課題分析を行い取りまとめたほか,フランス司法関係者の協力を得て刑事司法分野での日仏連携促進にも寄与した。
- ▶ ネパールの国づくり支援の一環として、機構が2009年から国別研修や専門家派遣を通じて起草を支援してきた南アジア初の統一的民法典が、議会審議と大統領の署名を経て成立した。支援の過程では、市民の経済活動や家族関係の法に基づく発展の実現を大きな目的とし、ジェンダー平等や個人の自由意思の尊重の観点からも助言した。かつ、ネパールの社会の実情に合った立法を目指すことにも配慮し、コンサルテーションミーティング等の実施も支援した。今後、成立した民法の内容を周知・普及し、適切な運用を目指した支援を継続する予定としている。
- ・ アジア太平洋地域の国際法曹団体である the Law Association for Asia and the Pacific (LAWASIA) の 年次総会が東京で開催された際,ベトナム,カンボジア,ラオスの民法整備と日本の支援をテーマ としたパネルセッション及び司法アクセスに関するサイドイベントを主催し,機構のネパールでの 調停制度支援やコートジボワールでのコールセンター構築支援の取組を発信し,アジアの多くの法 曹関係者の機構の司法アクセス向上分野への支援に係る理解を増進した。
- ・ 国際的な法律家団体である International Legal Assistance Consortium (ILAC) 年次総会が東京で開催された際にサイドイベントを共催し、平和構築に資する法の支配の確立に対する取組を東ティモールの事業を例に発信した。機構内外の平和構築支援の専門家と法整備支援の専門家が平和構築の過

程における法制度整備の重要性に関する知見を共有すると共に、国際的ネットワークを強化した。

(2) 立法府,司法府,中央・地方の行政,公共放送の機能強化

- ① 立法府における議会事務局の能力強化
- ・ ベトナム: 「国会事務局能力向上プロジェクト」で日本の参議院事務局が実施する「特別体験プログラム(子供の国会参観・体験プログラム)」や「こども国会」を視察した結果、ベトナム国会事務局でも同取組が試行される等、日本の国会事務局の経験・ノウハウを踏まえた協力が展開された。

② 選挙改革

- ・ カンボジア:有権者の二重登録等が問題となっていたカンボジアにおいて、初の有権者の電子登録 システムの導入・運用に対する技術支援や選挙実施細則の策定支援、有権者教育等の活動を支援し たことにより、大きな混乱もなく6月に地方選挙が実施された。
- ③ 中央・地方の行政強化
- ア) 中央行政の政策立案・実施の能力・質の強化
- ➤ **TQMを通じた公共サービス改善**:バングラデシュで**TQM**の実践を通じた公共サービス改善を支援した。中央政府のみならず全国27県219郡への普及を支援した結果,政府・行政機関で7,000を超えるカイゼンテーマが設定され,また6,000を超えるカイゼンチームが独自に立ち上がり,公共サービス改善に向けた取組体制が強化された。
- ・ 公務員制度・人材育成の推進:カンボジア,ボツワナに対する公務員人材育成に係る国別研修を引き続き実施し、公務員制度改革の推進に向けた知見を提供した。また、ベトナム及びミャンマーの幹部公務員人材育成に向けた新規事業を形成した。
- ・ 公共投資管理の改善: 財政安定化問題に直面し、公共投資事業の効率的な計画・実施が課題になっているラオス、モンゴルに対し、公共投資管理の改善に向けた人材育成や能力向上に係る新規事業を形成した。

イ) 地域住民のニーズに基づく開発計画策定・事業実施能力の強化

- ・ **タンザニア**:技術協力プロジェクトの支援により地方開発交付金制度改革が正式承認されたタンザニアにおいて、住民の自助活動をいかした開発予算の配賦・行政サービスの提供とそれを全国の自治体に普及させる体制の構築を引き続き支援した。
- ・ **ニカラグア**: 地方自治体とコミュニティとの協働を通じた地方の開発を推進すべく,各地方自治体に対する中期開発計画の策定に係るガイドや研修プログラム・教材の開発を支援した実績を踏まえ,全国の地方自治体における同開発計画の策定・実施に向けた制度・体制の構築を支援する新規事業を形成した。
- ▶ 日本の地方創生の経験や知見を開発途上国の地方行政能力強化に係る事業に適用すべく、プロジェクト研究の実施を通じ、開発途上国支援に有用と考えられる地域マネジメント上の教訓を体系的に整理し、「地方創生リソース活用ハンドブック」を作成した。その共有シンポジウム(3回) では機構内外から約280名の参加があった。同ハンドブックの能力強化研修での活用、北海道での地方創生×SDGsシンポジウムの実施等の波及効果も出ている。
- ・ 政府間フォーラム「民主主義共同体」による SDGs ゴール16の自主的指標の策定に、基本的人権の 保障のために差別禁止条項が憲法等の基本法に含まれているか否かを指標とすべき等、機構が提案 した意見が反映された。

④ 国営放送局の公共放送化

・ ウクライナ:「公共放送組織体制強化プロジェクト」では、公共放送の新たな組織体制の確立直後

- に緊急災害報道の改善をテーマに幹部職員に対する本邦研修を実施し、日本の知見を共有した。
- ・ **ミャンマー**: 「ミャンマーラジオテレビ局能力強化プロジェクト」では、公共放送への移行時の検 討事項である中長期ロードマップについて議論するとともに、番組制作のためのOJTを通じて日本 の知見を提供した。
- ・ コソボ: 「コソボ国営放送局能力向上プロジェクト」では、多数派アルバニア系の放送であるRTK (Radio Television Kosovo) 1 と、セルビア系を中心とする少数派向けの放送であるRTK2の共同番組制作を推進するとともに両放送局へ放送機材を供与し、同放送局の基盤づくりに貢献した。

No.3-2 平和と安定,安全の確保

関連指標	2017 年度	基準値
平和で安全な社会の構築のための政府機関等	4,950 人	1,033 人 ³⁶
の機能を強化する活動に係る研修実績数	(うち, 本邦研修 165 人)	(うち, 本邦研修 78 人)

- (1) 社会・人的資本の復旧・復興,基礎的社会サービスの改善,国際機関との連携を踏まえた政府機関(特に地方行政機関)の能力強化事業の形成・実施
- ▶ シエラレオネ:「カンビア県地域開発能力向上プロジェクト」を通じ、内戦後の復興期からの移行プロセスにある同国において、地方行政機関が効果的・効率的に地域開発を進めるための支援を実施した。具体的には、地方議会が地域住民と協働する開発計画づくりと透明性・説明責任を確保したサービスデリバリーの指針を示した地方開発モデルを形成し、地域開発の実施手順と各実施段階における主要関係者の役割をまとめたガイドラインを作成した。同ガイドラインの実用性は大統領府から全国に普及すべき開発事業実施の指針として高く評価され、担当大臣から大統領へ進呈された。また、全国普及に向けたフォーラムを開催し、同ガイドラインを地方政府の指針とすることが決定された。このプロセスを通じ、国連開発計画(UNDP)等の国際機関や他ドナーにも本プロジェクト及び同ガイドラインが広く認知・共有された。
- ・ コートジボワール:首都圏で地方行政機関が公正なサービスデリバリーを行うことを通じて、紛争の影響により分断されたコミュニティの紐帯を再構築していくことを目指す「大アビジャン圏社会統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクト(フェーズ2)」を開始した。
- ・ スーダン:「ダルフール3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト」では、 過去の紛争により行政サービスの担い手がいなくなり適切なサービスが提供できなくなった地域 を対象に、紛争終結に伴う国内避難民の持続的な帰還を促進するための地方行政の公共サービス向 上に向け、保健、給水等の分野でパイロット事業を実施した。これらの成果を中央政府が中心とな って取りまとめ、政府関係者及び住民向けに、同国が和平に向かっている現状や政策を周知するセ ミナー(ダルフールウィーク)を実施した。
- ・ 紛争影響国で地域再建プロセスの中核的な役割を担う地方行政官及び中央政府職員の政策・計画 立案・実施能力の向上を目的とした課題別研修「紛争影響国における地域社会再建にかかる地方行 政能力強化」を実施した(7か国より13名参加)。日本の地方行政の運営における「説明責任」の 重要性、住民グループによる共助の役割、有効性等について、福島県いわき市の原発被災者受入れ 事例等を含めて研修を行った。

.

³⁶ 前中期目標期間実績(2012-2015) 実績平均

- ・ イラク: 現地の治安情勢が流動的な中, 円借款事業により国内の経済基礎インフラの整備を支援し, 平和の配当を実感できる支援を展開した。イラク南部バスラ県に位置するハルサ発電所は, 電力需要が高いイラク中部にも連結されており, 国内の電力供給で重要な位置を占めている。円借款「ハルサ発電所改修事業」は, 同発電所の改修により国内の電力需要に応え, 電力供給能力の回復・安定化を目的としており, 2017年に同発電所4号機(定格出力200MW)の改修が完成した。
- ・ ボスニア: 「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」では, 「スポーツの力」を考えるワークショップ及び若年層の民族交流プログラムを通じて, これまで互いに言葉を交わすことがなかったセルビア人・ボスニア人の子どもが運動会やホームステイ, ワークショップを通じて交流が生まれ, SNS 等を通じ現在も交流が継続している子どもがいるほか, 障害者・高齢者を対象にしたワークショップも実施し, 公約である Sports for Tomorrow の実績に貢献した。
- ・ フィリピン・ミンダナオ: 「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」にて、バンサモロ自治政府 設立に向けて、多様な関係者を交え、ガバナンスやコミュニティ開発など包括的な支援を実施。日 本政府・機構は国際コンタクトグループや国際停戦監視団への参加等様々な形でミンダナオ和平に 向けた支援に長年関与しており、フィリピン政府関係者も立ち入りができなかったモロ・イスラム 解放戦線(MILF: Moro Islamic Liberation Front)支配地域において、これまで機構がフィリピン政 府とMILF双方と構築した関係を基に、フィリピン稲研究所の専門家や農業普及員による農業技術 指導を実現し、平和の配当を住民が享受することを通じて、ミンダナオ和平の推進に貢献した。
- ・ **ネパール**:コミュニティレベルにおける些細な揉め事を拡大させない等,紛争予防を目的として, 調停による和解・問題解決を行う取組を地方レベルで実施しつつ,連邦制導入が進む中で新しく選 出された地方議会がコミュニティ調停を導入するための各種法案やガイドラインに盛り込むべき 手続き等を連邦・地方開発省に対しアドバイスし,順次承認されており,政策レベルの意思 決定 に貢献している。
- (2) 治安機関,海上保安機関等の法執行機関,国境管理機関等の機能強化,及び安全なサイバー空間の実現等に向けた事業の形成・実施
- ① 海上保安機関の法執行機関の能力強化
- ・ 機構,政策研究大学院大学,海上保安庁及び日本財団の協力の下で2015年に開始された「海上保安 政策プログラム」において,修士課程プログラムを修了したインドネシア,マレーシア,フィリピ ンからの第二期(2016年10月~2017年9月)5名に学位記が授与された。修了者が海上保安政策の企 画・立案に係る高度な能力を身に着け,また各国の連携が強化されたことにより,海洋をめぐる国 際秩序の維持発展に寄与することが期待される。

② 地域警察制度の普及

- ・ インドネシア: 「市民警察活動全国展開プロジェクト」では11州の警察が自立して地域警察研修を 実施できる「指定州」に認定されるとともに、並行して技術支援を行う鑑識分野で920名の国家鑑 識検定合格者が輩出された。こうした成果を受けて、市民警察活動の更なる全国展開を目指し、プロジェクトのフェーズ2を開始した。
- ・ ブラジル:「地域警察活動普及プロジェクト」では、各州警察が主体となって実施する地域警察セミナーを数多く開催し、日本の地域警察活動の知見を共有した。セミナーには行政官や一般市民を含めた約3,650名の参加を得る等、全国レベルで地域警察活動に対する理解が促進された。
- ③ テロ,薬物犯罪,サイバー犯罪等の国際的な課題への対応,安全なサイバー空間の実現

- ・ 課題別研修「国際テロ対策」(20か国22名),「薬物犯罪取締」(17か国22名),「サイバー犯罪対処能力向上」(14か国17名)を実施した。また、今年度から新たにベトナム国別研修「サイバーセキュリティ及びサイバー犯罪対処能力強化」を開始した(10名)。日本の警察や本邦企業の知見を活用し、捜査技術の向上や警察官の能力強化、参加者同士のネットワーク構築に貢献した。
- ・ 課題別研修「サイバー攻撃防御演習」及び「ASEAN地域のサイバーセキュリティ対策強化のための 政策能力向上」を実施した。9か国29名が参加し、CERT (Computer Emergency Response Team) の インシデントレスポンス (被害の早期発見・検知ならびに対処) 能力の向上や、サイバーセキュリ ティ政策の立案・実施に必要な能力の向上を図った。

(3) 地雷・不発弾処理能力向上に資する南南協力

➤ 2016年に和平合意が実現したコロンビアにおいて、機構が長年にわたり支援を行ってきたカンボジア地雷対策センター(CMAC: Cambodian Mine Action Centre)を通じ、従来から展開していたラオス、イラクに対する協力に加え、コロンビアに対して地雷除去推進のための南南協力を開始し、和平合意事項の履行に貢献した。ラオス不発弾除去組織の除去活動計画策定能力等の向上を目的に、CMACの協力も得つつ、活動計画策定支援や、パイロット地区3県でのIT技術導入やデータベース統一化による除去計画作業の効率化を支援した。

(4) 難民・国内避難民を対象とした支援

① 難民・国内避難民の自立支援

- ・ パレスチナ: 難民キャンプ改善のための取組を計画・協議し、開かれた住民組織形成を推進することを目指す「難民キャンプ改善プロジェクト」において、公平性、透明性、包摂性に配慮した社会調査を実施した。これまで参加の機会が限られた女性や若年層の声を踏まえた計画策定を行い、生活状況改善(施設のバリアフリー化等)に着手した。
- ➤ シリア平和の架け橋・人材育成プログラム:シリア危機により就学機会を奪われたシリア人の若者に教育の機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成するべく、留学生19名の受入を開始した。留学制度を活用した研修員として難民を受け入れる初めての事業であることから、難民支援に知見を持つUNHCRの協力を得つつ実施した。候補者への募集案内は難民へのアクセスがあるUNHCRが実施した。またUNHCRによる提言も踏まえつつ、日本政府とも調整を図りながら、難民であることに配慮した制度設計(家族手当の支給、生活支援等)を行いプログラムを形成した。
- > コロンビア: 2016年に和平合意が締結されたことを受けて、平和構築アセスメントを実施するとともに、帰還した国内避難民のための生計向上支援として専門家を派遣し、農作物の生産・流通の改善による生計向上に係る支援を開始した。
- ・ パキスタン: 国内避難民向けの農業支援を国連食糧農業機関 (FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations) と連携して実施した。2015年からの2年間で約77,200 世帯(約58 万人)を対象に、小麦・メイズ等の優良種子や小家畜を提供し、20件の灌漑施設を修復した。1,620~クタールの荒れ地が農地となり、農業生産や家畜の飼育に着手した。

② シリア周辺国及びアフリカにおける職業訓練、農業技術指導

・ **ヨルダン**:シリア危機が長期化する中で、支援に依存するのではなく、難民自らが生計を向上させる手段を見出す必要性が大きくなっている。このような状況の下、ヨルダン「シリア難民女性生計向上支援プロジェクト」では、パレスチナ難民の生計向上支援での経験をいかした難民の生計向上

に資する協力モデル(生計向上パッケージ)案の形成を支援している。また、ザアタリ難民キャンプでは、難民が居住するシェルター内の電気配線工事等を十分な経験を有しない難民が実施していることで事故や電力設備の故障等につながっているため、UNHCR等と連携し同難民キャンプのシリア難民を対象に配電技術等のワークショップを開始した。

・ **ウガンダ**:「コメ振興プロジェクト」で難民・ホストコミュニティ住民への稲作研修を2014年から 実施し、UNHCRとの連携により、これまで難民798名、ホストコミュニティ471名に対して稲作栽 培研修を実施し、難民や周辺コミュニティの生計向上に貢献している。

③ 難民の受入コミュニティのレジリエンス強化

- ・ **ウガンダ**: 紛争の影響を受け、周辺国からの難民受入地域となってきた西ナイル・アチョリ両地域を対象に、地方政府の基礎的行政機能の強化を通じた地方政府・コミュニティ並びに住民間の信頼関係再構築を目的とした協力を実施した。住民参加型開発計画策定手法の普及・定着を図るとともに、資源の共同利用・管理を目的としたパイロット事業の実施を通じて住民間の関係構築・協働の促進に資する生計向上活動のモデル構築を進めている。
- ▶ また「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査」は、ウガンダで開催された難民連帯サミット直後に開始し、難民居住区を抱える郡・県の行政と協力の上、初めて難民居住区・居住区外のニーズや難民受入による社会インフラへの負荷をデータ分析及び現地踏査により明らかにし、ウガンダの中央政府機関及び関連ドナーと共有し、支援を必要とするホストコミュニティの状況を「見える化」して機構の支援方策を検討した。あわせて、効率的・効果的なホストコミュニティ及び難民居住区への支援策の具体案を提示・共有し、他機関による案件形成にも貢献した。人道と開発双方のニーズを取りまとめたものとして、国際機関や他ドナーからも高い評価を受けたほか、以前は具体的な事業への支援金額にのみ関心を寄せていた首相府の意識がこの調査を通じて変化してきたことも大きな成果である。
- ・ ザンビア:元難民の現地統合を支援するため、現状確認と課題整理を行うとともに、元難民の移転計画見直しの方向性等について先方政府と協議した。また、元難民現地統合支援アドバイザーによる案件形成準備、UNDP等の巻き込みによる援助協調の再活性化、行政官研修を実施した。加えて、草の根技術協力事業を通じて11の自助グループを結成し、井戸の管理を通じた衛生活動の普及により、住民間(元難民とホストコミュニティ)の社会関係の構築に取り組んだ。
- ➤ バングラデシュ: ミャンマーのラカイン州からの避難民対応として、避難民のバングラデシュ側への流入に伴い、現場のニーズが日々変動する中、バングラデシュ政府との間で構築した人的ネットワークとこれまでの事業経験を活かし、避難民流入によるホストコミュニティの負担を軽減すべく、バングラデシュ政府及び関係国際機関と対象分野や規模、スキーム、連携方法等の議論を重ね、既往案件(資金協力・技術協力)を活用し、保健(看護師への研修、感染予防等)、給水(地下水賦存量調査等)、インフラ整備支援等の事業を迅速に開始した。

④ 「難民グローバル・コンパクト」策定、人道と開発のNEXUS推進への貢献

・ 「国連難民連帯サミット」(ウガンダ、6月)において、ウガンダ政府・UNDPとの共催、UNHCR との協力によりサイドイベントを実施した。また、UNHCR主催「包括的難民支援枠組み(CRRF: Comprehensive Refugee Response Framework)」テーマ別会合(10月)において、機構専門家がセッションの共同議長を務める他、難民受入国・ホストコミュニティの喫緊の課題に即応した機構のアプローチを共有し、人道と開発のNEXUSの推進、及び現場のニーズを反映した「難民グローバル・コンパクト」の策定に貢献した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

公平性,透明性,包摂性等に配慮しつつ,特に難民・国内避難民に関係する取組においては,人道支援と開発協力のそれぞれの強みをいかした連携に留意して取り組むことが期待される。(2016年度主務大臣評価報告書,No.4「平和の構築」)

<対応>

人道と開発の強みを生かした連携との観点から、UNHCRが進める包括的難民支援枠組み CRRF 策定に向け、UNHCR 主催のテーマ別会合において、南スーダン難民を 100万人以上受け入れているウガンダでの地方政府支援の取組を共有した。また、UNHCRとの人事交流を実施することで両組織の強みを把握した上での案件形成、機構内部での難民問題への意識を高める取組を実施した。加えて世界銀行、UNDP等の開発機関との連携の議論、UNHCR、WFPといった人道機関との意見交換を継続している。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定: S

根拠:評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、独立行政法人の評価に関する指針」(平成27年5月25日改訂)及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」(平成27年3月外務省)に掲げられた S評定の根拠となる質的な成果(目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与)を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。具体的には、公平性、透明性、包摂性に配慮しつつ、平和で安定な社会の実現に貢献した。特に、①G7伊勢志摩サミット政府公約への貢献(シリア難民受入)、②戦後の日本の経験をいかした政府の基礎的能力の向上(ネパール民法、バングラデシュ総合的品質管理(TQM: Total Quality Management)等)、③治安上の困難を抱える等難易度の高い支援(シリア難民及びミャンマーのラカイン州からの避難民対応、ミンダナオ和平等)、④人道支援と開発協力のそれぞれの強みをいかした連携への高い評価(ウガンダ難民)等、全体として法人の自主的な取組による創意工夫や、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与を実現した。

1. 公正で包括的な社会の実現

- 重点国に対する民商事法分野を対象とした協力を実施(ベトナム,ラオス,ミャンマー,中国等)。
- 日本の国会事務局の経験を踏まえた協力を展開(ベトナム)。
- 選挙実施細則の策定及び有権者の電子登録に係る技術支援を行い、地方選挙の円滑な実施に貢献 (カンボジア)。
- 公共サービス,公務員制度,公共投資管理の改善を通じ,中央政府の政策立案・実施能力を強化(バングラデシュ,カンボジア,タンザニア,ニカラグア等)。
- 国営放送局の公共放送化を支援(ウクライナ,ミャンマー,コソボ)。
- ◎ **南アジア初の統一的民法典の成立への貢献**【②】:2009年より起草を支援したネパール民法が議会 審議及び大統領署名を経て成立。
- ◎ バングラデシュTQM取組の面的拡大【②】: TQMの実践を通じた公共サービス改善支援が、独自の6,000のカイゼンチームの立ち上がりにより全国的に拡大。
- ◎ 地方創生の知見・経験の事業への適用【②】:プロジェクト研究で日本の地方創生経験から開発途 上国の地方行政能力の強化に有用と考えられる地域マネジメント上の教訓を体系的に整理し、シンポジウムで発信。

- 2. 平和と安定,安全の確保
- 紛争影響地域で地域再建プロセスを担う中央・地方政府を対象とした政策・計画の立案・実施能力 向上に向けた研修を新設(シエラレオネ、ウガンダ、コートジボワール等)。
- 日本の知見をいかした地域警察制度の普及に係る事業を実施。鑑識技術を支援し、国家鑑識検定に 920名の合格者を輩出(インドネシア)。日本の地域警察活動を全国的に発信(ブラジル)。
- CMACを通じた地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力を実施し、和平合意事項の履行に貢献(ラオス、イラク、コロンビア)。
- 職業訓練・農業指導を通じ難民・国内避難民の自立を支援(パレスチナ,シリア,コロンビア,パキスタン,ヨルダン等)。難民等受入コミュニティのレジリエンスを強化(ウガンダ,ザンビア,バングラデシュ等)。
- ◎ 人道と開発の連携【④】:ウガンダにて難民受入コミュニティ及び難民の双方のニーズを分析し発信。人道と開発双方のニーズを取りまとめたことに国際機関等から高い評価。
- ◎ 海上法執行機能強化【①】:海上保安政策プログラムで人材を育成。
- ◎ **地方開発モデルの指針化**【②】:シエラレオネにて形成・策定したガイドラインが地方政府の指針 化。現地の国際機関及び他ドナーにも広く認知・共有。
- ◎ **紛争地域での平和の配当**【③】:フィリピン(ミンダナオ)にて自治政府設立に向けた能力向上を 支援。MILF支配地域で農業技術を指導し、平和の配当を住民が享受することを通じて、ミンダナオ 和平の推進に貢献。
- ◎ 和平合意履行推進に向けた包括的支援: ラオス, イラクに加え, コロンビアでCMAC を通じた地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力を実施し, 和平合意事項の履行に貢献。加えて, 国内避難民に対する生計向上支援を実施。
- ◎ **留学制度を活用した難民受入れ**【①,③】:若者への教育機会の提供にむけて、留学制度を活用して19名のシリア難民を受入れ。
- ◎ ミャンマーのラカイン州からの避難民への迅速かつ包括的支援【③】:国際機関と緊密に調整を行いながらバングラデシュのホストコミュニティ支援を保健、給水、インフラ等の分野にて迅速に事業化。

<課題と対応>

SDGs や日本政府の政策目標達成に向け、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、 法執行機関の機能強化や、安全なサイバー空間の実現等に向けた支援をすべく、着実な事業実施を行う。

3-5. 主務大臣による評価

評定: S

<評定に至った理由>

普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 公正で包摂的な社会の実現

ベトナム, ラオス, ミャンマー, 中国等の重点国に対して, 民商事法分野を中心とした法制度の整備及び確立に向けた支援を着実に実施したほか, 1,068 人に対して民事法・経済法を中心としたルール整備等ガバナンス強化に係る研修を実施した。

民商事法分野以外の取組としては、ベトナム「国会事務局能力向上プロジェクト」において、日本の参議院事務局が実施する取組を視察し、「特別体験プログラム(子供の国会参観・体験プログラム)」等の日本の国会事務局の経験・ノウハウを踏まえた協力がベトナムで展開されたほか、カンボジアにおいて、選挙実施細則の策定及び有権者の電子登録に係る技術支援を行い、地方選挙の円滑な実施に貢献した。

また、ウクライナ、ミャンマー、コソボにおいては、技術協力を通じて国営放送局の公共放送化を 支援し、カンボジア、ボツワナにおいては、公務員人材育成に係る国別研修を実施したほか、ベトナ ム及びミャンマーの幹部公務員人材育成に向けた新規事業を形成した。

特筆すべき成果としては、ネパールにおいて、JICA が 2009 年から国別研修や専門家派遣を通じて 起草を支援してきた南アジア初の統一的民法典が、議会審議と大統領の署名を経て成立したことが挙 げられる。支援の過程では、市民の経済活動や家族関係の法に基づく発展の実現を大きな目的とし、 ジェンダー平等や個人の自由意思の尊重の観点からも助言した。成立した法典は、ネパールの社会の 実情に合った立法を目指す、日本らしい法制度整備支援の成果として高く評価される。

バングラデシュにおいて、TQM (Total Quality Management)の実践を通じた公共サービス改善支援に取り組んだ結果、政府・行政機関で7,000を超えるカイゼンテーマが設定され、また6,000以上のカイゼンチームが独自に立ち上がり、公共サービス改善に向けた取組体制が全国的に拡大・強化された。

また、プロジェクト研究で日本の地方創生経験から開発途上国の地方行政能力の強化に有用と考えられる地域マネジメント上の教訓を体系的に整理し、「地方創生リソース活用ハンドブック」を作成した。また、その共有のためのシンポジウムを3回開催し、情報発信に取り組んだことは、日本が持つ地方創生の知見・経験の事業への適用の取組として評価される。

2. 平和と安定,安全の確保

平和で安全な社会の構築のための政府機関等の機能を強化する活動に係る研修を,基準値となる前期中期目標期間実績平均(1,033人)を上回る4,950人に対して実施した。

治安機関や海上保安機関等の法執行機関の機能強化として、インドネシア、ブラジルにおいて、日本の知見をいかした地域警察制度の普及に係る事業を実施した。また、政策研究大学院大学、海上保安庁及び日本財団と協力して 2015 年に開始された「海上保安政策プログラム」において、第一期の卒業生としてインドネシア、マレーシア、フィリピンの5名の研修員に学位記が授与された。

テロ,薬物犯罪,サイバー犯罪等の国際的な課題への対応として,課題別研修「国際テロ対策」,「薬物犯罪取締」,「サイバー犯罪対処能力向上」,「サイバー攻撃防御演習」,「ASEAN 地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上」を継続実施したことに加え,ベトナム国別研修「サイバーセキュリティ及びサイバー犯罪対処能力強化」を新規開始した。

シリア周辺国及びアフリカにおける職業訓練、農業技術指導の取組として、ヨルダンにおいて難民の生計向上に資する協力モデル(生計向上パッケージ)案の形成を支援したほか、UNHCR 等と連携してヨルダンにおいてシリア難民を対象に配電技術等のワークショップを開始した。また、ウガンダにおいて、難民・ホストコミュニティ住民への稲作研修をUNHCRと連携しつつ実施した。加えて、UNHCR主催難民グローバル・コンパクト(GCR)テーマ別会合において、難民受入国・ホストコミュニティの喫緊の課題に即応したJICAのアプローチを共有し、「人道と開発の連携」の推進及び現場のニーズを反映した「難民グローバル・コンパクト」の策定に貢献した。

特筆すべき取組としては、内戦後の復興期からの移行プロセスにあるシエラレオネにおいて、地域開発の実施手順と各実施段階における主要関係者の役割をまとめたガイドラインを作成したことが挙げられる。同ガイドラインは<u>大統領府から全国に普及すべき開発事業実施の指針として高く評価され</u>、同国地方政府の指針となったことに加え、<u>国連開発計画(UNDP)等現地の国際機関及び他ドナーにも同ガイドラインが広く認知・共有された</u>ことは、JICAが実施した地方開発モデルが相手国や他ドナーが取り組む開発事業実施の指針となった事例として高く評価される。

また、フィリピンのミンダナオにおいて、自治政府設立に向けて、多様な関係者を交えてガバナンスやコミュニティ開発等包括的な支援を実施したことも高く評価される。同事業では、これまでの長年の支援を通じて機構が構築したネットワークをもとに、フィリピン政府関係者も立入ができなかったモロ・イスラム解放戦線(MILF)支配地域において、フィリピン稲研究所の専門家や農業普及員による農業指導を実現した。平和の配当を住民が享受することを通じて、ミンダナオ和平の推進に貢献した。

加えて、JICAが長年支援を実施してきたカンボジア地雷対策センター(CMAC)を通じた<u>地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力</u>を、従来から展開していたラオス、イラクに加え、<u>コロンビアに</u>も拡大し、同国の和平プロセスの後押しに貢献したことを評価する。コロンビアでは、専門家派遣

を通じて、帰還した国内避難民を対象とした生計向上にも取り組み、包括的支援を実施した。

人道と開発の連携に係る取組としては、ウガンダにおいて、情報収集・確認調査を通じて、<u>初めて難民居住区・居住区外のニーズや難民受入による社会インフラへの負荷を、データ分析及び現地調査により明らかにし</u>、ウガンダの中央政府機関及び関連ドナーと共有した。この取組は人道と開発双方のニーズを取りまとめたものとして、<u>国際機関や他ドナーから高い評価</u>を受け、他機関による案件形成等に貢献したことから高い成果と認められる。

また、<u>留学制度を活用した研修員として難民を受け入れる初めての事業</u>である、「シリア平和の架け橋・人材育成プログラム」を開始し、将来のシリアの復興を担う人材を育成するべく、19名のシリア難民を受け入れた。実施に際しては、難民支援に知見を持つUNHCRから、募集案内や制度設計において協力を得つつ取り組むなど、困難な事業を機構の自主的な取組による創意工夫により実施した成果として評価される。

加えて、ミャンマーのラカイン州からの避難民対応として、<u>国際機関と緊密に調整を行いながらバングラデシュのホストコミュニティに対して</u>、既往案件(資金協力・技術協力)を活用し、保健(看護師への研修、感染予防等)、給水(地下水賦存量調査等)、インフラ整備支援等の分野にて<u>事業を迅速に開始した</u>ことが評価される。

以上の定性的な実績に加え、定量指標である中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数が目標値(5,000人)を上回る6,115人となったこと、また本項目が中期目標上、重要かつ難易度【高】となっているなかで、特にシエラレオネにおける内戦後の地方開発モデルの指針化、難民支援(ウガンダ、シリア、ラカイン州)や、フィリピン・ミンダナオ支援において、機構の創意工夫により国際機関等と連携して取り組んだことを評価し、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

自由,民主主義,基本的人権の尊重,法の支配といった普遍的価値を共有した平和で民主的な社会の実現に向けて,引き続き,柔軟性の確保や他機関との連携強化に工夫しつつ,着実な事業実施が期待される。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

- ・人道危機はいまだに続いており、家を逃れている人々の数は 2017 年も極めて高い水準である。その中で難民認定率が低い日本において、難民受け入れ以外でも、国際協力の分野で貢献できることは多いのではないか。留学生の受け入れも一例であり、国際社会の動向も視野に入れつつ、可能な限りの人道支援を行うべきであろう。
- ・SDGs ゴール 16 に関連し、普遍的価値としての人権尊重、民主的な包摂性、被援助国政府の透明性確保等に焦点を当てた取り組みの強化が望まれる。人権は内政問題ではなく、国際的な関心事項として、国を越えて、すべての国と人びとが取り組むべき事項である。JICA の「普遍的価値の共有等」は、日本の人権外交とも一致するものであり、援助効果を高めるためにも、この分野における取組をより強化すべきであろう。
- ・平和と安定な社会の実現にむけて、日本は難民を受入れるホストコミュニティ支援・行政側の能力強化を重視するアプローチをとり、人道支援に集中しがちな他ドナーの取組を補完する重要な役割を果たしている。(ウガンダ等、外務省 ODA 評価で現場を訪問したが)現地の行政に寄り添った支援をしており、中央・地方レベル双方で高く評価されていたことを実感した。評価「S」は妥当と考える。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報
No. 4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築
業務に関連する政策・ 施策	開発協力大綱,平成 29 年度開発協力重点方針,仙台防災協力イニシアティブ,美しい星への行動 2.0 (ACE2.0),二国間クレジット制度 (JCM),環境インフラ海外展開基本戦略
当該事業実施に係る根	独立行政法人国際協力機構法第13条
拠 (個別法条文等)	
当該項目の重要度,難	【重要度:高】
易度	
関連する政策評価・行	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力
政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力,0128 独立
	行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報	達成目標	目標値 /	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
定量指標)		年					
防災分野に係る育成人材数	8,000人/ 年	8,000 人	22,700 人				
	(注)						
②主要なインプット情報		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	
支出額(百万円)		18,976					

(注)日本政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を80%として想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値:2015年から2018年に4万人

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:3.(4),中期計画:1.(4)

年度計画

- 1. (4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築 ア 気候変動
- ・ パリ協定を始めとする気候変動に係る国際枠組にも貢献するため、開発途上地域の低炭素かつ気候変動の影響に対して強靭な社会づくりに資する事業を形成・実施する。また、気候変動対策の主流化を促進するため、事業において気候変動影響の配慮と、それを踏まえた事業計画作りを推進する。
- ・ 特に、適応策にかかる気候変動対策支援ツールの改訂や、各国の「自国の貢献(NDC: Nationally Determined Contributions)」の作成・改善・実施に係る能力開発を支援する。
- ・ ベトナムにおいて、NDCの緩和策の実施促進に資する技術評価、国家温室効果ガス排出最小化ロードマップの策定及び測定・報告・検証(MRV: Measurement, Reporting and Verification)システムの構築を支援し、その成果を国連気候変動枠組条約の第23回締約国会議(COP23)サイドイベント等の機会で発信する。

イ 防災の主流化・災害復興支援

- 自然災害に対して強靭な社会づくりの推進に向けた事業を形成・実施するとともに、開発途上国や 国際社会での防災の主流化を推進する。また、災害発生時に切れ目のない迅速な支援を行うべく、災 害や支援ニーズに係る情報を収集、発信し、関係者間で迅速に共有する。
- 特に、防災グローバルプラットフォーム等の国際会議での発信や、仙台防災協力イニシアティブの

目標達成に向けた防災人材育成に取り組む。また、ネパールでは、より良い復興(Build Back Better)の概念に基づき、日本の知見を踏まえた復興計画の立案を支援する。

ウ 自然環境保全

- 自然環境保全と人間活動との調和を図る仕組みづくりに向けた事業を形成・実施する。また、民間 企業と連携したREDD+を推進するため、官民プラットフォームの加盟団体の増加や新たな官民連携 事業の形成に取り組む。
- 特に、地域セミナーや国際会議、研修事業を通じ、「JJ-FAST (JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム)」の利用の拡大に取り組む。加えて、国連気候変動枠組条約のCOP23及び砂漠化対処条約の第13回締約国会議(COP13)等の場で事業成果を発信する。

工 環境管理

- ・ 都市部の住環境の改善や持続可能な経済社会システムの構築,能力強化に向けた事業を形成・実施する。
- 特に、SDGsのモニタリングにも貢献すべく、汚水処理率等のモニタリング手法に係るパイロット調査を実施し、その成果を国際会議等で発信する。
- 廃棄物分野については、アフリカ諸国を対象にした地域協力プラットフォームの構築及び、第8回 太平洋・島サミットを見据えた事業形成や「3R (Reduce, Reuse, Recycle) プラスReturn」に係る調査 を実施する。
- フィリピンとベトナムでは、下水道分野で自治体と連携した無償資金協力事業を新たに形成する。

才 食料安全保障

- ・ アフリカ稲作振興のための共同体(CARD: Coalition for African Rice Development)への貢献や、水 産資源の持続的利用の推進に向けた事業を形成・実施する。
- ・ 特に、CARDのこれまでの取組の成果と教訓・課題のレビュー調査を実施し、調査結果を踏まえ、CARD運営委員会で2019 年以降の支援の方向性を検討する。
- ・ 干ばつによる農家家計への影響を低減することを目的とした支援や、東カリブ島しょ国地域での水 産資源管理に係るシンポジウムの開催、アフリカでの内水面養殖普及の広域支援事業を新たに開始す る。

主な評価指標(定量的指標及び実績は 2.①参照)

- ・ 低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する,気候変動対策に係る支援の実施 及び機構内における気候変動主流化の取組状況 (SDGs Goal 13 及び 1 (1.5), 2 (2.4), 7 (7.2, 7.3), 11 (11.3, 11.5), 15 (15.2, 15.3) 関連)
- 自然災害に対して強じんな社会づくりに資する,防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターの考え方に基づく支援の実施状況 (SDGs Goal 9, 11 (11.5, 11.b), 13 (13.1) 関連)
- 国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況(SDGs Goal 6 (6.6)、13、14 (14.2、14.a)、15 (15.1、15.2、15.3、15.9) 関連)
- 我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウを生かした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の 構築,能力強化に係る支援の実施状況(SDGs Goal 3 (3.9),6 (6.2,6.3),11 (11.6,11.b),12 (12.1,12.4,12.5),13 (13.2) 関連)
- 食料安全保障に資する、CARDへの貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況(SDGs Goal 2 (2.1, 2.3, 2.4), 14 (14.4, 14.7) 関連)

3-2. 業務実績

No.4-1 気候変動

関連指標	2017 年度	基準値
気候変動対策分野に係る研修実績数	4,625 人	3,187 人 ³⁷

(1) 気候変動に係る国際枠組への貢献

① 低炭素・気候変動の影響に対する強靭な社会づくりに貢献する施策の実施状況

- ・ ベトナム「国としての適切な緩和行動(NAMA: Nationally Appropriate Mitigation Action)策定及び 実施支援プロジェクト」において、ベトナムの「自国の貢献(NDC)」に記載されている温室効果 ガス排出削減施策の実施に活用し得る技術オプションを調査し、低炭素技術をリスト化した資料集 を作成した。また、ホーチミン市をモデル都市とし、測定、報告及び検証(MRV: Measurement, Reporting and Verification)の体制構築と能力向上支援に加えて、ベトナム天然資源環境省気候変動 局が実施している「温室効果ガス排出削減のためのロードマップ政令」起草プロセスを支援した。 また、緩和施策の具体化・実施可能性の検討と関係省庁や地方自治体の理解促進・意識向上を通じ、 ベトナムのNDCの実施促進に貢献した。
- ・ モンゴル「国家温室効果ガスインベントリの継続的な改善サイクル構築にかかる能力向上プロジェクト」、パプアニューギニア「PNGにおける持続可能なGHGインベントリシステム構築のための能力強化プロジェクト」では、温室効果ガス(GHG)の排出・吸収量のデータをまとめるインベントリ作成の能力強化支援を開始した。適切なNDCを作成するための前提条件となる透明性の高いインベントリの作成能力強化支援を通じて、各国のNDC実施の基盤整備に貢献している。
- ➤ モンゴルでは同国で二例目となる風力発電所建設プロジェクト「ツェツィー風力発電事業」が運転開始に至った。同事業は、日本とモンゴルの民間企業が出資して設立された事業会社をJICAが海外投融資を通じて支援しており、気候変動対策の民間資金動員に貢献した。また、パキスタンでは「省エネルギー基準及びラベリング制度にかかる戦略策定・推進プロジェクト」にて、省エネルギー基準及びラベリング制度の義務化、普及活動、人材育成を開始し、省エネの民間投資が促進される環境作りに貢献している。
- ➤ 国連気候変動枠組条約(UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change)の下に 設立された開発途上国の気候変動対策を支援する国際基金「緑の気候基金(Green Climate Fund: GCF)」から、機構が日本の機関として初となるGCFの認証機関として認定された。今後、GCF資金を活用した気候変動対策事業の案件形成・実施が可能となる。

② 国連会議等での情報発信

・ UNFCCCの第23回締約国会議 (COP23) において、日本政府が設営したジャパン・パビリオンで計 10件のサイドイベントを国内外の機関と共催し、日本の気候変動分野の支援実績をアピールすると ともに、気候変動対策を巡る様々な課題に関する議論に参画し、日本のプレゼンス向上に貢献した。 共催したサイドイベントのうち1件では、機構が重点的に気候変動対策を支援してきたイスカンダル (マレーシア) とホーチミン (ベトナム) の代表に加えて東京都の関係者が登壇し、都市レベルの実効性ある気候変動対策について議論した。また、世界銀行、フランス開発庁 (AFD: Agence

-

³⁷ 前中期目標期間 (2012-2016) 実績平均

Française de Développement)とともに、サイドイベント「不確実性の大きな状況下での適応性の高い投資判断:不確実な世界で持続可能な開発を計画するための新しいアプローチ」を開催し、将来の不確実な気候要因の影響に対して強靭な開発事業の計画を可能にする新しい手法について、機構の調査研究の成果を発信した。

- ・ 機構,民間を含めた31金融機関が参加している「金融機関における気候変動対策主流化」イニシア ティブにおいて,横浜市と進めたバンコクの気候変動対策支援と機構の気候変動分野課題戦略策定 の事例を紹介し,機構の知見や経験を広く関係者に共有した。また,これらの事例が同イニシアティブで取りまとめた事例集に掲載され,発信された。
- ・ 気候変動の影響に関する損失・被害(ロス & ダメージ)のためのワルシャワ国際メカニズムの執行委員会会合,UNFCCC非附属書I国の国別報告書に関する専門家協議グループ会合にそれぞれ日本の委員として出席し、国際的な気候変動ガバナンスの強化と実務運営の双方に貢献した。

(2) 機構内の気候変動対策の主流化

- ・ 気候変動分野ナレッジマネジメントネットワークを通じ、パリ協定等を踏まえた機構の気候変動対 策分野の課題別戦略や優良事例の共有、GCF事務局と連携したGCF案件の形成に関する内部セミナ 一等を開催し、機構内の気候変動主流化を推進した。
- ・ 事業における気候変動影響の把握と気候変動影響への対策の事業計画への統合を進めるため、適応 策に係る気候変動対策支援ツールの改訂案を作成し、タンザニアの火力発電所建設事業で試行運用 を開始した。当該事業における気候ハザード(海面上昇、洪水等)や脆弱性、気候リスクを把握し、 具体的な影響を分析の上、想定される適応策の選択肢を提示することができた。

No.4-2 防災の主流化・災害復興支援

関連指標	2017 年度	基準値
行政官、地域住民に係る本邦研修、第三国研修、現地セミナー参加等の実	22,700 人	8,000 人 ³⁸
績数		

(1) 自然災害に対する強靭な社会づくり

仙台防災協力イニシアティブの目標達成に向けた防災人材育成及び開発途上国における仙台防災枠 組の達成に向けた支援に取り組んだ。

- ① 災害リスクの理解:対象各国の土砂災害・火山・地震・津波等の災害リスクの解明に資するSATREPS 事業を採択(1件),実施(8件)した。
- ② ガバナンス強化:各国の中央防災機関の能力向上と人材育成を推進した。中央防災機関の大臣や幹部等のハイレベル関係者への往訪や本邦招へいを活用し、仙台防災枠組の浸透を働きかけた。
- ③ 防災投資の促進:タイ「チャオプラヤ川流域総合洪水管理計画における外郭環状道路放水路」に係る情報収集・確認調査、フィリピン「マニラ首都圏パラニャーケ放水路」に係る情報収集・確認調査、バングラデシュ「持続的な水関連インフラ整備に係る能力向上プロジェクト」では、洪水対策事業の投資計画の形成・作成支援等、個別案件を通じて着実な防災投資の浸透を図った。また、

³⁸ 日本政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を 80%として想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値:2015 年から 2018 年に 4 万人

世界防災フォーラム (11月, 仙台) 等の国際会議で防災への事前投資に係るセッションを主催し,協力対象国ハイレベルと共に防災投資に係るグッドプラクティス及び課題等の共有を通じ,防災投資の重要性をアピール,推進に寄与した。

- ④ 事前準備とより良い復興(Build Back Better: BBB): スリランカ土砂災害対応で国際緊急援助隊・専門家チームを派遣し、被害状況調査や大臣・高官を対象としたセミナーを実施し、BBBコンセプトの浸透を図った。
- ・ 2016年の南アジア地域の豪雨被害やエクアドル地震,2017年のメキシコ地震等,直近で多くの激甚 災害が発生したことに伴う協力案件の増加,防災事業に対する相手国政府等の関心の高まりにより, 目標値を大きく上回る人材を育成した。
- ・ 2017年9月のメキシコ地震の発生後、ニーズ確認調査団を派遣し(10月)、メキシコの中央・地方 政府や学術研究機関を対象に BBBをテーマとするセミナーを開催した(12月)。日本・メキシコ 双方のこれまでの地震からの復興経験を共有した。また、日本におけるBBBの事例を発信するとと もに、日系企業に協力を募り日本が有する防災関連技術や製品を紹介した。
- ▶ ブラジル「統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト」が国連笹川防災賞を受賞した。受賞理由は、ブラジルの実情に即した災害対応マニュアルを作成するとともに、これまであまり行われていなかった関係政府機関の横断的な連携を強化しつつ、土砂災害対策に取り組んできたことによるもの。同賞は1986年に国連と日本財団により創設され、自然災害のリスクを軽減するための活動に取り組む個人や組織に贈られるものである。
- ・ 機構がASEANの承認を得て実施した「ASEAN地域の災害リスク低減と気候変動適応の統合に対する制度・政策枠組み」に関する情報収集・確認調査について、日ASEAN首脳会議(11月)の議長声明で機構の貢献に対する感謝が表明された。

(2) 防災の主流化推進

- ➤ 防災グローバルプラットフォーム(メキシコ)で、国際復興プラットフォーム(IRP: International Recovery Platform)とサイドイベント「Build Back Better(より良い復興、BBB)」を共催した。また、ブースを出展し、機構が実施する防災協力について参加者に周知し、帰国研修員等関係者とのネットワークを強化した。さらに、バングラデシュ、フィリピン、インドネシアの大臣及び長官・副長官等と情報交換を行うとともに、今後の中長期の防災投資、主流化に係る方向性について議論した。
- ・ 「アジア地域防災機関会合」(東京)を主催した。機構が支援中/今後支援予定の8か国の防災関連機関から計11名が参加し、仙台防災枠組のグローバルターゲット(e)「国家・地方防災計画の策定」の達成に向けた取組、防災への事前投資の促進、国際会議への働きかけについて意見交換し、協議結果を成果文書として取りまとめた。
- ・ 「世界防災フォーラム」(仙台)にて、セッション「持続可能な開発に向けた防災への事前投資」 を主催した。機構が支援、連携している各国の計画・財務省、防災機関、公共事業実施機関、地方 自治体、国際機関から招へいした登壇者より各国の現状と課題が報告され、減災のための防災への 事前投資の重要性が議論された。また、「アジア地域防災会合」の成果文書の内容を機構から報告 し、防災への事前投資の重要性に関する共通理解を促進した。
- ・ 課題別研修「防災主流化の促進」に16か国から20名が参加し、地方防災計画と防災への事前投資に 係る現状と課題について意見交換を行った。ASEAN地域で災害が発生した際に、災害医療分野にお

いてASEAN各国が連携して対応するための地域連携の強化を目的とした技術協力プロジェクト「ASEAN災害医療連携強化プロジェクト」及び課題別研修「ASEAN災害医療・救急医療」において、合同演習2回に加えて研修や会合を実施し、現場での連携のための標準手順書等の素案が完成した。これらの成果を踏まえ、ASEANサミット(マニラ)において、プロジェクト活動の一部及び成果が盛り込まれた「災害医療分野における ASEAN首脳宣言」が採択された。

(3) 災害復興支援 (Build Back Better (より良い復興, BBB) の推進)

- ・ ネパール地震への復興支援を継続した。具体的には、首都及び地方2郡の復興計画の策定、農業や家畜の飼育等の生業再建、公共施設の再建、無償資金協力による被災病棟の再建及び震源地のアクセス改善のための橋梁整備、被災導水管の再建、有償資金協力による住宅と学校の再建及び関連する技術支援等に取り組んだ。また、災害管理庁長官を熊本へ招へいし、BBBの考え方・重要性を相互に共有した。エクアドルにおいてもBBBのコンセプトを踏まえ、「地震・津波に強い街づくりプロジェクト」を開始した。
- ➤ メキシコ地震を受けて、アジアからは唯一となる国際緊急援助隊救助チームを派遣した。同救助チームは現地国内で捜索救助技術、礼節、統率力の面で際立った評価と注目を集め、多数のメディアに取り上げられ、メキシコ外務大臣は国際緊急援助隊の迅速な対応を評価されるとともに、隊員一人一人と握手し謝意を伝えられたほか、帰国前の活動報告を行ったメキシコシティ市長からも高い評価を得た。更には同国の私立中学校にて2018年8月以降に使用される公民教科書にて、大規模災害時の国際的支援の重要性を説明するための具体例として、同救助チームの活動が写真と共に掲載されることが決定するなど、メキシコ国内において際立った評価と注目を集めた。国際緊急援助隊が帰国した直後に復興支援の調査団も派遣し、メキシコ国内で開催したBBBセミナーは高い注目を集め、発災から復興までのシームレスな支援につながった。
- ・ スリランカ豪雨災害に対する国際緊急援助隊・専門家チームの派遣では、「防災セクター情報収集・確認調査」で整理した2030年までの防災行動計画(ロードマップ)を踏まえて、スリランカ政府が取り組むべき施策と機構の協力案を提案した。これを受けて、スリランカ政府よりカル川流域の洪水対策に関する調査、ケラニ川流域開発計画に対する防災の主流化促進及び土砂災害対策に関する技術協力の実施が要請された。

No.4-3 自然環境保全

関連指標	2017 年度	基準値
機構が支援する REDD+/ 生物多様性分野関連の協力対象国数	29 か国	23 か国 ³⁹
JJ-FAST(JICA-JAXA 熱帯雨林早期警戒システム)を活用した国数	8 か国	8 カュ国 ⁴⁰

(1) 自然環境保全に向けた具体的な施策の実施状況

・ UNFCCCのCOP23において、サイドイベント「REDD+ における準国アプローチ戦略とその可能性」 及び「泥炭地におけるリアルタイム水位モニタリング」を開催し、機構による事業の発信とプレゼ ンスの確保、関連ドナーや開発途上国カウンターパートとの関係を強化した。前者のイベントでは

^{39 2016} 年度末の協力対象国(基礎調査,広域案件除く)。REDD+ 関連 15 か国

^{40 2016} 年度末の協力対象国,生物多様性関連 8 か国

実務的な議論を展開し、関係者間で森林減少の要因対策は準国(州)レベルが妥当な場合があるとの共通認識が形成され、機構によるレッドプラス(REDD+: Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries)支援方向性の妥当性を裏付けるものとなった。後者では、カリマンタン州における機構のこれまでの協力成果を踏まえ、泥炭地地下水位モニタリングシステムを国レベルに拡大して適用していくことの重要性を発信した。

- ・ 砂漠化対処条約COP13において、機構が事務局となっている「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ (AICD: African Initiative for Combating Desertification)」(対象15か国)のサイドイベントを開催し、イニシアティブの具体的実施に関する「AICD Ordos Roadmap」を採択した。本イニシアティブはSDGsのゴール15.3に貢献するもので、関係アフリカ諸国のオーナーシップを尊重して支援する機構の姿勢はCOPのイベントでも参加各国から高く評価する、感謝するといったコメントが出されるなど、高く評価された。
- ・ 気候変動緩和策としての REDD+ に関する取組:コンゴ民主共和国,モザンビークで新規事業の詳細計画を先方政府と合意した。コンゴ民主共和国においては,2017年度まで実施したコンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」の成果を基にした事業の拡大を図るため、中央アフリカ森林イニシアティブ(CAFI)基金に応募し,400万ドル規模の事業の受託が決定した。本資金については、上述の新規事業と組み合わせて実施予定であり、事業成果の拡大が見込まれている。
- ▶ 森林モニタリングシステムの国家標準化:ベトナム「持続的自然資源管理プロジェクト」では、タブレット端末を活用した森林モニタリングシステム及び制度を構築し、従来の非効率かつ信用性が低い紙ベースの森林モニタリングからの脱却を実現。本制度が同国で高く評価され、JICA支援対象5省に加え、他ドナーの資金によって他10省にも広く普及された。また、国家標準モニタリング手法としてベトナム政府の承認を受け、今後の全国展開に向けたシステム改善に関し、Google社と連携について合意した。
- ・ 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR): 森林や湿地等の生態系は洪水や土砂災害等の被害を軽減することが知られており、このような生態系の機能を活用して防災・減災を図るEco-DRRが国際的にも着目されている。2017年度には機構で初めてEco-DRRを主目的とした新規技術協力プロジェクト「持続的な森林管理を通じた生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) 能力向上プロジェクト」をマケドニアで立ち上げた。
- ・ **自然資源管理**: エチオピアで**SATREPS**「砂漠化対処に向けた次世代型持続可能な土地管理 (**SLM**)」フレームワークの開発プロジェクト」を開始した。
- ・ 生物多様性の保全と持続可能な利用: 中米において中米統合機構(SICA: Central American Integration System)を対象とした地域協力となる「SICA地域における持続的な生物多様性の利用と保全に関する戦略的能力強化プロジェクト」を形成した。SICA加盟国における域内自然環境保全の改善を図ることを目的とした事業であり、SICA事務局及び加盟各国の環境大臣を含む関係者の招へいの際には機構の支援に対して高い期待が表明された。

(2) 民間企業と連携した REDD+ の推進, 日本の衛星技術の活用

・ 森から世界を変えるREDD+プラットフォーム:事務局として年間を通じて運営した。2017年度は 加盟団体が84団体から89団体へと拡大した。REDD+に関する最新の情報発信をセミナー等の開催を 通じて行い,合計で400名以上の参加を得た。また,情報発信分科会のイベントとしてソーシャル

ビジネスアワードイベントを開催した。このイベントで最優秀賞を受賞した「世界ふしぎの森発見 VR」のアイデアを大日本印刷が着目し、受賞者がREDD+プラットフォーム特派員としてインドネシアで撮影した映像が大日本印刷の「エコプロ 2017」で紹介するVRの素材として活用される等の波及効果も発現した。

・ JJ-FAST (JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム)の活用:南部アフリカ開発共同体(SADC: South African Development Community),中部アフリカ森林協議会(COMIFAC)にてJJ-FASTを活用した森林監視についての地域セミナーを開催するとともに、関連する課題別研修を新規に立ち上げ、JJ-FAST等のシステムを活用した森林ガバナンスの向上に資する人材を育成した。また、東京でJAXAと連携し「森林ガバナンスイニシアティブセミナー」を開催した。24か国及び気候変動枠組条約事務局やFAO等の国際機関等から計144名の参加を得て、衛星技術を森林ガバナンス改善に役立てていくための具体的方策を議論し、その結果をステートメントに取りまとめて発表した。

No.4-4 環境管理

関連指標	2017 年度	基準値
環境管理分野(廃棄物・下水・大気・低炭素社会)に係る研修実績数	9,315 人	1,600 人41

(1) 都市部の住環境保全に向けた具体的な施策の実施状況

① 3R 推進に向けた取組

・ 第8回太平洋・島サミットを見据え、パラオで新規廃棄物処分場建設計画の協力準備調査を実施したほか、「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト・フェーズ 2」において「3RプラスReturn」のシナリオ作りのための情報収集・確認調査を行い、3R推進を目的とする案件形成した。

② 公衆衛生の改善

・ アルバニア「廃棄物量削減・3R促進支援プロジェクト」では、住民のニーズに合わせた収集コンテナの改良により収集場所のゴミの散乱を改善するとともに、ベル収集を通じた定時定点回収の定着により、行政への信頼回復と住民の排出マナーの向上が図られ、公衆衛生の改善が見られた。

③ 大気汚染や水質汚濁防止の取組

- ・ SDGs指標6.3.1 (汚水処理率)のモニタリング手法を試行するパイロット調査をベトナムで開始した。国土交通省・環境省主催のミャンマーでのワークショップ「Preparation Workshop on the Asia Wastewater Management Partnership(AWaP)」及びUN-Water主催のSDGs ゴール6 モニタリング国際会議(ハーグ)で調査結果を発表し、開発途上国で実施可能なモニタリング手法確立の必要性を関係国連機関、先進国及び開発途上国に発信した。
- ・ 下水道分野の自治体と連携した無償資金協力事業を2件形成した。フィリピン「メトロセブ汚泥処理施設建設計画」では、横浜市の参画を得て日本の自治体の経験に基づくデザインを策定すべく、協力準備調査を開始した。管路更生に関する本邦技術を用いた市内下水幹線の補修に関するベトナム「ホーチミン市非開削下水道管路更生計画」の実施が閣議承認された。本事業では、過去に下水道分野の技術協力や民間連携事業に参加・実施した大阪市が事業提案し、準備調査にもアドバイザーとして自治体の知見を計画に反映させている。

⁴¹ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

(2) 廃棄物分野

- ・ アフリカのきれいな街プラットフォーム:廃棄物の知見共有とSDGs推進を担う地域プラットフォームとして、アフリカ28か国、58都市、国連環境計画(UNEP: United Nations Environment Programme)、国連人間居住計画(UN-HABITAT: United Nations Human Settlements Programme)、環境省、横浜市が参加する「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を設立した(4月)。モザンビークでの設立準備会合には日本から環境副大臣も参加した。Facebookを通じた継続的な情報発信とネットワーキングに加え、アフリカ環境大臣会合(6月)、TICAD 閣僚会合(8月)、国連環境総会(12月)等の国際会議の場で廃棄物とSDGsへの取組の重要性を国際社会に発信した。
- ・ これに関連し、アフリカ各国の廃棄物データを整備する基礎情報収集・確認調査、SDGs指標11.6.1 (都市廃棄物定期収集・適正処分率)モニタリング試行調査(ナイジェリア・アブジャ) を開始するとともに、UN-HABITAT主催国際専門家会合で指標やモニタリング手法の改善の必要性を提言した。また、アフリカの廃棄物管理に関するものとしては初めてとなる課題別研修を横浜市、横浜国際センターと協力して開始し、5か国を受け入れた。
- > パレスチナでは「廃棄物管理能力向上プロジェクト・フェーズ 2」を通じて、エルサレム等5 つの 広域自治体組合を立上げ、日本の自治体の知見を参考にしつつ、廃棄物管理計画策定、収集運搬や 最終処分場運営の能力向上を行うとともに、本邦有識者の知見を活用し策定した国家廃棄物管理戦 略が承認・公布された。同戦略の実施支援の一環として、無償資金協力によってガザも含むパレス チナ全体の廃棄物収集・管理体制を強化すべく、協力準備調査を開始した。
- > パレスチナでは「廃棄物管理能力向上プロジェクト・フェーズ 2」を通じ、フェーズ 1 で組織化を支援したジェリコ・ヨルダン渓谷の広域自治体組合 (JSC) の成果を横展開し、エルサレム等の5つの広域自治体組合 (JSC) の立上げ、各JSCの廃棄物管理計画と財務計画の策定支援を通じて組織能力と運営能力を強化した。その結果、パレスチナ西岸地区の全域をカバーする効率的な廃棄物収集サービスの提供が実現した。また、本邦有識者の知見も活用して策定した国家廃棄物管理戦略が承認・公布され、同国で初めて、中央政府(地方自治庁)が各JSCの監督・能力強化の役割を担う中央・地方の一元的な廃棄物管理体制が形成された。同戦略の実施を担保し、ガザも含むパレスチナ全体の廃棄物収集・管理体制をさらに強化すべく、無償資金協力の協力準備調査を開始した。
- ▶ 4月に発生したスリランカ廃棄物処分場崩落事故に対し、国際緊急援助隊・専門家チームを派遣し、現場の緊急対応や短期的改善提言を行い、二次災害防止に向けたスリランカ側の適切な対応につながった。また、その後の中長期的な抜本的対策の必要性についてもスリランカ側に対して提案・協議を行い、類似の事故防止や、崩落事故の原因ともなった無秩序な廃棄物管理を改善するための西部州における廃棄物管理マスタープランの必要性に対する相互理解の醸成に至り、技術協力プロジェクトの要請・採択につながった。

No.4-5 食料安全保障

関連指標	2017 年度	基準値
サブサハラアフリカにおけるコメ生産量の増加に貢献	1,785 人(普及員)	833 人(普及員)42
するための稲作に係る研修実績数	24,226 人(農家)	2 万人(農家)43

⁴² TICAD VI の目標値:普及員 2,500 人,農家 6 万人 (2016-2018)

⁴³ TICAD VI の目標値:農家 6 万人 (2016-2018)

(1) CARDを通じたアフリカ稲作開発,及び,気候変動に対する強靭性強化への貢献

- ・ **CARDレビュー調査**: 2008年から2018年にかけて23か国を対象としたアフリカ稲作振興のための共同体 (CARD: Coalition for African Rice Development) による取組成果と教訓・課題のレビュー調査を実施し (4月~11月), CARD運営委員からのコメントを取りまとめ,報告書を最終化した。
- ・ 調査の結果、CARDの成果として、CARD対象各国で策定された国家稲作振興戦略(NRDS: National Rice Development Strategy)が稲作開発の指針として活用され、稲作プロジェクトの増加に貢献した との評価が示された。さらに、CARD対象国以外(スーダン、アンゴラ等)にもNRDSの策定の取 組が広がるとともに、コメ以外の作物にもNRDSのプロセスが応用されるといった波及的効果があったことが確認された。また、ウガンダ「コメ振興プロジェクト」により稲作技術普及を進めた結果、目標を上回る5万トン近いコメの増産に貢献するといった成果が発現した。
- 次期枠組みの検討:2019年以降のCARD次期フェーズの枠組み案を策定し、第13回CARD運営委員会において各運営委員機関との議論を行った。その結果、機構の提案に沿い、次期フェーズの目標を「2019年から2030年までに、コメの生産量をさらに倍増する(2,800万トン→5,600万トン)」こととし、これまでの協力の成果をもとに有効な戦略をパッケージ化した"RICEアプローチ"(Resillience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment)を取ることに合意した。
- ・ **気候変動への強靭性強化**:機構では新しい取組となる農家向けの農業保険を推進するエチオピア 「農村レジリエンス強化のためインデックス型農業保険促進プロジェクト」のRDを締結した。ま た,バングラデシュの小規模灌漑施設及び農村インフラ等を整備する「小規模水資源開発事業(フ ェーズ2)」並びにベトナム南部で塩水遡上による農作物被害を軽減する「ベンチェ省水管理事業」 の借款契約(L/A)をそれぞれ締結した。

(2) 水産資源の持続的な利用の推進

- ・ 東カリブ島しょ国地域での水産資源管理に係るシンポジウムをセント・ルシアで開催し、関係13か 国及び地域・大学関係機関から計46人の参加を得た。カリブ地域における漁民と行政の共同による 漁業管理プロジェクトで実践された各国漁業共同管理アプローチに係る優良事例が、プロジェクト の対象6か国及びカリコム共同体加盟国と共有された。
- ・ ベナン「内水面養殖普及プロジェクト・フェーズ 2」では、内水面養殖に関する技術を農民間で教 え合い、効率のよい技術普及を図る農民間普及(Farmer to Farmer)アプローチを実践した。広域ワ ークショップを行い、同アプローチを近隣国(カメルーン、トーゴ、アンゴラ、ガボン、コンゴ共 和国、コンゴ民主共和国等)にも普及する活動を開始した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

防災,気候変動,自然環境,環境管理,食料安全保障等様々な分野で案件形成・実施に向けた取組を行うことを期待する。特に気候変動対策に係る新たな国際枠組みであるパリ協定への対応支援を含め,国内外の関連機関との連携を通じた気候変動対策への支援を期待する。(2016年度主務大臣評価報告書,No.3「地球規模課題への対応」)

<対応>

各分野で、類似の課題を有する国々に対して各国の対話を促進する役割を果たすとともに、課題解決に向けた案件実施に取組んだ。これらの取組について国際会議の場で日本の開発援助の成果をアピール

した。

パリ協定への対応支援としては、「自国の貢献(NDC)」に対する支援(パリ協定第4条に関連)、熱帯林の減少と劣化対策により気候変動を抑制するための国際的メカニズム(REDD+)の促進(同第5条に関連)、仙台防災枠組の達成に向けた支援(同第7条に関連)等に取り組んだ。また、機構自らが緑の気候基金(GCF)の認証機関として認定され、GCF資金を活用した気候変動対策事業の案件形成・実施が可能となった(同第9条関連)。

パリ協定への対応支援に際し、機構は国際機関や地域共同体、日本の地方公共団体、大学等研究機関や民間企業等の幅広いステークホルダーと連携して取組んだ。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定:A

根拠:評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、地球規模課題に取り組み、持続可能で強靭な国際社会の構築に貢献した。特に、①防災主流化の促進(世界防災フォーラムでの発信、防災分野での人材育成の強化(達成目標比2.8倍の実績)、②外部資金の活用(CAFI基金等)、事業成果の面的な展開(パレスチナ廃棄物戦略の国家承認等)、③災害へのシームレスな支援(スリランカ廃棄物処理)、④日本初の GCF認証機関としての認定や、災害分野の協力に対する高い評価(ブラジル、メキシコ地震への迅速な支援)等、特筆すべき成果をあげた。

1. 気候変動

- NDCの実施基盤整備及び実施促進に貢献(モンゴル、パプアニューギニア、ベトナム)。気候変動 対策支援ツール改訂案を作成・施行運用し、気候変動対策の主流化を促進。
- COP23にて10件のサイドイベントを実施し、日本のプレゼンス向上に貢献。
- ◎ **日本の機関として初のGCF認証機関として認定【**②, ④】:気候変動対策事業の形成・実施に向けてGCF資金の活用を戦略的に推進。
- 2. 防災の主流化・災害復興支援
- 仙台防災枠組み達成に向けた取組として災害リスクの理解,ガバナンス強化,防災投資に関する協力を促進。仙台防災協力イニシアティブにて人材育成を実施。
- BBBに基づき復興支援を継続し、首都及び地方2郡の復興計画の策定、生業再建、病院・学校等の 公共施設の再建等を実施(ネパール)。
- ◎ **国連笹川防災賞の受賞【**④】:ブラジルでの機構の災害分野での功績(災害対応マニュアル策定、 土砂災害対策への取組)に対し、国連笹川防災賞を受賞。
- ◎ **防災主流化の促進**【①】:防災グローパルプラットフォーム,アジア地域防災機関会合,世界防災フォーラム等で機構の取組を発信,防災主流化を促進。
- ◎ メキシコ地震への迅速・シームレスな支援【④】:メキシコ外務大臣等より国際緊急援助隊・救助 チームが高評価。復興支援調査団も派遣しBBBに基づくシームレスな支援を展開。

3. 自然環境保全

- 〇 REDD+加盟団体の拡大 $(84 \rightarrow 89)$ 及び民間企業と連携したREDD+を推進。
- JJ-FASTに係る課題別研修及びJAXAとの連携事業「森林ガバナンスイニシアティブセミナー」を通じJJ-FASTの人材育成及び利用拡大を推進。
- ◎ 外部資金の活用【②】:コンゴ民主共和国でのREDD+事業成果の拡大等を見据え、中央アフリカイ

ニシアティブ (CAFI) 基金より400万ドル規模の事業の受託が決定。

◎ 森林モニタリング手法の国家標準化:ベトナムにおいて構築したタブレットを活用した森林モニタリングシステム及び制度が政府承認を受け、全国展開に向けGoogle社との連携について合意。

4. 環境管理

- SDGs汚水処理率のモニタリング手法に係るベトナムでのパイロット調査結果をSDGsゴール6モニタリング国際会合で発信し手法確立の必要性を提言。
- アフリカ28か国,58都市等が参加する「アフリカきれいな街プラットフォーム」を主導して設立。 同プラットフォームを基軸とし調査・研修等の各種事業を展開。
- 横浜市、大阪市と連携した下水道事業を形成(フィリピン、ベトナム)。
- ◎ 国家廃棄物戦略の承認【②】:パレスチナにて日本の知見を活用して策定した国家廃棄物管理戦略が承認・公布及び一元的な廃棄物管理体制の形成。
- ② シームレスな支援【③】: スリランカ廃棄物処分場崩落事故に対し国際緊急援助隊・専門家チームを派遣し短期的改善事項を提言。抜本的な対策として廃棄物管理マスタープラン作成に係る事業を採択。

5. 食料安全保障

- アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) 次期フェーズの枠組みとしてレジリエンス,工業化, 競争力,エンパワメント (RICE) アプローチを合意。農業保険を推進する事業を形成 (エチオピア)。 内水面養殖に係る農民間普及を実践 (ベナン)。
- 東カリブ島しょ国地域で漁業共同管理アプローチの優良事例をカリコム共同体加盟国と共有。
- ◎ CARD成果の普及【②】:稲作開発の指針として、CARD対象国以外にも国家稲作振興戦略が広く 浸透。米以外の作物にも同戦略のプロセスの応用が波及。

<課題と対応>

SDGs の達成や国際社会及び日本の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し、持続可能かつ強靭な社会の構築を支援するための事業を着実に形成・実施する。また、その成果を世界に発信する。

3-5. 主務大臣による評価

評定:A

<評定に至った理由>

地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築に向けた取組について,機構の活動として,以下の実績が認められる。

1. 気候変動

ベトナム,パプアニューギニア,モンゴルにおいて,「自国の貢献 (NDC)」の実施基盤整備及び実施促進に貢献したほか,4,625人に対して気候変動対策分野に係る研修を実施した。ベトナムにおいては,温室効果ガス排出削減施策の実施に活用し得る技術オプションをリスト化した資料集を作成したほか,ホーチミン市をモデル都市とした「測定・報告・検証 (MRV)」の体制構築と能力向上支援に加え,温室効果ガス排出削減のためのロードマップ政令起草プロセスを支援した。

また、COP23 において、10 件のサイドイベントを実施したほか、上記ベトナムの取組など機構の知見を発信し、日本のプレゼンス向上に貢献した。

事業における気候変動影響の把握と気候変動影響への対策の事業計画への統合を進めるため、適応 策に係る気候変動対策支援ツールの改訂案を作成し、タンザニアの火力発電所建設事業で運用を開始 した。

特筆すべき取組として,国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の下に設立された,開発途上国の気候変

動対策を支援する国際基金 「緑の機構基金 (GCF)」から、日本の機関として初の GCF 認証機関として認定されたことが挙げられる。これにより、今後 GCF 資金を活用した気候変動対策事業の案件形成・実施が可能となり、機構による取組の規模拡大や多様なアクターとの連携が期待される。

2. 防災の主流化・災害復興支援

自然災害に対する強靭な社会づくりとして、SATREPS 事業や、各国の中央防災機関の人材支援等を通じたガバナンス強化、防災投資の促進に取り組んだ。定量指標である防災分野に係る育成人材に関しては、2016年の南アジア地域の豪雨被害やエクアドル地震、2017年のメキシコ地震等、直近で多くの激甚災害が発生したこと、防災事業に対する相手国政府等の関心が高まったことにより、目標値(8,000人)を大きく上回る22,700人に対して支援を実施することとなった。

また、ネパールにおける支援として、首都及び地方2郡の復興計画の策定や、災害管理庁長官を熊本への招聘を通じて、BBB(Build Back Better)の考え方や重要性を共有する等、同国の復興支援を継続した。

特筆すべき取組としては、防災グローバルプラットフォーム(メキシコ)において、<u>国際復興プラットフォーム(IRP)とサイドイベント「Build Back Better(BBB)」を共催した</u>他、JICA が主催したアジア地域防災機関会合、<u>世界防災フォーラム等で機構の取組を発信し、防災主流化に取り組んだ</u>ことが評価される。

また、ブラジルにおいて、現地の実情に即した災害対応マニュアルの作成や、関係政府機関の横断的な連携を強化しつつ土砂災害対策に取り組んだことが評価され、<u>国連笹川防災賞を受賞した</u>ことも、機構の取組が国際機関等から高い評価を受けた事例として評価される。

加えて、メキシコ地震に対して、アジアからは唯一となる国際緊急援助隊・救助チームを派遣し、その迅速な対応がメキシコ外務大臣等から高い評価を受けた他、捜索救助技術、礼節、統率力の面で際立った評価と注目を集め、多数のメディアに取り上げられた。また、国際緊急援助隊が帰国した直後に復興支援調査団も派遣しBBBに基づくシームレスな支援を展開したことを評価する。

3. 自然環境保全

自然環境保全の取組としては、事務局として運営を実施している REDD+プラットフォームにおいて、加盟団体が 84 団体から 85 団体に拡大したほか、セミナー等の開催を通じた情報発信やソーシャルビジネスアワードイベントを開催し、民間企業と連携した REDD+を推進した。また、COP23 及び砂漠化対処条約 COP13 において、サイドイベントの開催等を通じて、JICA による事業の発信とプレゼンスの強化、関連ドナーや開発途上国カウンターパートとの関係強化に取り組んだ。

JJ-FAST (JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム)の活用に係る取組として,新規に課題別研修を立ち上げた他,JAXA と連携して「森林ガバナンスイニシアティブセミナー」を東京で開催し,JJ-FAST の人材育成及び利用拡大を推進した。

特筆すべき取組として、コンゴ民主共和国において、2017年度まで実施したパイロットプロジェクトの成果を基にして、中央アフリカイニシアティブ(CAFI)基金に応募した結果、400万ドル規模の事業の受託が決定したことは、外部資金を活用する機構の創意工夫による成果として評価される。今後は、同事業と、REDD+に係るJICA新規事業との連携を通じて、事業成果の拡大が見込まれる。

また、ベトナムにおいて構築したタブレット端末を活用した<u>森林モニタリングシステム及び制度</u>が同国で高く評価され、他ドナーの資金によって<u>ベトナム政府内の複数の省への普及につながった</u>ことも評価される。同制度はベトナム政府から国家標準モニタリング手法として承認を受け、全国展開に向けて Google 社と連携することに合意している。

4. 環境管理

環境管理に係る取組として、SDGs 指標 6.3.1 (汚水処理率)のモニタリング手法を施行するパイロット調査をベトナムで開始した。調査結果はUN-Water 主催のSDGs ゴール6モニタリング国際会合等で発信し、手法確立の必要性を関係国連機関、先進国及び開発途上国に提言した。

第8回太平洋・島サミットを見据え、パラオで新規廃棄物処理場建設計画形成に着手したほか、「3RプラスReturn」のシナリオ作りのための情報収集・確認調査を実施した。

地方自治体と連携した取組としては、フィリピン、ベトナムにおいて、それぞれ横浜市、大阪市と連携し、日本の自治体の知見を活用した下水道事業分野の案件形成に取り組んだ。

また、廃棄物管理の知見共有と SDG s 推進を担う地域プラットフォームとして、アフリカ 28 か国、58 都市、国際機関等が参加する「アフリカきれいな街プラットフォーム」を主導して設立し、同プラットフォームを基軸として調査・研修等の各種事業を展開した。

特筆すべき取組としては、パレスチナにおいて、エルサレム等の5つの広域自治体組合(JSC)を立上げ、各 JSC の廃棄物管理計画と財務計画の策定支援を行いったことが挙げられる。同取組では、日本の知見を活用して策定した国家廃棄物管理戦略が承認・公布され、パレスチナ西岸地区の全域をカバーする効率的な廃棄物収集サービスの提供が実現した。

また、スリランカにおけるごみ処分場堆積物崩落被害に対しては、国際緊急援助隊・専門家チームを派遣し短期的改善事項を提言したことで、二次災害防止に向けたスリランカ側の適切な対応に繋がったが、その後、抜本的な対策として廃棄物管理マスタープラン作成に係る事業を採択したことは、国際緊急援助隊派遣からのシームレスな支援として評価される。

5. 食料安全保障

サブサハラアフリカにおけるコメ生産量の増加に貢献するための稲作に係る研修を,1,785人の普及員,24,226人の農家に対して実施したことに加え,東カリブ島しょ国地域での水産資源管理に係るシンポジウムをセント・ルシアで開催し,漁業共同管理アプローチの優良事例をカリコム共同体加盟国と共有した。また,気候変動への強靱性強化の新しい取組として,エチオピアで農業保険を推進する事業を形成したほか,アフリカでの内水面養殖普及の広域支援事業として,ベナンにおいて,農民間で教え合い,効率のよい技術普及を図る農民間普及(Farmer to Farmer)アプローチを実践した。

特筆すべき取組として、アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)による取組成果と教訓・課題のレビュー調査を実施し、CARD 運営委員会において次期フェーズの目標を策定し、支援の方向性としてレジリエンス、工業化、競争力、エンパワメント「RICE アプローチ」(Resillience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment)が合意されたことが挙げられる。同調査を通じて、CARD 対象国で策定された国家稲作振興戦略が、稲作プロジェクトの増加に貢献したことや、CARD 対象国以外にも同戦略が広く展開されたこと、米以外の作物にも同戦略の応用が波及したことが確認された。

以上の定性的な実績に加え、定量指標である防災分野に係る育成人材数が目標値(8,000 人)を大きく上回る 22,700 人となったことを踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

国内外の関連機関と連携のうえ、SDG s の達成やパリ協定への対応を念頭に、地球規模課題に取り組むことを通じて、持続可能かつ強靭な社会の構築に取り組むことを期待する。また、積極的に機会を捉えて、日本の取組や成果を世界に発信することを期待する。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

・地球規模課題への取り組みの中で、防災・減災は、日本の経験と技術力が生かせる、重要な分野である。地球温暖化の影響等もあって、日本でも水害、たつまきが多発し、甚大な被害が起きている。 今こそ、「仙台防災枠組」等の達成に向けた、この分野での日本の取り組みを強化すべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
No. 5	地域の重点取組					
業務に関連する政策・ 施策	開発協力大綱,平成 29 年度開発協力重点方針					
当該事業実施に係る根 拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第13条					
当該項目の重要度,難 易度	【重要度:高】					
関連する政策評価・行 政事業レビュー	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力 平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力, 0128 独立 行政法人国際協力機構運営交付金					

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	
アジアにおいて育成する産業人材数	12,000 人 [/] 年(注1)	12,000 人	21,933 人					
アフリカにおける育成人材数	600 万人 (注2)	350 万人	800 万人					
②主要なインプット情報(予算額(注:	3)/支出額	(百万円))	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	
東南アジア・大洋州			26,101/ 25,938					
南アジア			13,627/ 11,978					
東・中央アジア、コーカサス			4,844/ 5,272					
中南米・カリブ			8,525/ 8,690					
アフリカ			35,672/ 30,931					
中東・欧州			8,290/ 9,061					
全世界・その他 (注 1) 2015 年日 ACEAN 学取入業におけて日本の/			10,273/ 11,264			5.产物土 /		

(注1) 2015 年日・ASEAN 首脳会議における日本の公約である「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」に示されている達成目標を基に、機構貢献分を約90%と想定して設定する。日・ASEAN 首脳会議の目標値:2015 年から2017 年に年間1.3 万人強

- (注2) 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に,機構貢献分を 90%と想定して設定する。 TICADVI で発表した日本としての取組(公約): 2016 年から 2018 年に 1,000 万人
- (注3) 2017 年度計画に参考値として「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費の地域別の予算内訳を示している。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:3.(5),中期計画:1.(5)

年度計画

1. (5) 地域の重点取組

刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応しつつ、それぞれの地域に対して以下の支援に重点的に取り組む。その際、国別開発協力方針を踏まえた国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発、グローバルな課題への貢献にも留意する。

ア 東南アジア・大洋州地域

- ・ 東南アジアについては、連結性強化等を通じたASEANの一体性を高める共同体の推進や、法の支配 やグッドガバナンスの確立、国際秩序を支える普遍的な価値を共有し、それを主導する人材の育成 を重点領域として支援する。特に、経済成長に伴い高度化する開発ニーズに対応するため、質の高 いインフラ整備に資する事業や民間企業、学術・研究機関、地方自治体等の知見を動員した協力を 推進するとともに、産業人材等の育成を支援するための留学生受入事業の質の向上並びに量の拡充 に取り組む。
- ・ 大洋州については、小島嶼国の自立を支える人材育成と共に、海洋インフラや電力、社会サービス などの経済・社会基盤整備、気候変動対策、防災等、地域特有の脆弱性の克服・緩和への対応を重 点領域として支援する。

イ 南アジア地域

- ・ インフラ整備や貿易・投資環境整備等の経済基盤の構築,平和と安定への取組,基礎生活分野の改善,地球規模課題への対応を重点領域として支援する。
- ・ 特に、民間セクターと協働し、高速鉄道等の域内外の連結性の向上に資する事業を形成する。また、ネパール震災復興支援等の自然災害や都市災害に係る事業の形成、実施を通じ、仙台防災枠組に貢献する。加えて、テロ対策支援や基礎的行政サービスに係る協力事業を形成する。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ・ ガバナンスの強化,産業の多角化,インフラ整備,人材育成を重点領域として支援する。
- ・ 特に、産業多角化のための事業形成に向けた情報収集を行い、多角化の基礎となる産業人材育成等の事業を形成する。また、ガバナンスの強化においては財政、政策・制度面に焦点を当てた人材を育成する。
- ・ 域内外の連結性及び国内の格差の是正に配慮しつつ、国際幹線道路やエネルギー効率の高い発電所等、質の高いインフラ整備に資する事業を形成する。

エ 中南米・カリブ地域

- ・ 投資環境整備に資するインフラ,防災,気候変動対策や格差是正を重点領域として支援する。さらに、留学制度等を活用した人材育成を推進する。
- ・ 特に、米州開発銀行との再生可能エネルギー開発・省エネルギー促進のための協調融資スキームを 推進する。また、中米統合機構 (SICA) を通じた地域協力を推進するため、物流・ロジスティクス、 生態系・湿地保全等の重点分野の地域協力事業を形成・実施する。
- ・ 日系社会と日本の関係強化については、民間企業や地方自治体との連携を含む日系社会連携事業を 行うとともに、日本政府の今後の日系連携のあり方に係る議論に対して知見を提供する。

オ アフリカ地域

- ・ TICAD VIナイロビ宣言に基づき、運輸交通、水・衛生、エネルギーへのアクセス等のインフラ整備、 産業育成を含む投資・ビジネス環境の整備・改善、基礎生活分野の改善を重点領域として支援を行 う。
- ・ 特に、北部回廊マスタープランに基づく域内経済開発事業を形成するほか、アフリカ開発銀行総会 等の機会にアフリカにおける質の高いインフラ投資に関する日本の取組を国内外に発信する。
- ・ 「カイゼン・イニシアティブ」及びIFNAを地域経済共同体の枠組みを通じて推進するため、NEPAD との協力による両イニシアティブ運営事務局の設置に取り組む。

カ 中東・欧州地域

・ 留学制度等を活用した開発途上国の発展を支える人材育成、格差是正や雇用創出、インフラ整備を 地域の安定化に必要な重点領域として支援する。 ・ 特に、国際機関とも連携し、シリア難民留学生受入事業の本格実施、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム(J-TRaC: Japan Team for Refugees and Community)」の派遣、欧州地域を含めた難民受入ホストコミュニティに裨益する支援に取り組む。

主な評価指標(定量的指標及び実績は 2.①参照)

我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況

3-2. 業務実績

開発途上地域の開発を効果的且つ戦略的に支援するため、各国・地域の情勢や特性に応じた重点化を 図るとともに、各地域における日本政府の政策や国際公約、国別開発協力方針等に沿った着実な事業展 開に取り組んだ。その際、地域統合や連結性向上、広域開発等の地域に共通する課題、ぜい弱国支援、 格差是正、中所得国の罠といった課題への対応や、一定程度発展した国の更なる持続的成長のほか、防 災や感染症、環境・気候変動等のグローバルな課題への対応にも留意した。

関注	2017 年度	基準値	
事業計画作業用ペーパーの新規策定	135 件	128 件44	
質の高いインフラパートナーシップ け資金協力支援	9,891 億円	_45	
各地域の本邦研修実績数	東南アジア・大洋州	4,643 人	-
	南アジア	1,710 人	-
	東・中央アジア	1,018 人	-
	中南米	1,516 人	-
	アフリカ	3,488 人	-
	中東・欧州	1,255 人	-
	合計		

No.5-1 東南アジア・大洋州

(1) 東南アジア

① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献(日・ASEAN首脳会議公約への貢献)

- ➤ ASEAN共同体の構築支援: 2013年の首脳会談における公約(連結性強化、格差是正、防災、気候変動、平和と安定(海上安全含む)の分野で、5年間(2013-2017)で2 兆円規模の支援)に関し、機構は2016年度末時点で2 兆2,811億円を支援し政府公約の早期達成に大きく寄与し、2017年度まで
 - に総計2 兆8,396億円の支援を実施した。
- ▶ 健康イニシアティブ: 2014年の首脳会談における公約(5年間(2014-2018)で8,000人規模の保健分野の人材育成)に関し、機構は2016年度末時点での公約の早期達成に貢献し、2017年度末までに

⁴⁴ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は, 512 件

 $^{^{45}}$ アジア向けインフラ支援として 2016-2020 に 4 兆円(質の高いインフラパートナーシップでの公 約額(1,100 億ドル)のうち、機構貢献分(335 億ドル)。円ドル換算は、公約発表時のレートに基づく。円借款事業のみを集計。)

⁴⁶ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均。なお,実績値には本邦研修以外に第三国研修,現地国内研修の人数も含まれる。前中期目標期間 (2012-2015) の本邦研修のみの実績平均は 11,595 人。

27,257人の人材育成を行った。

- ➤ 産業人材育成:2015年の首脳会議における公約(3年間(2015-2017)で4万人規模の産業人材育成)に関し、機構は2016年度末までに48,678人の産業人材育成を支援し、公約の早期達成に大きく寄与した。(東南アジア地域分30,893人、東・中央アジア及び南アジア地域分17,785人を含む)。2017年度末までに総計68,633人の人材を育成した(東南アジア地域分45,732人、東・中央アジア及び南アジア地域分22,901人を含む)。
- > テロ対策能力強化等:2016年の首脳会議における公約(テロ対策能力強化、暴力的過激主義対策、 穏健な社会構築の分野で、3年間(2016-2018)で450億円の支援及び2,000人規模の人材育成)に関 し、機構は2017年度末時点で468.46億円の支援と1,091人の人材育成に貢献した(東南アジア、東・ 中央アジア、南アジア含む)。また、海上保安・安全能力構築分野では、3年間(2016-2018)で 1,000人規模の人材育成に係る公約が表明され、機構は2017年度末までに706人の人材育成に貢献し た。

② 重点領域への支援

ASEAN の一体性を高めるためにハード・ソフト双方の連結性強化に取り組んだ。特に、質の高いインフラ整備の推進に向けて重点領域において具体的に貢献した事例は以下のとおり。

- ▶ 東西経済回廊整備: 東はベトナム・ダナン港から、ラオス、タイを通過し、西はミャンマー・モーラミャインまで、インドシナ半島中部を貫く陸の連結性強化を推進した。特に、ミャンマーにとってタイは主要貿易相手国であり、更に貿易量が増加することが見込まれる中、ミャンマーとタイ間の輸出入貿易は陸路の未整備を理由に海上輸送に依存しており、シンガポール経由の海上輸送では約21 日 (4,000km) を要している。国際物流への対応に向けてボトルネックとなっているミャンマー国内区間の回廊整備をすることにより、輸送に要する日数は陸路で約2 日以内 (870km) へと短縮し、貿易の大幅な円滑化・活性化等へ貢献するべく、協力準備調査「ミャンマー東西経済回廊整備事業フェーズ2」を新たに開始した。
- ▶ 南部経済回廊:ホーチミンからプノンペンを経由してバンコクにつながる重要幹線を軸に据え、地域全体の活性化を図ることで投資促進と市場拡大の好循環をつくるための戦略的な地域開発を推進した。特に、国道5号線南区間の借款契約(LA)を調印し(2018年1月)、同区間の全3パッケージのうち2パッケージにおいて日本企業の技術や知見をいかした整備を実施した。また、無償資金協力による国道1号線の改修が完工し(7月)、都心からつばさ橋までの区間56km の移動所要時間が110分から50分に短縮された。
- ➤ ソフト面の連結性強化:ハード面での整備と共に、インフラ維持管理の人材育成やネットワークの 強化等のソフト面の連結性強化を支援している。特に、税関の近代化とASEAN域内での貿易の円滑 化に向けて機構が戦略的に支援を展開してきた日本の電子通関システムが導入されたヤンゴンの 港では、通関の簡易審査に要する時間の大幅な短縮化(2時間から1分以内)を実現した。
- ・ ASEAN公共政策トップリーダープログラム:将来,ASEAN諸国での政策決定への関与が期待される幹部候補の行政官を対象とする留学制度を活用した人材育成プログラムを新設した。2017年度は第1期生として,インドネシア,タイ,フィリピンの外務省及び中央銀行等から5名の学生を政策研究大学院大学(GRIPS)へ受け入れた。
- ・ **法制度整備,海上保安**: 地域の安定と発展に向けて、ミャンマー、タイ、ラオス等での法制度整備、インドネシア、ベトナム等での海上保安強化やフィリピンでの薬物対策支援等での普遍的価値の共有に取り組んだ。

・ 平和構築分野:フィリピンでは、マラウィ市及び紛争影響周辺地域に対して、学校・道路・保健所等の修復及び建設の実施に対して財政支援を行った。また、紛争等の影響により破壊された住宅及びコミュニティ(集会所等)の再建、職業・起業訓練等を実施することにより、国内避難民の支援を通じて平和構築、持続可能な開発及び経済活性化を支援した。イスラム過激派要因による地域の脆弱性の克服に向けた協力を実施した。また、海賊行為、密漁及び違法な取引が起きている海域に対する巡視艇の供与(ベトナム6隻、フィリピン5隻を供与したほか、ベトナム6隻の供与を決定))や各国の海上保安組織への技術協力を行った。

③ その他の戦略的な取組及び成果

ア) ASEAN50 周年を踏まえた地域統合に向けた貢献

- ・ 8月のASEAN設立50周年記念に際してASEAN加盟10か国の新聞記者10人を招聘し、ASEAN日本政府代表部とインドネシア戦略国際問題研究所共催による50周年記念セミナーを開催した。機構理事長が基調講演を行い、東南アジア地域の今後の支援の方向性に関する機構の取組がインドネシアをはじめ、ASEAN各国で報道された。
- ➤ 「第30回ASEAN首脳会議(4月)」及び「第20回日ASEAN首脳会議(11月)」の議長声明で「ASEAN 災害医療連携強化プロジェクト」で取り組む災害医療人材の能力強化と域内ネットワーク形成の重要性が言及され、協力内容がASEAN各国の首脳に高く評価された。

イ) タイ政府との連携

- ・ タイ東部経済回廊(EEC: Eastern Economic Corridor)事務局とMOC(協力覚書)を締結し、タイ政 府の最重要戦略であるEEC 開発に係る政策的助言(投資関連政策やデジタルクラスター・イノベー ション推進のための政策提言)を行なうため、情報収集・確認調査を開始した。
- ・ タイ国際開発協力機構(TICA: Thailand International Cooperation Agency)とパートナーシップ協定 を締結し、日メコン連結性イニシアティブの推進を念頭に、ミャンマー向け三角協力の対象分野追加(水産養殖分野)等、タイのドナー化の一層の推進に貢献した。

ウ) ADBとの連携強化

・ ミャンマー「東西経済回廊整備事業(フェーズ2)」における協調融資を念頭に、ADBと実施機関 (建設省)の3者で、道路線形や道路規格等に関するテクニカル・コミッティを2回開催して技術的 な内容につき合意が図られ、効率的かつ効果的な実施に貢献した。また、東ティモール「国道1号線整備事業」では、道路区間を2分割する本体工事のパッケージ1を円借款、パッケージ 2をADBが 実施する協調融資にて実施した。同協調融資を効率的に進めるため、情報共有等を規定する旨のP/A (Procedural Arrangement)の署名を交換した。これにより、早い段階から情報交換が促進され、更なる協調融資の優良案件の形成が期待される。

エ) 自治体・民間企業とのパートナーシップ

- ・ 横浜市と連携した無償資金協力の枠組みを通じて提案された「メトロセブ水道区汚泥管理計画準備 調査」を開始し、メトロセブにおいて腐敗槽汚泥処理施設の建設、収集車両の導入並びに汚泥処理 に係る運営体制を構築した。
- ▶ 日本企業との連携も深め、カンボジアでは愛媛県の中小企業(愛亀)と連携し、「常温合材(エクセル)を用いた舗装補修技術を通じた日常道路維持管理の普及・実証事業」を2018年3月まで実施し、国道を整備するとともに、道路維持管理に係る技術協力プロジェクトにて同社の道路補修技術を活用した。

(2) 大洋州

① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献

➤ 第7回太平洋・島サミット (PALM7: The Seventh Pacific Islands Leaders Meeting) の公約⁴⁷に沿った 事業を展開し,2017年1月の中間閣僚会合までに,550億円分の支援及び3,200人に対する人材育成・ 交流を実施しており,支援額に係る公約が前倒しで達成された。

② 重点領域への支援

- ・ 人材育成:大洋州各国の開発を担う将来の幹部候補人材の育成に向けた「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム(Pacific-LEADS)」に関し、PALM7の公約(2015年以降の3年間で100人受入れ)に対して、2016年度(一期目)と2017年度(二期目)共に41名ずつを新規に受け入れ、これまでに計82名を受入れた。2017年度では更に三期目となる20名の受入を選考中。
- ・ 気候変動,電力・エネルギー:エネルギー安全保障の観点及び気候変動対策の観点からPALM7にて協力を表明したハイブリッドアイランド構想の中核プロジェクトとなる「大洋州地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト(広域)」を開始した。また、地球温暖化による海面上昇の影響を受けやすく、小島嶼国固有の問題(遠隔性、隔絶性、狭小性)を抱える大洋州各国で、特に同分野の人材育成を強化するため、サモアに対する無償資金協力による太平洋気候変動センターの整備、気候変動アドバイザーの派遣、人材育成支援にかかる技術協力プロジェクトの形成を行った。
- ・ **防災**:大洋州各国での台風,地震・津波,火山噴火等の自然災害への脆弱性への対応として,フィジーに「大洋州広域総合防災アドバイザー」を派遣し,域内協力体制強化を支援した。また,フィジー気象局を拠点とした広域技術協力プロジェクトを通じて気象分野の人材育成を支援した。

③ 戦略的な取組及び成果

- ・ 2018年5月にいわき市で開催予定の第 8 回太平洋・島サミット (PALM8) に向け、外務省開催の有識者会合等の検討と並行して今後の重点取組を取りまとめ、日本政府等に提言を行った。
- ・ パラオ拠点開設 20 周年を受け、パラオ国議会の本会議で議決した上で、これまでの機構の貢献に 対する感謝状が発出された。

No.5-2 南アジア

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ 「自由で開かれたインド・太平洋戦略」及び「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」: インドとは毎年首脳会議を開催する等,強固な二国間関係が構築されている中,日本政府は2014年に今後5年間で官民合わせて約3.5兆円の対印投融資を表明しており,それに基づく日印共同事業を推進した。具体的には,インドで高速鉄道及び鉄道研修施設事業や貨物専用鉄道建設事業(電気機関車調達),メトロ建設等の事業を着実に進めるとともに,デリー・ムンバイ及びチェンナイ・ベンガルール間の大規模回廊開発,アンドラ・プラデシュ州新首都開発を進捗させた。また,都市鉄道事業としてはコルカタ東西地下鉄建設事業(第三期)の交換公文(E/N: Exchange of Notes)を締結し,ムンバイメトロ三号線建設事業(第二期)のE/N締結及び借款契約(L/A)調印を実施した。
- ▶ 「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」:ベンガル湾の重要な位置を占めるバングラデシュ に対し,2014年の日バ首脳会談時の公約である「4~5年で6,000億円の主に円借款による協力」を推

⁴⁷ ①防災, ②気候変動, ③環境, ④人的交流・人材育成, ⑤持続可能な開発, ⑥海洋問題, ⑦貿易・投資・観光を重点分野とし, 2015 ~ 2017 年(3 年間)で 550 億円以上の支援, 4,000 人以上の人材育成・交流を行う。

進した。2017年6月にL/Aを調印した38次円借款の合意により承諾額が累計6,060億円にのぼり、同公約を4年で達成した。これを受け、同パートナーシップに基づく「ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)」構想では、①経済インフラ開発(マタバリ超々臨界圧石炭火力、天然ガス効率化、ダッカ・チッタゴン送電線等)、②連結性の向上(カチプール・メグナ・グムティ橋、MRT6号線等)、③投資環境改善(外国投資促進、包括的中核都市行政強化等)の3点を柱として各案件を実施した。

・ 「日スリランカ包括パートナーシップ」: インド洋の地政学上の重要拠点であるスリランカとは、2015年両国首脳により表明された共同宣言において、二国間関係をより強固とする支援を進めた。特に、都市化への対応を目指した機能強化や、自由で開かれた海洋の秩序構築に向けて、首都圏での都市交通(LRT)システム導入の協力準備調査、キャンディ都市開発マスタープラン計画策定の技術協力、港湾セクターの基礎情報収集調査を実施し、インフラ・都市環境整備に資する案件を実施した。

② 重点領域への支援

地域内の内陸国のニーズや域内全体及び他地域とのハード・ソフト双方の連結性強化に取り組んだ。特に、重点領域において具体的に貢献した事例は以下のとおり。

ア)経済基盤の構築,連結性の向上

- ・ インドでは、2030年に向けて2億人超が新たに都市人口に加わる見通しであり、大量輸送交通システムや上下水等のインフラを整備し、都市部での公共サービスを提供していくことが求められている。そのような状況下、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道研修施設建設事業、貨物専用鉄道建設事業(電気機関車調達)ほか、グジャラート州投資促進プログラム、グジャラート州アラン及びソシヤ地区シップリサイクルヤード環境管理改善事業の借款契約の調印を進めた。また、ベンガルール中心地区高度交通情報及び管理システム導入事業及びコルカタ東西地下鉄建設事業(第三期)のE/N締結、ムンバイメトロ3号線建設事業(第二期)はE/N締結及びL/A調印を進めた。
- ・ インドに限らず、人口規模が大きく都市化のスピードが速い南アジア地域では、ハード・ソフト双方のインフラ整備需要、投資環境整備需要が膨大であり、ODAだけで対処することは不可能であることから、継続的な成長に不可欠な民間投資促進や産業力強化に取り組んだ。たとえばバングラデシュでは、カチプール・メグナ・グムティ橋(II)、ダッカ空港拡張、ダッカ地下変電所、MRT1号線(E/S)、マタバリ超々臨界圧石炭火力発電(III)、小規模水資源フェーズ2に係るL/Aを調印し、インフラ整備や貿易・投資環境整備等の経済基盤構築を進めつつ、「投資促進・産業 競争力強化プロジェクト」や、「日本市場をターゲットとしたICT人材育成プロジェクト」を通じて制度整備や人材育成に取り組み、技術協力と資金協力を戦略的に活用した。また、ネパールでは、外国投資専門家による投資家向けパンフレット作成を進めた。
- ・ 各国及び域内の連結性向上を戦略的に推進した。たとえば、既存港湾の施設容量がひっ迫しているバングラデシュで最も有力な深海港の候補地であるマタバリ深海港開発基礎調査を実施したほか、山岳部の国道整備が遅れているインド北東州における道路網連結性改善事業(フェーズ2) についてE/N 締結を進めた。また、スリランカでは、コロンボ都市圏における渋滞問題等の解決に向けた都市交通(LRT)の協力準備調査や、キャンディ都市圏での歴史遺産都市としての潜在力をいかした開発ビジョン策定のためのマスタープラン調査等を通じ、地域の特性を踏まえた中長期的視点に基づく開発を進捗させた。

イ) 平和と安定, 基礎的行政サービスの向上

▶ **民主化プロセスの促進及び公正な選挙の実施支援**:ネパールにおける選挙支援,法曹人材育成,行

政能力強化等民主化プロセスの促進のための長年の支援が実り、民法草案が議会を通過した。加えて、公正な選挙報道に係る第2回メディア向けセミナー及び選挙管理委員会幹部向け本邦招へいを実施し、20年ぶりの地方選挙及びネパール初めてとなる州選挙、連邦議会選挙の円滑な実施(5月以降随時)に貢献した。(No. 3-1参照)

・ **テロ対策・治安維持能力向上**: アフガニスタンでの技術協力プロジェクトによる女性警官育成やパキスタンでの空港保安の強化に係る無償資金協力の準備調査及び治安維持に係る基礎調査を実施した。また, バングラデシュでは空港セキュリティ強化のため技術協力プロジェクトを開始するとともに, 警察の警備能力強化に向けた技術協力プロジェクトの実施を準備した。

ウ) 基礎生活分野の改善

- ・ 農業・農村開発:インドでは農村部の女性や社会的弱者を含む地域住民の生計向上に向けた森林保全支援事業の案件を形成,実施した。パキスタンでは貧困地域の生計向上に資する農業・農村開発案件を形成し(ハイバル・パフトゥンハー州における畜産案件),FATA支援無償(FAO連携)への取組を進めた。
- ・ **保健**: バングラデシュでは、コミュニティに根差した保健システムの強化を支援し、スリランカでは、円借款「保健医療サービス改善事業」の供与に係る日本政府のプレッジを実現した。ポリオ根絶に向けたパキスタン・アフガニスタンでの対策推進や、スリランカでの非感染症疾患対策の推進等を通じて、地域の感染症・非感染症対策体制の強化を支援した。
- ・ 教育・社会保障: スリランカでインクルーシブ教育の推進に向けた技術協力プロジェクトの準備を 進めたほか, 高齢化への対応を強化した。またネパールでは, 「万人のための教育」プログラム(財 政支援, 教育アドバイザー派遣, 小学校運営改善)の実施を促進した。
- ・ 防災:ネパールでの地震復興支援を継続し、各ドナーと協調して進める住宅復興についてはコミュニティ活性化支援の開発・強化により、高い着工率で進んでいる。スリランカでは、仙台枠組みに基づく防災ロードマップ作成を行ったほか、2017年5月に南西部地域で発生した洪水・土砂災害に対して派遣された緊急援助隊専門家チームとしての助言を取りまとめ、洪水対策や防災案件の形成、検討を進めた。

③ 戦略的な取組及び成果

- > ミャンマー・ラカイン州避難民及び受入国であるバングラデシュ・ホストコミュニティー支援に ついて、現場のニーズが日々変動する中で、バングラデシュ政府が人道支援を迅速に行えるよう、バングラデシュ政府及び関係国際機関と対象分野や規模、スキーム、連携方法等の議論を重ね、既往案件(資金協力・技術協力)を活用し支援(保健、給水、地方自治体を通じた小規模インフラ等)を実施した。
- ・ 世銀、ADB、イギリス国際開発省(DFID: Department for International Development)との共同研究「南アジア地域の経済回廊開発」では、過去の回廊開発案件や日本の太平洋ベルトでの開発経験等を含めて、機構の知見をインプットした。報告書の内容は、各機関のチーフエコノミスト及びADBメンバー国(33か国)が参加したADB本部での「経済回廊開発に関する地域協力・統合円卓会議」で発表され、機構がジャパンブランドとする回廊開発の知見や経験を発信するとともに、今後の南アジア地域での経済回廊開発の重要性についてドナー間・関係国政府との認識醸成にも貢献することができた。

No.5-3 東・中央アジア, コーカサス

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画(2017年 -2021年)」:公約の実現に向けて、財政・社会・経済改革開発政策借款(320億円)のL/Aを調印し、モンゴル国家予算の資金ギャップを埋めるため、締結と同月中に全額を貸付実行した。
- ・ 「中央アジア+日本」対話枠組み:5月の第6回外相会合にて採択された「運輸・物流分野地域協力 ロードマップ」に沿った協力を実施した。同ロードマップに基づき、日本として運輸・物流分野で 具体的な協力を展開すべく表明された「運輸・物流協力イニシアティブ」の実現のため、タジキス タンの国際幹線道路案件の立上げ等、中央アジア地域の運輸・物流分野の協力を推進したほか、本 邦研修等の受入数を大幅に拡大した。

② 重点領域への支援

当該地域の各国は市場経済移行国であり、市場経済化に向けた社会・経済のさらなる安定的発展と地域内外の連結性の向上が求められている。そのために各国の産業の多角化、ガバナンスの強化、インフラの整備及びそれらを支える人材の育成などが重点領域となっている。2017年度に具体的に貢献した事例は以下の通り。

- ・ **産業の多角化**: モンゴル「農牧業セクターにかかる情報収集・確認調査」及びウズベキスタン「農業セクター情報収集・確認調査」を完了し、モンゴルでは「農牧業バリューチェーン開発のためのマスタープランプロジェクト」の案件形成に係る協議を実施した。「中央アジア地域高度産業人材育成に係る情報収集・確認調査」を完了し、ウズベキスタンの産業多角化に資する園芸作物分野の案件を形成した。
- ・ ガバナンスの強化(財政,政策・制度面):モンゴルに対し、IMF、ADB、世界銀行と歩調を合わせた財政支援円借款の政策マトリックスを通じ、安定的なマクロ経済運営、社会的弱者支援の促進、経済成長の強化の3分野における改革を支援した。また、資本市場活性化のための証券会社監督ガイドラインの更新や関連人材育成制度を刷新した。
- ・ **質の高いインフラ**: 質の高いインフラ (空港, 国際幹線道路, 発電所等)の計画策定と建設により, 地域内外の連結性の強化及び格差の是正に貢献した。中央アジア地域経済協力 (CAREC: Central Asia Regional Economic Cooperation)を推進するADB等と協調して域内 (タジキスタン及びジョージア)の国際幹線道路建設に係る新規案件を形成した。ウズベキスタンでは, ADBとの協調融資で実施しているタリマルジャン火力発電所2号機を完工した。また, ナボイ火力発電所第3号機の協力準備調査を実施した。タジキスタンにおいて, 医療や災害対策といった格差是正の無償案件の形成も推進した。
- ・ 人材育成:ガバナンス強化及び産業人材育成において次の成果を達成した。モンゴルでは有償資金協力による工学系高等人材育成の継続に加え、高等専門学校型教育の案件形成に向けて情報収集・確認調査を完了した。中央アジア5か国での、高度産業人材育成のための基礎情報収集確認調査を完了し、課題別研修で15名、3か年受入計画を策定した。

③ 戦略的な取組及び成果

➤ モンゴルの中小企業振興及び産業多角化に向けたツーステップローン「中小企業育成・環境保全フェーズ2」に関し、モンゴルの中小企業振興への功績が評価されモンゴル国大統領よりプロジェクトの専門家へ北極星勲章が授与された。同勲章は外国人へ叙勲される最高位のものであり、モンゴ

ル国政府による機構の事業への高い評価が示された。

➤ 10月に発足したモンゴルの新内閣では機構の帰国研修員が国防相, エネルギー相, 保健相に就任し, 長期的に取り組んできた人材育成の成果が発現している。また, 9月に発足したキルギスの新内閣 (当時)ではJDS卒業生が法務大臣(留任)となり, 同じくJDS修了生が同国の経済省, 国家登録局, 国家資産管理基金の事務次官に就任した。

No.5-4 中南米, カリブ

- ① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献
- ・ 2016年9月の首脳会談を受け、キューバへの二国間の協力を推進すべく、キューバ政府と日本政府 との調整を了し、2018年3月にキューバ事務所の開設を実現した。
- ➤ 機構と米州開発銀行 (IDB) の再生可能エネルギー及び省エネルギー分野における協調融資枠組 (2020年度までの目標額を30億ドルとして2016 年4月に合意)を踏まえ、IDBとの定期協議や現地 調査等の密接な連携及びIDBによる日本信託基金 (質の高いインフラ基金)の活用促進等を通じ、積極的にこれら分野の協調案件を形成した。その結果、2017年度に2案件 (コスタリカ、ジャマイカ)でL/Aを調印し、合計で6件、約11億ドルが調印済となった。なかでも、ジャマイカへの支援は機構として初となるドル建て借款の供与となった。

② 重点領域への支援

当該地域は、一定の経済発展を遂げた中進国及び卒業移行国が過半数を占めるが、気候変動や自然災害等への脆弱性や、歴史的な貧富の深刻な格差等の課題を抱えている。かかる状況に対し、円借款の戦略的な活用を推進しつつ、当該地域での安定した経済成長に向けた支援を行っている。重点領域において具体的に貢献した事例は以下の通り。

- ・ 防災分野: ニカラグアに対する無償資金協力を通じ、24橋の建設を実施、その後、本邦技術を活用するSTEPによる円借款供与に繋げる等、日本や機構の協力の経験・知見を中南米地域での事業展開にいかしていくとともに、中南米地域における質の高いインフラ投資や防災主流化を推進する取組を行った。あわせて、IDBと連携し、インフラの災害レジリエンスに係る合同研究を実施した。災害レジリエンスの観点から日本と機構の「質の高いインフラ投資」の優良事例をもとに教訓を抽出して提言を導出し、両機関のウェブサイトで報告書を一般公開した。さらに、2016年4月のエクアドル地震による被害を踏まえて、新規の技術協力プロジェクト「地震と津波に強い街づくりプロジェクト」を開始した。
- ・ **気候変動対策**: IDBとの協調融資スキームを通じた案件形成や実施を推進した。南米での地熱開発 に貢献するボリビアの円借款「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業」を実施した。これに加え, エクアドルでは「チャチンビロ地熱発電所建設事業準備調査」により試掘支援を実施した。
- ・ 社会インフラ整備: ニカラグア「リオ・ブランコ シウナ間橋梁・国道整備事業」のL/A調印等, 本邦の質の高いインフラ技術の活用を想定した円借款事業の形成を推進した。
- ・ **格差是正**:「生活改善広域アドバイザー」の派遣により、中米広域での生活改善アプローチ活用事例の収集と分析・共有のためのシステム開発の支援を実施した。また、貧困格差の縮まらないグアテマラにおける生活改善アプローチの活用の方向性を整理した。さらに、ホンジュラス、ニカラグアにて地方自治行政能力強化の取組を継続すべく、個別専門家派遣、技術協力プロジェクトをそれぞれ開始した。
- ・ **留学制度を活用した人材育成**:新留学制度の枠組みで「中南米・カリブ次世代知日派リーダー育成 プログラム」を立ち上げ留学生の受入を開始した。

▶ 中米統合機構 (SICA) を通じた地域協力:機構とSICAが2016年10月に合意した5つの重点分野⁴⁸に基づき,物流・ロジスティックス及び生態系湿地保全分野において2件の技術協力プロジェクトを形成した。また,SICA加盟国の在外公館及び機構の海外拠点間で域内協力の共通認識の醸成と日本側実施体制の整備に取り組んだ。そうした一連の取り組みが評価され、専門家「地域協力アドバイザー」として派遣された職員がSICA貢献勲章を受章するに至った。

③ 日系社会との連携強化・移住債権の状況

- ・ 「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」:今後の日系社会との連携のあり方について、 機構理事長が委員として貢献した。
- ・ 民間企業や地方自治体等との連携強化:中南米日系社会との連携調査を目的に11社の本邦民間企業をブラジルに派遣した。これまで参加した企業8社から中小企業海外展開支援事業及び民間技術普及促進事業に応募があり、うち6件が採択された。日本の民間企業が、移住先国で活躍する日系人をパートナーとして連携することで、移住先国の開発課題解決に貢献すること、及び保健医療、農業、インフラ、職業訓練・産業育成、防犯対策分野のビジネス展開を実現していくことが期待されている。また、海外移住資料館の企画展示や、自治体から提案された日系研修、教師海外研修の実施を通じて自治体との連携を図った。
- ・ 機構ウェブサイト内に日系社会関連事業のワンストップページを開設し、事業概要や実績等のナレッジの共有及び事業報告書掲載による情報発信を図った。
- ・ 2002年に開設した海外移住資料館の来館者数が累計50万人を突破した。総合学習として来館する生 徒に対する教育プログラムの実施や高知県や広島県等の移住送出県の企画展示を通じ、日本人の海 外移住の歴史と日系人の活躍について広く理解を促進することに貢献している。
- ・ 移住債権について、アルゼンチン及びドミニカ共和国で、管理、回収、整理を継続している。債権 残高は、165件、388百万円となった。

④ 戦略的な取組及び成果

- ・ メキシコで発生した地震に対し、国際緊急援助隊救助チームを派遣した。その2ヶ月後には、日本 の復興経験を共有するためのセミナーをタイムリーに開催する等継続的に支援した。
- ・ フィンテック企業との間で初となる業務連携・協力に関する覚書をマイクロ投資クラウドファンディング事業を運営するミュージックセキュリティーズ株式会社と締結した。中小企業海外展開支援等での連携・協力を通じ、中南米地域の経済社会開発に役立つ商品や技術を持つ中小企業等の発掘、中小企業等による中南米地域へのビジネス展開、中南米地域の日系人及び日系人が経営する企業等との連携・協力、日本の個人投資家に対する情報発信等の促進が期待される。
- > ニカラグアへの支援を通じた長年にわたる経済活性化、社会開発、インフラ整備、防災、気候変動対策への貢献が認められ、同国で最高位の勲章である大統領勲章「ルベン・ダリオ文化独立勲章」を国際援助組織として初めて機構が受章した。
- ▶ 人権分野での業績やブラジルと日本によるアフリカ諸国への三角協力の推進における多大な貢献が認められ、機構元理事長の緒方貞子特別フェローが「リオ・ブランコ勲章グランクルス位」を受章した。グランクルス位は同勲章の最高位であり、ブラジルと諸外国との友好関係の強化に著しく貢献した偉大な人物へ授与されるものである。

⁴⁸ ①物流, ロジスティクス, ②インフラ・気候変動対策, ③生態系・湿地保全, ④ジェンダー, ⑤テリトリアル開発

No.5-5 アフリカ

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ TICAD VIナイロビ宣言に基づき,経済構造改革,強靭な保健システム,社会安定化を各々推進する ための協力を実施し、TICAD VI公約達成に向けて事業を実施した。2017年に達成期限を迎える TICAD Vの各種公約は、産業人材3万人の育成、10か所での戦略的マスタープランの策定、2,000 万 人の子どもに対する質の高い教育環境の提供等、おおむね達成見込みとなっている。
- ・ TICAD VI公約の官民総額300億ドルの貢献のうち、機構の実施分として想定される9,000億円に対して約6,100億円(2017.12月時点)を達成し、公約達成に向けて順調に支援を実施した。また、TICAD VIの公約である1,000万人の人材育成に対し、2017年度は約330万人の人材を育成し、2016年度から合計約570万人の人材を育成した。
- ➤ TICAD V公約であるODA支援額約1.4兆円 (2017年まで) のうち、機構の実施分として想定される 1.15兆円に対して約1.23兆円 (2017.12月時点) を達成し、約7%上積みして貢献した。
- ▶ ABEイニシアティブによるアフリカからの留学生について、2017年度受入分を以て、TICAD Vの公約1,000名(2017年まで)に対して1,100名、TICAD VIの公約1,500名(2018年まで)のうち機構の実施分である600名に対して627名を受入れ、公約の早期達成を実現した。

② 重点領域への支援

貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げる当該地域の成長を日本と当該地域の双 方の更なる発展に結びつけていくことを念頭に、重点領域において具体的に貢献した事例は以下の通り。

ア)総合広域開発

- ・ **3重点回廊**: TICAD V及びVIを通じて表明した3重点回廊(東アフリカ北部回廊(ケニア,ウガンダ,ルワンダ),ナカラ回廊(モザンビーク,ザンビア,マラウイ),西アフリカ「成長の環」(コートジボワール,ガーナ,トーゴ,ブルキナファソ))の総合広域開発に向けて技術協力プロジェクト,有償資金協力,無償資金協力を連携した支援を行った。
- ・ 東アフリカ北部回廊: 物流の障害となっている輸送コストの削減を企図した東アフリカ北部回廊物流整備マスタープランを作成・公表するとともに、当該マスタープランにおけるモンバサ開発事業及びモンバサ経済特区開発事業等の重要案件の先行実施を含め、当該地域の運輸インフラ開発、産業開発に資する案件を実施した。特に、東アフリカ北部回廊の一部を整備するケニア向け円借款「モンバサ港周辺道路開発事業(第二期)」に係るL/Aを2017年7月に調印し、事業を開始した。また、ウガンダ向け円借款「ナイル架橋建設事業」(追加借款)のプレッジが2018年1月に行われた。加えて、ナイロビ市内の道路を整備するケニア向け無償資金協力「第二次ウゴング道路拡幅計画」に係るG/Aを2017年7月締結し、事業を開始した。
- ・ ナカラ回廊:過去の紛争を背景に低開発におかれていたモザンビーク北部の総合開発を目的として、 ナカラ回廊地域において、運輸交通インフラ改善(ナカラ港開発事業、マンディンバ・リシンガ間 道路改善事業、カーボデルガード州国道三百八十号橋梁整備計画等)、電力事情改善(ナカラ回廊 送変電網強化計画等)、農村開発、教育と産業人材育成、保健に係る事業を実施した。特に、無償 資金協力によるイレ・クアンバ間の13橋梁の整備が完工し(11月)、農業生産地とナカラ回廊を つなぐ生活道路・産業道路において雨季の冠水による交通遮断がなくなり、地域の人々の生活改善 と地域経済の活性化につながった。

- ・ **西アフリカ「成長の環」**:マスタープランを完成させ、国際セミナーを通じた関係政府機関との共有や、日本国内の民間企業を対象とした概要紹介等を行った。また、同マスタープランの具現化の一部として、主に運輸交通インフラの改善に向けた事業に取り組んだ。具体的には、日本・コートジボワール友好交差点改善計画(無償資金協力)、アビジャン港穀物建設事業(有償資金協力)を進め、グンゲンーファダングルマ間道路整備事業(ブルキナファソ向け有償資金協力)のL/Aを締結した。今後はマスタープランの具現化に向けた更なる協力を進めるとともに、他ドナーや民間企業の巻き込みを図ることで、当該地域の域内統合促進や経済発展に貢献していく予定。
- ・ 上記3重点回廊に関連する事業への日本企業の参加勧奨,及びアフリカ進出の促進を目的に,国内で経済団体,民間企業等を対象とするセミナーを開催し,200名以上の参加を得た。
- ・ 日本の質の高いインフラ技術の情報発信を目的として、アフリカ開発銀行年次総会でのサイドイベントを開催したほか、日・アフリカビジネスフォーラムへの参加、官民インフラ協議会の枠組みを通じた先方政府関係者の招へいを実施した(モザンビーク、マダガスカル、エチオピア、ガーナ、ザンビア、コートジボワールの計6か国)。

イ)アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)との協力

- ・ カイゼン・イニシアティブ及びIFNAの推進のため、NEPAD内に両イニシアティブの運営事務局を 立ち上げ、カイゼンで1名、IFNAで2名の企画調査員を派遣した。カイゼン・イニシアティブは、 NEPADと共催でカイゼン知見共有セミナーを開催し、アフリカ各国等から100名以上の参加を得た。 また、IFNAの推進を目的として参加機関・参加国の協議を進めるとともに、関係省庁・機関を巻き 込んだワークショップ開催を含む現地調査を通じ、重点10か国における国別栄養改善戦略の策定を 支援した。
- ・ NEPADとの業務協力協定を更新し、これまでのインフラ及び農業に加えて、カイゼンやIFNA を新たな連携分野として追加した。カイゼンについては、NEPADを通じて汎アフリカ生産性協会 (PAPA) との連携を深めた。また、カイゼンカリキュラムの標準化を図るためのプロジェクト研究を実施し、中間成果をNEPAD、PAPA、技術協力プロジェクト対象7か国等と共有し、議論した。 IFNAについては、NEPADと共催で第 1 回パートナー会合を開催し、アフリカ各国から閣僚級を含む160名以上の参加を得た。

③ 戦略的な取組及び成果

機構が有する開発の知見・経験・イニシアティブ等のアフリカ域内への発信及びSDGs達成に貢献しうる事業の推進を通じてアフリカでのSDGsの達成を促進するため、アフリカ地域持続可能な開発目標センターと業務協力協定を締結した。アフリカ地域におけるSDGs達成状況のモニタリング・評価のための指標の収集・分析に係る協力を行うことを合意した。

No.5-6 中東・欧州

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

・ 「中東地域安定化のための包括的支援」:日本政府がG7伊勢志摩サミット(2016年)で表明した支援及び難民及び移民に関する国連サミット(2016年)で表明した支援策の実現に向け、難民支援、ガバナンス支援、格差是正、人材育成等を通じた中東地域の安定化支援、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」(J-TRaC)の派遣、シリア平和の架け橋・人材育成プログラム(シリア人留学生の受入れ)等の取組を推進した。

- ・ 「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」(J-TRaC): 2016年5 月から3年間で機構専門家やボランティア等約50名を難民キャンプや受入国・コミュニティに派遣する目標に対し、国際機関や受入国機関との連携も含めた支援を通して55名を派遣した。シリア難民ホストコミュニティにおける難民の生活向上、人材育成及び行政サービス向上等を支援した。
- ▶ 「平和の架け橋・人材育成プログラム」(シリア人留学生受入): 2017年より5年間で最大150 名 (うち機構実施分100名)受け入れる目標に対し、国際機関を含む関係機関と共働して実施体制を 構築し、初年度19名(及び家族19名)の受入を実現した。
- ・ 「エジプト・日本教育パートナーシップ」: 2016年2月に両国政府間で締結された同パートナーシップの目標実現(5年間で2,500名の留学生・研修生受入含む)に向け、就学前、基礎教育、技術教育、高等教育に至る全ての教育ステージにおいて、技術協力プロジェクトによる支援を推進するとともに、無償資金協力「第二次エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画」のG/A締結、「人材育成計画(エジプト・日本教育パートナーシップ)」及び「エジプト・日本学校支援プログラム(エジプト・日本教育パートナーシップ)」の円借款2件の承諾・実施等、各種の事業形態を活用して包括的な支援を推進した。特に、基礎教育分野では、技術協力の実施に加え、上述の円借款「エジプト・日本学校支援プログラム」を通じ、エジプト・日本学校の設立による特別活動等の日本式教育の導入・普及が期待される。
- ・ 「日・サウジ・ビジョン 2030」: 2017年3 月に両国政府間で合意された二国間協力の基本的な方向性の文書。機構が関与する重点分野の「中小企業・能力開発」,「文化・スポーツ・教育」では,招へい,調査等を活用し,公的機関における「カイゼン」の導入や「授業研究」展開のための支援を実施した。

② 重点領域への支援

当該地域においては、「アラブの春」以降、多くの国が不安定化しており、生活・社会基盤の荒廃や 治安の問題を抱える国や地域が多く存在している。また、シリアからの難民問題は、当該地域のみなら ず欧米諸国への影響も大きく世界的な問題に発展している。今後の同地域の安定と持続的成長を確保す るため、難民及び受入ホスト国支援、インフラ整備、ガバナンスの改善やビジネス環境整備、地域格差 是正のための地方開発、及び教育の質の向上等の重点領域において具体的に貢献した事例は以下の通り。

ア) 留学制度を活用した人材育成

- ・ シリア平和の架け橋・人材育成プログラムの本格実施に向け、初年度19名の留学生(及び家族19名) 受入を実現した。
- ・ エジプトに対する留学生借款事業を承諾し、現地実施体制及び国内受入体制の構築を進め、留学生 18名を受入れるとともに、2018年度以降の受入として18名を決定及び21名の選考を実現した(2018年3月時点)。
- ・ **ABEイニシアティブ**: 留学制度を活用した開発途上国の発展を支える人材育成を支援するため、留学生借款事業及び北アフリカ地域における産業人材育成を目指し、2017年度40名(北アフリカ地域分)の来日を含むABEイニシアティブによる人材の受入を推進した。

イ) 格差是正, 雇用創出

- ・ 地域の安定に重要な格差是正や雇用創出のため、当該国の地域間格差、雇用の課題に留意し、農林 水産・農村開発、雇用創出に資する人材育成、ビジネス・投資環境整備、起業支援を実施した。
- ・ モロッコにおいて、農業振興のための円借款「緑のモロッコ計画(農業セクター改革)支援プログラム」を供与し、小規模農家の経済システムへの参加促進のための改革支援を通じた雇用創出を含

む農業セクターへの包括的な支援を実施した。

- ・ ヨルダンでは技術協力プロジェクト「若年層へのキャリアカウンセリング能力向上プロジェクト」 を実施し、大学等における若年層の就職支援能力の向上を支援して雇用促進を図った。
- ・ パレスチナでは、日本独自の中東和平への中長期的取組である「平和と繁栄の回廊」構想の中核事業であるジェリコ農産加工団地の開発・運営能力を引き続き支援した結果、9社が操業を開始した(3月末時点)。また、エジプトの重要産業である観光分野に対しては、大エジプト博物館の建設・運営支援として、円借款事業、技術協力プロジェクト3件を実施し、2018年度の大エジプト博物館の部分開館に向けて包括的に協力を実施した。
- ・ バルカンでは、技術協力プロジェクト「西バルカン地域における中小企業振興メンターシステム構築・普及促進プロジェクト」を実施し、過去の支援によるセルビア及びモンテネグロにおける中小企業支援体制構築の成果を周辺国(ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア)に普及・展開する支援を実施した。

ウ) 地域安定化に資するインフラ整備

- ・ 日本の技術・知見の活用にも留意し、電力、水、環境、運輸・交通分野の資金協力事業の形成・実施を促進した。
- ・電力分野:「イラク・ハルサ発電所改修事業」では、過去に円借款と輸出信用の混合借款で協力した発電所を改修の上、再度本格稼働させ、復興により需要が増加している電力の安定供給に貢献するとともに、更なる電力供給増強のために「ハルサ発電所改修事業(フェーズ2)」を承諾した。また、イランでは、EU3+3(英仏独米中露)間で合意した「包括的共同作業計画(JCPOA: Joint Comprehensive Plan of Action)」後初の円借款事業となる電力リハビリ事業の形成に向け準備した。チュニジアでは「ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業」、エジプトでは電力分野への幅広い支援(火力発電、再生可能エネルギー、配電、省エネ)を実施した。
- ・ 環境分野: ウクライナでのボルトニッチ下水処理場改修事業の推進, エジプトでの下水事業の形成, チュニジアでのスファックス海水淡水化事業の承諾, 環境分野ではセルビア・ニコラ・テスラ火力 発電所排煙脱硫装置建設事業及びボスニア・ヘルツェゴビナ・ウグレヴィック火力発電所排煙脱硫 装置建設事業を推進した。
- ・ 運輸・交通分野:エジプト・カイロ地下鉄4号線実施促進,モロッコ港湾建設に係る事業の形成等 を実施した。
- ・ 復興支援(紛争影響地域における電力・水分野): イラクでは地域紛争からの復興を支援するために、破壊されたインフラの整備を重視し、電力・水分野の円借款事業の形成を促進した。「電力セクター復興事業(フェーズ2)」を実施するとともに、フェーズ3を承諾し、また、バスラ上水道整備事業(第二期)を形成した。

エ) 難民受入ホストコミュニティに裨益する支援

- ・ 主要な難民受入国であるヨルダン、レバノン、トルコ、バルカンにおいて、各種の事業形態を活用した支援を実施した。
- > ヨルダンでは、世銀との協調融資による開発政策借款「金融セクター、ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款」や、国連プロジェクトサービス機関(UNOPS: United Nations Office for Project Services)との連携による国際機関連携無償「第二次北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」、国際金融公社(IFC: International Finance Corporation)と連携した海外投融資、本邦民間企業と連携した途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査、ボランティア派遣等、

様々なパートナーとの連携、スキームにより支援を実施している。

・ トルコでは難民受入自治体の上下水道・廃棄物インフラ支援のための円借款「地方自治体インフラ 改善事業」を実施するとともに、トルコ国内のシリア難民に対する心理ケア等の社会サービスに係 る支援ニーズ調査を実施した。バルカンでもシリア等難民支援に係る情報収集・確認調査を実施するとともに、難民支援に従事するボランティア(UNV: United Nations Volunteers /UNHCR)を派遣した。

④ 戦略的な取組及び成果

- ・ 複雑な地政学のなかにあるシリア等の紛争後の復興支援の方向性を議論するために,ブルッキングス研究所,世界銀行と共催で「MENA地域における中期的なガバナンスの再構築」ワークショップを開催し,国際開発機関,国際的な学術機関・シンクタンク,中東域内関係者が一堂に会して議論した。紛争後支援の方向性を共有するとともに,関係者のネットワークを構築した。
- ・ 2016年2月に両国政府間で締結された「エジプト・日本教育パートナーシップ」に基づき、日本の教育の強みの活用を念頭に置き、就学前教育、技術教育分野の技術協力を開始、基礎教育、高等教育分野の技術協力も継続して実施した。また、無償資金協力1件のG/A締結、円借款2件を承諾し、うち「人材育成事業(エジプト・日本教育パートナーシップ)」においては、4年間で540名の受入を予定している留学生について初年度実績として18名の留学生を受入れる等、各種スキームを活用して包括的に支援した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

該当なし (※第 3 期中期目標期間に該当項目なし)。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定:A

根拠:評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援した。特に、①日・ASEAN 首脳会議各公約や TICAD V公約への貢献、②ハード・ソフト面での地域の連結性の強化(東西経済回廊等)、③ 治安上の困難を抱える等難易度の高い支援(シリア難民・ホストコミュニティ支援)、④中小企業振興、経済社 会活性化、社会開発等の分野での支援に対する高い評価(モンゴル北極星勲章、ニカラグア大統領勲章、SICA貢献勲章)等、特筆すべき成果をあげた。

- 1. 東南アジア・大洋州地域
- 1-1. 東南アジア地域
- 連結性強化を通じたASEAN共同体の推進,質の高い成長,法の支配及びグッドガバナンスの確立, 留学制度を活用した人材育成に係る取組を実施。
- ◎ **公約への貢献**【①】:日・ASEAN首脳会議(2013-2016)での各公約に関して、早期達成及び目標値を上回る支援を実現。
- ◎ **ハード・ソフトの連結性強化【**②】:東西経済回廊整備(ミャンマー・タイ輸出入改善),電子通

関システム導入(Asean Single Window), 災害医療人材の連携。

1-2. 大洋州地域

- 地域特有の脆弱性の克服・緩和への対応として気候変動・電力・エネルギー分野での取組を実施。 大洋州地域ハイブリッド発電システム導入に係る広域プロジェクトを開始。
- ◎ パラオ国議会感謝状【④】:パラオ国議会より過去の協力への感謝状を受領。

2. 南アジア地域

- 連結性の強化を通じた経済基盤の構築,平和と安定,基礎的行政サービスの向上,基礎生活分野の 改善に係る取組を実施。インド,バングラデシュ,スリランカ各国とのパートナーシップに基づく 事業を実施し、公約の達成に貢献。インドの高速鉄道事業を支援・実施。
- ② **ミャンマー避難民向け人道支援【**③】: バングラデシュ側で避難民への保健医療, 給水・汚水処理, インフラ整備等の人道支援を迅速に実施。また, ミャンマー側では避難民を対象に道路, 送電線, 学校建設等の支援策を具体化。
- ◎ 日バングラ包括的パートナーシップ【①】:公約の目標値を上回る支援を実現。
- 3. 東・中央アジア及びコーカサス地域
- 産業の多角化,ガバナンスの強化,質の高いインフラ整備,人材育成に係る取組を実施。モンゴルでは320億円規模の財政・社会・経済改革開発政策借款を通じ公約の達成に貢献。
- ② モンゴル最高位の叙勲受章等【④】:モンゴル中小企業振興への功績に対し大統領より外国人へ叙 勲される最高位の北極星勲章を受章。機構研修員が国防相、エネルギー相、保健相等に就任。
- 4. 中南米・カリブ地域
- インフラ整備, 防災, 気候変動対策, 留学制度を活用した人材育成に係る取組を実施。
- ◎ **IDBとの協調融資及びドル建て借款**【②】: 再エネ・省エネの分野で協調融資3案件を形成。ジャマイカへ機構初となるドル建て借款を供与。
- ◎ 中南米地域の勲章受章【④】:経済活性化、社会開発等の貢献に対しニカラグア大統領勲章受賞。 中米統合機構(SICA)から外国人へ叙勲される最高位のSICA貢献勲章を受章。

5. アフリカ地域

- TICAD VIナイロビ宣言に基づき,経済構造改革,強靭な保健システム,社会安定化に係る取組を実施し公約の達成に貢献。東アフリカ北部回廊,ナカラ回廊,西アフリカ「成長の環」の総合広域開発を支援。
- ◎ 公約の早期達成・目標値を超える支援【①】: TICAD Vの公約の目標額を超える1.23兆円の支援を 実施。ABE イニシアティブ留学生受入関連で公約早期達成を実現。

6. 中東·欧州地域

- 難民支援,ガバナンス支援,格差是正,人材育成,インフラ整備に係る取組を実施し,中東地域安定化に向けた包括的な支援を実施し,公約の達成に貢献。エジプト・日本学校での日本式教育導入普及等にてエジプト日本教育パートナーシップを推進。
- ◎ **難民支援【**③】:シリア難民19名を初の長期研修員として受入。国際機関等(世銀,UNOPS,IFC) と連携し難民ホストコミュニティを支援。

<課題と対応>

引き続き、各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、日本政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえた事業の形成・実施に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評定:A

<評定に至った理由>

地域の重点取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1-1. 東南アジア地域

東南アジア地域においては、連結性強化を通じた ASEAN 共同体の推進、質の高いインフラ整備、法の支配やグッドガバナンスの確立、留学制度を活用した人材育成に係る取組を実施した。

特筆すべき成果としては、日・ASEAN 首脳会議(2013-2016)での各公約(ASEAN 共同体の構築支援(2013-2017 で 2 兆円規模の支援という公約に対し、2017 年度末までに実績約 2 兆 9,120 億円)、健康イニシアティブ(2014-2018 で 8,000 人規模の保健分野の人材育成という公約に対し、2017 年度末までに実績 27,257 人)、産業人材育成(2015-2017 で 4 万人規模の産業人材育成という公約に対し、2017 年度末までに実績 81,863 人)、テロ対策能力強化(2016-2018 で 450 億円の支援及び 2,000 人規模の人材育成という公約に対し、2017 年度末で実績約 800 億円及び 2,653 人)等)について、多くの事項につき早期達成及び目標値を上回る支援を実現したことが、日本政府の政策及び地域別公約への貢献として、評価される。

また、東西経済回廊整備、南部経済回廊整備に係る取組を引き続き実施し、ミャンマー・タイ間の物流網を改善(海上輸送で 21 日要した区間を、陸路により 2 日以内に短縮) するべく協力準備調査に着手したほか、ヤンゴンの港では、日本の電子通関システム(Asean Single Window)が導入され、通関の簡易審査に要する時間の大幅な短縮(15 分から 1~3 秒以内)を実現するなど、ハード・ソフトの連結性強化に取り組んだことが評価される。

1-2. 大洋州地域

地域特有の脆弱性の克服・緩和への対応として、気候変動、電力・エネルギー、防災分野での人材育成等を通じた取組を実施した。特に、気候変動対策及びエネルギー安全保障の観点から、PALM 7で協力を表明したハイブリッドアイランド構想の中核となる、大洋州地域ハイブリッド発電システム導入に係る広域プロジェクトを開始した。

特筆すべき成果として、パラオ拠点開設 20 周年を受け、パラオ国議会から過去の JICA の貢献に対 する感謝状が発出されたことは、相手国政府から機構の取組が高く評価された事例として、評価され る。

2. 南アジア地域

インドの高速鉄道事業を含む域内外の連結性の向上や投資環境整備等を通じた経済基盤の構築,平和と安定,基礎的行政サービスの向上,基礎生活分野の改善,テロ対策・治安維持能力向上に係る取組を実施した。また,インド,バングラデシュ,スリランカ各国とのパートナーシップに基づく事業を実施し,公約の達成に貢献したことに加え,ネパールにおいては,各ドナーと協調してコミュニティ活性化支援を通じた住宅復興等に取り組むなど地震復興支援を継続して実施した。

特に、2014年日バングラデシュ首脳会談時の公約である日バングラ包括的パートナーシップへの対応として、「 $4\sim5$ 年で 6、000億円の主に円借款による協力」を推進したところ、2017年6月にL/Aを調印した 38次円借款の合意により、承諾額が累計 6、060億円に上り<u>目標値を上回る支援を実現した</u>ことが評価される。

また、ミャンマーのラカイン州避難民の受入国であるバングラデシュ側で、避難民への保健医療、 給水・汚水処理、インフラ整備等の<u>人道支援を迅速に実施した</u>ことも特筆すべき取組である。

3. 東・中央アジア及びコーカサス地域

モンゴル及びウズベキスタンにおいて産業の多角化に向けて支援を実施したほか,国際機関と連携したモンゴルに対するガバナンス強化や,空港,国際幹線道路,発電所等の質の高いインフラ整備,産業人材育成等に取り組んだ。モンゴルでは320億円規模の財政・社会・経済改革開発政策借款の迅速な貸付実行を通じ,「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画(2017年-2021年)」公約の達成に貢献した。

特筆すべき取組として、モンゴル中小企業振興及び産業多角化に向けた取組への功績に対し、<u>大統領から北極星勲章が授与された</u>。同勲章は外国人へ叙勲される最高位のものであり、機構の取組が相手国政府から高い評価を受けた事例である。

また、10月に発足したモンゴルの新内閣では、過去のJICA研修員が国防相、エネルギー相、保健相等に就任したことに加え、9月に発足したキルギスの新内閣では、JDS卒業生が法相に留任したほか、他のJDS卒業生が新たに経済省、国家登録局、国家資産管理基金の事務次官に就任するなど、JICAが長期的に取り組んできた人材育成の成果が発現していると評価される。

4. 中南米・カリブ地域

インフラ整備,防災,気候変動対策,留学制度を活用した人材育成に係る取組を実施した。また,日系社会との連携強化の取組として,「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」に北岡理事長が委員として参加したほか,中南米日系社会との連携調査として本邦民間企業をブラジルに派遣したことに加え,過去に同調査に参加した企業から提案のあった中小企業海外展開支援事業及び民間技術普及促進事業6件が採択された。

特筆すべき取組としては、中米統合機構(SICA)との間で2016年10月に合意した5つの重点分野に基づき、物流・ロジスティックス及び生態系湿地保全分野において2件の技術協力プロジェクトを形成したことに加え、SICA 加盟国の在外公館と域内協力の共通認識の醸成と日本側実施体制の整備への取組が評価され、専門家として派遣された職員が、SICAから外国人へ叙勲される最高位のSICA貢献勲章を受章したことが挙げられる。

また、ニカラグアにおける長年にわたる経済活性化、社会開発、インフラ整備、防災、気候変動対策への貢献が認められ、同国で最高位の勲章である大統領勲章を国際援助組織として初めて機構が受章したことも高く評価される。加えて、ブラジルにおける人権分野での業績や、アフリカ諸国に対するブラジルと日本による三角協力の推進における多大な貢献が認められ、JICA元理事長の緒方貞子特別フェローが「リオ・ブランコ勲章グランクルス位」(グランクルス位は同勲章の最高位であり、ブラジルと諸外国との友好関係の強化に著しく貢献した偉大な人物へ授与されるもの)を受章した。

米州開発銀行(IDB)との間で、再生可能エネルギー開発及び省エネルギー分野の<u>協調融資2案件を形成</u>し、うち<u>ジャマイカの案件は初となるドル建て借款</u>の供与となったことは、他機関と協力して 実施した新たな取組として評価される。

5. アフリカ地域

TICAD VI ナイロビ宣言に基づき、経済構造改革、強靭な保健システム、社会安定化に係る取組を実施し公約の達成に貢献した。また、東アフリカ北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ「成長の環」等の域内経済開発事業を支援し、アフリカ開発銀行年次総会でのサイドイベント開催や日・アフリカビジネスフォーラム、官民インフラ協議会の枠組みを通じた先方政府関係者の招聘を通じて、日本の質の高いインフラ技術の情報発信に取り組んだ。加えて、カイゼン・イニシアティブ及び IFNA の推進のため、アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD) 内に両イニシアティブの運営事務局を立ち上げ、関連するセミナーやワークショップ開催、調査等を実施し重点 10 か国における国別栄養改善戦略の策定を支援した。

特に、 $\underline{\text{TICAD V }}$ の公約の目標額(2017 年までに 1.15 兆円)を超える 1.23 兆円の支援を実施したほか、 $\underline{\text{ABE }}$ イニシアティブ留学生受入に係る公約を早期達成 (2017 年までに 1,000 名という TICAD V の公約に対して実績 1,100 名、2018 年までに JICA 実施分で 600 名という TICAD VI の公約に対して実績 627 名)を実現するなど、日本政府の公約達成に大きく貢献したことは、目標設定時に想定した以上の外交政策等に対する寄与として評価される。

6. 中東·欧州地域

難民支援,ガバナンス支援,格差是正,人材育成,インフラ整備に係る取組を通じ,中東地域の安定化に向けた包括的な支援を実施し,G7伊勢志摩サミットで表明した支援及び「難民及び移民に関する国連サミット」で表明した支援策の実現に貢献した。また,エジプト・日本学校での日本式教育導入普及等を通じて,2016年に両国政府で締結された「エジプト日本教育パートナーシップ」を推進した。

特に、国際機関を含む関係機関と連携し、シリア難民 19 名を「平和の架け橋・人材育成プログラ

<u>ム」初年度の長期研修員として受入れた</u>ほか、シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム (J-TRaC) として 55 名を派遣し、<u>シリア難民ホストコミュニティにおける難民の生活向上に取り組んだ</u>ことに加えて、ヨルダンにおいて<u>国際機関等(世銀、UNOPS、IFC)や本邦民間企業等と連携</u>し、難民ホストコミュニティ支援を実施したことは、難民支援に係る創意工夫による取組として評価される。

以上の定性的な実績に加え、定量指標であるアジアにおいて育成する産業人材数が目標値(12,000人)を上回る21,933人となったこと、アフリカにおける育成人材数が目標値(350万人)を大きく上回る800万人となったことを踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、日本政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえた事業の形成・実施に取り組むことを期待する。また、目標達成だけで満足することなく、より大きな開発インパクトを生み出す仕組みづくりについても努力が図られるとよいと考える。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

- ・人道危機はいまだに続いており、家を逃れている人々の数は 2017 年も極めて高い水準である。その中で難民認定率が低い日本において、難民受け入れ以外でも、国際協力の分野で貢献できることは多いのではないか。留学生の受け入れも一例であり、国際社会の動向も視野に入れつつ、可能な限りの人道支援を行うべきであろう。
- ・SDGs ゴール 16 に関連し、普遍的価値としての人権尊重、民主的な包摂性、被援助国政府の透明性確保等に焦点を当てた取り組みの強化が望まれる。人権は内政問題ではなく、国際的な関心事項として、国を越えて、すべての国と人びとが取り組むべき事項である。JICA の「普遍的価値の共有等」は、日本の人権外交とも一致するものであり、援助効果を高めるためにも、この分野における取組をより強化すべきであろう。
- ・地域の重点取組については、産業人材育成や回廊整備を含め「公約達成」(あるいは公約の目標値を上回る支援の実現)を果たしている取組が少なからずあり、評価したい。同時に、今後の取組において、人材育成の場合はアウトプット(研修等を実施した人数)の目標達成だけで満足することなく、より大きな開発インパクトを生み出す仕組みづくりについても努力が図られるとよいと考える。例えば、モンゴルで JICA 研修受講者が閣僚級ポストについていることは喜ばしいが、こうして築かれた人脈を日本の協力関係の強化に活かしていくことこそ重要であり、知日人材を二国間の様々な交流・協力において活用していくための方針と仕組みづくりを今後強化していただきたい。
- ・アフリカ TICAD の公約でもある,回廊開発を軸とした総合広域開発においては,MP 策定と個別事業の具体化,相手国の開発政策への働きかけを含め,JICA の協力の効果を最大化していくための取組を引き続き期待する。
- ・横浜市との連携が無償資金協力を含め発展していることは評価したい。
- ・評価「A」は妥当と考える。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報
No. 6	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
業務に関連する政策・ 施策	開発協力大綱,平成 29 年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根 拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第13条
当該項目の重要度,難 易度	【重要度:高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは 業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。
関連する政策評価・行 政事業レビュー	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力 平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力, 0128 独立 行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
開発途上国地域の課題解決及び海外展	6,000 件						
開につなげるためのコンサルテーショ	(注)	1,200/ 年	2,137 件				
ン件数	(2017-2021)						
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額(百万円)			10,710				
決算額(百万円)			6,475				
経常費用(百万円)			6,687				
経常利益(百万円)			Δ 1,116				
行政サービスコスト (百万円)			6,689				
従事人員数			77				

(注) 前中期目標期間 (2012-2015) の実績値の約 3%増として設定する。前中期目標期間実績平均 1,168 件 / 年

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:3.(2),中期計画:1.(2)

年度計画

1. (4) 普遍的価値の共有,平和で安全な社会の実現

ア民間企業等

- ・ 日本の民間企業等が有する技術や製品、システム等を活用し、開発途上地域の課題解決に貢献する ため、SDGsビジネスをはじめとする海外展開支援事業を形成・実施する。
- ・ 「国際展開戦略」等の実施に向け、経協インフラ会議等に対して必要な情報を提供する。また、日本政府の政策的な優先度及び民間企業等のニーズを踏まえ、機構の民間連携に関する制度改善にも取り組む。加えて、開発途上地域における開発効果が高く、日本の民間企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を形成・実施する。

イ 中小企業等

- ・ 日本の中小企業等の海外展開を支援することを通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、中 小企業等による提案型事業を実施し、開発協力事業での活用や事業化を促進する。特に、開発ニーズ と日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化のため、中小企業等に対する開発課題等に係 る情報提供や、企業が有する製品・技術の開発途上国政府等に対する紹介を推進する。
- ・ 提案型事業に参画する中小企業等の裾野拡大のため、中小企業海外展開セミナー等で官民連携事業の優良事例や教訓等を発信する。
- 上記の取組を強化するため、地方自治体、大学、他の支援機関(日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、地方銀行等)とのネットワークを活用する。
- 特に、新輸出大国コンソーシアムの支援対象を踏まえた中堅企業を含む裾野拡大や、開発ニーズに照らして応募数の少ない地域への基礎調査促進、研究・試作・実証段階の製品・技術等を活用した提案、質の高いインフラ投資の更なる推進に向けたインフラ建設関連事業の提案等を推奨するための制度改善に取り組む。

主な評価指標(定量的指標及び実績は 2. ①参照)

- ・ 協力準備調査 (PPPインフラ事業) , 開発途上地域のSDGs達成に貢献するビジネスに係る調査, 民間技術普及促進事業を通じたパートナー数
- ・ 「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機構に関連する具体的施策項目数
- ・ 基礎調査, 案件化調査, 普及・実証事業を通じたパートナー数

3-2. 業務実績

No.6-1 民間企業等

関連指標	2017 年度	基準値
協力準備調査(PPPインフラ事業),開発途上地域のSDGs達成に 貢献するビジネスに係る調査,民間技術普及促進事業を通じたパートナー数	29 法人・団体	51 法人・団体49
「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機構に関連する具 体的施策項目数	104 項目	63 項目50

(1) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決

- ① SDGsビジネスをはじめとする海外展開支援事業の形成・実施
- > SDGsビジネス調査:開発途上国地域でのSDGs達成に貢献するビジネスを対象に、ビジネスモデルの開発や機構との協働事業の可能性を検討・確認する「開発途上国の課題解決型ビジネス(SDGs ビジネス)調査」を開始し、9件を採択。バングラデシュで機械学習技術やAIの活用で貧困層等への健康診断サービスを提供する提案や、ヨルダン及びパレスチナ自治区で難民を雇用しソフトウェア開発を行う提案、メキシコで遺伝資源の保存や利益配分に貢献する提案等、革新的な技術の利用や多様な開発途上国の課題解決への貢献が期待される提案が採用された。
- ▶ セネガル「トマト栽培・加工事業準備調査」:これまで機構が支援してきた稲作支援事業を通じ蓄積された現地関係者の情報やネットワークを活用して、カゴメ株式会社と三井物産株式会社が2015年から2017年にかけてBOPビジネス連携促進の調査を実施。調査の結果、セネガルにおいて安定的にトマト栽培及び収穫が可能であることが明らかになり、カゴメ株式会社は2017年12月にセネガル

⁴⁹ 前中期計画目標期間(2012-2015) 実績平均

^{50 2015-2015} 累計値平均

に現地法人を設立、本格的にトマト栽培事業に着手し、現地雇用の創出等につながった。

② 日本の民間企業等が有する技術や製品、システム等の積極的な活用、発信

- ・ 日本の民間企業等が持つ優れた製品,技術等を十分に活かす民間技術普及促進事業等において,8 月に上下水,資源・エネルギー,教育,防災分野等で5件,3月に保健医療,資源・エネルギー,運輸交通,情報通信技術,環境管理分野等8件の案件を採択。メーカー,電力会社と技術普及団体の異業種連携で省エネ市場創出を目指すタイ・ヒートポンプ事業や,日本の地方自治体と連携した水管理の技術・システムの導入を図るベトナム・工業用水管理事業,さらに地方における医療アクセスの改善と遠隔での診断・技術支援を目指すブラジル超音波画像診断システム事業等,日本企業の強みを活用した開発途上国の多様な課題の解決が期待される。
- ▶ フィリピン「電気電子機器廃棄物リサイクルシステム普及促進事業」:日本磁力選鉱株式会社と北 九州市は日本の家電リサイクル法等をモデルとした電気電子機器の適切な分別回収や処理技術に 係る市民への啓蒙活動及び地方行政の役割について相手国の理解促進を支援した。本事業を契機に、 セブ市と北九州市間で、電気電子機器廃棄物を含む有害廃棄物を対象に、北九州市がセブ市を支援 することを定めた環境技術協力協定が締結された。同協定に基づき、リサイクル処理システムの構 築を進めている。

③ 他機関との協調融資の促進

- ・ 開発途上国の民間セクター向け投融資実績が豊富な世界銀行グループの国際金融公社 (IFC) との協力・連携を推進し、2017年5月に両機関の協調投融資促進に係る覚書を締結。既に2件の協調資の実績を積み上げているほか、複数の協調融資候補案件を協議中。2017年10月には1回目となる実務協議を実施し、2018年4月に2回目を実施済。長年の懸案だった人事交流についても、2018年3月に両機関の間で実施覚書を締結し、2018年度中の実施に向け協議中。
- ・ 中南米地域の案件発掘を意図し、米州開発銀行グループのIDB Investとの間で2018年3月に両機関の 協調投融資促進に向けた覚書を締結、複数の協調融資候補案件を協議中。
- > 2015年11月の制度改善を踏まえ、初の民間金融機関との協調融資として、三菱東京UFJ銀行(当時) 及びみずほ銀行とともに、2017年6月にフィリピン法人「マニラッド社」が実施する無収水対策事 業に関し、同社に対する融資契約を締結。

(2) インフラシステム輸出

① 日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献

・ 経協インフラ戦略会議:各回のテーマに応じ、特定の国・地域及び分野に係るインフラ輸出促進と 戦略性向上のための情報提供を行った。「インド・中東地域」、「中央アジア・コーカサス」では、 該当地域での機構事業の情報を共有、同地域のインフラ輸出拡大の課題対応策の取りまとめに貢献 した。また、「ASEAN・主要産業等の海外展開戦略(電力、鉄道、情報通信)」では、ASEAN支 援の取組として多数の機構インフラ案件の情報を提供。「不動産開発・都市開発、物流 、航空、 建機等」では、民間企業の動向を中心としつつ、主に空港案件等の関連ODA事業の情報を提供した。 また、「ソフトインフラ」では、健康・医療・介護、上水道・下水道、法整備、人材育成、防災分 野について日本の強みや機構の取組について情報提供を行い、日本の強みを生かしソフトとハード の両輪で支援をすることについての重要性についてハイレベルで認識されるようインプットを行った。

② 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組の状況

- ➤ 円借款や海外投融資等の制度改善: 先方政府,民間企業双方のニーズである事業の迅速化に貢献すべく,協力準備調査のプロポーザル評価において,迅速化提案を加点する新制度を導入。一部案件の形成において詳細設計及び調達手続きの早期開始,部分着工・開業の導入,随意契約の導入等の迅速化対策により,設計や調達関連手続きが短縮化された。インドネシアの東部新港建設事業(パティンバン港)では事業化調査(F/S)から着工まで2年以内で実施される見込みである等大幅な短縮につながった。また,政府及び関係省庁と緊密な意見交換を通じ,個別事業の日本企業参加の促進に貢献している。
- ▶ 初の現地通貨建て融資,民間金融機関との協調融資の実施:民間企業の投融資奨励のため,現地通 賃建て融資,および民間金融機関(日系メガバンク2行)との協調融資をフィリピン「マニラ首都 圏西地区上水道無収水対策事業(フィリピン・ペソ建て融資)」で初めて実施。日本企業(丸紅) も出資に参画する現地民間企業を対象に技術協力等でも支援してきた無収水対策のビジネスベー スでの展開につながった。
- ・ 宇宙等の新分野における日本のシステム輸出に向けた取組: JAXAの協力を得つつ、環境、防災、農業や保健医療分野等の開発課題や地球規模開発課題への対

(3) インフラ輸出にもつながる事業の形成・実施

応に、衛星利用をはじめとする宇宙技術の活用を拡大させた。

- ・ フィリピン: ミンダナオ地域で実施している技術協力「ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力 向上プロジェクト」において、日本の技術・経験の活用も念頭に道路や鉄道、上下水道 、廃棄物 管理を含む同地域の包括的なインフラ開発計画の策定と能力強化を支援した。また、「メトロセブ 都市交通システム開発マスタープランプロジェクト」において、将来的な都市交通インフラ整備に 向けたマスタープラン (MP) の策定を開始した。橋梁や、新交通システムなど日本の強みをいか した事業を展開していく予定。
- ・ ミャンマー: ミャンマー中央銀行のICTシステムの運用・保守能力強化を図った技術協力「資金・ 証券決済システム近代化プロジェクト」との相乗効果を念頭に、無償資金協力「第二次中央銀行業 務ICTシステム整備計画」により、同中銀に日本のシステムを導入する予定。また、無償資金協力 「ダウェイ総合病院整備計画」では、導入する日本の医療機材の一部に、機材メンテナンス契約を 含めた最初の事例として日本の機材輸出を促進する。さらに、「ティラワ経済特別区(Zone B区域 フェーズ1) 開発事業」では民間金融機関との協調融資を実現。

No.6-2 中小企業等

関連指標	2017 年度	基準値	
基礎調査、案件化調査、普及・実証事業を通じたパートナー数	131 法人・団体	99 法人・団 ⁵¹	

(1) 中小企業等の技術の活用や事業化の促進

① 中小企業等による提案型事業の形成・実施

・ スリランカ「スクリュー型コンポストプラントによる有機性廃棄物・農業廃棄物のリサイクルに関 する普及・実証事業」: 家庭ごみの減容化とコンポストの利用拡大が喫緊の課題となっているスリ

⁵¹ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

ランカで、廃棄物から良質のコンポストを製造する群馬県企業の普及・実証を支援。スリランカ政府は普及・実証事業の成果を高く評価し、提案企業と9セットのコンポストプラントの 購入契約を締結した(約8億円規模)。

- ・ フィリピン「環境負荷を低減する電動三輪自動車(Eトライシクル)都市交通システムの普及・実 証事業」: 化石燃料エンジン型車両による大気汚染が深刻化するフィリピンで、環境負荷の低減が 可能な電動三輪自動車の導入を促進するため、愛媛県企業の提案で持続的に運用可能なEトライシ クル事業のモデル実証を行っている。提案企業は、排気ガスによる大気汚染が深刻なマニラ市にお いて、市政府へ電動三輪自動車280台を納入済み(約2億円規模)。
- ➤ バングラデシュ「IT技術者育成支援事業」: 宮崎県の中小企業が有する動画コンテンツ制作技術を 活用して、バングラデシュの国策「デジタルバングラデシュ」とも連携し、国家資格の情報処理技 術者試験(IEET)対策の教材開発、教材のカスタマイズ等を通じ、合格率の向上に向けて支援を行 った。更に宮崎市、宮崎大学との産官学連携によりバングラデシュで育成した有資格者の受入によ るIT人材の解消に向けて、宮崎県でシンポジウムを開催した。

② 他機関との連携による中小企業等の海外進出支援

- ▶ 地域金融機関との連携強化:機構と地域金融機関が有するノウハウやネットワークを活かし、開発途上国の開発への貢献が期待される優れた技術・製品を有する中小企業の発掘と、それに伴う企業の海外展開を一層促進することにより、開発途上国の開発課題の解決と日本の地域の競争力強化による地域の活性化を図ることを目的に、「業務連携・強化に関する覚書」をこれまで43行と締結し、開発途上国への海外事業展開を検討、あるいは予定している民間企業に対して、一層充実したサポートを行うためのネットワーク等が構築された。具体的には、連携覚書を締結した地域金融機関のうち31行32名が参加した情報交換会を開催し、機構と地域金融機関の連携に係る好事例や課題を共有し、今後の連携強化のあり方を議論した。
- ▶ 連携覚書を締結した地域金融機関から融資を受ける中小企業等による提案型事業の応募増加や、事業の実施中に連携金融機関が「つなぎ資金」を融資した例や、調査終了後に本格的な海外展開を目指す中小企業に対し事業資金の融資等の包括的な支援体制に繋がった。
- ・ **JETROとの連携強化:** JETROと機構の中小企業海外展開支援メニューや連携実績を掲載したパンフレットを作成し、中小企業等が海外進出する上で、段階別に両機関が有する支援メニューの一覧が可能となった。
- ・ 中堅・中小建設業海外展開推進協議会への参加:2017年6月に発足した中堅・中小建設企業の海外 進出を促進することを目的としたプラットフォームに参加することにより、企業、業界団体、有識 者などのアドバイザー、政府関係機関・金融機関などの支援機関等と連携し、海外進出に必要な情報・課題の共有や、関係機関による支援策の更なる活用を図った。

(2) 開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大

① 優良企業の発掘や優良案件の形成

・ 全国各地で中小企業海外展開支援セミナーを274回実施し,5,988社,10,988名の参加を得た(2016 年度は152回,4,553社,7,070名)。なお,特定分野の業界団体や中小企業向けに,開発途上国側のニーズを共有し,発信する「開発途上国課題共有セミナー」を開催(水分野,エネルギー分野,廃棄物処理分野,農業分野,エネルギー分野,国土開発分野,防災分野)し,参加者へのアンケートの結果,80%以上から有益な内容だったとの回答を得た。また,政策上の重点分野に合致した案件形

成のため、募集要項説明会やセミナー開催時に重点分野を設置すると共に、企業へのコンサルテーションを強化した。

・ 情報発信の強化:優良事例や教訓等は,積極的に業界紙(日刊工業新聞,日刊建設工業新聞,月間 石垣等),地方新聞等へ広報・発信した。

② 制度改善

- ・ 外部有識者懇談会の提言の反映: ODA事業や国内の中小企業の実情に精通した外部有識者から事業の制度改善・事業の発展に向けた意見を聴取することを目的とした外部有識者懇談会を開催(3回)。有識者懇談会で示された意見をまとめた提言では、機構から開発途上国が抱える社会的な課題やニーズを中小企業に対して一層積極的に発信すること、中小企業にとって使いやすい制度とするよう事業運営制度の見直し・改善に取組むこと、地域金融機関と機構が連携し、情報を共有しあうことで本事業の活用を望んでいる企業の発掘や事業化を支援していくこと、などが提案された。
- ▶ 提案型事業の対象を中堅企業へも拡大:「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の日本政府の政策 や、「新輸出大国コンソーシアム」の取組においては、中小企業向け支援の充実とともに、中堅企 業の海外展開への支援の取組強化が求められていることを背景に、中堅企業枠を導入。
- ▶ 各種提案枠の導入:重点分野における案件形成を促進することなどを目的に、各種提案枠を導入。
- ▶ 「途上国発イノベーション枠」の導入:国内・海外で販売実績のない,アイデア段階,研究・試作・ 実証段階の製品・技術等にかかる提案であっても開発途上国独自の課題に対して革新的な製品・技 術,並びにアプローチを用いて取組む提案を推奨することを目的とし,2017年度に運用を開始した。
- ▶ インフラ整備技術推進特別枠:日本の質の高いインフラ輸出に繋る中小・中堅企業の有する比較的 規模の大きいインフラ関連機器・機材、建設技術・工法、維持管理技術を開発途上国現地で実証し、 普及につなげること目的とし、2017年度補正予算を財源に2018年度に採択を予定している。
- ▶ 地域産業集積海外展開推進枠:国内各地の産業集積に蓄積されている技術・ノウハウ・ネットワークを活用し、産業集積地に立地する複数の企業が協働して開発途上国現地で技術・ノウハウの実証を行うことで、地域産業の海外展開を図ることを目的とし、2017年度補正予算を財源に2018年度に採択を予定している。
- ・ **事後モニタリングによる現状把握**: 例年,調査を終了した企業に対する事後モニタリングアンケートを継続的に実施中。企業の現状把握を強化し,制度改善及び事業の質の向上に活用している。
- ・ 遠隔地への基礎調査の促進:応募案件数,採択案件数ともに近隣地域(東アジア,東南アジア,南アジア地域)の案件が7割を超えており日本から遠距離な地域ほど応募案件数,採択案件数が少なくなる傾向が顕著となっていた。これに対応するため,渡航費用上限額の見直し等の制度改善を行った結果,応募及び採択案件に係る遠隔地域の割合に増加が見られた(応募5%増,採択13%増)。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

開発協力大綱にあるとおり、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」である開発協力は、あくまで開発途上国の開発を一次的な目標としつつも、企業等によるインフラ輸出等にも貢献する形で、戦略的にODAを活用していくことも引き続き重要。ODAを触媒とするために、民間企業を含む様々なアクターとの一層の連携強化、制度改善が期待される。(2016年度主務大臣評価報告書、No.8「「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的実施」)

<対応>

ODA を触媒に民間企業を含む様々なアクターとの連携を強化した。特に、開発途上国地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数は、目標水準を大幅に上回る対応を行ったほか、地域金融機関との関係を強化した。また、提案型事業の対象の中堅企業への拡大や、途上国発イノベーション枠の導入等の制度改善にもスピード感をもって取り組んだ。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定: A

根拠:評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え,年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから,中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、民間企業等の優れた技術や知見の活用を通じた開発協力の推進に貢献した。特に、民間企業等の多様なニーズに応じた制度整備(SDGsビジネス調査の導入、円借款の迅速化等)、本邦企業の開発途上国・地域における新たなビジネスモデルの開発(セブ市における家電リサイクル等)、中小企業等海外展開支援に係る国内ステークホルダーとの連携の強化(初の民間金融機関との協調融資や現地通貨建て融資、中堅企業への対象拡充等)、革新的技術・製品の取り込み強化(途上国発イノベーション枠の導入)、達成目標を大幅に上回る民間企業等へのコンサルテーションの実施等、全体として法人の自主的な取組による創意工夫や、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与を実現した。

1. 民間企業等

- 民間企業や企業団体等との連携基盤の構築や民間企業向けのセミナー等の開催,各種メディアを通じた広報により、民間連携に係る制度の周知や認知度の向上に取り組んだ。
- 民間技術普及促進事業等を通じ、本邦企業が有する優れた製品・技術を活用した開発途上国の課題 解決に向けた案件を形成(資源エネルギー、水、保健医療等)。
- 国際金融公社 (IFC) との協調投融資促進及び米州開発銀行グループ (IDB Invest) との中南米地域 の案件発掘に向けた覚書を締結。
- インフラ戦略会議でのテーマに応じた機構事業情報のインプット等を実施したほか、インフラ輸出 に繋がる事業の形成・実施を推進(フィリピン・インフラ開発計画、ミャンマー・中央銀行支援)。
- ◎ 新しいビジネスモデル開発支援とSDGs達成【③】:途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス) 調査を開始し9件形成。ビジネスモデルの開発や機構との協働事業の可能性を検討・確認。
- ◎ **アセット活用による企業海外展開支援【**③】:過去の農村分野での協力アセットを活かしカゴメと 三井物産がBOPビジネス連携促進調査を通じ現地法人を設立。
- ② **家電リサイクル法をモデルとした普及促進事業**【②】:電気電子機器の分別回収と処理技術の紹介 を通じ、セブ市と北九州市間で環境技術協力協定締結。
- ◎ 初の民間金融機関との協調融資【②】:三菱東京UFJ銀行(当時),みずほ銀行とフィリピン法人「マニラッド」への融資契約締結。
- ◎ 初の現地通貨建て融資等の実施【①,③】:現地通貨建て、民間金融機関との協調融資を実施。 (フィリピン上水道無収水対策事業)。
- ◎ 円借款や海外投融資等の迅速化【①】:迅速化ニーズに対し、各工程を見直した結果、インドネシア案件で事業化調査(F/S)から着工まで2年以内に実施される等大幅な短縮を実現した。

2. 中小企業等

○ 途上国の課題解決に貢献する本邦中小企業の技術を活用した提案型事業を実施(スリランカ廃棄物 コンポスト化事業,フィリピン電気三輪自動車導入等)。

- 参画する中小企業の裾野拡大に向けて、全国各地でセミナーを開催(274回開催, 5,988社, 10,989 名参加)。
- 東南アジア,東アジア,南アジア地域以外の地域(遠隔地域)を対象とする提案型事業の渡航費用 上限額の見直し等,企業の参加に係る課題に対応した結果,応募及び採択件数で遠隔地域の案件数 の割合が増加(対前年度比:応募5%,採択13%増)。
- ② <u>地域金融機関との連携強化</u>【②】:「業務連携・強化に関する覚書」を43行と締結。連携先金融機 関とのネットワークを強化(情報交換会等)。機構事業実施中に、連携先金融機関による「つなぎ融 資」の支援や調査終了後の事業資金の融資等、包括的な支援体制を構築。
- ◎ **連携対象の拡大と協力体制の強化【**②,③】:提案型事業の対象を中堅企業にも拡大したほか,中 堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)に参加。
- ◎ 革新的技術による開発途上国の課題解決推進【③,⑤】:「途上国発イノベーション枠」を導入し、開発途上国地域の課題解決に資する革新的技術・製品の提案枠を設置し運用を開始。「インフラ技術推進特別枠」、「地場産業集積海外展開推進枠」を新設。

<課題と対応>

地方を含む日本の中小企業等の強みや国内外の潜在力を活用した事業展開とそれによる地域活性化を更に強化する。特に、より効果的な中小企業等海外展開のための支援事業・態勢の見直しや、旺盛な開発ニーズに対する多様な民間資金の動員促進等に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評定:A

<評定に至った理由>

民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献に向けた取組について,機構の活動として,以下の実績が認められる。

1. 民間企業等

「国際展開戦略」等の実施に向けて、経協インフラ戦略会議においてテーマに応じた JICA 事業情報のインプット等を実施したほか、フィリピンやミャンマーにおいて、民間企業のインフラ輸出に繋がる事業の形成・実施を推進した。

また、開発途上地域での SDGs 達成に貢献するビジネスを対象に、ビジネスモデルの開発や JICA との協働事業の可能性を検討・確認する「開発途上国の課題解決型ビジネス(SDGs ビジネス)調査」を開始し、9 件を採択した。

また、円借款や海外投融資等の制度改善として、協力準備調査のプロポーザル評価において、迅速 化提案を加点する新制度を導入する等の取組を通じて、一部案件の形成において詳細設計及び調達手 続きが短縮化されたほか、インドネシアの東部新港建設事業では、事業化調査から着工まで2年以内 で実施され、大幅な短縮が見込まれる。

特筆すべき事項として、セネガルにおいて、これまで JICA が支援してきた稲作支援事業を通じて 蓄積された現地関係者の情報やネットワークを活用して、カゴメ株式会社と三井物産株式会社が BOP ビジネス連携促進調査を実施した結果、同国で安定的にトマト栽培及び収穫が可能であることが明らかになり、カゴメ株式会社の現地法人設立につながった。これは、JICA による複数の支援形態が効果的に結びつき、本邦企業の海外展開、それに伴う現地雇用創出という大きな成果をあげた点が評価される。

日本磁力選鉱株式会社と北九州市が、日本の家電リサイクル法等をモデルとした電気電子機器の分別回収と処理技術をフィリピンにおいて紹介した結果、セブ市と北九州市間で環境技術協力協定が締結され、同協定に基づき北九州市の支援のもと、セブ市におけるリサイクル処理システムの構築が進められる等、機構の取組が呼び水となって自治体同士の国際連携に繋がっていることが評価される。

三菱東京 UFJ 銀行(当時),みずほ銀行との協調融資として、フィリピン法人「マニラッド」への

融資契約を締結した。同事業は、<u>初の民間金融機関との協調融資かつ初の現地通貨建て融資の実施</u>であり、先進的な取組として評価される。

2. 中小企業等

スリランカ廃棄物コンポスト化事業,フィリピン電気三輪自動車導入,バングラデシュ IT 技術者 育成支援等,途上国の課題解決に貢献する本邦中小企業の技術を活用した提案型事業を実施した。

また、参画する中小企業の裾野拡大に向けて、全国各地で中小企業海外展開支援セミナーを開催 (274 回開催、5,988 社,10,989 名が参加) したほか、特定分野の業界団体や中小企業向けに、開発 途上国側のニーズを共有・発信する「開発途上国課題共有セミナー」を開催し、80%以上の企業から 有益な内容だったとの回答を得た。加えて、優良事例や教訓等を、積極的に業界紙や地方新聞等へ広 報・発信した。

他機関との連携の実績として、<u>地域金融機関との間で「業務連携・強化に関する覚書」を 43 行と締結</u>し、情報交換会の開催等を通じて連携先金融機関とのネットワーク強化に取り組んだ。これにより、機構事業実施中に、連携先金融機関による「つなぎ融資」が融資された例や調査終了後の事業資金の融資につながり、包括的な支援体制が構築されたことが評価される。

提案型事業の対象を中堅企業にも拡大したほか、中堅・中小建設業海外展開推進協議会 (JASMOC) <u>に参加</u>し、海外進出に必要な情報・課題の共有や、関係機関による支援策の更なる活用を図ったことが評価される。

制度改善の取組として、「途上国発イノベーション枠」を導入し、販売実績のない研究・試作・実証段階であっても、開発途上国地域の課題解決に資する革新的技術・製品並びにアプローチを用いて取り組む制度の運用を開始したほか、日本の質の高いインフラ輸出に繋がる中小・中堅企業の有する技術を活用する「インフラ技術推進特別枠」、国内各地の産業集積地に蓄積されている技術・ノウハウ・ネットワークを活用する「地場産業集積海外展開推進枠」を新設したことで、今後の更なる中小企業関連の事業展開が期待される点が評価される。

以上の定性的な実績に加え、定量指標である開発途上国地域の課題解決及び海外展開に繋げるためのコンサルテーション件数が目標値(1,200 件)を上回る 2,137 件となったことを踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項,業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

あくまで開発途上国の開発を一次的な目標としつつも、企業等によるインフラ輸出等にも貢献する形で、戦略的に ODA を活用していくことが引き続き重要。地方や中小企業を含む日本の民間資金や技術を活用した事業を展開し、ODA の触媒としての役割が発揮されるよう、民間企業を含む様々なアクターとの一層の連携強化や不断の制度改善・態勢の見直しが期待される。具体的には、提案型事業の応募件数が減少傾向にある理由を分析したうえで今後の民間連携の方向性を検討することが期待される。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

- ・中小企業海外展開支援については、昨年度、有識者会議において今までの取組を総括し改善点を洗い出し、金融機関や JETRO 連携、モニタリング強化を含め、フォローアップ施策がとられていることは評価したい。民間連携事業部の提案型事業の応募件数は減少傾向とのことだが、理由を分析したうえで今後の民間連携の方向性を検討することが重要と考える。特に民間連携の取組が8年目を迎え、かつ SDGs に関心をもつ企業が増えている今、オール JICA で民間連携に取り組む体制づくりを真剣に考えることは重要。
- ・例えば、セネガルのトマト栽培は JICA の協力アセットを活用し、(資料には記載されていないが) JETRO アフリカビジネス実証事業にもつながった取組として評価されるが、こうしたグッドプラクティスをふまえて、JICA の様々な協力事業(過去及び実施中)と組み合わせて民間連携事業に取り組むなど、オール JICA 体制を構築することは重要(例: USAID、ドイツ)。
- ・さらに,グローバル・サプライチェーンにおける CSR 調達やサステナビリティ型のルール形成が進

む国際的な動きをにらんで(特にコモディティ生産,アパレル等),個々の企業からの提案型事業だけでなく,国際的プラットフォームに拠出して日本の官民のノウハウを普及していく方法や,業界団体との意見交換を強化するなど,(個別企業を超えた)マクロのアプローチも検討しては如何。

・評価「A」に値する前向きな取組はある。同時に、課題(今後の期待)もあるのでそれをどう考えるか。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
No. 7	多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大				
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱,平成 29 年度開発協力重点方針				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国際協力機構法第13条				
(個別法条文等)					
当該項目の重要度, 難易度	【重要度:高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図る				
	ことは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。				
関連する政策評価・行政事	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力				
業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力,0128 独				
	立行政法人国際協力機構運営交付金				

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット情	達成目標	目標値 /	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
報(定量指標)		年					
ボランティア, 地方自治体, NGO, 大河 究							
機関、開発教育関係等との連携及び参	6,000 件	1,200 件	1,502 件				
加促進に向けたコンサルテーション	(注)						
件数	(2017-2021)						
② 主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額(百万円)		27,227					
決算額(百万円)			26,443				
経常費用 (百万円)			26,197				
経常利益(百万円)			Δ 1,849				
行政サービスコスト (百万円)			26,207				
従事人員数			121				

(注) 民間連携と同等の水準として設定する。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:3.(2),中期計画:1.(2)

年度計画

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

アボランティア

- ・ 開発途上地域のニーズと日本の人材リソースを一体的に捉え、開発課題に沿ったボランティア事業を実施する。特に、個々の事業の形成から募集・選考・訓練そして派遣まで一気通貫で管理するための業務フローの見直しに加え、技術協力事業等と連携した現地研修及び、活動支援資料の提供等による効果的な派遣中ボランティアの支援に取り組む。
- ・ 多様な人材の参加機会の提供と効果的な人材確保のため、地方自治体、大学・教育機関、民間企業等との連携を進める。特に、国内拠点を結節点とした地方における連携対象の拡充、効果的連携事例の形成・発信、関連制度・手続きの整理・見直しに取り組む。
- ・ ボランティア事業や国際協力に対する一層の理解と支援を得るため、開発途上地域での活動や帰国

後の社会還元の好事例を発信する。特に、日本の地域の課題の解決に貢献する帰国隊員の活動支援 制度(グローカル協力隊等)の見直し、拡充に取り組む。

イ 地方自治体

- ・ 地方自治体が有する知見,技術等を活用した事業を形成・実施する。また,事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し,自治体連携事業の好事例を蓄積・発信するとともに,地方自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- ・ 特に、新規に配置する地域連携アドバイザーの活用や都道府県庁等との対話を通じて、自治体の開発協力への参画や連携を促進する。

ウ NGO/市民社会組織(CSO)

- ・ NGO/CSOの知見やアプローチの多様性をいかした事業を形成・実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、国際協力活動への参加から草の根技術協力事業等への応募、開発途上地域での事業実施に至るNGO/CSOの一連の活動を促進するためのコンサルテーションを行う。その際、NGO-JICA協議会等の対話の機会やNGO等活動支援事業及び機構の有する国内外での開発協力の経験を活用する。
- ・ 特に、コンサルテーションの質の向上に取り組むとともに、2016年度に制度改正したNGO活動支援 事業の参加者拡大を目指す。

エ 大学・研究機関

- ・ 大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した事業を形成・実施するとともに、担い手の 裾野拡大にも取り組む。また、地球規模課題の解決に対する新規事業の形成や、事業成果の他の事 業形態(スキーム)への展開を図る。
- ・ 特に、地域の国際化等にも留意しつつ、開発途上地域の将来の発展を担う中核人材の育成のため、 日本の大学において専門的な知見を学ぶ機会を提供する。加えて、日本で学ぶ開発途上地域の人材 に対し、日本理解を推進するための取組を行う。

才 開発教育, 理解促進等

- ・ 児童・生徒の国際理解を促進するため、開発教育支援事業を実施する。また、開発教育や国際理解教育の裾野を拡大するための取組を文部科学省、教育機関、NGO等の様々な主体と連携して行う。特に、2020年からの学習指導要領の改訂に向けて、開発途上地域の現状や課題と開発協力の意義が適切に学校現場等で伝えられるような働きかけや、SDGs等の理解促進に向けたメディア等との連携事業を実施する。
- ・ 地球ひろばを含めた国内拠点を通じ、国民の開発協力への理解促進に取り組む。特に、地球ひろば (市ヶ谷) の展示スペースのリニューアルや、SDGsをテーマとした企画展示を行う。

主な評価指標(定量的指標及び実績は 2. ①参照)

- ・ 課題解決に資するボランティア事業の実施,ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の 裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 地方自治体,NGO,大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施,それら経験の 日本国内での共有の支援,及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する、教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組、及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況

3-2. 業務実績

国内の多様な開発の担い手を開発途上地域と結びつける種々の取組を実施した。2016年度に改訂した 課題別指針「市民参加」で整理したアクター別アプローチに基づき、各担い手・事業の強みをいかした 事業を展開した。

担い手・事業横断的な主な取組として、日本初の地域プラットフォーム「関西SDGsプラットフォーム」

の立ち上げが挙げられる。同プラットフォームは、関西の民間企業、NGO・NPO、大学・研究機関、自治体・政府機関が参画し(設立当初で約140団体)、SDGsの取組が重要であることを地域で広くアピールするとともに、参加団体間での連携・協働を進めるものであり、関西において高い社会的価値を生み出す経済活動や持続的社会の構築に向けた活動を加速し、SDGsの達成につなげていく産学官民連携の基盤を構築した。その他、アクターや事業に関する他の取組は以下の通り。

No.7-1 ボランティア

関連指標	2017 年度	基準値
ボランティア派遣人数 (人)	1,463 人	1,499 人 ⁵²
ボランティア活動における達成度アンケート結果	50%	63.3% ⁵³
機構ボランティアウェブサイトの訪問者数	232 万人	165 万人 ⁵⁴

(1) 開発課題に沿ったボランティア事業の実施

① 事業形成から募集・選考・訓練及び派遣を一気通貫で管理するための業務フローの見直し

- ・ 主要19職種を中心に日本の人材リソースを活かして開発課題に沿った案件形成を行っていくため、 最新の募集・選考,派遣の状況を分析し,職種別ボランティア事業計画の内容を充実させた。また, 全在外拠点対象のTV会議を通じ(累計6回開催),日本の人材リソースを踏まえた分野・職種の選 定,活動内容の絞り込み等について機構関係者への理解を深め、具体的な要請に反映させた。
- ・ 専門性を有する技術顧問や技術専門委員を積極的に活用し、課題支援体制を通じた国別ボランティア派遣計画の作成及びこれに基づく案件形成、並びに派遣中ボランティアの活動に対する本部からの支援を強化した。特に、国別ボランティア派遣計画の戦略性を高めるために、全要請に対し3段階の優先度の設定を制度化し、選考時に優先度を踏まえた人材の確保を行うことで計画的かつ効果的なボランティアの派遣を実現した。その結果、要請に対する合格者の充足率は、2017年度春募集の青年海外協力隊全体では47%であったのに対し、高い優先度の案件については81%とすることができた。これらの取組により、各国の開発課題・要請に対し日本の人材をより効果的に派遣するフローが整備された。

② 効果的な派遣中ボランティア支援(技術協力等と連携した現地研修や活動支援資料の提供等)

- ・ ウガンダでは技術協力プロジェクトとの連携により「ネリカ米在外研修」にアフリカ7か国計42名 のボランティアとカウンターパート (C/P) が参加し、稲作・ネリカ米栽培の知識の実践的習得を 通じて、効果的・効率的な現地活動の展開が図られた。ペルーでは、在外研修「村落開発 技術セミナー」に中南米8か国計38名のボランティアとC/Pが参加し、コミュニティ調査手法やプロジェクトのモニタリング・評価手法について理解を深めるとともに、今後の活動へのアクションプランを 作成し、個々のボランティアの活動の質的改善が進んだ。
- ・ ボランティアが作成したテキスト,マニュアル,視聴覚教材等を蓄積・共有するため「成果品登録」 を積極的に勧奨した結果,2016年度比で3倍以上の成果品が登録された(73件)。このほか,「安 全な水の供給(水の防衛隊(194名)」,「感染症対策(207名)」,「栄養改善(240名)」等の

⁵² 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

^{53 2015} 年度実績 (ボランティア本人による「満足度」評価の最上位の平均値)

⁵⁴ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

重要開発課題を対象にナレッジ共有のための情報プラットフォームを整備した(メーリングリスト 参加者数 641名)。

- ・ 2020年の東京五輪に向けて政府が掲げるスポーツフォートゥモロー (SFT) への貢献も見据え、日本国内の各種スポーツ関係団体等との連携を進めた。具体的には、日本野球機構から野球職種のボランティア向け指導教本 (日・英・西語対応) の提供を受ける (267人のボランティアが合計1,850 冊の教本を受領) 等により、派遣中のボランティア支援を拡充した。
- ③ 地方における連携対象の拡充及び効果的連携事例の形成・発信, 関連制度・手続きの整理・見直し
- ・ 重要な開発課題であっても応募者が多く見込めない案件を中心に、大学・自治体等からの組織的な 支援により効果的かつ継続的な協力が期待できるものについて、国内外の拠点とも協力して連携ボ ランティア派遣に向けての案件形成を促進した(新規派遣者数:自治体11名、大学169名)。
- ・ 大学連携では新たに8大学と覚書を締結した(累計28大学 32覚書~2017年10月時点)。具体的には、 拓殖大学との間で、公募では確保困難な農業分野において大学の知見と人材を活用して、ネパール における農業を通じた農村地域活性化を目指した大学連携案件を形成した。自治体連携では新たに 兵庫県三田市とパラオに関する協力のための覚書を締結した(累計12自治体)。
- ・ 民間連携ボランティアについては、対象を日系ボランティアにも拡大するとともに、対象団体も従来の「企業」から「日本国登記法人」に拡大し、農業・医療・大学法人等の参加も可能とする等、より一層応募しやすい環境を整備した(派遣者数累計94名、連携企業数累計82件)。
- ④ 要請数に対して応募者が少ない職種に関する業界・団体への働きかけ
- ・ 日本国内でも人材不足傾向にある情報通信技術 (ICT) 分野では、独立行政法人情報処理推進機構のウェブサイトとの相互リンクを実現し、当該分野の潜在的な応募者層の拡大を図った。また、近年応募者が減少傾向にある農業分野では、東京農業大学と連携したボランティア事業紹介セミナーの開催、日本熱帯農業学会でのボランティア事業紹介、農学知的支援ネットワークのSNS活用等、関連団体を巻き込んだ効果的・効率的な応募勧奨を実施した。これら取り組みの結果、同分野の代表的職種である野菜栽培の秋募集の応募者数が前年度比で62%増加し、21名となった。
- ⑤ 行政事業レビューの指摘を踏まえた見直し等の検討(応募者の減少に対応するより有効な広報の在り方等)
- ・ 募集期毎の広告効果測定調査,説明会アンケート及び応募書類での広告認知度等を分析して潜在層を含めて応募者の実態把握を進め、出稿媒体・掲載内容の見直しと出稿量の調整等によりボランティアウェブサイトへの効率的な誘導を実施した。
- ・ 民間連携ボランティア制度について、特に地方部での拡大を狙い、国内外拠点との派遣拡大に向けた戦略会議の定期開催(半期に1度)、国内拠点との協働での民間企業コンサルテーションの実施、事業進捗状況を伝える「民連V NEWS」の発行(四半期毎)等の取組を強化した。
- ・ 民間連携ボランティア制度の理解促進と参加企業拡大のため、「中小企業海外展開シンポジウム」を日刊工業新聞社と共催で開催した。海外展開をめざす中小企業のマネジメント上の課題及び民間連携ボランティア制度活用の意義について、NHK解説委員による基調講演やパネルディスカッションを通じて議論した。企業、自治体、大学等101社を含む合計144名が参加し、民間連携ボランティア制度の中小企業人材育成への貢献、企業関係者の関心と評価の高さが確認された。
- ・ 教員の帰国ボランティアと連携した全国OV(ボランティア経験者)教員・教育研究シンポジウム を京都市で初めて開催した。派遣予定の現職教員、帰国ボランティア、地方自治体教育委員会関係 者等220名を超える参加者を得て、現職教員の派遣の開発課題の解決への有効性、ボランティア経

験をいかした日本の教育現場での様々な活動等が、帰国ボランティアの実際の経験を通じて具体的に共有され、今後の全国OVネットワークの構築にむけた重要な契機となった。

・ 2017年秋の行政事業レビューでの指摘を踏まえ、ボランティア事業の評価体系の整理及びボランティアの待遇(海外手当、人件費補てん制度等)の抜本的な見直し作業に着手した。また、NGO等との効果的な連携に向け、NGO協議会等を通じた対話の促進に取り組んだ。

(2) 国民の一層の理解と支援の醸成に向けた広報

① 開発途上地域での活動や帰国後の社会還元の好事例の発信

- ・ 民間企業・自治体関係者と帰国ボランティアとの交流会を開催(年各4回)した(参加者数合計 1,026 名。うち企業447名,自治体96名,隊員483名)。地方創生や地域活性化,地域の国際化の中核人材として,開発途上国での活動経験を通じて身に着けた帰国隊員の能力・可能性に対する高い評価と期待が確認された。
- ・ 中小企業に影響力を有する業界紙にターゲットを絞り、派遣前訓練、活動現場、帰国報告会という 一連の事業の視察を通じた理解の深化、ボランティア事業の意義や成果、日本社会への貢献を含め た包括的な発信に取り組んだ。また、業界紙とタイアップしたシンポジウムを開催した結果、2016 年度は6紙13回であった記事掲載が、2017年度は10紙53回に増加した。
- ・ 第三期中期計画事業評価を実施し、受入国や帰国隊員へのアンケート調査等の結果を踏まえ、報告書を取りまとめ、その概要についてHP上で公開した。

② 日本の地域課題の解決に貢献する帰国隊員の活動支援制度(グローカル協力隊等)の見直しと拡充

・ グローカル協力隊のうち帰国ボランティアを支援する「実践型」を開始した。本制度の運用を通じ、 活動に必要な手当の額や経理手続き等を含め制度の抜本的な見直しの必要性が明らかになった。本 制度を活用したボランティア経験者及び受入団体からの聞き取りを行うと共に、外務省NGOインタ ーン・プログラム等の類似事業に関する情報収集を行い、改めて制度見直しについて検討を行った。

No.7-2 地方自治体

関連指標	2017 年度	基準値	
草の根技術協力事業によるパートナー数(No7-3, 7-4 含む)	40 法人・団体	45 法人・団体 ⁵⁵	
アクター別の草の根技術協力事業の実績(地方自治体)	相談: 295 件	相談:160 件56	
相談件数 / 応募件数	応募:24 件	応募:60件57	
活動報告等の発信回数 (No7-3, 7-4 含む)	392 旦	_58	

地方自治体等が有する知見,技術等を活用した事業の戦略的な形成・実施,国際協力に参画する自治体の裾野拡大に向け,地域の連携を推進する要員の配置を引き続き行い,国際協力の担い手になりうる組織等の発掘や連携強化,担い手の各種事業レベルでの実施を支援した(高知県,北海道道東地域)。加えて,連携協定・覚書を締結している自治体をはじめとして各地域での対話の強化を進めた。関西圏では,5自治体とスキーム横断的な連携を協議する包括対話を5回実施したほか,大阪府とは包括対話

⁵⁵ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は, 180 法人・団体

^{56 2015} 年度実績

^{57 2013-2015} 実績平均

⁵⁸ 新たに統計を取る取組のため基準値なし

に加えて、SDGsを軸とした連携(市民向け展示、職員向けのSDGsセミナー等)も開始し、重層的な関係を構築した。

(1) 地方自治体が有する知見、技術等を活用した事業の展開

- ① 自治体が有する知見、技術を活用した事業の形成
- ア)途上国の開発ニーズと日本の地方自治体が有する知見・技術の活用が両立できる案件の形成
- ・ 開発途上地域の開発ニーズを自治体に積極的に発信し、自治体からの提案・実施につなげることを 目的としたインドネシア「官民連携型農業振興活性化支援情報収集・確認調査」を通じて自治体へ のコンサルテーションをしてきた結果、開発途上国の開発ニーズと日本の地方自治体が有する知 見・技術の活用を両立できる草の根技術協力事業2件の採択に至った(千葉県南房総市「道の駅の 知見を活用したアグロツーリズム推進による農業振興と防災環境の向上」及び高知県越知町「越知 町の知見を活かした中アチェ県の柑橘資源6次産業化プロジェクト」)。

イ) 地方創生リソース活用ハンドブックの作成

・ 地方自治体との連携の際の基礎資料として「地方創生リソース活用ハンドブック」を作成し、HP 上でも公開すると共に広く外部の参加者を募り内容紹介の報告会を行った。同ハンドブックは、地 方自治体をはじめとする組織や人材によって、途上国の開発課題の解決と同時に日本の地域の課題 へも貢献する、途上国と日本のWIN-WINの関係づくりを目指す事業を形成する上で活用されること が期待されている。

② 自治体が有する知見,技術を活用した事業の実施

➤ 福岡市水道局が2017年度7月末までにフィジー共和国で実施していた草の根技術協力事業「ナンディ・ラウトカ地区水道事業に関する無収水の低減化支援事業」の活動が他地域にも波及し、フィジー全体の無収水率が51.9%から31.6%まで減少した。

(2) 自治体との連携強化を通じた地域活性化への貢献

① 島根県海士町との連携

・ 地方創生の成功事例として全国でも知名度の高い島根県海士町との連携を強化している。同町には 2017年4月より機構の職員を派遣しており、連携協定も締結した。同町の持続可能な地域社会をつくる「学びの島」への取組に協力しつつ、開発途上国と日本の双方の地域活性化にも貢献する取組である。

② 草の根技術協力事業の活用

・ 北海道十勝管内でのムスリムインバウンド対応促進を目指し、帯広商工会議所等の4団体が、草の根技術協力事業で得た知見、人的ネットワークを活用し、「ムスリムフレンドリーとかち推進キャンペーン」を7月より開始した。草の根技術協力事業を契機に現地の食品衛生管理技術向上だけでなく、日本側のハラル食品対応能力の向上も目指したものであり、域内の他の経済団体も巻き込んだキャンペーンが展開されている。

(3) 質の向上及び裾野拡大を目指した自治体との連携事業の好事例の蓄積、発信、共有

以下の取組の結果,2017年度に草の根技術協力事業に応募のあった地方自治体24団体のうち,3件が新規応募となった(2016年度は69団体中11件)。

① 好事例の蓄積・発信

・ 草の根技術協力事業の質向上や新規参画する自治体のコンサルテーションで活用するため、草の根

技術協力事業が日本の地域の課題解決にも貢献した好事例を取りまとめ、機構ウェブサイトに掲載するとともに、自治体間連携セミナーで発信した。今後継続的に好事例を蓄積し、案件の質の向上及び担い手の裾野拡大の双方に活用する予定である。

② 自治体間での事例や経験の共有

・ 自治体間連携セミナーを実施し、自治体による機構事業の理解の深化と自治体の国際協力の事例や 経験の共有を促進した(8回、600人参加)。参加者からは、小さな自治体でも世界と繋がっている ことが認識できた、地域おこしと国際協力の連携についての知見、また普段は接点の少ない地域に ついての情報収集ができ、貴重な機会だったとの意見を受けた。経験、知見の共有を通じ、新規自 治体の参画促進に加え、今後の草の根技術協力事業等の質の向上も期待される。

No.7-3 NGO/ 市民社会組織 (CSO)

関連指標	2017 年度	基準値
アクター別の草の根技術協力事業の実績(NGO/CSO)	相談:459 件	相談:450 件59
相談件数 / 応募件数	応募:79 件	応募:80 件 ⁶⁰

開発課題の複雑化、国内外の課題のボーダレス化及び国内問題への関心の高まりに伴う若者の国際協力離れの一方で、NPO や社会企業等国際協力のアクターの多様化等によりNGOを取り巻く環境は大きく変化しており、これらに対応するために機構も新しいNGO連携の姿を模索している。

2017年度は、機構側の提案により「地方創生/地域活性化に向けた連携」に係る NGO-JICA 双方の問題意識の共有を図るとともに、特に草の根技術協力事業の案件の質の向上、裾野拡大等について対話しつつ、NGO に対する支援、協働に努めた。また、草の根技術協力事業担当者のコンサルテーション能力強化、NGO 等活動支援事業の強化、ネットワーク NGO との連携強化等、一つの施策が多岐にわたる相乗効果を発揮するよう留意して事業を運営した。

(3) NGO/CSOの知見やアプローチの多様性をいかした事業の質の向上

① 草の根技術協力事業担当者のコンサルテーション能力向上

- ・ 国内・在外拠点向けの能力強化研修に機構の各拠点から担当者65名が参加した。より多角的なアプローチで同事業の案件発掘・形成、軌道修正を含む事業管理・評価等ができるようになることを目的とした研修及びフォローアップを通じ、コンサルテーション能力が向上した。
- ・ 「日本・中南米連携強化促進会議」をパラグアイにて開催し、草の根技術協力事業に関わる中南米 地域の機構担当者9名が参加した。同域内で活動する団体へのサービス向上・コンサルテーション 能力の向上により、案件の質向上と裾野拡大に寄与することが期待される。

② 実施中の草の根技術協力事業の案件の質向上のための取組

・ 草の根技術協力事業等の案件を実施中の団体向けに、NGO/CSOの強みをいかして事業をより効果的に実施できるようになることを目的に、NGO等活動支援事業として、「NGO等向け事業マネジメント研修(基礎編/実用編)」をより草の根技術協力事業に沿った内容に変更するとともに、今年度から案件形成能力強化のため「NGO等向け事業マネジメント研修(現場編)」を新設した。36団体から87名が参加し、ケーススタディの演習等を通じて案件の軌道修正、モニタリングの向上に

^{59 2015} 年度実績

_

^{60 2013-2015} 実績平均

直接的に役立ったという声を得た。

③ 実施済の草の根技術協力事業案件からの教訓の抽出

- ・ 3年度前に終了した草の根技術協力事業パートナー型,地域活性化特別枠の案件を対象に,実施団体やカウンターパートへの事後アンケート調査を実施するとともに,今後も毎年継続してアンケートを実施し,優良事例・教訓を抽出・取りまとめる体制を整備した。
- ④ NGO/CSOの知見やアプローチの多様性をいかした事業の実施
- ▶ 東アジア初の子どもの保護に関する法律の制定:「モンゴルにおける要保護児童支援制度の改善及び強化支援事業(草の根パートナー型)」では、(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(SCJ)の支援を通じて、東・東南アジア諸国初となる子どもの保護に関する法律がモンゴルで制定された。モンゴルの児童虐待やネグレクト問題に10年に亘って携わってきた SCJ が、教員、ソーシャルワーカー、警察、医療センターの医師等の公的な現場レベルでのネットワーク(横のつながり)を踏まえ、本事業を通じて、現場レベルでの取組・意見を、同国中央政府に届ける縦のつながりを作ることができたことが、法律制定につながった事例である。

(2) 担い手の裾野拡大

以下の取組の結果,2017年度に草の根技術協力事業に応募のあったNGO延べ79団体のうち,50団体が新規応募となった(2016年度は延べ92団体中63団体)。

- ① 担い手の裾野拡大のためのNGOと機構の共同による取組
- ➤ 担い手の裾野拡大:多様なアクターとの連携促進,国際協力の担い手の育成と裾野拡大,市民への働きかけとファンドレイジング等からなるNGO-JICA共同の行動計画案を策定。これまで機構とNGOは定期協議を通じて連携強化に努めてきたが、ネットワークNGOを活用した連携事業に係る双方の行動計画はこれまでなかったため、今後機構単独では難しかった新たなNGOやアクターとの連携促進が期待される。
- ② 草の根技術協力事業等への新規団体参画促進に対する取組
- ・ 2017年度から、草の根技術協力事業の提案・実施を目指すものの、開発途上国での国際協力活動の 経験が少ない団体向けに、NGO等活動支援事業の1つとして「NGO等向け事業マネジメント研修(立 案編)」を新設し、12団体18名が参加した。事業現場の課題・ニーズを把握する現地調査手法や調 査結果に基づいた提案書の書き方等を学ぶ機会を提供し、2018年度以降の応募を促進した。
- ③ 国際経験豊富なNGOによる地方の国際化支援の事例
- ・ 「カンボジア・バッタンバン州の公立幼稚園における幼児教育・保育の質の改善事業」: (公社) シャンティ国際ボランティア会が静岡県,浜松市とつながることで,日本の地域人材が初めて本格 的に国際交流や国際協力に参画し地方国際化支援を行った。日本の地方には開発途上国に役立つ技 術,ノウハウ,人材が多くあるものの,開発途上国の情報,活動経験がないため,なかなか活用が 出来ていないのが現状である。国際協力経験豊富なNGOが介在することで,県及び日本の幼児教育 に長年携わる社会福祉法人というマルチアクターでの国際協力に踏み出すことが出来た事例であり、今後より一層日本の地方の組織・技術が開発途上国の開発課題解決に用いられる際のモデルケースとなる案件である。

No.7-4 大学・研究機関

関連指標	2017 年度	基準値
------	---------	-----

アクター別の草の根技術協力事業の実績(大学・研究機関)	210 件	相談:140 件61
相談件数 / 応募件数	34 件	応募:30件62
新規 SATREPS 協力及び SATREPS 案件の結果を踏まえて形成・採	13 件	11.75 件 ⁶³
択された新規協力数		
大学との連携による戦略的な育成人材数 (長期研修等)	1,004 人	559 人 ⁶⁴

(1) 日本の大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した中核人材の育成

- ・ 大学の既存の教育研究課程に加え、日本の近現代の開発経験の理解を促進するための研修プログラムを開発した。全国の大学で研修中の研修員のうち、108人の研修員が同プログラムに参加し、日本の政治・経済・歴史に係る知見を深めた。
- ・ **ABEイニシアティブ**: TICAD Vでの5年で1,000人の公約に対し、第4年次に 279名を受入れ、合計 1,100 人となり1年前倒しで公約を達成した。また、インターン受入等を希望する本邦企業の登録数 も360社 (2016年度実績) から約480社 (2017年度) に拡大している。また、研修員をインターンとして受入れた地方の中小企業が、アフリカでの事業可能性を視野に中小企業海外展開支援事業に応募・採択され調査を開始した(「ラミネート機材の普及を通じた職業訓練体制強化のための案件化調査」)。また、ABEイニシアティブの帰国研修員がインターン先企業の現地代理店を立ち上げる等、ネットワークの拡大が見られる。
- ・ Innovative Asia: 「日本再興戦略 2016」に基づくアジア諸国と日本の高度人材の還流促進の一環として、日本の15大学の修士・博士課程に152名の研修員の受入を開始した。
- ・ シリア「平和への架け橋・人材育成プログラム」:中東地域安定化のための包括的支援の一環として開始されたシリア難民に対する人材育成事業で日本の大学の修士課程に就学する19名の研修員の受入を開始した。
- ・ 大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム:第7回太平洋・島サミットで表明された同プログラム の第2年次の研修員として41名を受け入れた。来日に当たり、沖縄にて共通プログラムを実施し、地元企業との交流の機会を提供した。
- ・ **国際社会人ドクターコース**:開発途上国の幹部行政官・中核研究者等の候補者の育成を通じて、これらの関係諸国で日本と強い絆を有する幹部人材を輩出することを目指し、長期の留学を行わずとも現職のまま日本の大学の博士課程に在籍し、修学の機会を提供することを目的としたコースを整備し、九州大学および名古屋大学での受入れを開始した。
- ・ 人材育成奨学計画 (JDS) : 政策面で影響力のある行政官知日派リーダーの育成を目的とし、JDS 修了生を対象とした博士課程を実施し、7大学9研究科に計11名を受入れた。加えて、パキスタン、ブータン、東ティモールの3か国を対象に加えるための協力準備調査を実施した。これにより、2018 年度よりJDSは16か国を対象とする予定である。また、産業界及び行政との連携促進を目的に、中間研修、行政官交流会等の機会を活用し、経団連、国土交通省、経済産業省からの講演や人事院によるJDS生向け特別講義等を実施し、更なる付加価値向上を行った。
- ▶ キルギスでJDS修了生から新たに3名の事務次官が誕生した。同国では政府の枢要なポストにJDS修

62 2013-2015 実績平均

^{61 2015} 年度実績

⁶³ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は 47 件

⁶⁴ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

了生が抜擢されており、2018年3月時点で大臣1名、副大臣1名、事務次官3名をJDS 修了生が担っている。なお、同国では全20名の閣僚のうち既述の大臣に加え4名がJDS以外の帰国研修員である。これら主要な政府高官に対して機構から直接連絡をとれる環境があり、援助政策対話や事業形成・実施の円滑化に大きく寄与している。また、JDS生のネットワークにより、在外事務所で開催するイベントに首相が参加する等、キルギスと機構の関係構築にも高い効果が発現している。

(2) 担い手の裾野拡大

- ・ 九州工業大学と新規の包括連携協定を締結した。また機構・大学双方の事務合理化を推進するため の大学委託方式による覚書・研修委託契約の締結を推進し、累計29大学と同方式の覚書を締結した。
- ・ 開発途上国の発展への貢献及び親日派・知日派人材の育成強化を目的として、各大学と連携し、学術的知見を踏まえながら日本の近代化とODAの経験に関する講義の設置・拡充を行うJICA開発大学院連携構想の賛同大学を募集・選定(17大学30プログラム)し、2018年度秋の立ち上げに向けてプログラムの内容を検討するとともに、マニュアル整備等を行った。3大学については先行して2018年度春より開講予定。

(3) 地球規模課題に対する新規事業の形成、事業成果の他の事業形態(スキーム)への展開

- ・ SDGs達成に科学技術の観点から貢献するため、科学技術振興機構及び日本医療研究開発機構と連携してSATREPS案件10件(8か国)を新規採択した。応募段階からSATREPS案件をSDGsの各ゴールと紐付けすることを通じて研究者のSDGs貢献の意識を醸成している。
- ・ また、SATREPSの研究結果を踏まえて他の事業形態へ展開された案件として3件(「カメルーン東部州における小規模農家を対象としたキャッサバ商業化支援事業」、ガボン「ムカラバ地域におけるインタープリテーション手法を用いた地域参加型エコツーリズム開発」(いずれも草の根技術協力事業)、メキシコ「遺伝資源管理」(第三国研修))を実施した。ガボンの事業は、SATREPS「野生生物と人間の共生を通じた熱帯林の生物多様性保全」で提案された自然保護や野生生物との共生を図るため、住民主体のエコツーリズムとして研究成果を活用するものである。
- ・ 本邦研究者とのネットワーク強化及び理解促進のため、大学・研究機関向けのSATREPS公募説明会 を東京に加えて関西(神戸)でも追加実施した。あわせて、21人(12月時点)の研究者に対して個 別応募相談を実施した。
- ・ 科学技術外交の観点から、SATREPSの対象国の拡大が期待されている中、エルサルバドルでの SATREPS第1号案件(「熱発光地熱探査法による地熱探査と地熱貯留層の統合評価システム」及び 「シャーガス病制圧のための統合的研究開発」の2件)を開始した。SATREPSの実施国は全世界で 47か国となっている。
- ➤ エジプトのSATREPS案件「ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産」の研究者が水文・水資源 学会の学術出版賞を受賞し、研究成果の対外発信に貢献した。

No.7-5 開発教育, 理解促進等

関連指標2017 年度基準値教師海外研修の参加者数157 人166 人65

⁶⁵ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

地球ひろば体験ゾーン来場者数	4.5 万人	2.9 万人 ⁶⁶
地球ひろば利用者満足度アンケート結果(5 段階評価アンケー	団体・一般 95%	団体・一般 95%
トのうち上位 2 段階の評価の比率)	登録団体 73%	登録団体 76% ⁶⁷

文部科学省,教育機関,NGO等の多様な主体と連携し、学校教育をはじめとする様々な場を通じた 開発教育支援事業を行った。児童・生徒向けには、国際協力出前講座(年間 2,295 件)、国内拠点における施設訪問(年間 1,634 件)、国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト(2017 年度応募者 70,144 件)等を実施し、開発途上地域の現状や課題、国際協力への理解を促す機会を提供した。教員等に対しては、教師海外研修(157人)、開発教育指導者研修(13,117人)を通じて開発教育/国際理解教育の担い手の育成と拡充を図った。

(1) 開発教育支援事業の質の向上及び裾野拡大に向けた多様な主体との連携事業

① 新学習指導要領の施行に向けた取組

- ・ 日本国際理解教育学会と連携し、教員向けの国内研修(開発教育指導者研修)を開催し、2020年度施行の新学習指導要領を踏まえた授業作りや機構の映像教材を活用した授業の実践について学ぶ機会を提供した。
- ・ 教科書会社に対し、機構の開発教育の取組を紹介するとともに、地球ひろばのSDGs企画展を紹介 した。機構の提供する情報を教科書作りに活用するよう働きかけた結果、教科書会社で作成する冊 子2誌に機構の事業等が大きく取り上げられた。
- ・ 文部科学省が監修する雑誌「初等教育資料」及び「中等教育資料」にて、新学習指導要領で言及されている「社会に開かれた教育課程」や「新学習指導要領と国際理解教育の授業実践」等をテーマとした学校教育に有用な記事を定期的に発信した。同冊子の利用によって学校教育現場での開発教育や国際協力に対する理解促進が期待される。
- ・ 文部科学省との連携により、スーパーグローバルハイスクール (SGH) の連絡協議会に参加する全 国のSGHの高等学校校長等約350名に対して機構の国際理解教育支援プログラムを紹介した。
- ・ 文部科学省,各県の教育委員会等の後援の下,教師向けの海外研修や開発教育指導者研修等を実施することで,教員のグローバル化や開発教育の推進・継続的実施に貢献するとともに,教育委員会指導主事向けの海外研修も行い、開発教育の実践環境の整備を図っている。

② SDGs を通じた開発教育の普及に向けたメディア等との連携

- ・ 2017年4月より毎日小学生新聞日曜版(約9万9千部発行)に連載記事を掲載し、開発途上国の現状・ 課題、日常生活の様子や国際協力の現場で働く専門家・ボランティア等の取組を紹介した。
- ・ SDGsの理解促進を目的とした映像教材をNHKと連携して作成した。「難民」,「イスラム」,「国際協力」,「教育」をテーマとし,映像教材を活用した学習指導案や参考資料等とあわせて機構ウェブサイトに掲載して共有した。学校現場で有効に活用可能なアクティブラーニング教材として,教育系新聞2紙,産経新聞他,各種メディアにも大きく取り上げられた。
- ・ 教育現場を通じたSDGsの理解促進を進めることを目的に、関係省庁、市民団体、学校教育関係者、 民間企業等を対象とした意見交換会を開催し、約50名が参加した。
- ・ 各地域でNGO/NPO, 持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development) 関係者, 大学等との連携促進を目的としたセミナー・ワークショップ「地域と世界をつなぐSDGs~

_

⁶⁶ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

⁶⁷ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

国際理解教育・開発教育・ESD等関係者のつながりと相互の学び~」を開催した(参加109人)。 参加者間での新たな連携や開発教育実践者のネットワーク化に寄与した。

(2) 開発教育, 国際理解教育の推進に向けた国内拠点の取組事例

- ・ 教員向け研修: 開発教育/国際理解教育の裾野拡大に向け,地方の教育委員会等への働きかけや教師海外研修(教育行政官コース)を活用した研修を実施した。千葉県の教員研修では,従来の中学校初任者,5年経験者研修,小学校5年経験者研修に加え,2017年度は小学校初任者研修のコマを機構が担当することとなり,開発教育の講義やワークショップを実施した(18件,1,608名(前年比150%増))。また,茨城県と栃木県では,中堅教員向けの研修で機構から開発教育支援事業の紹介や現職教員特別参加制度や教師海外研修の参加者による授業実践事例を紹介し,好評を得た(508名(前年度比426%増))。
- ・ **教員のネットワークの維持・拡大**:横浜国際センターでは、教師海外研修OB会と連携し、開発教育教員ネットワークセミナーを初開催した。20名の児童・生徒に開発教育ワークショップを実施し、一般の教育関係者16名との意見交換等も実施して地域の開発教育の裾野拡大に貢献した。
- ・ **国際協力出前講座**:地域ごとに多様化するニーズに応じて実施している。東京都では、推進するオリンピック・パラリンピック教育に機構の人材を紹介しているほか、大阪府河内長野市では関西国際センターと覚書を締結し、市の教育メディアセンターを活用して海外とつないだ遠隔授業を実施した。

(3) 地球ひろば

- ・ SDGsをテーマとした展示・イベント: 市ヶ谷のJICA地球ひろばをはじめ, なごや地球ひろば(中部国際センター併設), 横浜国際センター, 関西国際センター等の国内拠点でSDGsをテーマとした展示やイベントを実施し, SDGsに対する理解促進・普及を図った。市ヶ谷地球ひろばではSDGs をテーマとした企画展「私たちがつくる未来SDGs」を開催した(3月~9月)。同企画はSDGs をメインテーマに掲げた体験型の常設展示としては日本初となるものであり, 対前年度同時期比で 1.5倍となる26,843人の来場者を得た。従来のメインターゲットである中高生だけでなく, 民間企業関係者の来館者も多く, 国連副事務総長(アミーナ・J・モハメッド氏)や大阪府 議会議員団の来訪等要人の訪問も相次ぎ, 朝日新聞等のメディアでも取り上げられる等, 持続可能な社会の実現に向けた議論の活性化に貢献した。
- ・ 市ヶ谷地球ひろば展示スペースのリニューアル: これまで別々の入口からしか入室できなかった2つの展示室間を行き来できるよう施設を改修し、来館者が両方の展示室を見学しやすくなった。また、これにあわせて、地球ひろばのシンボルとなる大画面及び球体型LEDディスプレイを設置し、インフォグラフィックス等の手法を盛り込んだデジタルサイネージを導入した。これにより、来館者が世界の課題等を直感的に理解できる展示が実現した。
- ・ なごや地球ひろば展示スペースのリニューアル: なごや地球ひろばが立地する名古屋市ささしまライブ地区のまちびらきに合わせ,10月に体験ゾーンを全面リニューアルした。地元メディアの関心も高く,テレビ6媒体,新聞・雑誌5媒体に取り上げられた。リニューアル後の2か月間の来館者数は10,205人で,過年度の同期間と比較して2倍以上となり,中部地域の市民の開発協力の理解促進に大きく貢献した。
- ・ **ほっかいどう地球ひろばのオープン**: 市ヶ谷, なごやに続く3つ目の地球ひろばとして, 2017年4 月

にほっかいどう地球ひろばを北海道国際センター内に設置した。道内初の国際理解教育推進のため の体験型常設展示施設となり、当初見込みを大幅に上回る2,495人の来館者を得た。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、NGO、自治体、大学・研究機関のそれぞれの特性や強みをいかし、開発途上地域の課題解決に資する事業実施を推進するとともに、都道府県庁等との対話の促進や、コンサルテーションの質の向上等を通じて開発協力への参画や連携を促進することに期待したい。また、翌年度の定量的指標の達成目標設定に際しては、過年度の実績等を踏まえた適切な水準を設定されたい。(2016年度主務大臣評価報告書、No.9「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」)

平成 29 年度行政事業レビューでの有識者コメントを踏まえ、応募者の減少に対応するため、より有効な広報の在り方について引き続き検討・見直しを実施し、また多様化する開発途上国のニーズを満たすため、要請数に対して応募者が少ない職種に関する業界・団体への一層の働きかけ等に取り組むことを期待する。(同上、No.10「ボランティア」)

引き続きNGO,教育機関及び地方自治体等との意見交換や、メディア等との連携や地球ひろばでの活動を通じてSDGs等の理解促進に取り組み、市民参加協力事業の裾野の拡大に貢献することを期待する。 (同上、No.11「市民参加協力」)

<対応>

引き続き、地方自治体、NGO/市民社会組織、大学・研究機関等との対話の促進、連携の強化、コンサルテーションの質の向上等を通じて開発協力の担い手の裾野の拡大を図るとともに、各々の特性や強みをいかして開発途上地域の課題解決に資する事業を推進した。例えば地方自治体との連携に関しては、連携協定・覚書を締結している自治体をはじめとして各地域での対話を強化するとともに、地域の連携を推進する要員の配置を引き続き行い、国際協力の担い手になりうる組織の発掘や連携強化等を通じて裾野の拡大を図った。なお、定量指標については、過年度の実績等を踏まえた水準で設定することに留意した。

ボランティア事業に関して、広告効果測定調査、機構広告認知度等を分析して潜在層を含めて応募者の実態把握を進め、出稿媒体・掲載内容の見直しと出稿量の調整等によりボランティアウェブサイトへ効率的に誘導し、より効果的な広報を実施した。また、要請数に対して応募者が少ない ICT や農業等の分野に関して、業界団体への働きかけ、拓殖大学、東京農業大学等との連携を強化した。

日本初の地域プラットフォーム「関西SDGsプラットフォーム」の立ち上げ、SDGsを通じた開発教育の普及に向けたNHK等メディアとの連携、ほっかいどう地球ひろばの新設及び同地球ひろばや市ヶ谷地球ひろばでのSDGsをテーマとして展示・イベント等を通じて、SDGs等の理解促進に取り組み、市民参加協力事業の裾野の拡大を図った。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定:A

根拠:評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、国際協力の多様な担い手の開発協力への参加を促し連携を強化することで、多様な担い 手が有する知見・技術を活用し開発途上国の様々なニーズに対応した。特に、担い手・事業横断的な取 組として、①日本初の民間企業、NGO・NPO、大学・研究機関、自治体・政府機関の参画による「関西 SDGs プラットフォーム」を設置し、SDGsの達成につなげていく産学官民連携の基盤を構築したほか、

② NGOや自治体が有する知見・技術を活用した事業の形成・実施(フィジー無収水率の低減,子供の保護に関する法律の制定),③地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)事業への評価(水文・水資源学会学術出版賞受賞)等,特筆すべき成果をあげた。

1. ボランティア

- 国毎の優先度検討の段階から募集・選考までの一体的な取組の強化,ボランティア事業計画の改善等を通じて開発課題に沿った事業形成と実施。優先度の高い案件の充足率が81%(全体平均47%)に改善。
- 8大学及び1自治体と覚書を締結。農業分野で拓殖大学と連携事業を形成。
- 〇 中企業企業海外展開シンポジウム(企業・自治体・大学等101社),全国 OV(ボランティア経験者) 教員・教育研究シンポジウムを初開催(教員,地方自治体教育関係者等220名)。

2. 地方自治体

- 地方自治体との連携促進のため「地方創生リソース活用ハンドブック」を作成。
- 島根県海士町(連携協定を締結)や北海道帯広商工会議所との連携を通じて地域活性化へ貢献。
- 自治体間連携セミナー(計9回300名)等を通じた自治体協力の好事例の発信・共有。新規自治体の 草の根技術協力事業等への応募促進。
- ◎ **自治体が有する知見・技術を活用した事業**【②】:福岡市水道局がフィジーで実施した無収水の低減化を目的とした支援の成果が他地域にも波及し、同国全体の無収水率が51.9%から31.6%へ減少。
- ◎ **戦略的な事業形成**【②】:インドネシア官民連携型農業振興活性化に係る調査を実施し自治体の知 見・技術の活用できる草の根技術協力事業2件を採択。

3. NGO/市民社会組織(CSO)

- 草の根技術協力事業の応募・実施団体の事業実施能力を高めるために「NGO等向け事業マネジメント研修(現場編)」を新設(36 団体87名)。新規団体参画促進を目的に「NGO 等向け事業マネジメント研修(立案編)」を新設。
- ◎ NGO の知見及び多様性をいかした事業の実施【②】:セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンによる 草の根技術協力事業の実施を通じて、東アジア初となる子どもの保護に関する法律がモンゴルにて 制定。
- ◎ 担い手の裾野拡大【②】:多様なアクターとの連携促進、国際協力の担い手の育成と裾野拡大、市 民への働きかけとファンドレイジング等からなるNGO-JICA共同の行動計画案を策定。

4. 大学・研究機関

- ABEイニシアティブ、Innovative Asia、シリア平和への架け橋・人材育成プログラム、国際社会人 Dr.コース、JDS等にて日本の修士・博士課程に就学する研修員を受入。日本の近現代の開発経験に係る研修プログラムを開発。
- SATREPS案件10件(8か国)を新規採択。SATREPSの成果を踏まえ草の根技術協力事業等の事業形態に展開した案件3件を実施。
- ◎ 人材育成の成果【②】:キルギスでは大臣1名,副大臣1名,事務次官3名がJDS修了生。全20 名の 閣僚のうち4名が帰国研修員。事業の形成・実施の円滑化に寄与。
- ◎ **SATREPS 案件の評価【④】**: エジプト**SATREPS**案件「ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産」の研究者が水文・水資源学会の学術出版賞を受賞。研究成果の対外発信に貢献。

5. 開発教育, 理解促進等

- 国際理解教育学会,文部科学省,教育委員会等と連携した開発教育指導者研修や海外研修,教科書会社への機構の国際理解教育の取組紹介を通じて,新学習指導要領の施行に向けた取組を実施。
- メディアと連携し(NHKと連携した作成したメディア教材等)SDGsを通じた開発教育を普及。
- 日本初となるSDGsを主要テーマに掲げた体験型の常設展示の開催(来場者数は対前年度比1.5 倍), ほっかいどう地球ひろばを開設。

<課題と対応>

引き続き、それぞれの担い手の特性や強みをいかし、開発途上地域の課題解決に資する事業実施を推進するとともに、コンサルテーションの質と量の向上を通じた開発協力への参画や連携を促進する。特に、開発協力における革新的な手法や技術等の取り込みを強化する。

3-5. 主務大臣による評価

評定: A

<評定に至った理由>

多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大に向けた取組について,機構の活動として,以下の実績が認められる。

1. ボランティア

1,463 人のボランティア派遣を実施し、専門性を有する技術顧問や技術専門委員を活用した選考プロセスの改善(全要請に対する優先度の設定)や、ボランティア事業計画の改善に取り組んだ。また、ウガンダ及びペルーにおいて技術協力事業と連携した現地研修を実施したほか、ボランティア間での知見等の共有や重要開発課題のナレッジ共有のための情報プラットフォームの整備等に取り組み、派遣中ボランティアの支援を強化した。

地方自治体、大学等との連携として、8 大学及び1 自治体と覚書を締結したほか、農業分野で拓殖大学と連携事業の形成、民間連携ボランティアの対象を拡大する等の取組を通じて連携強化に取り組んだ。また、民間企業・自治体関係者と帰国ボランティアとの交流会の開催や、中小企業に影響力を有する業界紙を通じてのボランティア事業の発信に取り組んだ結果、2016 年度は 6 紙 13 回であった記事掲載が、2017 年度は 10 紙 53 回に増加した。

帰国隊員の活動支援として、日本の地域の課題の解決に貢献するグローカル協力隊制度について、新たに「実践型」を開始したほか、同制度を活用したボランティア経験者及び受入団体からの聞き取りや、外務省 NGO インターン・プログラム等の類似事業に関する情報収集を通じ、改めて制度見直しについて検討を行った。

2. 地方自治体

地方自治体との連携促進のため、途上国の開発課題の解決と同時に日本の地域の課題へも貢献する 事業形成の基礎資料として「地方創生リソース活用ハンドブック」を作成・発信したほか、自治体間 連携セミナー(計9回300名)等を通じて自治体協力の好事例を発信・共有した。

島根県海士町への職員派遣や連携協定を締結したほか、北海道帯広商工会議所との連携では北海道 十勝管内でのムスリムインバウンド対応促進に、草の根技術協力事業で得た知見、人的ネットワーク が活用されるなど、自治体との連携強化を通じた地域活性化へ貢献した。

特筆すべき取組として、福岡市水道局がフィジーで実施した、無収水の低減化を目的とした事業の成果が、同国の他地域にも波及し、同国全体の無収水率が 51.9%から 31.6%へ減少したことは、自治体が有する知見・技術が有効に活用された事例として評価される。

また、インドネシア官民連携型農業振興活性化に係る調査を実施し、<u>現地の開発ニーズを自治体に</u> <u>積極的に発信した結果、日本の自治体の知見・技術を活用できる草の根技術協力事業2件が採択</u>され たことは、様々な力を動員するための触媒としての役割を果たしているとして評価される。

3. NGO/ 市民社会組織 (CSO)

NGO/CSO の一連の活動を促進するためのコンサルテーションとして、アクター別の相談を 459 件実

施したほか、JICA 担当者のコンサルテーション能力向上のために、国内及びパラグアイにおいて研修を実施した。また、草の根技術協力事業の応募・実施団体の事業実施能力を高めるための「NGO 等向け事業マネジメント研修(現場編)」や、新規団体参画促進を目的に「NGO 等向け事業マネジメント研修(立案編)」を新設した。

特筆すべき取組として、多様なアクターとの連携促進、国際協力の担い手の育成と裾野拡大、市民への働きかけとファンドレイジング等からなる NGO-JICA 共同の行動計画案を策定した。ネットワーク NGO を活用した連携事業に係る双方の行動計画はこれまでなかったため、今後の連携強化が期待される。

また、モンゴルにおいて、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンによる草の根技術協力事業の実施を通じて、現場レベルでの取組・意見を同国中央政府に届ける縦の繋がりを形成したことで、<u>東・東南</u>アジア諸国初となる子どもの保護に関する法律がモンゴルにて制定されたことが評価される。

4. 大学・研究機関

ABE イニシアティブ、Innovative Asia、シリア平和への架け橋・人材育成プログラム、国際社会人 Dr. コース、JDS 等を通じて、大学との連携による長期研修等を通じた人材育成を 1,004 人に対して実施したほか、日本の近現代の開発経験の理解を促進するための研修プログラムを開発し、108 人の研修員が同プログラムを受講した。

また、SDG s 達成に科学技術の観点から貢献するため、SATREPS 案件 10 件(8 か国)を新規採択したほか、カメルーン、ガボン、メキシコにおいて SATREPS の成果を踏まえた草の根技術協力事業等を実施した。

エジプトの SATREPS 案件「ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産」の研究者が、水文・水資源学会の学術出版賞を受賞し、研究成果の対外発信に貢献したことは、特筆すべき成果として評価される。

5. 開発教育, 理解促進等

国際理解教育学会,文部科学省,教育委員会等と連携した教師向けの開発教育指導者研修や海外研修の実施,教科書会社への機構の国際理解教育の取組紹介を通じて,新学習指導要領の施行に向けて,開発途上地域の現状や課題と開発協力の意義が適切に学校現場等で伝えられるような働きかけを実施した。

また、NHK と連携したメディア教材の作成や、毎日小学生新聞への記事連載など、メディア等との連携事業を実施して SDGs 等の理解促進に向けた開発教育の普及に努めた。

加えて、日本初となる SDGs を主要テーマに掲げた体験型の常設展示を、市ヶ谷地球ひろばで開催し、来場者数が対前年度比 1.5 倍を記録したほか、なごや地球ひろばのリニューアル、ほっかいどう地球ひろばの開設等に取り組んだ。

上記に加えて、担い手・事業横断的な取組として、<u>日本初の民間企業、NGO・NPO、大学・研究機関、</u>自治体・政府機関の参画による「関西 SDGs プラットフォーム」を設置し、SDGs の達成につなげて いく産学官民連携の基盤を構築したことを高く評価する。

以上の定性的な実績に加え、定量指標であるボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数が目標値(1,200 件)を上回る 1,502 件となったことを踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

引き続き、開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応するため、国内の大学、研究機関、ボランティア、地方自治体、NGO等が有する強みや経験を活用し、人・知恵・技術・資金を結集しつつ、開発協力への参加を促し、連携した事業実施を推進することを期待する。特に、開発途上地域の将来の発展を担う中核人材の育成や、機構の取組により構築した知日人材との人脈を日本の

様々な協力に活用していく仕組みづくりに期待する。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

- ・国際協力の担い手が多様化し、様々な団体・企業等の知見・経験・技術力を活用した取組を一層強化すべきである。長期的には、国際協力におけるパートナーとしての市民社会組織(CSOs)の一層の活用強化が必要であり、その視点に立った CSOs の育成や投資という観点からの資金活用も重要である。
- ・また日本全体において、若い人の「国際協力離れ」が指摘されており、長期的には、「国際協力」にとって大きな痛手となりうる。日本の内向き志向に変化をもたらし、日本のNPOに対しても国内経験を海外でも生かしてもらえるよう、JICAの新しい視点での取り組みや ODA 広報に工夫が必要である。
- ・ボランティア応募者数については、内外の社会情勢も反映して 2013 年度以降、減少傾向とのことだが、(近年の企業の海外展開ニーズもふまえて) 民間連携ボランティアの推進に加えて、JICA 国内センターをハブとした JOCV (派遣前・帰国後) と企業・自治体との交流会、途上国現地における JOCV と企業との交流促進など、ボランティア人材が蓄積した現地経験を内外の多様な関係者につなぐ場をシステマチックに作り、今日的なニーズに即した制度面の工夫を積極的に行うことも重要と考える。既に個別の努力はみられるが、オール JICA で実施することが重要。
- ・(No. 5 のモンゴルに加え) キルギスでも JDS 帰国研修員が閣僚級ポストに就任していることは喜ば しいが、上述のとおり、こうした知日人材との人脈を日本の様々な協力に活用していく仕組みづくり に真剣に取り組んでほしい。今後、開発大学院構想が具体化していく際にも、帰国留学生とのネット ワーク強化はきわめて重要になる。
- ・開発大学院構想に関し、留学生に日本の近現代の開発経験を伝えることは有用であるが、途上国現場の協力へどのように発展させていくかを念頭においた仕組みづくりを期待したい。日本の開発経験だけでなく、国際協力を通じて「ジャパンブランド」(例えば、UHC、カイゼン)を他国に伝えた経験、得られた教訓を含めたコンテンツ開発があると途上国現場での活用可能性が増えると考える。評価「A」に値する前向きな取組はある。同時に、課題(今後の期待)もあるので、それをどう考えるか。
- ・研究活動に、日本の開発協力の有効性を広く世界に認知せしめるような活動を期待したい。活動の 実績から、その有効性を科学的に説明する研究を広く発信し、日本が開発学の世界的中心となること を目指す、研究、研究所のあり方を示し、その実現に取組むべきである。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報
No. 8	事業実施基盤の強化
業務に関連する政策・ 施策	
当該事業実施に係る根 拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度,難 易度	
関連する政策評価・行 政事業レビュー	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力 平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力, 0128 独立 行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報(定量指標)	達成目標	目標値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
		/ 年					
プレスリリース発出数	250 件	50 件	85 件				
	(注1)						
	(2017-2021						
フェイスブック投稿数	1,750 件	350 件	1,045 件				
	(注2)						
	(2017-2021						
ODA 見える化サイト掲載案件の更新	500件/年	500 件	1,207 件				
数 (案件)	(注3)						
国際協力キャリア総合情報サイト	10,000 人	1,800 人	1,875 人				
(PARTNER) 新規登録人数	(注4)						
	(2017-2021)						
国際緊急援助隊・感染症対策チームへ	200 人	150 人	185 人				
の登録者数	(延べ人数)						
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額(百万円)			5,495				
決算額(百万円)		5,008					
経常費用 (百万円)		5,154					
経常利益(百万円)		Δ 272					
行政サービスコスト (百万円)			5,156				
従事人員数			95				

- (注1) 前中期目標期間の実績から各年度5件増として設定する。前中期目標期間実績平均45件/年
- (注2) 前中期目標期間の実績から約 4%増として設定する。2015 年度実績 336 件 (日 240 件, 英 96 件)
- (注3) 前中期目標期間の実績と同等の水準として設定する。2010 年度から 2014 年度の実績平均 492 件 / 年
- (注4) 前中期目標期間の実績から約 15%増として設定する。前中期目標期間実績平均 1,746 名 / 年

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:3.(8),中期計画:1.(8)

年度計画

1. (8) 事業実施基盤の強化

ア広報

- ・ 機構に対する理解の促進を図るため、開発課題や機構の活動とその成果の国内外のプレス向け発信を、国内外で関心の高いイベント時等の時宜を得た形で行う。また、ソーシャルメディアを活用し、関心を持ってもらいやすい話題や動画を発信する。特に、ウェブサイトのリニューアルに向け、機構としてのデジタルメディアにおける位置付けと役割分担を念頭に、ウェブサイトの活用方針を策定する。
- ・ 開発協力に対する国民への一層の理解と支持を得るべく、ODA見える化サイトの掲載事業を更新する。

イ 事業評価

PDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を着実に実施し、評価結果を速やかにかつわかり易く公開、発信する。

- ・ 事業評価を通じた学習・改善を図るため、評価結果の横断分析、統計分析及びインパクト評価等を 実施する。事後評価については、国内外のNGO、大学等の多様な主体と連携した専門的かつ多様な 視点から分析する。また、効果発現のプロセスの分析やメタ評価の手法を試行・整理する。
- ・ 事業の改善や効果発現の向上に貢献すべく、評価結果から得られる学びを協力方針や事業等にフィードバックするため、機構内外に対するセミナーや研修等の実施を行う。
- 事業評価の実施基盤を強化するため、事業部門や在外拠点が行う事業評価の実施支援や標準的指標例の改訂等を行う。また、学会や国際会議等で事業評価を通じて得た知見を発信する。

ウ 開発協力人材の育成促進・確保

- ・ 協力ニーズの多様化に対応した開発協力人材の養成と確保のため、能力強化研修を行う。特に、質 の高いインフラ輸出等の新たな課題を踏まえた能力強化研修のコースを新設する。
- ・ 開発協力人材の裾野拡大を目指し、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」による情報発信を強化するため、コンテンツの拡充や掲載情報の多様化を図る。特に、学生による利用拡大を見据え、学生向けのコンテンツを拡充する。また、2018年度に予定している「PARTNER」のリニューアルに向けて、ウェブサイトの新規構築を行う。

エ 知的基盤の強化

- SDGs達成に向けた効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に資する研究を,新たな開発ニーズにも 柔軟に対応しつつ実施し、研究成果を事業にフィードバックする。特に、日本の開発及びODAの歴 史、中国等の新興国の開発協力、インフラ事業等のインパクト評価、アジアのインフラ需要推計等 に関する研究を行う。
- ・ 海外の研究機関等との連携を通じ、研究所の内部人材の育成や国内外の研究者・研究機関とのネットワークを強化する。
- ・ ワーキング・ペーパー及び書籍の発刊やウェブサイトの活用,学術誌への投稿を通じて研究成果を 公開する。主催・共催するシンポジウムやセミナー,国際会議等の場を活用し,国際機関,研究機 関,政策担当者や援助実務者に対して,研究成果を発信する。

才 災害援助等協力

・ 国際基準を維持するための研修・訓練プログラムの見直しと資機材整備を推進するとともに、登録

要員の能力の維持・向上のための研修・訓練を実施する。

- ・ 捜索・救助や災害医療及び感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、日本の緊急援助の経験・知 見を発信する。また、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持する。
- ・ 多様な感染症に対応できるよう,感染症対策チームの登録要員を確保するため,関連学会等での広報や研修・訓練を実施する。加えて,必要な資機材を拡充して整備する。

主な評価指標(定量的指標及び実績は 2.① 参照)

- ・ 国内外における機構事業への理解・支持促進に資する、情報発信及び広報活動の実施状況
- ・ 多様な主体の参加や多面的な分析を含む事業評価の実施状況
- ・ 能力強化研修の見直しを含む、開発協力人材に対する研修実施状況
- ・ 開発協力事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する、研究の実施状況及び研究成果の活用状況
- ・ 国際資格の維持及び国際社会との連携を含む、国際緊急援助の態勢整備状況

3-2. 業務実績

No.8-1 広報

- (1) 開発課題や機構の活動及び成果の戦略的な発信
- ① 戦略的な広報への取組
- ・ **第4期中期計画広報戦略**:第4期中期計画の「統一性,一貫性のある情報発信」の具体的な取組に向けて、重点ターゲットやアプローチを整理した広報戦略を策定した。
- ・ **時宜を得た情報発信**: オピニオン・リーダー層から一般市民まで広くリーチできるよう, 事前に広報戦略で設定したターゲット分類に沿ってアプローチを検討し, ウェブ, SNS, 広報誌の掲載やメディアへの売り込み強化等, 様々なツールを動員し効果的な広報を展開した。特に, 特定期間に応じて機構全体の特集テーマを定め, 複数拠点から同一テーマの情報を戦略的に発信し, 6月中旬から8月中旬にかけてASEAN50周年, 11月中旬から12月中旬にはユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)フォーラム2017の開催にあわせてUHCを特集する発信を集中的に行った。
- > 現地メディアを通じた発信強化: ASEAN50周年に合わせてASEAN加盟10か国の新聞記者10名を招き,「東南アジアの課題に貢献する日本の技術と経験」をテーマに,都市問題を中心とする東南アジアの課題の解決に向けたインフラ支援など,日本の技術・経験を取材する機会を提供。その結果,機構の対ASEAN協力,日本の廃棄物処理,環境と調和した都市計画などに関し計46件の現地での報道につながった。
- > 国内の支持拡大に向けた取組:機構の最新の事業動向等を説明する記者勉強会を9回開催(テーマは科学技術協力,スポーツと開発,南南協力,防災,SDGs,食品産業の高付加価値化支援等)。その結果,食品産業の高付加価値化支援に関し、日経新聞(2018年1月4日付)の記事でコロンビアの事例が紹介されたほか、日本農業新聞(2017年12月24日付)でもフィリピンとタンザニアの事例が記事化された。また、地方で関心の高い「中小企業海外展開支援事業」の案件採択時のプレスリリースの様式・発信タイミングを全国内機関で統一し、統一性のある情報発信に留意。トップ広報として、機構理事長が日本経済新聞の「経済教室」へ一帯一路に関する寄稿や、新潮社 Foresightにおける「日本人のフロンティア」の連載等各種メディアに登場し、国内のオピニオン・リーダー層、一般層双方の理解促進に取り組んだ。
- ・ 実績:これらの取組を通してメディアを通じた発信として、国内で約7,400件、海外で約31,600件の

機構やODAに関する報道があった。

② 主要テーマの取組

- ・ シリア難民長期研修員:長期研修員本人や同伴家族のプライバシーに配慮しつつメディアへ取材機会を提供した結果,来日時から大学入学までの夏から秋にかけて複数の報道がなされた。時事通信,日経新聞,東京新聞,公明新聞ではプログラム等の全般的な内容が紹介され,読売新聞,毎日新聞,朝日新聞の地方版,公明新聞,NHK地方局,中国新聞,大分合同新聞では留学生個人の日本での生活等を中心に報道された。JICA広報誌Mundiの読者アンケート結果での特集化に向けた高い要望を受け,広報誌Mundi6月号及び英文誌10月号で特集を組み,機構の取組を内外に発信した。
- ・ スポーツ協力: カンボジアで水泳指導をする隊員がカンボジアチームのコーチとして世界水泳大会に同行。共同通信,毎日新聞による現地取材につながり,東京五輪に向けたボランティアの取組の広報につながった。
- ・ 母子健康手帳:母子手帳国際会議での難民向けの電子版母子手帳アプリの開発支援の紹介に関心を 持ったメディアへ継続的に情報を提供。アプリ運用開始時(4月)に時事通信等で報道され、その 後、小中学生の作文コンクールの優秀作品で当該記事が言及されるなど、機構の母子手帳普及支援 に係る一般国民の認知の向上につながった。
- ・ 中小企業海外展開支援事業: 在外事務所長による日刊工業新聞への寄稿(月2回)のテーマを中小企業海外展開支援事業や民間連携事業に定め、当該分野での機構の取組を継続的に発信した。広報誌Mundi9月号の特集「SDGsに挑む企業」では、ビジネスにおけるSDGsの役割を説明し、機構が企業との積極的な協働によりSDGsの達成に取り組む姿勢を発信した。
- ➤ **質の高いインフラ**:インドの高速鉄道建設事業では、日印首脳会談等の外交機会に伴う関心の高まりにより、機構インド事務所長インタビューの掲載(日経産業新聞、Nikkei Asian Review)や、本体建設に先行して実施される研修施設の建設に関する取材を受けて、日刊建設工業新聞、日経コンストラクション等で報道がされた。また、東南アジアの鉄道案件を題材とした報道(朝日新聞、日経新聞、共同通信、日刊工業新聞)も多く、とりわけベトナム初となるホーチミンの地下鉄建設事業、フィリピン通勤鉄道、インドネシアジャワ島横断鉄道について多く取り上げられた。更に、CNN香港より取材協力の依頼があり(特番「新興国開発を支える日本の技術(英語番組名: Building Bridges)」)、機構のインフラ事業のベトナム(空港、橋梁)、タイ(鉄道)、ケニア(道路)の案件が取り上げられたほか、相手国政府のカウンターパートや在外事務所長インタビュー等も含めた30分番組が5回放送され(再放送含む)、日本のインフラ支援の意義が全世界に効果的に発信できた。
- ▶ メキシコ地震に対する国際緊急援助隊・救助チーム派遣:成田空港での結団式・解団式で取材機会を設けたほか、現地でメディア対応を実施。日本国内では新聞とテレビを合わせて約190件の報道があった。特に、帰国後に放送された「メキシコ地震日本救助隊に"ありがとう"/救助の精鋭!国際緊急援助隊の実力」(フジテレビ)では、メキシコの人々からの具体的な感謝の声が報じられた。また、広報誌 Mundi10月号の「防災」特集と本派遣のタイミングが同時となり、急きょ一部の記事を加える等迅速な発信に努め、さらに英文版も発行して機を逃さず国外に情報を発信した。
- ・ フィリピン・ミンダナオ支援: 「憲法ルネッサンス・紛争地でのJICA活動」(共同通信)の記事が 多数の地方紙に掲載され、現地で長年支援に従事する専門家の活動や、復興支援の過程が詳しく紹 介されるなど、日本の国際協力の支援が多くのメディアで広く発信された。
- ▶ **周年事業とのタイアップ**:ペルー日系人協会設立100周年を記念し,元プロ野球選手とボランティ

ア等による野球教室を開催。事業視察の模様も合わせ、地方紙44紙、「ズームインサタデー」(日本テレビ)、BS日テレ特別番組、テレビ神奈川の特集(15分×2回)等、広範かつ深度のある広報成果を得られた。また、国交25周年を記念してkiroroがキルギスを再訪し、現地の日本センター事業等の視察の模様がNHKを含む主要地上波3局、ラジオ1局、主要紙1紙で報じられた。

(2) SNS, ウェブサイト及びを活用した情報発信

表 13-1 ウェブサイトや SNS を通じた発信の実績(2016 年度および 2017 年度)

	ページ閲覧数	Facebook (ファン数)	Twitter (フォロワー数)	Youtube (再生回数)
2017 年 3 月末時点	日:3,512 万 PV	日:16,585 人	日:29,830 人	日:113,698 回
	英:546 万 PV	英:12,810 人	英:5,043 人	英:185,999 回
2018 年 3 月末時点	日:3,481 万 PV	日:20,545 人	日:32,406 人	日:113,814 回
	英:671 万 PV	英:18,761 人	英:7,360 人	英:421,195 回
前回比	日 : -0.9%	日:+23.8%	日 : +8.6%	日:+0.1%
	英: +22.9%	英:+55.2%	英: +45.9%	英:+126.4%

- ・ 実績(表13-1): 昨年度同様,ウェブサイト上での記事と連動したSNSの情報発信を行った他,今年度は2つのテーマ(「ASEAN」,「UHC」)について機構内の各部署が一定期間同一テーマの発信を強化することで,統一性のある広報を行った。また,機構内の各部署及び他団体とSNS記事を紹介し合う等,連携を強化し,情報の更なる拡散を図った。情報発信成果は上表の通り。特にSNSでの情報発信が昨年度実績を上回った。
- ・ **ウェブサイト活用方針の策定**: 機構ウェブサイトのリニューアルを念頭にその方針(案)を策定した。

(3) ODA見える化サイトを通じた情報発信

・ ODA見える化サイトの掲載情報の更新実績は1 ①のとおり。その他,新規案件及び事後評価実施案件264件の新規掲載を完了し、2010年度の公開開始からの累積掲載案件数は、4,056案件に達した。「ODA見える化サイト」のページビューは、108万PV に達し、開発協力に係る国民の理解醸成に貢献した。

No.8-2 事業評価

関連指標	2017 年度	基準値
外部事後評価における、大学・NGO 等の参加による分析や、対象の特性を 考慮した分析の実施件数	5 件	5 件68
分析結果の事業等での活用に向けたフィードバック強化の取組数	8 件	1 件 ⁶⁹

(1) PDCAサイクルに沿った各種評価の着実な実施と迅速な公開

⁶⁸ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

⁶⁹ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

- ・ 事後評価結果の公開:評価対象となる10 億円以上の全ての事業及び10億円以下であっても有効な 教訓が得られる可能性の高い事業99件(内訳:技術協力29件,有償資金協力34件,無償資金協力36 件)に対し外部評価を実施し、2億円以上10億円未満の案件91件(内訳:技術協力65件,無償資金 協力26件)に対し内部評価を実施した結果を、機構ウェブサイトで公表した。
- ・ 事業評価年次報告書の作成:2017年度の事後評価結果と評価結果の活用に向けた横断分析や詳細分析等を「事業評価年次報告書 2017」として取りまとめ、機構ウェブサイトに公表した。

(2) 事業評価を通じた学習と改善に向けた取組み

① インパクト評価の取組強化

・ 「根拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence-Based Policy Making)」を推進すべく,事業効果の精緻な検証及び根拠(エビデンス)に基づく事業実施の促進に向けてインパクト評価の取組を充実化。ホンジュラス金融包摂を通じた条件付現金給付制度(CCT, Conditional Cash Transfer)の受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト等3件のインパクト評価を実施したほか,サブサハラアフリカ地域のオフグリッド太陽光事業(タンザニア)など民間連携事業でのインパクト評価を実施中。また,インパクト評価に関する人材育成として,JICAアカデミー及び外部向け能力強化研修等を通じ人材育成を行った(外部コンサルタント等17人,内部7人受講)。

② プロセスの分析の推進(ケーススタディ作成)

- ・ 事業効果の発現プロセスの分析(従来のDAC評価5項目に基づく事業評価に加え,事業効果の発現のプロセスを分析するもの)として,ケニア「ニャンザ州保健マネジメント強化プロジェクト」,タイ「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」等2件のプロセスの分析を実施し、それぞれケーススタディを作成した。そのうち終了した2件(上記のケニアでの事業と2016年度に完了したインド「デリーメトロ建設事業」)の結果を機構内外へ,実施中の1件(タイ人身取引案件)の結果を機構内へ共有した。また,プロセスの分析手法の整理及び実施要領の作成に着手した。
- ➤ **国際ナレッジマネジメントへの情報発信**:世界銀行を中心に国際援助機関で推進する国際ナレッジマネジメント(GDI: Global Delivery Initiative)に発足当初から参加、プロセスとの分析結果をケーススタディとして英文で提供し、世界銀行ウェブサイトで好事例として公開された。
- ・ **事業関係者への知見の共有**: 開発コンサルタント等のニーズに対応し, プロセスの分析事例 / ケーススタディについて外部向けセミナーを開催。プロセスの分析の手法に基づいた事業プロセスから得られた教訓は, 今後の事業の形成から実施まで幅広い段階で活用度が高いと評価を得た。
- ③ **多様な主体との連携**:事後評価において、大学、NGO等幅広い関係者の参加を得て専門的かつ多様な視点から、13件の分析を実施した。具体的には、パキスタン「技術教育改善プロジェクト」において、持続可能な開発目標(SDGs)達成へ向けた女性の教育とジェンダー平等の観点から本邦有識者が考察を行った結果、専門的視点から事業の効果分析と提言を得ることができた。

(3) 評価結果の事業の効果発現に向けた評価結果のフィードバックの強化

・ **教訓の活用促進**:開発コンサルタント等のニーズに対応し、港湾セクターの事後評価結果から抽出した課題共通の傾向や汎用性・実用性の高い教訓をまとめ、今後の案件形成や事業実施における留意点を共有するため、機構内外向けのワークショップを開催した。また、農村開発(灌漑)分野の事後評価結果を基にした教訓等活用のワークショップを開催し、事業評価の学びと教訓、横断分析から得られた実践的な示唆を機構内外の関係者と議論した。

・ フィードバック説明会等の開催:事業評価から得られた教訓を事業に活用していくために,事後評価結果や分析結果をフィードバックするための機構内向け説明会を3回開催した(延べ101人参加)。

(4) 事業評価の実施基盤強化

- **事後評価の体制整備**:機構関係者の在外赴任前研修の機会等をとらえ、演習形式の研修等を取り入れつつ戦略的に内部評価に係る事業担当者の能力向上に取り組んだ。
- > アカウンタビリティと質の向上に向けた取組:内部評価において、評価者となる各在外事務所による評価結果の自己点検制度に加え、その評価結果を外部の第三者がメタ評価(評価の評価)する第三者クオリティチェック制度を新たに導入することにより、評価の質の担保・向上の一層の促進に向けた評価実施体制の改善に取り組んだ。
- ・ 評価手法の整理:海外投融資事業,地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS),開発金融借款,脆弱国における評価等の事後評価手法を整理し,事業評価年次報告書に掲載・公開した。海外投融資事業に関しては,世銀と連携して評価手法に関する機構内向けのセミナーを開催し,事業担当者の理解向上に取り組んだ。また,外部事後評価全般について,定量・定性分析手法を整理するとともに,外部事後評価レファレンスを改訂した。レファレンスは英文版も作成しウェブで公開した。
- ・ スキーム間の一体評価の試行:プログラム化推進の下,上位目標達成に向けたアプローチの改善及び事業評価の効率的な実施を目的に,上位目標を共有する有償資金協力・有償附帯プロジェクトの事前評価一体化に基づき,一体的な事後評価を実施した。加えて,今年度は無償資金協力・技術協力プロジェクト間でも事後的な一体評価を試行したところ,今後はこれらについても事前評価一体化を検討する。
- ・ 国際会議, 学会等での情報発信:世銀,ドイツ国際協力公社(GIZ)とそれぞれ国際会議を共催。機構からは,過去の累積1,000件超の英文評価結果や教訓をGDIのデータベースに統一フォーマットで提供し,知見の共有に貢献した。また,世銀・アジア開発銀行(ADB)と,スリランカにおける水・衛生セクターの過去の支援について合同ケーススタディを実施し,共同報告書を作成した。分析結果をスリランカでフィードバックするためにセミナーを開催し,受益国・ドナー双方の知見を深めた。さらに,日本評価学会で機構の事業評価に関する取組を発表し,地方自治体や大学,NGOをはじめとする国内他分野・他機関から認知を得た。

No.8-3 開発協力人材の育成促進・確保

関連指標	2017 年度	基準値
能力強化研修参加者数	565 人	349 人 ⁷⁰

(1) 多様な協力ニーズに対応した開発協力人材の養成と確保

・ 新たな開発課題への対応を含む能力強化研修の実施:援助ニーズに応じ「社会基盤マネジメント」 「民間セクター開発」の2コースを新設した。また、「質の高いインフラ投資」の推進が求められる中、開発協力人材の育成に向けて「社会基盤マネジメント」を実施し、さらに、関連するコース

-

⁷⁰ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

としてODAのインフラ事業に携わるコンサルタント等を対象に「建設工事におけるコンサルタントの安全管理能力向上」を国際建設技術協会と共催し、49名の参加を得た。加えて、民間セクターとの連携が求められる中、「民間セクター開発」では、従来の開発途上国への政策提言や企業競争力強化に係る協力に加えて、新しい流れである民間連携の観点を盛り込んだ内容により、多様な協力ニーズに対応可能な人材の養成を行った。そのほか、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」、「ジェンダー主流化」等、新規・継続を含めて25コースを実施した。

・ **インターンの実績**:合計117名のインターン生を受け入れ、そのうち87名を在外へ派遣した。一部 の大学で機構のインターンシップが大学の単位として認定。

(2) 開発協力人材の裾野拡大を目指したPARTNERの利用促進に向けた強化

① PARTNERの利用促進に向けた強化

- ・ サイトリニューアル及びコンテンツの拡充: PARTNERの情報発信力強化及び利用促進に向けたウェブサイトのリニューアルのため、システムを新規構築した。また、国内の中小企業支援の強化に向けて「中小企業海外展開支援事業特集」のコンテンツや、将来の開発人材となる学生向けに「学生向けコンテンツ」を新設した。また、既存の「インターン・スタディツアー特集」では、NGOが実施しているインターンやスタディツアーの情報の充実と検索機能の改善を行った。
- 新たな開発協力人材の登録: 2017年度にPARTNERに新規に登録した人材は1,875人となり、目標値(1,800人)を上回った。

② 国際協力人材の新規開拓:

- ・ **学生への情報発信・キャリア支援**: 開発協力人材を目指す学生への情報発信及びキャリア構築支援 のため、大学等においてセミナー、講義を18回以上、延べ900名以上に行った。
- ・ 関係機関との連携促進:若年層を中心とする開発協力人材の新規開拓及び養成に向け、海外コンサルタンツ協会(ECFA)との共催で人材セミナーを11回開催し、約800名が参加した。また、世界銀行東京事務所と連携したジョブセミナーや国際連合地域開発センター(UNCRD: United Nations Centre for Regional Development)と共催したグローバル人材セミナー等を開催し、国際協力の仕事やキャリアパスに関する情報発信を行った。
- ・ **大学との連携促進**:北海道大学,三重大学,京都大学,明治大学等にて国際協力の仕事とキャリア に関する講義を行い,学生に向けた情報発信強化及び裾野拡大に取り組んだ。

No.8-4 知的基盤の強化

関連指標	2017 年度	基準値
研究成果のダウンロード数 (万件)	7.1 万件	5.2 万件 ⁷¹
国際機関・政策担当者等への効果的な発信事例/	17 件	15 件72
機構事業へのフィードバック事例の件数	15 件	15 件 ⁷³

(1) 効果的な事業実施及び国際援助潮流の形成に資する研究と発信

・ 日本の開発及びODAの歴史: 2016年度に開始した研究プロジェクト「日本の開発協力の歴史」で外

73 2015 年度実績

⁷¹ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

^{72 2015} 年度実績

部有識者を含む計24名の研究者の参加を得て、日本の開発協力政策等に関する研究を推進し、研究成果を取りまとめた学術書籍が、2019年度後半から2020年度にかけて東大出版会より商業出版されることが決定した。

- ・ 中国等新興国の開発協力:中国の対外援助推計等の研究成果につき、研究所長がコーネル大学や清華大学でのセミナー及び北東アジア開発協力フォーラム等で発信するとともに、中国の対外援助に関する正確な情報の共有を目的として国内外の政策担当者等にブリーフィングを実施した(計43回)。また、サセックス大学と共同で同大学の開発学研究所報(IDS Bulletin)の特集号を刊行することが決定、新興国の開発協力に関する研究成果の発信を通じて新興国との協力関係の深化・発展に資する政策提言につなげる予定。
- ・ インフラ事業の研究分析と発信: デリーメトロが, 女性の社会進出に与えた影響の暫定的分析結果を世界銀行が実施したワークショップ (ieConnect for Impact Workshop) で発表。また, 第50回ADB 年次総会のサイドイベントとして, JICA/ADB 共催セミナー「アジアにおけるインフラギャップの解消」を開催し, アジアでのインフラ需要推計研究の中間成果を発表し, 社会インフラ整備の重要性が認識された。
- ・ SDGs 達成に向けた国際機関との連携・発信:機構と国連日本政府代表部,国連開発計画(UNDP), コロンビア大学政策対話イニシアティブ(Initiative for Policy Dialogue: IPD)の共催で、米ニューヨークの国連本部で、TICAD VIのフォローアップイベントを開催。SDGsの達成に向けて産業政策を通じたアフリカの構造転換の課題と可能性について議論し、アフリカの開発に従事する外交団、国連関係者に産業開発の重要性を発信した。また、戦略国際問題研究所(CSIS: Center for Strategic and International Studies)との共同研究「SDGsとデータ革命」をテーマにした第2年次研究成果発表セミナーを米国ワシントンD.C.と東京で開催するとともに、グローバル目標達成のためのイノベーションに関するブルッキングス研究所との共同研究を実施し、機構事業を題材とした研究の成果発信を予定している。さらに、気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)(5月、ドイツ)の日本パビリオンのサイドイベントにて、「不確実性下の頑健な投資決定:ケニア国ムエア灌漑開発プロジェクトの事例研究」を発表し、その後のパネルディスカッションでも具体的な機構事業の経験に基づく気候変動適応策の評価アプローチについて共有を行った。
- ・ 人間開発報告書2016:研究員が執筆した人間の安全保障に関する論説文が引用された「人間開発報告書 2016—すべての人のための人間開発」刊行記念シンポジウムを国連開発計画(UNDP)と共催で開催し、人間開発とSDGsの関連性への理解が深まった等の評価を得た。
- ・ **防災**: 防災グローバル・プラットフォーム会合(5月,メキシコ)にて、研究所の提案を通じて実現した日本政府主催サイドイベントで、「二国間援助機関による人道危機対応」研究の成果をベースとして「より良い復興(Build Back Better (BBB) と防災はどのように連携できるか」を発表し、研究成果を実務へ還元する機会となった。

(2) 研究成果の事業へのフィードバック

- ・ ポリシー・ブリーフ:研究成果の事業へのフィードバックを目的として,「障害と教育」等をテーマとした5件のポリシー・ブリーフの作成を進めた。
- ・ ランチタイムセミナー:職員を対象としたランチタイムセミナーを開催し、研究成果(新興国研究等)について機構内関係者と幅広く知見の共有及び意見交換を行い、フィードバックを実施した(26回開催)。

(3) 海外の研究機関等との連携、ネットワークの強化(研究所人材の能力強化)

- ・ GDNとの共同研究: 開発途上国の研究能力の開発とネットワーキングを目的としたグローバル・ディベロップメント・ネットワーク (GDN: Global Development Network) との間で共同研究「開発のための生産性向上~ KAIZEN 事例分析~」を開始した。キックオフ会合ではGDN側からブラジル、ガーナ、フィリピン、ベトナムの執筆者の参加を得、カイゼンについてのセミナー、現場視察及びワークショップを4日間に渡り実施。GDN年次総会においては、"Facilitating Science, Technology and Innovation (STI) for the SDGs"をテーマにセッションを開催し、ルワンダでの情報通信技術(ICT)事業支援における取組等の機構事業に基づく発信を行った。
- ・ グローバル教育モニタリングレポート:日本の有識者(大学教授・研究者)を対象にユネスコが毎年発刊している「グローバル教育モニタリングレポート」へのインプットを行うため、コンサルテーション会議を開催。SDGsにおける教育関連目標、特にゴール4(すべての人にインクルーシブかつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する)の進展をモニタリングする役割を担っているグローバル教育モニタリングレポートに対し、機構からバックグラウンドペーパー5本を提供した。
- 海外シンクタンクとのネットワーク強化: G20メンバー国のシンクタンク会合(2月,5月,10月)
 及びアジアシンクタンクサミット(11月)等に参加。国際開発研究に係る新たなシンクタンクの中国国際発展知識センター(CIKD: Center for International Knowledge on Development)との会合や、カナダのシンクタンクである国際ガバナンス・イノベーションセンター(CIGI: Centre for International Governance Innovation)での機構研究所長の講演等、研究成果を積極的に発信。
- ・ **ドイツ開発政策研究所(DIE: Deutsches Institut für Entwicklungspolitik)との連携**: DIEの研究者 を招き,ドイツの新興国ネットワーク関与戦略である「マネージング・グローバル・ガバナン ス」 に関する公開セミナーを開催し,機構の南南協力の経験等も踏まえたキャパシティ・ビルディング 及び知識共創に係る知見を共有。
- ・ SDGs白熱教室:ジェフリー・サックスコロンビア大学教授が「特定非営利活動法人ミレニアム・ プロミス・ジャパン」の招聘により来日した機会を捉え、「ジェフリー・サックス教授と語るSDGs 白熱教室〜持続可能な社会の実現に向けて若者ができること〜」を上智大学と共催し、教授との対 話を通じて日本で次世代を担う若者が国際課題に対し問題意識を高める機会を提供した。
- ・ 研究人材の育成:機構内セミナー等を通じ機構職員を対象に研究人材の育成に向けた取組を強化し (研究の杜,論文の書き方セミナー),リサーチ・プロポーザル事業の研究成果を基に,在外事務 所のナショナルスタッフがフィールドレポートを執筆した。

(4) 研究成果の公開, 積極的な発信

プロジェクト・ヒストリー:過去の活動と成果を分析し、インタビューやエピソード等を取り入れた「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの刊行について、2017年度は「クリーンダッカ・プロジェクト・ゴミ問題への取り組みがもたらした社会変容の記録」、「タイの新しい地平を拓いた挑戦東部臨海開発計画とテクノクラート群像」、「屋根もない、家もない、でも、希望を胸に フィリピン巨大台風ヨランダからの復興」、「マダム、これが俺たちのメトロだ!インドで地下鉄整備に挑む女性土木技術者の奮闘記」を発刊、地球ひろばと連携して発刊記念セミナーを2回開催。また、同シリーズの第1弾で刊行された「南米チリをサケ輸出大国に変えた日本人たち」の英文版(「Chile's

Salmon Industry: Policy Challenges in Managing Public Goods」)の出版記念セミナーを,在チリ日本大使館,チリ大学との共催でチリ首都サンティアゴとサケ養殖業が盛んなチリ南部のプエルモントで開催。サケ養殖業に関わる日本とチリの産官学の関係者が一堂に会し,赤潮対策等のサケ養殖の新たな課題に係る知見を共有した。

- ・ 「平和と開発」領域の学術書籍発刊:「平和と開発」領域の研究成果(東アジアにおける人間の安全保障,二国間援助機関による人道危機対応)を取りまとめた学術書籍3冊について2018年度の発刊が決定。
- ・ **日本型産業支援戦略**: サブサハラアフリカの産業化について提言した英文報告書 "Training-Infrastructure-Finance (TIF) Strategy for Industrial Development in Sub-Saharan Africa"の発刊記念セミナーを開催。本研究に関わった研究者と実務者に加え、ブルッキングス研究所より上席研究員を招聘し議論を行った。
- ・ 各種研究成果の発信: ワーキング・ペーパー発刊(20本),書籍発刊(8冊),報告書発刊(2冊),開発協力文献レビュー(2本),セミナー等を26回開催。2018年4月頃出版予定の明石書店「開発政治学を知る60冊」で研究所主任研究員が開発に関する2章を執筆。また,外部の発表では,学会(61回),外部セミナー講師(28件),非常勤講師(12件)等,積極的に機構の研究成果を発信し,さらに,国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)難民映画祭に於いて紛争とジェンダーに基づく暴力に関する研究について紹介するなど研究成果の広報にも注力した。

(5) 研究所の国際評価

 シンクタンクランキング:ペンシルバニア大学の Global Go To Think Tank Index 2017の「国際開発 部門」で36位(日本の機関の中では2位)であった。また、「地域部門(中国、インド、日本、韓国)」では65位(日本の機関の中では12位)であった。

No.8-5 災害援助等協力

関連指標	2017 年度	基準値
研修・訓練回数	29 回	24 回 ⁷⁴

(1) 国際基準能力の維持・迅速派遣に向けた基盤強化

- ・ 国際緊急援助隊・医療チームの強化:野外病院レベル(WHO-緊急医療チーム(以下,EMT)タイプ2)の環境下への派遣を前提に、チームに求められる機能、部門及び人員配置を再整理し、登録者508人を対象に研修を実施した。
- ➤ チーム派遣オペレーション能力・実施体制基盤強化:迅速な派遣に向けて重要課題となる国際貨物輸送の概要と手続きにおける留意点に係る講師を国際貨物コンサルティング会社から招へいし、職員の理解を向上させた。また、アジア・大洋州地域のJICA在外事務所の緊急援助担当者を対象に、国際緊急援助隊スキーム参加型セミナーを初めて開催。シミュレーション訓練を通じ、各国担当者の緊急援助スキームの理解向上と各事務所での災害の事前対策・準備を推進した。さらに、チーム派遣オペレーション標準手順書を更新し、担当・副担当制による事務局体制の強化を図った。加えて、救助・医療チームの現地派遣時における在外事務所への負担軽減や、平時の情報収集及び準備

-

⁷⁴ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

を通じた派遣オペレーションの効率化に向けて,在外事務所が国際緊急援助隊の受け入れ時に対応 すべき事項を網羅したマニュアルを全面改訂。メキシコへの救助チーム派遣時に活用され,チーム の受入準備の迅速化に貢献した。

(1) 国際的な連携枠組への参画と日本の経験・知見の発信

① 国際捜索救助諮問グループ(INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group)の活動

- ・ マレーシアで開催されたアジア大洋州地域会合に出席。同地域会合では副議長国として議論をリードし、能力強化のための域内活動計画を取りまとめた。また、同国での地域演習には運営管理者を計画段階から派遣し、演習の質を担保するとともに、救助チーム及び医療チーム要員を派遣した。同演習において救助チームはINSARAGヘビーチームに求められる活動調整の総括役を任命され、他国チームの効率的な捜索救助活動を指導した。
- ・ 技術的貢献:他国の能力評価 (IER) の受検に向けた評価員の派遣 (3回) や, INSARAGに加盟する国際捜索救助チームのワーキンググループ会合への有識者の派遣 (5回), 及び捜索救助チームの活動調整セル運営研修に講師を派遣するなど,国際緊急援助隊が保有する高い技術及び専門性に基づき積極的な協力を行った。また,INSARAGに対し,災害時の各国派遣チーム間の現地調整手法及び同マニュアルの策定支援を行うなど,各国間協調の促進に向けた貢献を果たした。

② 国際基準の策定への貢献

・ 国連災害評価調整チーム (UNDAC) のワーキンググループに参画し中期計画の策定に技術的に貢献した。

③ WHO連携等を通じた感染症対応能力強化

- ・ WHOのグローバル感染症警報対応ネットワーク(GOARN)の作業部会やパートナー会合等に参画 し、国際的ネットワーキングを強化。また、WHO緊急医療チーム(EMT)イニシアティブにおい て、日本が西太平洋地域の2017年度副議長を務めるとともに、国際緊急援助隊の迅速派遣及び国内 災害医療の経験・知見を地域会合で発信し、さらに、EMT調整セル研修(欧州地域)で診療情報管 理分野の講師を派遣した。
- ・ アメリカ疾病予防管理センター (USCDC) から5名の講師を招へいし、感染症対策チームの作業部 会員を中心とした登録者を対象に、指導者向け研修 (TOT) を実施した。

④ 国内外関係者とのネットワークの維持:

- ・ 韓国の救助チーム・医療チーム及び中国の救助チームからの国際緊急援助隊の事業説明,関連施設 視察の要請に応え,訪日の機会を通じ国際緊急援助の知見・教訓を共有し,またASEAN 防災人道 支援調整センターでのアセアン地域防災担当官育成に係るシミュレーション訓練に指導員を派遣。 さらに,EMT地域演習での診療情報分野の演習管理員を派遣し,他国での各種研修・演習への協力 を行った。
- ・ 豪州国際捜索救助チームのINSARAG外部再評価 (IER) に国際緊急援助隊として初めてメンターを派遣。国際緊急援助隊が有する災害救助犬や災害医療、ロジスティクス分野での高い専門性に基づく助言を行い、IER合格を支援。また、フィリピン救助チームの外部評価分類 (IEC) 受検にあたりメンターを派遣。
- ・ 豪州外務貿易省人道支援課への初の人事交流プログラムを通じ機構の国際緊急援助の知見の発信, シームレスな防災支援と過去の教訓を共有しつつ,先方の緊急援助実施体制,早期復旧スキーム, NGO連携に係る情報を聴取し,勉強会を通じ機構内にフィードバックを行った。

(2) 迅速且つ効果的な緊急援助の取組

- ・ 2017年度は4件の国際緊急援助隊派遣及び16件の緊急援助物資供与を実施。特筆すべき案件は以下 の通り。
- ▶ メキシコ地震被害に対する緊急援助隊・救助チーム派遣:メキシコ政府は高度な能力を有するチームに限定して派遣を要請し、アジア地域では日本のみがINSARAGへビー級として要請を受領。派遣11か国中最も高い評価を得たと現地で報道されるなど、日本の国際緊急援助隊・救助チームの迅速派遣、高度な捜索救助活動、規律高い行動がメキシコ国民から高く評価された。
- > スリランカにおける廃棄物処分場の堆積物崩落被害及び豪雨被害に対する国際緊急援助隊・専門家 チームの派遣:スリランカへ国際緊急援助隊の専門家チームを2回派遣(4月廃棄物処分場堆積物崩落被害及び5月土砂災害)。派遣前には部署横断で迅速な方針検討を行い、仙台防災枠組みを踏まえた提言と2次災害防止に向けた技術的な助言を行った。特に、廃棄物処分場堆積物崩落被害時の専門家チームの提言は、スリランカ大統領、首相にも報告がなされ、現地マスコミによる報道がなされるなど、スリランカ国内で高く評価された。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

【広報】引き続き時宜を得た発信に取り組み、幅広い層への継続的な働きかけを期待したい。(2016年度主務大臣評価報告書, No.13「広報」)

【事業評価】機構の事業への評価結果のフィードバックや、他関係機関や研究機関への情報共有、外部有識者との連携等による評価の質の向上に、引き続き取り組むことが期待される。(同上、No.19「事業評価」)

【開発協力人材の育成促進・確保】引き続き、PARTNERへの新規登録人材の獲得に向けた取組を行うとともに、国民の意識の変化への対応や、開発途上国のニーズに合致する開発課題に対応した人材の養成・確保に向けて、枠組・発想を変えた取組を期待したい。(同上、No.12「開発人材の育成(人材の養成及び確保)」)

【知的基盤の強化】研究成果の事業へのフィードバックを一層強化し、事業の質向上及び機構研究所の評価の一層の向上に向けた取組に期待したい。(同上、No.7「研究」)

【災害援助等協力】国際緊急援助隊の能力維持・向上への取組を着実に行うとともに、緊急医療支援の国際連携枠組みへの一層積極的な参画・貢献が期待される。(同上, No.15「災害援助等協力」)

<対応>

国内のSDGsの機運の高まりと連動した時宜を得た情報発信と共に、開発人材の裾野拡充に向けて PARTNERの新規登録の獲得に向けた大学等との連携強化やニーズの高い開発課題に対する能力強化研 修を通じ開発人材を育成した。

事業評価では事業の質の向上に向けて評価結果の事業へのフィードバック及び評価の質の向上に継続的に取り組み、研究では、事業成果に基づく分析・研究成果を事業へフィードバックすると共に国際機関及び海外研究機関等との共同研究や連携を通じて積極的に発信した。国際緊急援助では国際緊急援助隊の能力維持に向けて着実に定期研修を実施すると共に、緊急医療支援では医療チームの能力強化研修を実施し、国際的な枠組みへの知的貢献も積極的に行った。また、今後もこれらを継続していく。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定:A

根拠:評価指標において目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、国内の支持基盤の拡大及び国内アクターの開発協力参画促進に向けた戦略的情報発信と、特に若者層を中心とした開発協力人材の育成セミナーや能力強化研修を行った。さらに事業の質の向上及び学術的な機構事業の成果の発信に向け、事業評価を着実に実施しつつ国際機関及び海外研究機関等との共同研究に積極的に取組み、成果の発信を行った。災害援助では国際的な連携枠組みに対する日本の経験・知見の発信等を通じ、国際水準の高い技術的貢献を行った。

1. 広報

- 統一性,一貫性のある情報発信に向け重点ターゲットやアプローチを整理し戦略的広報を展開。国内で約7,400件,海外で約31,600件の機構もしくはODAの報道につながった。
- 国内で特に関心の高いテーマは記者勉強会等を通じ積極的に情報を発信(シリア,スポーツ,母子 手帳,中小企業海外展開支援等)。
- ◎ 現地メディアを通じた情報発信【②】: ASEAN50周年に10か国から新聞記者を招聘。機構の対ASEAN 支援、日本のインフラ技術等、計46 件現地報道。
- ◎ **質の高いインフラ事業の推進**【①】: 日経新聞, 共同通信等主要メディアで鉄道事業支援の報道(インド, ベトナム, インドネシア)。CNN 香港で機構のインフラ事業が計5回放送。

2. 事業評価

- 10億円以上99件の外部評価,2億円以上10億円未満の案件91件の内部評価を実施,HPで公表。
- インパクト評価(ホンジュラス, タンザニア)推進と外部人材育成。プロセス分析(ケニア, タイ) のケーススタディ作成と外部向けセミナーの開催。
- 内部評価の質の向上:外部第三者によるメタ評価制度を新規導入。
- ◎ **国際ナレッジマネジメント (GDI) との知見共有【**②】:プロセス分析のケーススタディを共有し、 好事例の評価を得た。

3. 人材養成確保

- 能力強化研修の新設(社会基盤マネジメント,民間セクター開発)。
- 大学生向けセミナー等900名以上参加,一般社団法人 海外コンサルタンツ協会(ECFA) 共催人材セミナー800名参加。

4. 研究

- 効果的な事業実施や援助潮流の形成に資する研究を実施(日本の開発及びODAの歴史,中国等新興国の開発協力等)。SDGs達成に向けた国際機関,海外研究機関との共同研究・発信を積極的に実施(UNDP, CSIS, GDN)
- 各種研究成果を発信(ワーキング・ペーパー20本,書籍・報告書発刊10冊,セミナー開催26回等)
- ◎ プロジェクト・ヒストリーの充実化【③】:バングラデシュ廃棄物支援、フィリピン巨大台風ヨランダ、タイ東部臨海、インドデリーメトロを発刊。第一巻チリ・サケ養殖事業の発刊セミナーでは 産官学関係者による情報を発信。

5. 災害援助

- 国際基準能力の維持・迅速派遣に向けた基盤強化として各種研修や国際枠組みへの参加を通じ、各 種国際基準策定時のインプットや研修講師派遣等、日本の知見や技術で貢献。
- ◎ チーム派遣オペレーションの強化【③】:国際貨物輸送に係る研修の実施。チーム派遣オペレーシ

ョンの標準手順書の更新と活用。メキシコ地震時の対応迅速化に貢献。

- ② メキシコ地震被害における国際緊急援助隊・救助チームの派遣【③,④】:アジア地域から日本の み要請受領。派遣11か国中最も高い評価を得たと現地報道された。
- ② スリランカ支援(廃棄物処分場崩落事故,土砂災害) 【④】: 仙台防災枠組みを踏まえた提言と2 次災害防止に向けた技術的な助言を実施。提言はスリランカ大統領,首相にも報告がなされ,現地マスコミによる報道等,同国内で高い評価を得た。

<課題と対応>

引き続き、戦略的な情報発信を通じて国民の理解と支持基盤を醸成しつつ、多様な開発課題に対応する 開発人材の養成・確保に取り組む。また、事業の効果向上に向けて事業評価や研究成果の事業への活用を 一層促進し、国内外の研究機関と連携した研究成果の情報発信等を通じて国際援助潮流の形成に向けた議 論に貢献する。

3-5. 主務大臣による評価

評定: A

<評定に至った理由>

事業実施基盤の強化に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 広報

統一性,一貫性のある情報発信に向け重点ターゲットやアプローチを整理し戦略的広報を策定したほか,広報戦略で設定したターゲット分類に沿って,ウェブ,SNS,広報誌の掲載等様々なツールの動員や,ASEAN50周年やUHCフォーラム2017の開催に合わせた集中的な発信等,戦略的な広報に取り組んだ結果,国内で約7,400件,海外で約31,600件の機構もしくは0DAの報道につながった。

機構ウェブサイトのリニューアルを念頭にその方針(案)を策定した。また、プレスリリース発出数は目標50件に対して85件、フェイスブック投稿数は目標350件に対して1,045件,0DA 見える化サイト掲載案件の更新数は目標500件に対して1,207件と、いずれも目標を大きく上回って達成した。現地メディアを通じた情報発信として、ASEAN50周年に10か国から新聞記者を招聘し、「東南アジアの課題に貢献する日本の技術と経験」をテーマに、日本の技術・経験を取材する機会を提供した結果、機構の対ASEAN支援、日本の廃棄物処理や、環境と調和した都市計画等について、計46件の現地報道につながったことが評価される。

加えて、質の高いインフラ事業の推進として、インド、ベトナム、インドネシアの鉄道事業について、日経新聞、共同通信等主要メディアで報道がなされたほか、CNN 香港で機構のインフラ事業に係る30分間の番組が計5回放送され、日本のインフラ支援の意義が全世界に効果的に発信されたことも評価される。

2. 事業評価

10 億円以上 99 件の外部評価, 2 億円以上 10 億円未満の案件 91 件の内部評価を実施し HP 上で公表したほか, 横断分析や詳細分析等を取りまとめ「事業評価年次報告書 2017」として同じく HP 上で公表した。

事業評価の実施基盤強化の取組として,在外事務所が実施した内部評価結果の,自己点検制度に加え,外部第三者によるメタ評価制度(評価の評価)を新規導入したことに加え,海外投融資,SATREPS,開発政策借款,脆弱国における評価手法の整理や,外部事後評価レファレンスの改訂に取り組んだ。

また、世銀、ドイツ国際協力公社との国際会議の共催や、世銀・アジア開発銀行との合同ケーススタディ及びその結果をフィードバックするセミナーの開催、日本評価学会での事業評価に関する発表等を通じて、機構の知見の発信に取り組んだ。

加えて、タンザニアの民間連携事業を含む事業でインパクト評価を実施したほか、インパクト評価 に関する人材育成として、機構内外の関係者を対象として能力強化研修を実施した。また、事業効果 の発現プロセス分析として、ケニア、タイ等2件のケーススタディを作成し、結果を機構内外で共有 した 特に、世界銀行を中心に国際援助機関で推進する国際ナレッジマネジメント(GDI)との知見共有に係る取組として、プロセス分析のケーススタディを英文で提供し、世界銀行ウェブサイトで好事例として公開されたことが評価される。

3. 開発協力人材の育成促進・確保

質の高いインフラ輸出等の新たな課題を踏まえた能力強化研修として、「社会基盤マネジメント」や「民間セクター開発」を新設した。

また、国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)の情報発進力強化及び利用促進に向けたウェブサイトのリニューアルのため、システムを新規構築したことに加え、「中小企業海外展開支援事業特集」や「学生向けコンテンツ」を新設し、新規登録人数は1,875人となり、目標値(1,800人)を上回った。

4. 知的基盤の強化

効果的な事業実施や援助潮流の形成に向けて、日本の開発及び ODA の歴史や、中国等新興国の開発協力等の研究を実施したほか、SDGs 達成に向けて UNDP, CSIS, GDN 等の国際機関、海外研究機関との共同研究・発信を積極的に実施した。

また、ワーキング・ペーパー20 本、書籍・報告書発刊 10 冊、セミナー開催 26 回等、各種研究成果の発信に取り組んだ。

特筆すべき取組として、過去の JICA 事業の活動と成果を分析し、インタビューやエピソード等を取り入れた「プロジェクト・ヒストリー」として、新たにバングラデシュ廃棄物支援、フィリピン巨大台風ヨランダ、タイ東部臨海、インドデリーメトロに係る書籍を発刊した。また、第一巻チリ・サケ養殖事業の英文版出版記念セミナーをチリで開催し、産官学関係者によるサケ養殖の知見共有に貢献したことが評価される。

5. 災害援助等協力

前中期目標期間実績平均(24回)を上回る29回の研修・訓練を実施した。特に、チーム派遣オペレーション強化に取り組み、国際貨物輸送に係る研修の実施や、標準手順書の更新と事務局体制の強化を図ったことにより、メキシコ地震時の対応迅速化等に貢献し、メキシコ国民からの高い評価に繋がった。

また、WHOのグローバル感染症警報対応ネットワーク (GOARN) の作業部会等を通じて、緊急援助に係る国際的ネットワーキングを強化したほか、国際捜索救助諮問グループ (INSARAG) の会合・演習を始めとする様々な国際連携枠組において、機構の経験を活かして技術的な貢献を果たした。

特筆すべき取組としては、スリランカにおけるごみ処分場堆積物崩落被害、豪雨被害への対応において、仙台防災枠組を踏まえた提言と2次災害防止に向けた技術的な助言を実施したことが挙げられる。同提言はスリランカ大統領、首相にも報告がなされ、現地マスコミによる報道等、同国内で高い評価を得た。

以上の定性的な実績に加え、定量指標であるプレスリリース発出数が目標値(50 件)を上回る 85 件となったこと、フェイスブック投稿数が目標値(350 件)を大きく上回る 1,045 件となったこと、ODA 見える化サイト掲載案件の更新数が目標値(500 件)を大きく上回る 1,207 件となったこと、国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数が目標値(1,800 人)を達成する 1,875 人となったこと、国際緊急援助隊・感染症チームへの登録者数が目標値(150 人)を上回る 185 人となったことを踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

戦略的な国内外への情報発信を通じて、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組づくりの参画及び、納税者である国民の理解の醸成、多様な開発課題に対応する開発人材の養成・確保がなされることが期待される。加えて、事業の効果向上に向けて事業評価や研究成果の事業への一層の活用促進、国際緊急援助隊の対応能力の向上が期待される。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

・研究活動に、日本の開発協力の有効性を広く世界に認知せしめるような活動を期待したい。活動の 実績から、その有効性を科学的に説明する研究を広く発信し、日本が開発学の世界的中心となること を目指す、研究、研究所のあり方を示し、その実現に取り組むべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
No. 9	戦略的な事業運営のための組織基盤づくり			
業務に関連する政				
策・施策				
当該事業実施に係る	独立行政法人国際協力機構法第13条			
根拠(個別法条文等)				
当該項目の重要度,	_			
難易度				
関連する政策評価・	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力			
行政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力, 0128 独立行政			
	法人国際協力機構運営交付金			

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報(定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
情報共有基盤システムに係る研修実績	12 件(注)	12 件	27 件				

(注) 前中期目標期間実績平均

3-1.各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:4.(1),中期計画:2.(1)

年度計画

5. (1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

ア実施体制の整備

- ・ 戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを行うとともに、運用状況をレビューしつつ、今後の体制を検討する。また、効率的な業務運営のため、本部から国内拠点、海外拠点への支援を強化する。
- 外部の知見を効果的に活用するための経営諮問会議を新たに設置し、年2回の開催を通じて、組織経営を踏まえた視点から、機構の業務戦略に関する助言を得る。また、SDGs等の開発動向、国際援助潮流及び開発途上地域の情勢等を踏まえた視点から事業方針や取組に関する助言を得るため、主として海外の有識者から構成される International Advisory Board を新たに設置する。
- 各部門の役割・責任範囲を明確化するため、規程類の継続的な見直しを行う。
- 海外拠点の共有化・近接化の可能性を引き続き検討する。

イ 業務基盤の強化

• 業務の質の向上や業務軽量化のために新たに整備する機構内の情報共有基盤を着実に稼働させる。また、同基盤の効果的な活用促進と円滑な移行のため、利用者向け研修を実施する。

主な評価指標(定量的指標:なし)

- ・ 内外の政策的要請等に対応した組織・業務実施態勢の強化状況
- ・ 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況
- ・ 国内拠点の施設利用状況

3-2. 業務実績

No.9-1 実施体制の整備

(1) 組織・業務実施態勢の強化状況

関連指標	2017 年度	基準値
外部有識者の参加を得た、組織運営・事業戦略に関する会議の開催回数	3 回	_75

① 戦略的な事業運営基盤の構築に向けた組織体制の見直し、各拠点機能の強化

- ・ 戦略的に事業を運営する観点から適正な組織体制を継続的に検討し、「インフラ技術業務部」、「JICA 開発大学院連携準備室」の設置、「財務部」、「資金・管理部」、「債権管理部」の統合による合理化等の見直しを随時行った。また、国内拠点の体制について、所掌業務や業務合理化等の検討を行った。海外拠点については、安全管理に係る人員体制の強化を図った。
- ・ 地域の結節点として,国内機関が担う役割が大きく増す中において,機能強化策について取りまと めた。2018年度以降,随時,具体化を行う。
- ・ 在外拠点の共有化・近接化の新たな実績はないが、各拠点のオフィス賃貸契約の更新時に、個別に 共有化・近接化の可能性を検討している。

② 外部の知見の効果的な活用と業務戦略,事業方針の検討

- ・ 組織経営について助言を得ることを目的に、外部有識者を交えた経営諮問会議を定期的に開催する 体制を構築し、会議を開催した(5月、1月)。会議での委員からの助言等に基づき、長期経営戦略 の策定に着手する等、組織経営の改善に役立てた。
- ・ 国際社会で活躍する有識者から機構の事業方針や取組に関する助言を得て、事業の戦略性の向上等 を図ることを目的に、International Advisory Board を定期的に開催する体制を構築し、会議を開催した (6月)。会議での委員からの助言等に基づき、重要な事業戦略を改めて整理の上、中期的な地 域戦略やパートナーシップ戦略等を策定した。
- ・ 論点を明確化し、より戦略的な議論がなされるよう理事会運営細則を見直し、経営理事会と執行理 事会に区分した。また、陪席者、付議議題についても整理を図った。
- ・ 外部環境が大きく変化していることを踏まえ、2008年に策定されたJICAビジョンを見直し、「信頼」 をキーワードとした、新たなミッション・ビジョン・アクションを策定した(7月)⁷⁶。

(2) 国内拠点の利用・活用状況

関連指標	2017 年度	基準値 *	
国内拠点の利用者数	97.5 万人	73.5 万人 ⁷⁷	
研修施設の稼働率	57.8%	58.4% ⁷⁸	

^{*} 基準値は前中期目標期間実績平均。

⁷⁵ 新しい取組のための基準値なし

 $^{^{76}}$ ミッション「JICA は、開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現します」、ビジョン「信頼で世界をつなぐ」、アクション: 1. 使命感、2. 現場、3. 大局観、4. 共創、5. 革新

https://www.jica.go.jp/about/vision/index.html

⁷⁷ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

⁷⁸ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

- ・ 地域のニーズや特性をいかした創意工夫により、多様なパートナーとの連携構築やネットワークを 活用した事業の効果向上、また、日本の地域活性化にも資する取組を各国内拠点で実施した。主要 な例は以下のとおり。
- ▶ 横浜国際センター:2002年に開設された移住資料館の来館者数の累計が50万人を突破した。常設展示や企画展の開催を通じ、日本人の海外移住の歴史と日系人の活躍について広く理解を促進することに貢献している。
- ▶ 関西国際センター:関西地域の民間企業、NGO/NPO、大学・研究機関、自治体・政府機関等で構成され、SDGs(持続可能な開発目標)達成に向けた関西地域での活動促進を目的とした「関西SDGs プラットフォーム」が発足(12月)。JICA関西は経済産業省近畿経済産業局及び関西広域連合本部事務局と共に共同事務局を担っている。
- ・ 中部国際センター:名古屋駅南部に広がる大規模再開発エリア「ささしまライブ」のコンセプトである「国際歓迎・交流の拠点」を具現化するための場所として、なごや地球ひろばをリニューアルオープンした(10月)。まちびらきの2日間に4,000人が訪れ、SDGsと国際社会の取組への理解を促進する機会を提供した。また、愛知大学と共催で著名人(魚類研究家であるさかなクン)を招へいし、国際協力の理解促進を図った。
- ・ 北海道国際センター(帯広):草の根技術協力事業(地域経済活性化特別枠)「北海道フード特区・フードバレーとかち 海外展開支援を兼ねた東南アジア食産業人材育成」(提案自治体:帯広市,実施団体:帯広商工会議所,2014年~2016年)の一環として,マレーシアでのハラル認証を受けた大福の生産を開始した。2018年2月に十勝の工場で生産される和菓子8品に対するハラル認証(マレーシアJAKIM認証)を取得した。地元中小企業のマーケット拡大,マレーシアとの関係強化に繋がっている。
- ・ 四国支部: 四国地方ESD (Education for Sustanable Development) 活動支援センター開設に合わせ、四国NGOネットワーク及び環境省四国環境パートナーシップオフィスとSDGs推進をテーマとする「ESD学びあいフォーラム」を共催し、四国支部展示スペースでは、SDGsパネル展を開催した(7月)。これを機に、年2回開催をしている四国・NGO-JICAラウンドテーブルへのESD活動支援センター、環境省四国環境パートナーシップオフィスからの参加に繋がり、関係機関のネットワークが構築された。

No.9-2 業務基盤の強化

- (1) 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況
- ① 情報共有基盤の移行及び活用促進に向けた取組
- ・ 情報システム刷新計画及び情報システム整備計画に沿って、機構内のIT環境整備を進め、新情報共有基盤への切り替え、データセンター基盤の切り替えを行い、新情報共有基盤の利用を開始した。 この新基盤への円滑な業務移行のために機構内の利用者に対し、対面形式・WBT形式での研修を行った。
- ・ また,2016年度に完了した拠点間の情報通信網の安定的な運用に努めるとともに,拠点のステータス変更や移転に伴う各種対応を実施した。
- ・ 新情報共有基盤の活用促進に加え、引き続き、導入済システム (ノートPC, 無線LAN, リモートア クセスツール等) の活用の定着に努め、会議の効率化や紙資源の節約、働き方改革への対応等をさ

らに進めた。

② 業務システムの改善及び構築等を通じた業務基盤の強化に向けた取組

・ 「業務主管システム全体最適化方針」に沿って、2015年度に確立した推進体制(プログラム・マネジメント・オフィス)による管理・調整の下、各主要システムの更改を進め、2017年度は開発工程に着手した。また、共通データベース、共通サーバ基盤の構築についても、各主要システムの進捗と連携させながら、計画通りに進めている。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

国内外ともに、業務の拡大及び働き方改革等の状況の変化に対応可能な、効率的な組織の最適化に向けた検討を継続することが期待される。(2016年度主務大臣評価報告書 No.22「組織運営の機動性向上」)

<対応>

内外の情勢を踏まえた組織の最適化へ向けて、組織体制の見直し及び外部知見の活用等、迅速かつ柔軟な対応を行った。加えて、新情報共有基盤を整備したことにより、一層効率的な働き方を行う環境を整えた。具体的には、Skype for Business による Web 会議やインスタントメッセージの導入、グループウエア更改に伴う業務公電システムへの電子決裁機能の導入等が挙げられる。あわせて、一層簡易な手続きで在宅勤務を行うことを可能にし、働き方の多様化を推進した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定: B

根拠:評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

- 1. 実施体制の整備
- 経営諮問会議(2回)を開催し長期経営戦略の策定に着手。
- 理事会運営細則を見直し経営理事会と執行理事会を区分,付議事項を整理。
- 国内機関強化策を策定した。
- 各国内拠点にて多様なパートナーとの連携を通じた事業の効果向上、地域活性化に資する取組を実施(関西国際センター: SDGs達成に向けた関西地域での活動促進を目的とした関西SDGsプラットフォームの発足、横浜国際センター:移住資料館の累計来館者数が50万人を突破し、日本人の海外移住の歴史と日系人の活躍について広く理解を促進することに貢献)。
- 外部環境の変化を踏まえ2008年に策定されたJICAビジョンを見直し。
- ◎ 機動的かつ迅速な組織体制の見直し: JICA開発大学院連携準備室,インフラ技術業務部を設置。財務部,資金・管理部,債権管理部の統合による合理化。
- ◎ 外部の知見の活用:事業の戦略性の向上を図ることを目的にInternational Advisory Boardを開催,助言を踏まえて,中期的地域戦略及びパートナーシップ戦略を策定。
- 2. 業務基盤の強化
- 新情報共有基盤の導入,業務システムの改善及び構築を通じ業務基盤を強化。

<課題と対応>

引き続き、国内外の情勢を踏まえて、本部を含む国内拠点、海外拠点の体制について機動的な対応を行う。新情報共有基盤のより一層の活用に向け、機能改善等の検討・活用方法の周知を行う。

3-5. 主務大臣による評価

評定: C

<評定に至った理由>

戦略的な事業運営のための組織基盤づくりに向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

経営諮問会議(2回)を開催し長期経営戦略の策定に着手したほか,理事会運営細則の見直しや,国内拠点強化策を策定したほか,外部環境の変化を踏まえ 2008 年に策定された JICA ビジョンの見直しを実施した。

国内拠点においては、地域のニーズや特性をいかした創意工夫により、多様なパートナーとの連携構築やネットワークを活用した事業の効果向上に取り組み、利用者数は前中期目標期間実績平均 (73.5万人)を上回る97.5万人となった。

情報システム刷新計画及び情報システム整備計画に沿って、機構内のIT環境整備を進め、新情報共有基盤を導入し、利用者向けの対面形式・WBT形式での研修を実施した。

特筆すべき取組として、戦略的な事業運営の観点から、<u>組織体制を機動的に見直し</u>、JICA 開発大学院連携準備室、インフラ技術業務部の設置、並びに財務部、資金・管理部、債権管理部の統合による合理化を実施したこと、事業の戦略性の向上を図ることを目的に <u>International Advisory Board を 6</u>月に開催し、助言を踏まえて中期的地域戦略及びパートナーシップ戦略を策定したことを評価する。

他方、過年度に契約された案件に関する支払いの占める割合が、例年よりも増加したことにより、2017 年度の予算執行見込みが予算額を上回りかねない状況となった。これにより、技術協力プロジェクト、各種調査事業を中心に事業計画の見直しに迫られ、この過程で契約相手先等関係者に負担をかけたこと、新規 ODA 事業の実施規模を縮小せざるを得なくなったことを、外務省としても重く受け止めている。これは、機構全体の予算施行状況を把握すべき管理部門と、個別の事業を担当する各部局との間の調整が不足したことも要因と考えられるところ、「各部門の役割と責任範囲を明確化し、より柔軟かつ機動的な意思決定を行うための実施体制の構築・運営に取り組む」とする中期目標に沿わない、改善すべき事態と判断される。

以上の定性的な実績を踏まえると、定量指標である情報共有基盤システムに係る研修実績が目標値 (12 件)を大きく上回る 27 件ではあるが、各部門の役割と責任範囲の明確化を始めとする組織基盤 づくりの不十分さが予算執行管理に係る問題の発生に繋がったことから、中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要すると認め、「C」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

29 年度に発生した予算執行管理問題の原因究明に基づき,各部門の役割と責任範囲の明確化や,予算執行統制の強化,理事会を通じたガバナンスの強化,システムの改善等,組織基盤の徹底した強化がなされることを期待する。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

- ・JICA 評価は「B」ランクであるが、評価者は「C」ランクにして、JICA 本部の組織改革、特徴ある組織改革(円借款機能と技術協力機能の独自性と協調性の統合など)を断行すべきと考える。職員自らの経験と実績をもとに、協調性とダイナミズムのある組織へ JICA 職員自身が取り組むような組織運営を図るべきである。
- ・経営諮問会議や経営理事会の設置について記載があったが、体制整備をうけて、経営の戦略性(中身)の強化に努めていただきたい。その意味で、JICAが今年度中をめどに策定している長期経営戦略の内容と方向性は非常に重要となる。開発協力をとりまく内外環境が大きく変化する中で、また JICAの厳しい財務状況をふまえ、「JICA再生」のための抜本的な改革が必要と考える(他の項目で記載したように、ナショナルスタッフの登用、予算勘定と各種スキームの柔軟な運用、外部資金動員、知日人材を活用していく仕組みづくりを含め)。
- ・実施体制の整備をもって評価を「B」とすることでよいか、「C」の可能性を含めて要検討か。

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
No. 10	業務運営の効率化、適正化						
業務に関連する政策・施策							
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国際協力機構法第13条						
(個別法条文等)							
当該項目の重要度, 難易度	_						
関連する政策評価・行政事	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力						
業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力,0128 独						
	立行政法人国際協力機構運営交付金						

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報(定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
一般管理費及び業務経費の効率化	1.4%(注1)	1.4%	1.4%				
	以上						
有識者による外部審査を行った対象	70(注2)件	70 件	65 件				
契約件数	''						

- (注1) 前中期目標期間実績 1.4%
- (注2) 前中期目標期間の実績から 25%増として設定する。前中期目標期間実績平均 56 件 / 年

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:4.(2),中期計画:2.(2)

年度計画

2. (2) 業務運営の効率化,適正化

ア 経費の効率化

・ 運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の 合計について,業務の質の確保に留意しつつ前年度比1.4%以上の効率化を達成する。

イ 人件費管理の適正化

- 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。
- 手当を含めた役職員給与を国家公務員の給与水準も十分に考慮したうえで厳格に検証して給与水 準の適正化に取り組む。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

・ 詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。また、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を 検討する。加えて、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用の方策を継続的に検討す る。

エ 調達の合理化・適正化

- ・ 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。
- 契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の削減に取り組む。また、外部審査制度の活用、制度改善やセミナー開催などを通じ、透明性の向上や新規参入の拡大、競争性の向上に取

り組む。

• 適正な調達を継続的に行うための事務能力を強化するため、国内拠点、海外拠点に対する遠隔研修 や直接支援等を行う。

主な評価指標 (定量的指標及び実績は 2. 参照)

- 給与水準適正化の取組状況
- ・ 契約監視委員会等の実施状況と審査結果への対応状況

3-2. 業務実績

No.10-1 経費の効率化

・ 在外の事務所契約等の見直し、固定的経費の削減等の取組により、運営費交付金を充当する物件費 の前年度比率 1.4%の効率化を達成した。

No.10-2 人件費管理の適正化

関連指標	2017 年度	基準値
対国家公務員指数 (ラスパイレス指数) (年齢・地域・学歴勘案後)	101.6	100.6 ⁷⁹
総人件費(給与・報酬部分)	176.2 億円	168.3 億円 ⁸⁰

(1) 人員配置の見直し

・ 人員配置状況を精査し、2017年度の配置計画を策定・実施した。特に、安全管理等に関する政府や 社会からの要請に応え、在外事務所に安全管理担当者を配置した。

(2) 給与水準の適性化と総人件費管理

- ・ 2017年度の人事院勧告を参考にしつつ、国家公務員に準じて給与水準の引上げを実施するとともに、 役職定年制度、職務限定制度、勤務地限定制度を継続適用し、給与水準の適正化を図った。また、 給与水準及びその合理性・妥当性についてウェブサイトで公表した。
- ・ 安全対策強化等の趣旨で当局に認められた 27人分の人件費予算増も踏まえて採用や人員配置等を 行い、大きな予実乖離がない執行水準にて人件費を管理した。また、質の高いインフラ輸出の推進 や更なる安全対策強化等に係る10人分の人件費予算増が当局に認められた。

No.10-3 保有資産の必要性の見直し

- ・ 決算公告にて毎年資産情報の公開を行っている。
- ・ 竹橋合同ビル内区分所有部分については、主務省他と協議の上、執務室等として有効に利活用する 方針を決定した。

No.10-4 調達の合理化・適正化

関連指標	2017 年度	基準値 *
------	---------	-------

^{79 2015} 年度実績

-

^{80 2015} 年度実績

2016年度の調達実績の分析等を含め総合的に検討した結果を踏まえ、契約の競争性の拡大及び調達関連事務の合理化・適正化及び組織全体の調達リテラシーの向上に重点的に取り組んだ。具体的な取組は以下のとおり。

(1) 調達等合理化計画に基づく取組の実施状況

契約調達手続きの適正な実施と簡素化、効率化を促進した。具体的な取組は以下のとおり。

- 契約事務の適正で確実な遂行及び精算事務を集約する体制を安定的に運用した。
- ・ 民間連携事業及び草の根技術協力事業における契約手続きの更なる効率化及び実施体制の改善を 行った。

(2) 競争性のない随意契約の削減、透明性及び競争性の向上、新規参入の拡大への取組の実施状況

- ① 一者応札・応募の削減に向けた取組
- ・ 契約実績の定期的モニタリング,分析,契約監視委員会等における点検を継続的に実施した。案件の特性による業務の分割や発注規模拡大等の工夫の検討,仕様書の精度向上,説明会開催等の応募 勧奨拡大等の審議結果を踏まえて,同結果を機構内で周知するとともに,これらの取組を継続して 実施した。
- 新規参入の拡大を図るために、各種説明会、意見交換、意見招請等を継続的に実施した。
- ・ 公示予定案件の公表を継続し、公示時期の平準化を促進した。

② 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組

- ・ 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを行うとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施した。
- ・ 「参加意思確認公募」案件を一つの審議項目として追加し点検を実施した。

(3) 適正な調達を継続的に行うための実施基盤の確保

効率化、適正化のための組織全体の調達リテラシーの向上を目的に以下の取組を実施した。

- ・ 海外拠点の調達実施体制の適正化:本部の在外調達支援体制を維持し、全在外拠点からの問合せ対応 (942件) や調達事務への支援を継続した。また、海外拠点の調達手続きに関する参考資料を整備するとともに、短期在外調達支援要員を25拠点に計画的に派遣し、現地職員の計画的な育成と現地の体制整備を図った。
- ・ **国内拠点の調達実施体制の適正化**:国内拠点調達に係る相談・巡回指導,調達情報提供,調達支援 セミナー,調達部内の支援体制整備を通じて国内拠点への支援を強化した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、効果的な事業を実施するための効率化に向けた取組を継続するとともに、合理化、適正化の成果を適切にモニタリングすることを期待する。(2016年度主務大臣評価報告書 No.25「事務の合理化・適正化」)

事業に必要な態勢の強化を図りつつ,効率的な事業運営に向けた取組の継続を期待する。(同上 No.26

⁸¹ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

「経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し」)

引き続き「コンサルタント等契約における競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実なモニタリング並びに契約の監視及び情報公開を期待したい。(同上 No.23「契約の競争性・透明性の拡大」)

<対応>

効果的で適正な事業実施に向けて、2017年度は民間連携事業を始めとする制度改善と効率化、合理化を進めてきた。また、国内拠点、海外拠点等に対する研修や直接支援等を通じて、効率化、適正化のための組織全体の調達リテラシーの向上にも取り組んできた。2018年度には草の根技術協力の契約事務移管も予定されているため、必要な態勢整備を図りつつ、事業担当部署の実施・監理能力の向上支援を通じた適正で効率的な事業運営に向けて引き続き取り組む。

「競争性・公正性の向上に向けてのアクションプラン」の実施状況,成果を総括し、報告書ドラフトへの外部コメント取り付け中であり、2018年度上半期完成・公表予定。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定: B

根拠:評価指標の目標水準を下回っている一方,年度計画に対して所定の成果を上げていることから, 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

- 1. 経費の効率化
- 運営費交付金を充当する物件費の効率化目標を達成。
- 2. 人件費管理の適正化
- 給与水準の適正化を維持し、給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイトで公表。
- 3. 保有資産の必要性の見直し
- 保有資産情報を公表。竹橋合同ビルの利活用を決定。
- 4. 調達の合理化・適正化
- 調達等合理化計画に基づき,契約手続きの適正な実施と簡素化,効率化を促進。民間連携事業及び 草の根技術協力事業に係る契約手続きの効率化及び実施体制を改善。
- 一者応札・応募の削減に向け、契約実績の定期的モニタリング・分析、契約監視委員会等による点 検 、総合評価落札方式導入後の状況分析等を実施。
- 競争性のない随意契約について、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを実施。また、契 約監視委員会での継続的な点検を実施。
- 海外及び国内拠点の調達適正化及び実施体制の整備と強化への支援(海外:短期在外調達支援要員を25拠点に派遣,国内:巡回指導,調達支援セミナー等を開催)。

<課題と対応>

引き続き, 効率的な事業運営を行うための取組を継続する。

3-5. 主務大臣による評価

評定:B

<評定に至った理由>

業務運営の効率化、適正化に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 経費の効率化

運営費交付金を充当する物件費の効率化目標を達成した。

2. 人件費管理の適正化

給与水準の適正化を維持し、給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイトで公表したほか、安全管理等に関する政府や社会からの要請に応え、在外事務所に安全管理担当者を配置した。

3. 保有資産の必要性の見直し

保有資産情報を決算公告等で公表したことに加え、竹橋合同ビルを執務室等として利活用することを決定した。

4. 調達の合理化・適正化

調達等合理化計画に基づき、契約手続きの適正な実施と簡素化、効率化を促進したほか、民間連携 事業及び草の根技術協力事業に係る契約手続きの効率化及び実施体制の改善を実施した。

競争性のない随意契約の削減に係る取組として、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを行うとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施した。

海外及び国内拠点の調達適正化及び実施体制の整備と強化への支援として,短期在外調達支援要員 を25 拠点に派遣したほか,国内においては巡回指導や調達支援セミナー等を開催した。

なお、定量指標に定めている「有識者による外部審査を行った対象契約件数」は、65件と目標値(70件)を僅かに下回ったが、これは運営費交付金事業の予算執行状況の影響を受けて、外部審査の対象となるコンサルタント等契約の新規公示数そのものが想定より大幅に減少した(2017年度の機構の契約件数全体は798件と、前年度1,003件よりも約2割少ない)ことによるものであり、機構のコンサルタント等契約の一部の案件において選定プロセスの一環に外部者を参加させるという実質的な目的は達成していると認められる。

以上の定性的な実績に加え、定量指標である一般管理費及び業務経費の効率化が目標値(1.4%)を達成する1.4%となったこと、有識者による外部審査を行った対象契約件数が実質的には目標を達成していると考えられるところ、中期計画における所期の目標を達成する成果が得られていると認め、「B」評価とする。

<指摘事項,業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など) 引き続き,効率的な事業運営を行うための効率化に向けた取組を継続することを期待する。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

特になし。

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
No. 11	財務内容の改善							
業務に関連する政策・								
施策								
当該事業実施に係る根	独立行政法人国際協力機構法第13条							
拠 (個別法条文等)								
当該項目の重要度,難	_							
易度								
関連する政策評価・行	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力							
政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力,0128 独立							
	行政法人国際協力機構運営交付金							

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014年度	2015 年度	2016年度			
該当なし										

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:5. 中期計画:3.

年度計画

- 3. 財務内容の改善に関する事項
- 運営費交付金を充当して行う業務について,以下 6.に示す予算,収支計画及び資金計画に基づき事業の質の確保に留意して適正な予算執行管理を行う。また,前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析する。
- 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

3-2. 業務実績

No.11-1 運営費交付金を充当して行う業務に関する予算執行管理の状況

- ・ 中期計画及び年度計画別表(予算,収支計画及び資金計画)に基づき,年度当初に予算編成及び配分を行うと共に,月次で進捗をモニタリングし,予算執行管理を行った。
- ・ 開発協力に対する支援ニーズの増加及び迅速化への対応のため,2015年度から2016年度にかけて,後年度負担を伴う技術協力事業実施を促進した結果,2017年度の予算執行見込みが予算額を上回りかねない状況となった。これにより,2017年10月以降,新規事業の着手を大幅に抑制し事業計画の見直しを行ったが、この過程で契約相手先等関係者との間で一部混乱を招いた。
- ・ 上記を踏まえ、再発防止として、技術協力事業の後年度負担管理上の課題を改めて確認し、運営費 交付金事業の予算執行管理体制及び業務フローの見直し等を含め統制強化に着手した。
- · 2017年度末時点の運営費交付金債務残高は,201.0 億円となっており,その内訳は以下のとおりである。

運営費交付金の残84.5 億円前渡金116.0 億円

前払費用,長期前払費用等 0.4 億円

- (注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・ 2017年度末時点の運営費交付金の残の発生理由は、相手国側機関の都合等により、当初の計画に変 更が生じ、年度をまたいで契約せざるを得なかった等の事情による。

No.11-2 自己収入の確保に向けた取組と管理・運用の状況

- ・ 自己収入のうち事業収入は消費税の還付等を除く5.4億円(2016年度実績4.8億円,2017年度計画額 2.5億円)となった。計画額からの主な増要因は在外事務所の移転に伴う差入保証金の戻入等の雑収 入の増による。
- ・ また、寄附金収入は3,600万円(同1,700万円,1,500万円)となり、「世界の人びとのためのJICA 基金」を通じた支援事業(新規15件,継続11件)及び、使途特定寄附金事業による「ラオスにおけるニコン・JICA奨学金制度」及び「アマゾン保護区における自然環境分野の研究・教育関連施設建設事業」に使用した。
- ・ また,海外開発計画調査事業等の受託事業収入は2.9億円(同3.3億円, 2.8億円)で,当該事業の実施費用に充当した。
- GCFの認証機関に機構が認定され、今後同基金の資金活用が可能となる(No.4-1 参照)。
- ・ 米州開発銀行と中南米地域における地場中小零細企業の競争力強化等のための共同調査の受託に 係る収入300万円を得た。
- ・ SATREPS事業「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖の確立に資する赤潮早期予測システムの 構築と運用」の社会実装に係る追加の活動部分の受託について主務大臣の承認が得られた。本邦企 業(三井物産株式会社)が有する環境基金からの資金を得て、事業効果の拡大を予定。

その他財務内容の改善や開発資金の動員等に資する取組

- ・ 機構債の発行は2016年12月に決定された日本政府のSDGs実施指針の具体的施策(「社会貢献債の発行(JICA)」)として位置付けられている。6,9,12月にソーシャルボンドを計600億円発行し,4月に政府保証外債5億ドルを発行し,国内外の民間資金を成長市場である開発途上国のために動員した。
- ・ コンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」について、中央アフリカ森林イニシアティブ(CAFI)基金に応募し、400万ドル規模の事業の受託が決定した。本基金にてスケールアップして実施予定(No.4-3 参照)。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き,年度末の運営費交付金債務残高の削減に向けた,要因分析,対応策の検討を期待したい。 (2016年度主務大臣評価報告書 No.27「予算(人件費の見積を含む),収支計画及び資金計画(有償資金協力勘定を除く)」)

<対応>

運営費交付金について,予算執行状況を細かくモニタリングする等,予算執行管理に取り組むと共に,相手国側機関のニーズ等,現地事情を踏まえた予算見直しを適宜行った。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定: C

根拠:以下1. 予算執行管理に記載した事象により, 年度計画に照らして目標水準を下回ると判断される。

1. 予算執行管理

△ 開発協力に対する支援ニーズの増加及び迅速化への対応のため、2015年度から 2016年度にかけて、 後年度負担を伴う技術協力事業実施を促進した結果、2017年度の予算執行見込みが予算額を上回り かねない状況となった。これにより、2017年10月以降、技術協力プロジェクト、各種調査事業を中 心に事業計画の見直しを行ったが、この過程で契約相手先等関係者との間で一部混乱を招いた。

2. 自己収入の確保に向けた取組

- 自己収入のうち事業収入は消費税の還付等を除く5.4億円。寄附金収入3,600万円は、「世界の人び とのためのJICA基金」を通じた支援事業(新規15件、継続11件)及び使途特定寄附金事業に使用。
- ◎ 外部資金の活用:機構が緑の気候基金(GCF)の認証機関に認定。今後、GCFの資金を活用した気候変動対策事業を形成・実施予定。
- ◎ **事業の受託**:米州開発銀行と中南米地域における地場中小零細企業の競争力強化等のための共同調査の受託に係る収入300万円を得た。

3. 開発資金の動員に資する取組

- 機構債に関して、ソーシャルボンドを計600億円、政府保証外債を5億ドル発行し、国内外の民間資金を開発途上国支援に動員。
- ◎ コンゴ民主共和国の森林保全モニタリングに係る事業の拡大のための資金として、中央アフリカ森 林イニシアティブ基金 (CAFI) より400 万ドル規模の事業の受託が決定。

<課題と対応>

上記の技術協力事業の後年度負担管理に関する課題を踏まえ、予算統制部局の強化、予算管理体制や 予算管理におけるフロー及びシステムの改善・強化、予算リテラシーの向上等により、予算執行管理に 係る統制の強化に取り組んでいる。

自己収入(特に受託収入)の確保に関しては、機構法第13条第1項及び第2項に定める業務の遂行に支 障が生じないよう留意しつつ、多様な資金の動員に向け一層の取組を図る。

3-5. 主務大臣による評価

評定:D

<評定に至った理由>

財務内容の改善に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 予算執行管理

過年度に契約された案件に関する支払いの占める割合が、例年よりも増加したことにより、2017年度の予算執行見込みが予算額を上回りかねない状況となった。これにより、技術協力プロジェクト、各種調査事業を中心に事業計画の見直しに迫られ、この過程で契約相手先等関係者に負担をかけたこと、新規 ODA 事業の実施規模を縮小せざるを得なくなったことを、外務省としても重く受け止めている。これは、「事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う」とする中期目標に沿わない、抜本的に改善すべき事態と判断される。

2. 自己収入の確保に向けた取組

JICA が緑の気候基金 (GCF) の認証機関に認定され,今後 GCF 資金を活用した気候変動対策事業を形成・実施可能となったこと、米州開発銀行と中南米地域における地場中小零細企業の競争力強化等のための共同調査の受託収入 (300 万円) を得たことは、自己収入の確保に向けた取組として評価される。

3. 開発資金の動員に資する取組

ソーシャルボンドとして,機構債を計600億円,政府保証外債を5億ドル発行し,国内外の民間資金を開発途上国支援に動員した。

また、コンゴ民主共和国の森林保全モニタリングに係る事業の拡大のための資金として、<u>中央アフリカ森林イニシアティブ基金(CAFI)より400万ドル規模の事業の受託が決定した</u>ことは、開発資金の動員に資する取組として評価される。

以上の定性的な実績を踏まえると、自己収入の確保に向けた取組としてGCFの認証機関に認定され、今後より拡大した気候変動対策事業の実施が可能となったことや CAFI から 400 万ドル規模の事業を受託することで開発資金の動員に資するなど、限られた財源で成果を上げるための積極的な取組を実施したこと等評価される成果はあるものの、予算執行管理の問題において関係者及び我が国の ODA 事業実施に与えた影響を外務省としても重く受け止めている。機構は既に、「予算執行管理室」の創設や、理事会を通じたガバナンスの強化、「予算執行管理改善に関する第三者諮問委員会」の立ち上げ等を通じて、予算執行管理体制の改善、内部統制の強化に取り組んでいるが、中期計画における所期の目標を下回っており抜本的な改善の取組を継続的に行う必要があるため、「D」評価とする。なお、有識者からの意見にもあるように、自己評価書において、より適切な状況把握や、分析と対策が記載されているべきであった。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

今回の予算執行管理問題を深刻な事態として受け止め、関係者への影響を最小限とすることに留意 しつつ、予算執行管理体制の改革を含む再発防止策の策定・実施を通じて、事態の早期正常化が実現 することを期待する。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

- ・予算執行管理の問題は、「一部混乱を招いた」ではすまない深刻な事態と認識している。問題発生後の組織内の情報共有(タイミング、経営陣とのコミュニケーション等)、及び対応方法も問題があった(一律的な予算カット、コンサルタントへの皺寄せ、研修事業への影響等)。
- ・2018~19 年度で予算を上回る事業ニーズが少なくとも 100 億円程度あるとのことだが、技術協力事業の規模に照らすと、資金不足の影響は大きい。 JICA は今般の事態が今後の JICA 事業運営に与える影響を分析し、技本的な改革が必要と考える(上記 No. 9 に関連)。
- ・これは「D」に相当する重い事態と考える。
- ・予算の執行管理に関する重大な問題が生じ、2018年度もその余波が続いている。報告書では、この 点に関する説明が必ずしも十分ではなく、組織運営に関する基本的な業務遂行にどの程度の問題があ ったのか、わかりにくい。従って報告書からは、今後、二度と同じ問題を引き起こさないための分析 と対策が見えてこない。
- ・昨年に引き続きリスク管理上の問題が表面化したことは極めて遺憾である。とりわけ今回の予算執行管理上の問題は、管理システムの技術が高度化した現在では、初歩的なミスとの評価を受けることも免れない。機構業務の拡大、複雑化と周囲の期待に組織が追いついていない現実を認識し、組織の

将来を展望した改革を期待したい。

- ・JICA 評価は「C」ランクであるが、評価者は「D」評価ではないかと考えている。JICA は 2015~2016 年度にかけて、後年度負担を伴う技術協力事業実施を行った結果…と述べているが、それは予算管理 不足がもたらした結果である。財務マネジメントという基本中の基本が欠如した結果と言える。それ にしても、国民の税金をもとに事業を展開している組織が財務マネジメント不足とは、評価の領域を 越えている。
- ・しかも、その結果は、日本の国際協力を支えている人びと、企業、団体に多大な運営上、経営上の 損害を与えている。JICA は自らの査定で「契約相手先等関係者との間で一部混乱を招いた」と述べて いるが、内外にわたって多くの人びと、企業、団体等が被害者になっていることを深く反省すべきで ある。

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報
No. 12	安全対策
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国際協力機構法第13条
(個別法条文等)	
当該項目の重要度, 難易度	【重要度:高】【難易度:高】関係者の安全の確保は機構事業を安定的に実施す
	る上での大前提となる要因であること。また、不確実性が高く、目標の達成が
	機構の努力だけではコントロールできない外部の要因に左右され、かつこれま
	でに比べて業務の対象の拡大や、大幅な取組の強化を伴うこと。
関連する政策評価・行政事	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力
業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力,0128 独
	立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報(定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
事業関係者等の安全対策研修の受講者	3,000 人	3,000 人	6,924 人				
数 / うち, テロ対策研修受講者	/	/	/				
	720 人	720 人	769 人				
	(注)						

(注) 前中期目標期間の実績から約 25%増として設定する。前中期目標期間実績平均 2,381 人 / 年

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:6., 中期計画:4.

年度計画

- 4. 安全対策に関する事項
- ・ 国際協力事業関係者の安全確保のため、「国際協力事業安全対策会議最終報告(2016年8月)」に基づき、安全対策の強化に向けた取組を行う。具体的には、脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化や日本政府と連携した情報共有の徹底、事業関係者等に対する行動規範の共有の徹底、海外拠点等でのハード・ソフト両面の防護措置の強化、安全対策に係る研修・訓練機会の整備と拡充、及び危機発生時の対応能力強化や事業関係者に対する支援策の検討等を着実に推進する。
- ・ 施設建設等事業の工事安全対策に関し、工事安全対策に関する指針文書の適切な運用や現場における 安全対策の強化を通じ、安全対策に関する取組を徹底する。特に、事故の件数の多い国や事業規模の 大きい国での安全対策を重点的に実施する。

主な評価指標(定量的指標及び実績は 2. 参照)

- ・ 海外における事業関係者の武力紛争,テロ,一般犯罪,交通事故,自然災害等による被害の低減に 向けた取組状況
- 工事事故の低減に向けた取組状況

3-2. 業務実績

No.12-1 海外の事業関係者の安全対策に係る取組状況

関連指標	2017 年度	基準値
------	---------	-----

(1) 脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化、情報共有の徹底

- ・ メディアや外部情報リソース,政府・他ドナー,海外拠点に配置された安全対策アドバイザー等から世界各国・地域の治安動向等に係る安全情報を常時収集・分析し,国際協力事業関係者に迅速な情報提供と注意喚起を行った。
- ・ 在留届及び「たびレジ」への登録を関係者に周知徹底するとともに、コンサルタント等との契約で 登録を義務化した。さらに、機構ウェブサイトに安全対策の専用ページ⁸³を新たに開設し、関係者 が各種の安全対策情報を一元的に確認できる体制を整えた。
- ➤ 国際機関等(国連安全保安局(UNDSS),世界銀行等)との情報共有等の連携強化のため,役員 レベルでの意見交換,在外拠点における現場レベルでの脅威情報の交換等の連携及び人事交流(世 界銀行に機構職員をインターンとして約1か月間派遣)を実施し、脅威情報の分析手法の改善に役 立てた。

(2) 行動規範の徹底

- ・ 機構の事業を遂行する上で必要な入国,滞在時の安全対策のルールを機構独自に定めた国別の安全 対策措置(渡航措置及び行動規範)を合計122か国で策定・改定した。機構と契約関係にある事業 関係者に対し,契約書で機構の安全対策措置の遵守を義務化するとともに,機構と契約関係のない 国際協力事業関係者に対しても,安全対策の一助として提供を開始した。また,11月には機構ウェ ブサイトにも掲載し,さらに現地でも安全対策連絡協議会の開催等を通じて関係者に周知徹底した。
- ・ 上記に加え、特に脅威度の高い13か国への全渡航者を対象に渡航前に安全対策ブリーフィングを行い、安全対策措置を含む安全情報を提供した。

(3) 海外拠点等での防護措置の強化

・ プロジェクト開始前に在外事務所を中心に現地治安情勢を確認している。その中でも特に脅威度の 高い国を中心に、合計24か国で安全評価調査(国全体の治安情勢・リスク分析、事業現場の安全対 策状況の点検等)を実施した。また、有事発生時に備えた海外拠点等での防護措置の強化のため、 合計23か国で防弾車の調達を開始し、9か国で避難場所整備に向けた調査を実施した。

(4) 研修・訓練機会の整備と拡充

- ・ 国際協力事業関係者(機構内部人材含む)を対象とした座学研修(1,023名受講),テロ対策実技研修(769名受講),及びウェブ研修(13,073アクセス)を実施するとともに,在外関係者に対する現地安全対策研修を合計44か国で実施した。
- ・ 国内の地方在住者や企業の安全管理者が受講できる研修メニューを拡充するとともに、ビデオ教材、 ハンドブック等の研修教材を拡充すべく作成に着手した(2018年度に運用開始予定)。

(5) 危機発生時の対応能力の強化

・ 緊急事態発生時の初動対応マニュアルを改訂するとともに、本部で同マニュアルを基にした机上訓練を実施した。また、2017年8月に大統領選挙を控えて現地の治安状況の不安定化が懸念されてい

_

⁸² 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

⁸³ https://www.jica.go.jp/about/safety/index.html

たケニア事務所で、有事発生時を想定した空港までのエスコート警備も含む退避訓練を行った。加 えて、有事対応の際に設置する緊急事態オペレーションルームを本部に整備した。

- ・ テロ・騒擾等に伴う国外退避支援サービス (チャーター機手配含む) について,機構と直接契約関係にない資金協力事業関係者も含む契約とした。
- ・ 事件・事故発生時の直接・間接被害者に対するメンタルケア強化の一環として、内部向けのWBT 「JICA 関係者の緊急(重症傷病発生)時の対応」を導入した。

No.12-2 工事安全対策に係る取組状況

関連指標	2017 年度	基準値
事故事案報告件数(事業規模1兆円当たり)	13 件	23 件84
実施状況調査,安全管理セミナー,円借款事業(STEP)施工安全確認調査 の件数	135 旦	137 回 ⁸⁵

(1) 指針文書の適切な運用

- ・ 施設建設等事業の安全対策委員会(12月)で2017年度上半期の事故発生状況を確認するとともに、 2014年度策定の「ODA建設工事安全管理ガイダンス」について見直すべき項目等を検討した。
- ・ 施設等建設を伴う全18件の技術協力事業をモニタリングし、必要に応じてガイダンスに基づく安全 対策が取られるよう指導した。また、有償資金協力案件25件、無償資金協力案件71件を対象に実施 状況調査を行った。加えて、現場関係者や事務所員を対象とした安全管理セミナー38件を実施した。

(2) 施工現場の安全対策の強化

① 事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策

- ・ 近年事故件数の多いインド、タイ、ベトナム等で実施実況調査を実施し、インドでは安全管理セミナーも併せて行った。ベトナムにおいては技術協力プロジェクトとして「建設事業における積算管理、契約管理及び品質・安全管理能力向上プロジェクト」も実施中であるほか、鉄道セクターにおいて、定期的に実施している円借款事業(STEP)施工安全確認調査を実施した。
- ・ 工事安全対策にかかる助言を担当し、実施状況調査を行う企画調査員(資金協力)について、全体で1名の増員を決定し、事故件数・事業規模等を勘案し、在外事務所への配置を見直した。

② 事故の防止に向けた取組

・ 実施状況調査,安全管理セミナー,安全パトロールを実施しているほか,コンサルタント/コントラクターからの事故報告に対して原因や再発防止策に向けた技術的な確認と助言を行っている。

③ 建設工事の安全対策・事故防止を主管する省庁等に対する協力(技術協力及び研修)

- ・ 技術協力プロジェクトを通じた相手国政府の安全対策や事故防止を促進する取組として、ベトナム 「建設事業における積算管理、契約管理及び品質・安全管理能力向上プロジェクト」やモンゴル「建 設分野における労働安全管理能力強化プロジェクト」を実施している。また、ミャンマー「道路橋 梁技術能力強化プロジェクト」では安全管理ワークショップを開催した。
- 課題別研修では、「社会基盤整備における事業管理」で安全・衛生管理を講義した。また、「労働

⁸⁴ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

⁸⁵ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

安全衛生政策向上」でも、労働安全衛生、安全対策教育等に関する講義を実施している。加えて、南アジアODAローンセミナーでは実施機関等を対象に工事安全対策を講義した。

(3) 戦略的な取組及び成果

国際建設技術協会との共催により「ODA 建設工事におけるコンサルタントの工事安全管理能力コース (初級編)」を開催した (修了者 39 名)。同研修は初心者を対象にしているが、今年度初めての取組として、施工監理業務経験者を対象に、ケーススタディを盛り込んだ中級編を開催した (修了者 11 名)。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

国際協力事業安全対策会議に基づく各種強化策の着実な実施及び,不断の見直しが求められる。(2016年度主務大臣評価報告書 No.20「安全対策の強化」)

<対応>

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に示された強化策について全て着手し、おおむね完了した。今後は現在継続的に取り組んでいる強化策を着実に完了させるとともに、効果的・効率的な運用への不断の見直しを行う。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定:B

根拠:評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に対して所定の成果 を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

- 1. 海外の事業関係者の安全対策に係る取組
- 脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化(メディアや安全対策アドバイザー等多様な情報ソースから世界各国・地域の治安動向に係る安全情報を常時収集・分析),情報共有の徹底,2)行動規範の徹底(122か国を対象に国別安全対策措置を策定・改訂),3)海外拠点等での防護措置の強化(24か国を対象に安全評価調査を実施),4)研修・訓練機会の整備と拡大(44か国を対象とする現地安全対策研修等の実施),5)危機発生時の対応能力の強化(初動対応マニュアルの改訂)を実施。
- ◎ **国際機関との連携強化**:各在外拠点での国連安全保安局(UNDSS: United Nations Department of Safety and Security)等と現場レベルでの脅威情報の交換等の連携を促進。世界銀行に機構職員をインターンとして派遣する等の人事交流を実施し、脅威情報の分析手法を改善。
- 2. 工事安全対策に係る取組
- 施設建設を伴う全技術協力事業のモニタリングを実施し、ガイダンスに基づく安全対策の指導を実施。有償資金協力25件、無償資金協力71件を対象に実施状況調査を実施。
- 事故件数の多い国や事業規模の大きい国にて、安全対策・事故防止を主管する省庁等に対する技術 協力プロジェクトや課題別研修を通じた協力を行い、施工現場の安全対策を強化。
- ② コンサルタントの工事安全監理能力の向上:国際建設技術協会との共催により,施工監理業務経験者を対象に「ODA建設工事におけるコンサルタントの工事安全管理能力コース(中級編)」を新規に開催。

<課題と対応>

「国際協力事業安全対策会議最終報告」を踏まえ、各種強化策を着実に進める。特に、脅威情報の収集・

分析能力を強化するとともに、全ての関係者が事業の一部として安全対策に取り組む仕組みを構築する。 また、事業関係者の危機管理意識が維持されるよう、研修・情報発信等を通じて継続的に意識喚起に取り 組む。

3-5. 主務大臣による評価

評定:B

<評定に至った理由>

安全対策に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 海外の事業関係者の安全対策に係る取組

脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化として、メディアや安全対策アドバイザー等多様な情報ソースから世界各国・地域の治安動向に係る安全情報を常時収集・分析を行い、国際協力事業関係者に迅速な情報提供と注意喚起を実施した。

行動規範の徹底に係る取組として、122 か国を対象に国別安全対策措置を策定・改訂したことに加え、機構と契約関係にある事業関係者に対する契約書での安全対策措置遵守の義務化や、契約関係のない関係者にも安全対策措置の提供を実施したほか、特に脅威度の高い 13 か国への全渡航者を対象に渡航前に安全対策ブリーフィングを行い、安全対策措置を含む安全情報を提供した。

海外拠点等での防護措置の強化として、プロジェクト開始前に在外事務所を中心に現地治安情報を確認し、その中でも特に脅威度の高い国 24 か国を対象に安全評価調査を実施し、23 か国で防弾車の調達を開始、9 か国で避難場所整備に向けた調査を実施した。

研修・訓練機会の整備と拡大の取組として、国際協力事業関係者を対象とした座学研修を 1,023 人、テロ対策実技研修を 769 人に対して実施したほか、ウェブ研修 (13,073 アクセス) を実施したことに加え、前中期目標期間の実績平均 (30 か国) を上回る 44 か国を対象とした現地安全対策研修等を実施した。

危機発生時の対応能力強化の取組として、初動対応マニュアルを改訂するとともに、本部での同マニュアルを基にした机上訓練や、ケニア事務所での有事発生時を想定した空港までのエスコート警備を含む退避訓練を実施したことに加え、有事対応の際に設置する緊急事態オペレーションルームを本部に整備した。

特に評価される取組として、<u>国連安全保安局(UNDSS)</u>,世界銀行等との情報共有等の連携強化を目的として、役員レベルでの意見交換や、在外拠点での脅威情報の交換等の連携を促進したほか、<u>世界銀行に機構職員をインターンとして派遣する等の人事交流を実施</u>し、脅威情報の分析手法の改善に取り組んだことは、評価される。

2. 工事安全対策に係る取組

施設建設等事業の安全対策委員会において、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」の見直すべき項目等を検討したことに加え、施設建設を伴う全技術協力事業のモニタリング及びガイダンスに基づく安全対策の指導を実施したほか、有償資金協力 25 件、無償資金協力 71 件を対象に実施状況調査を実施し、加えて現場関係者や事務所員を対象とした安全管理セミナーを 38 件実施した。

事故件数の多い国や事業規模の大きい国において、実施状況調査や安全管理セミナーを実施したことに加え、安全対策・事故防止を主管する省庁等に対する技術協力プロジェクトや課題別研修を通じた協力を行い、施工現場の安全対策の強化を働きかけ、工事安全対策に取り組んだ。

特に、国際建設技術協会との共催により、「ODA 建設工事におけるコンサルタントの工事安全管理能力コース(初級編)」を開催したことに加え、施工監理業務経験者を対象に「ODA 建設工事におけるコンサルタントの工事安全管理能力コース(中級編)」を新規に開催したことは、コンサルタントの

工事安全管理能力の向上に資する取組として評価される。

以上の定性的な実績に加え,定量指標である事業関係者等の安全対策研修の受講者が目標値(3,000人)を大きく上回る6,924人となったことを踏まえ,中期計画における所期の目標を達成していると認め,「B」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づく各種強化策の着実な実施を期待する。特に、国際機関等との連携強化を通じて脅威情報の収集・分析能力の強化や、研修等を通じた事業関係者の危機管理意識喚起の取組に期待する。

< その他事項> (有識者からの意見聴取等) 特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
No. 13	効果的・効率的な開発協力の推進					
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱,平成29年度開発協力重点方針					
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国際協力機構法第13条					
(個別法条文等)						
当該項目の重要度, 難易度	_					
関連する政策評価・行政事	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力					
業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力,0128 独					
	立行政法人国際協力機構運営交付金					

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 /	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
		年					
SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦	30 件						
略性の強化が図られ, 国際的に対外発信さ	(注)	6 件	12 件				
れた協力プログラム等の数	(2017-20						
	21)						

⁽注) 各年度で全世界で6件以上を基準として設定する。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:7.(1),中期計画:5.(1)

年度計画

5. (1) 効果的・効率的な開発協力の推進

ア 予見性, インパクトの向上

- ・ 国・地域の課題を把握、分析し、協力の方向性を取りまとめたJICA国別分析ペーパー(JICA Country Analytical Work)を策定または改定し、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施モニタリングにも活用する。
- ・ 開発課題の現状や解決策について検討し、それを事業に反映することにより、課題対応力を強化する。特に、課題別指針及びポジションペーパー等の分野・課題別の協力方針等を策定または改定し、事業形成や実施にも活用する。
- ・ SDGsへの貢献を明確化するため、SDGsに向けた対応を記載したポジションペーパー等に基づき、 重点的に取り組む協力プログラム等を選定し、その内容や成果を国際的に発信する。

イ 効果・効率性の向上

- ・ 日本政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、日本政府とと もに開発効果の高い事業の形成・実施に向けた制度や運用の改善を行う。
- ・ 技術協力については、上記にも対応した制度や運用の改善や導入を行うほか、留学制度を活用した 人材育成の推進のための制度・運用の改善を行う。また、帰国研修員による各国でのネットワーク の強化や活動の活性化のため、各国の同窓会活動の事例共有等を行う。
- ・ 有償資金協力については、質の高いインフラパートナーシップ関連の新規施策の実施(円借款の迅速化等)に取り組む。
- ・ 無償資金協力については、「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」(2016年6月外務省) を踏まえた制度の改善や導入を行う。
- 各種の事業や調査研究等から得られた知見や教訓を活用するため、ナレッジマネジメントネットワ

ークを推進し、SDGs等に関するナレッジの蓄積, 共有, 発信を行う。

主な評価指標(定量的指標及び実績は 2.参照)

- ・ 機構の専門的知見や教訓を反映させた地域・国・課題等に関する協力方針の策定・改定・活用状況
- ・ 上流政策から事業レベルまでの支援を展開する協力プログラム等のうち、SDGsへの貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られた協力の実施状況
- ・ 迅速性, 効率性, 事業の質の向上等の様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善及び事業への活用状況

3-2. 業務実績

No.13-1 予見性, インパクトの向上

関連指標	2017 年度	基準値
地域・国・課題別の協力方針(JICA 国別分析ペーパー(JCAP),事業計	142 件	146 件 ⁸⁶
画作業用ペーパー,課題別指針,ポジションペーパー)の新規策定・改		
定数		

(1) 戦略的な事業展開に向けた国・地域別及び課題別の対応力強化

- ・ 中期的な地域戦略及び課題戦略の策定:国際社会の情勢、日本政府の外交政策、開発援助の動向の変化を踏まえた戦略的な開発協力に取り組むため、中期的な事業展開の方向性と具体的なアクションを明記する形で中期計画上の4つの課題領域における課題戦略及び6つの地域における地域戦略等を新たに策定した。
- ・ 地域・国別の留学生受入中期5か年戦略の策定:これまでスキーム・プログラム毎に検討や受入を 行っていた機構の留学制度を活用した人材育成事業の戦略性を高めることを目的に、地域・国別の 留学生受入中期5カ年戦略(2017-2021年度)を新たに策定。地域毎の受入の方向性(分野、人選戦 略等)や案件形成の方向性について、機構内の方針が明確化された。また、我が国の質の高いイン フラ推進に関する各種政策を踏まえ、相手国政府と日本側関係者の双方が協力して、将来的に道路 維持管理や水道事業経営の中核を担うことが期待される有望な人材を育成する新たなプログラム を開始した。また、一部の国において、どの開発課題に対応する人材をどの省庁・組織からリクル ートするかを整理するとともに、今後の人選をより効果的に行うべく省庁等においてリーダーとな る人材がどのようなキャリアパスを経るのかについて調査を行った。
- ・ JICA国別分析ペーパー (JCAP) の策定: これまでに52か国を対象とするJICA国別分析ペーパー (JCAP) と116か国を対象とする事業計画作業用ペーパーが策定され、外務省の国別開発協力方針 の改定に係る議論や協力プログラム及び事業計画の策定、新規案件形成等、効果的な開発協力の推進のために活用されてきた。今年度はモンゴルのJCAP改定を終了し、またインド、ベトナム、マラウイ、タンザニア等のJCAP改定に向けた議論が開始され、協力方針に係る外務省や先方政府等関係者との協議を通じて、現況に基づく戦略の検討及び意見交換や情報共有等が進められた。
- ・ IAB (International Advisory Board) での議論を踏まえた戦略性の強化:第一回IAB会合を開催した (2017/6/29, 30)。委員からは主に、質の高い成長、知見の共有、中国との関係、地域戦略、パートナーシップに関連した提言が出され、会合の結果を機構内で共有すると共に、重要な事業戦略を

.

⁸⁶ 前中期目標期間実績(2012-2015)は,584件

改めて整理の上、中期的な地域戦略及び課題戦略等の策定に際して反映した。また、スティグリッツ委員(コロンビア大学教授)を個別招へいし(2018/3/27-29)、「アフリカにおける質の高い成長とJICAに期待される役割」をメインテーマとした議論を行った。スティグリッツ委員からは、アフリカの経済成長に向けて取り組むべき課題及び機構に期待される役割についての提言が出され、2019年8月に開催予定のTICAD 7に向けて有益な助言が得られた。

(2) SDGsへの貢献に向けた取組

- ➤ SDGsポジションペーパー等の策定と発信: SDGsへの貢献に向けた機構の具体的な取組方針を策定し内外の理解を促進すべく,2017年度はゴール1,2,6,10,14,17に係るSDGsポジションペーパーを策定し、公表した(2018年6月時点では全17ゴールにおいて策定済)。また、SDGsに関連する国内外のイベントで、機構理事長をはじめ役員等が同ポジションペーパーの概要を含む機構の取組方針等を積極的に発信した。さらに、水資源、自然環境保全、防災分野のポジション・ペーパーのほか、先述の地域戦略、課題戦略及びJCAP等の策定/改訂時にSDGsへの貢献等の記載を徹底した。
- ➤ SDGs達成への戦略的なプログラム: SDGsの達成を明確化した機構独自のプログラム等(UHC, IFNA, アフリカのきれいな街プラットフォーム等)を新たに選定し、国際会議やプレスリリース等を通じて計12件を国際的に発信した。特に、国連ハイレベル政治フォーラムとUHCフォーラム 2017では、機構が重視する取組をSDGsへの貢献と結びつけハイレベルから広く発信した。
- ・ 開発途上国における SDGs の推進:ルワンダのアフリカ地域SDGsセンターと業務協力協定を締結し、同センターが開催した高等教育・保健分野に係る国際会議に登壇した。また、インドネシア政府によるSDGsの計画・運営推進を支援する情報収集・確認調査を実施し、同国で収集可能な SDGs 指標や優先課題の特定、現地実施体制の整備等に貢献した。同調査結果を踏まえ、「インドネシア SDGs実施体制強化プロジェクト」の開始準備も行った。
- ・ SDGs推進に向けた国内の連携と協働の強化:関西地域の企業、NGO/NPO、大学・研究機関、自治体及び政府機関で構成される「関西SDGsプラットフォーム」の設立と共同事務局を担い、地域社会でのSDGsの浸透及び開発途上国の課題解決に向けた取組の促進を図った。また、広く日本国内、特に若年層にSDGsの重要性とJICAの取組を浸透させるため、コロンビア大学のジェフリー・サックス教授を招へいし、大学生・院生を含む約400名の参加者との意見交換・議論(「SDGs 白熱教室」)を上智大学と共催した。さらに、SDGsへの貢献で重要な役割を担う民間セクターとの共創のため、日経社会イノベーションフォーラム「SDGsから考える持続可能な社会」を日本経済新聞社と共催し、機構理事長及び役員が基調講演やパネルディスカッションに参加。機構の取組紹介や、課題や解決策の活発な議論が交わされ、企業等からの参加者600名以上に対しSDGsゴール17のパートナーシップの重要性を発信し、開発協力に参加する企業等の裾野拡大に努めた。これらを含め約30件ものSDGs関連イベントへ登壇し、SDGs推進に向けた機構の取組を国内に広く周知するとともに、新たな連携枠組みの創設や連携先の確保を行った。
- ▶ 社会貢献債 (JICA債) の発行:「途上国の課題解決型ビジネス (SDGsビジネス)」の推進及びSDGs 達成へ貢献する「社会貢献債 (JICA債)」(累計発行額1,000億円)の発行等を通じ、SDGsへの貢献に積極的な企業、投資家への支援を促進した。

No.13-2 効果・効率性の向上

関連指標	2017 年度	基準値 ⁸⁷		
技術協力,有償資金協力,無償資金協力事業の実績額(億円)	技協:1,923 億円有	技協:1,783 億円有		
	有償:18,883 億円	有償:13,723 億円		
	無償:1,151 億円	無償:1,200 億円		

(1) 開発協力事業の効果・効率性の向上

① 技術協力

開発途上地域のニーズや国内外の政策課題に応えつつ、多様な関係機関の知見や技術を一層活用してより魅力的かつ効果的な技術協力事業が展開できるよう、以下のような制度・運用の改善や導入を行った。

- ・ 各種連携事業に係る手続きの合理化:多様なアクターとの連携案件の増加を踏まえ、企業からの分かりやすさに配慮した企業提案型スキーム構成の改善を行った。また、民間提案型事業の先方政府との合意文書の雛形改訂等を通じた事務手続きの効率化と迅速化に向けた改善を行った。併せて、実施計画策定及び予算管理強化に係る決裁基準表の見直しを通じて内部手続きの合理化を行った。
- ・ 「質の高いインフラ」の迅速な実現に向けた改善:案件形成に必要なマスタープラン策定にかかる 改善を図り、大型インフラ案件の早期コミットに向けた計画策定から事業化調査(F/S)策定等を 迅速かつシームレスに実施するための、「質の高いインフラ推進型調査」を新たに導入した。
- ・ **留学制度を活用した人材育成の推進**: 留学生の就学管理及び教育研究支援を大学に委ねる方式を導入し, 留学生受入手続きの一元化を図り, 大学との関係強化・改善を図った。同制度の周知のため, 受入大学用の執務参考資料を作成した。日本の開発経験を体系的に学習する機会を提供するJICA開発大学院連携について, 趣旨に賛同する大学と2018年度開講に向け協議を実施。また, 内外の関係者が共通理解のもとプログラムを推進していくために, 実施要領を作成した。
- ・ 帰国研修員によるネットワークの強化:帰国後の支援体制の強化に向け、在外事務所を通じた各国 の同窓会活動にかかる事例の収集と蓄積を行った。ABEイニシアティブの帰国研修員がインターン 先企業の現地代理店を立ち上げる等ネットワークの拡大が見られた。

② 有償資金協力(円借款,海外投融資)

「質の高いインフラパートナーシップ」及び同フォローアップ策,並びに「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等の日本政府の政策等を踏まえ,有償資金協力が開発途上国や日本企業にとってより魅力的なものとなるよう様々な取組・改善を行った。

(ア) 円借款

山井山

- 迅速化:協力準備調査の実施に係る企画競争において、応札者による調査期間等の短縮化提案を評価に加味することとした(バングラデシュ「マタバリ港開発事業準備調査」、モロッコ「ケニトラ大西洋新港建設事業準備調査」で実施)。一部案件において詳細設計の早期開始、調達手続きの早期開始、部分着工・開業の導入、随意契約の導入等の迅速化対策により、設計や調達関連手続きが短縮化された。インドネシアの東部新港建設事業(パティンバン港)ではF/Sから着工まで2年以内で実施される見込みである等大幅な短縮につながっている。
- ▶ 円借款の魅力の向上:ドル建て借款の第一号案件としてジャマイカ「エネルギー管理及び効率化事業」の借款契約を締結。また、より譲許的な条件とする形でハイスペック借款の供与条件を決定。加えて、サブ・ソブリン向け円借款において、例外的に政府保証を免除する場合の各種要件を決定。

⁸⁷ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績は、技協 7,132 憶円、有償 5 兆 4,893 憶円、無償 4,803 憶円

「質の高いインフラ」実現のための発注者への有償勘定技術支援の実施に向け、インド「ムンバイ-アーメダバード間高速鉄道建設事業」にて包括的建設サービス(WCS:設計段階より施工ノウハウを持つコントラクターが参画することで施工の質を担保する方式)の適用を念頭に、プレ・コンストラクションサービスの準備を進めている。WCS方式導入により、技術的難易度の高い工事区間における各種リスクの低減や手戻りの回避による迅速化効果が期待される。

(イ) 海外投融資

- ・ 初の現地通貨建て融資,民間金融機関との協調融資の実施:民間企業の投融資奨励のため,現地通 貨建て融資,および民間金融機関(日系メガバンク2行)との協調融資をフィリピン「マニラ首都 圏西地区上水道無収水対策事業(フィリピン・ペソ建て融資)」で初めて実施(No.6-1参照)。
- ・ 国際機関との連携推進:質の高いインフラ案件への投融資のため、2017年5月にIFCとの業務協力に係る覚書を締結し、2017年度は、バングラデシュとヨルダンの2件の協調融資案件で調印に至った。国際金融公社(IFC)との人事交流については、2018年3月に両機関の間で実施覚書を締結し、2018年度中の実施に向けて協議中。また、ADBとの連携に関しては、ADB内に設立された信託基金を引き続き活用。2017年度はインドネシアとタイの2案件が承諾に至った。2018年3月にIDB Investと業務協力にかかる覚書を締結(No.6-1参照)。
- ・ 民間企業との連携推進:民間資金動員の拡大に向け、民間企業による調査活用を慫慂しつつ事業化の確度を高めるため、2017年8月及び2018年3月に協力準備調査(PPPインフラ事業)の制度改善を実施。

③ 無償資金協力

「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」(2016年 6月外務省)を踏まえ、無償資金協力が開発途上地域と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な事業となるよう、次のような制度の改善や導入を行った。

- ・ 円滑な免税手続きの推進:優先的に免税を確保すべき税目/対象について考え方を整理するとともに、 既存資料の整理及び協力準備調査を通じて当該国の免税に係る情報を収集した。外務省が導入する 予定である免税口上書の作成に当たり、当該資料を共有することよって外務省の支援を行った。
- ・ 先方負担事項履行の徹底: 先方負担事項の履行状況を徹底させるためにモニタリング体制の強化, 品質管理会議の実施,銀行取極め (B/A)及び支払授権書 (A/P) 手続きに係る説明資料を整備し, 先方政府の理解を促進した。
- ・ 民間連携の推進:民間企業及び関係者からの事業提案を促進するため、HP上に地域毎、スキーム毎 の機構窓口となる連絡先を公開し、機構へのアクセス改善を行った。

(2) 事業から得られた知見や教訓の活用状況

- ・ 各ナレッジマネジメントネットワーク (KMN) 関係者が参集する連絡会をほぼ毎月開催し、各KMN の革新的SDGs達成に向けた知見や取組の発表を通じ機構内の経験共有及び意見交換を促進した。 KMNを通じ得られた知見・教訓は、SDGsポジションペーパーの質の向上や課題・地域戦略の策定・ 更新・発信、分野課題横断的な取組(例:民間連携に係る好事例の共有等を行う「民間連携意見交換会」、開発途上国の課題解決のためのイノベーティブな技術の活用事例の収集・整理・普及を行う「イノベーション・タスクフォース」の立ち上げ)に活用された。
- ・ 機構のSDGsへの取組方針,具体事例及び今後の展望等の知見を国内外に幅広く共有・発信するため,マルチメディア教材(日・英)を制作した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、プログラム化を含めた技術協力、有償資金協力、無償資金協力の効果的な連携を意識した案件形成、実施を進めつつ、各種制度改善の推進を期待したい。(2016年度主務大臣評価報告書, No.14「技術協力、有償資金協力、無償資金協力」)

<対応>

技術協力,有償資金協力,無償資金協力を組み合わせたプログラム・アプローチの実施に加え,SDGsへの貢献を明確化するための各種戦略の策定や更新に取り組んだ。特に、留学生制度を活用した人材育成のためのJICA 開発大学院連携構想の具現化、円借款の魅力の更なる向上のためのハイスペック借款の基本的な考え方の整理・発表、サブ・ソブリン借款での政府保証免除要件の決定、ドル建て借款案件第一号案件の実施等に取り組んだ。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定: B

根拠:評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、以下のとおり年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

- 1. 予見性・インパクトの向上
- 事業戦略として4つの課題戦略,6つの地域戦略及び地域・国別の留学生受入中期5か年戦略の新規 策定,機構の国別分析ペーパー(JCAP)策定・改訂の推進(モンゴル,インド,ベトナム,マラウ イ等)。
- IAB (International Advisory Board) の開催, 国内外の有識者と中期的な戦略性強化に関する各種テーマを議論。スティグリッツ委員の追加招聘によりTICAD 7も見据えたアフリカの経済成長支援策の課題を協議。
- SDGs推進に向けた国内の連携と協働の強化:「関西SDGsプラットフォーム」設置。ジェフリー・サックス教授を招へいしSDGsに関する議論・対話を実施することにより若年層にSDGsの意義をアピール
- アフリカ地域SDGs センターとのSDGs推進に向けた業務協力協定の締結。
- ◎ **SDGs達成への戦略的なプログラム形成**: SDGsの達成を明確化したプログラム等(UHC, IFNA, アフリカのきれいな街プラットフォーム等)を選定し,国際会議やプレスリリース等を通じて計12件を国際的に発信。
- ◎ 企業等の SDGs 貢献支援:「途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)」の推進及びSDGs 推進に貢献する「社会貢献債(国際協力機構債)」の発行による企業等のSDGs貢献を支援。
- 2. 効果・効率性の向上
- 日本政府の政策を踏まえた取組や制度改善を実施。
- 技術協力:事務手続きの効率化と合理化に向けた改善を実施(執務参考資料,雛形の改訂)。質の高いインフラの迅速化に向け、計画策定から事業化調査(F/S)策定のシームレス化(質の高いインフラ推進型調査)。
- 有償資金協力:円借款の迅速化に向けたプロポーザル評価制度の見直し。発注者への有償勘定技術 支援の実施に向けた工夫(包括的建設サービス方式を念頭においた各種リスクの低減や手戻りの回 避による迅速化)。

- 無償資金協力:免税手続きの整理及び先方負担事項の履行の徹底に向けたモニタリング等の強化。
- 知見の蓄積と共有:各ナレッジマネジメントネットワーク(KMN)の革新的取組やSDGs達成に向けた知見の発表を定期開催,体制定着。分野横断的な取組で具体的な成果が発現(民間連携意見交換会,イノベーションタスク等)。
- ◎ 円借款の魅力向上:ドル建て借款第一号案件の実施(ジャマイカ)。ハイスペック借款の基本的な考え方を整理・発表。サブ・ソブリン円借款で例外的に政府保証を免除する各種要件を決定。
- ◎ 初の現地通貨建て融資等の海外投融資の実施:現地通貨建で・民間金融機関との協調融資を実施(フィリピン上水道無収水対策事業)。

<課題と対応>

策定した中期的な戦略に基づく事業展開を推進する。具体的には、インド太平洋の枠組での協力全体の 戦略策定と優先事業の選定、JICA 開発大学院連携を通じた質の高いコースの提供や国の発展を担う人材 確保といった取組を強化する。また、協力の戦略的概念整理(コンセプト化)の推進と対外発信の強化に 努める。

3-5. 主務大臣による評価

評定: B

<評定に至った理由>

効果的・効率的な開発協力の推進に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 予見性, インパクトの向上

戦略的な開発協力に取り組むため、4つの課題戦略及び6つの地域戦略を新たに策定し、中期的な事業展開の方向性と具体的なアクションを明記した。また、留学制度を活用した人材育成事業の戦略性を高めることを目的に地域・国別の留学生受入中期5か年戦略を新たに策定したほか、モンゴル、インド、ベトナム、マラウイ等において、国・地域の課題を把握・分析し、協力の方向性を取りまとめた国別分析ペーパー(JCAP)の策定・改訂に取り組んだ。

IAB (International Advisory Board) を開催し、委員から得られた、質の高い成長、知見の共有、中国との関係、地域戦略、パートナーシップに関連した提言を、中期的な地域戦略及び課題戦略等の策定に反映させた。また、スティグリッツ委員の追加招聘を実施し、TICAD 7も見据えたアフリカの経済成長支援策の課題を協議した。

「関西 SDGs プラットフォーム」を設置したことに加え、ジェフリー・サックス教授を招へいし SDGs に関する議論・対話を実施することで若年層に対しても SDGs の意義を発信した。

特に、SDGs に向けた対応を記載したポジションペーパー等に基づき、<u>重点的に取り組むプログラム等(UHC、IFNA、アフリカのきれいな街プラットフォーム等)を選定し</u>、国際会議やプレスリリース等を通じて計 12 件を国際的に発信したことは、SDGs への貢献を明確化する取組として評価される。

2. 効果・効率性の向上

技術協力に係る制度・運用の改善や導入として、事務手続きの効率化と合理化に向けた改善を実施したほか、質の高いインフラ整備の迅速化に向けて計画策定から事業化調査 (F/S) 策定までをシームレスに実施するための「質の高いインフラ推進型調査」を導入した。

有償資金協力に係る新規施策の取組として、円借款の迅速化を目的としてバングラデシュ、モロッコの案件で応札者の調査期間等の短縮化提案を評価に加味したことや、インドネシアにおいて F/S から着工まで 2 年以内で実施される見込みとなる等、大幅な短縮に取り組んでいる。また、発注者への有償勘定技術支援の実施に向けた取組(包括的建設サービス方式の適用検討)を実施しており、これにより技術的難易度の高い工事区間における各種リスクの低減や手戻りの回避を通じた迅速化効果も見込まれる。

無償資金協力においては、2016年の制度・運用改善に係る報告書を踏まえて、免税手続きの整理及

び先方負担事項の履行の徹底に向けたモニタリング等の強化に取り組んだ。

事業や調査から得られた知見や教訓を活用するためのナレッジマネジメントネットワーク(KMN)を通じて、革新的取組や SDGs 達成に向けた知見の発表を定期的に開催する体制を定着させ、分野横断的な取組で民間連携意見交換会、イノベーション・タスクフォースの立ち上げ等具体的な成果が発現した。

円借款の制度改善として,ジャマイカにおいて<u>ドル建て借款第一号案件の借款契約を締結した</u>ほか,<u>ハイスペック借款の基本的な考え方を整理・発表した</u>こと,サブ・ソブリン円借款で<u>例外的に政府保証を免除する各種要件を決定した</u>こと等は,開発効果の高い事業の形成・実施に向けた制度・運用の改善として評価される。

また、海外投融資においては、<u>機構初となる現地通貨建て・民間金融機関との協調融資の案件をフィリピンにおいて実施したことが評価される。</u>

以上の定性的な実績に加え、定量指標である SDG s への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ、国際的に対外発信された協力プログラム等の数が目標値 (6 件)を大きく上回る 12 件となったことを踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

引き続き,我が国の持つ強みや機構が有する開発協力に関する経験,専門的知見や教訓を蓄積・活用するための,方針作成や事業展開,制度の改善に係る取組を期待したい。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

- ・効果的・効率的な開発協力の推進のために、より抜本的な改革が必要ではないか。(財務省を巻き込むイシューとは理解するが)予算とスキームの縛りをなくすなど、スキーム別に事業を構想する現行アプローチを見直すことを提案したい(例えば、世銀・ADB 方式のように、無償資金協力や有償資金協力においても技術協力ができる仕組み)。これにより、技術協力を単体ではなく、より包括的なプログラムの中に位置づけて実施できる可能性が高まり、開発効果のスケールアップも期待できよう。
- ・また、帰国研修員や留学生についてモンゴルやキルギスの例は歓迎すべきであるが、こうした知日 人材とのネットワーキングを強化し、国際協力の文脈で彼らが活躍していく機会を提供できる仕組み づくりを真剣に考えてほしい。
- ・技術協力・無償資金協力・有償資金協力といった各スキームでは効率化等の努力はみられるが、スキーム間及び民間連携の取組との連携など、より横断的な観点からの取組にも今後、期待したい。
- ・評価「B」で妥当と考える。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
No. 14	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連 携推進				
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱,平成 28 年度開発協力重点方針				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国際協力機構法第13条				
(個別法条文等)					
当該項目の重要度, 難易度	【重要度:高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは				
	業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。				
関連する政策評価・行政事	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力				
業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力,0128 独				
	立行政法人国際協力機構運営交付金				

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
		/ 年					
参加・発信した国際会議の数	79 件 (注)	66 件					

(注) 2016 年度の年度目標値と同水準として設定する。2016 年度目標値 66 件

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:7.(2),中期計画:5.(2)

年度計画

- 7. (2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進
- ア 国際的な議論への参加と発信
- ・ 国際的な援助潮流の形成に参画するため、国際会議等に参加し、日本の考え方を踏まえ知見・経験等を発信する。特に、SDGsの実施、開発資金及び2017年度に予定されている主要国際会議(日本が主催するADB年次総会及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)モニタリングに関する国際会議等)における議論に貢献する。

イ 国際機関・他ドナー等との連携推進

- ・ 重要課題(UHC・栄養,インフラ,難民等)に係る事業や共同発信を効果的に実施するため、国際機関・他ドナー等との本部レベルでの協議等を通じた連携を推進する。
- ・ 国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携(三角協力を含む) や経験共有を推進する。特に、韓国やタイの対外援助機関との協議・連携を進める。

主な評価指標(定量的指標及び実績は 1. 参照)

・ 開発協力の規範・潮流に係る国際的な議論への貢献状況

対外発信や事業の戦略的推進に係る国際機関・他ドナー等(新興ドナー含む)との連携状況

3-2. 業務実績

No.14-1 国際的な議論への参加と発信

関連指標	2017 年度	基準値
日本政府への情報提供等を通じて機構が貢献した国際会議の数	20 件	19 件 ⁸⁸

^{88 2015} 年度実績

-

(1) 主要国際会議の議論への参画

国際的な援助潮流の形成に参画するため、国際会議等に参加し、日本の考え方を踏まえて知見・経験等を積極的に発信した。特に、以下のような取組を通じて、各種議論に貢献した。

① ADB 年次総会

"Building Together the Prosperity of Asia"をコンセプトに第50回ADB 年次総会が横浜市にて開催され、機構は15カ国の政府及びAFD等の開発協力機関と25 件の協議を実施したほか、以下のテーマに係る議論に貢献した。

- ・ アジアの高齢化と保健分野の協力強化:日本政府主催のセミナー「高齢化するアジアにおける持続可能な開発に向けた行動」に機構理事長等が登壇し、高齢者の知見は社会の発展に活用可能であり、高齢者の活躍を促進する社会を形成すべきであることを主張するとともに、パネリストの立場から、高齢者への支援を投資分野と捉え、高齢者が社会に貢献することを「シルバー・ボーナス」として活用できる社会を目指すべきと言及し、高齢化を巡る議論に貢献した。また、機構とADBの間でアジア・大洋州地域における健康の安全保障とUHCの推進に向けた保健分野の連携強化を目的とする協力覚書(MOU)を締結した。
- ・ アジアのインフラ開発, SDGs: アジアのインフラ需要推計に関するセミナーをADBとの共催で開催。機構はインフラの需要予測に関する調査・研究を踏まえ,経済インフラに加え社会インフラ及び防災関連インフラの需要予測の必要性を指摘するなど研究成果を発表し,ADBの需要推計に含まれていない社会開発・防災分野への投資の重要性を指摘するなど,議論の深化に寄与した。また,SDGsをテーマとするパネル討議に登壇し,キャパシティ・ディベロップメントの協力事例の紹介に加え,民間等他機関からの資金動員を促すためにマスタープラン (MP) の策定などを通じて中長期的かつ分野横断的な開発事業の全体像を示すことの重要性等について指摘した。その他,各種セミナー(南南協力,衛星技術,資金調達)にも機構職員が登壇するとともに,展示ブースの出展や来場者への説明を通して,機構事業を広く発信した。

② UHC フォーラム 2017

- ➤ 日本政府,世銀,WHO,UNICEF,UHC2030の共催で開催。TICAD VIで打ち出した「UHC in Africa」の推進に向けて、UHC推進に向けた国際社会の進捗モニタリングや知見の共有を行った。世銀総裁、WHO事務局長、国連事務総長、その他援助機関の代表者、ミャンマー、セネガルの首脳、その他開発途上国の財務または厚労大臣のほか、国内からは首相、財務大臣、厚労大臣等、国内外よりハイレベルな参加者を得た。本会合のセッションでは機構理事長、上級審議役が登壇し、さらに3つのサイドイベント(①セネガルにおける医療保障分野における支援、②母子継続ケア強化によるUHCへの貢献、③公衆衛生上の緊急事態に対する保健システムレジリエンスと地域のラボネットワークの役割)を主催し、本邦の知見を発信・共有しつつUHCの普及及び議論の深化に貢献した。なお、③のサイドイベントにおいて、アフリカ疾病予防管理センター(アフリカCDC)と機構の協力趣意書の署名式を実施した。
- ・ 世銀・WHO 等と作成した「Business Unusual: Accelerating Progress Towards UHC」,「Moving Toward UHC: 10 Countries Report」の2つを報告書として本フォーラムで公表し、機構のUHCへの取り組みを世界に広く発信した。

③ ハイレベル政治フォーラム (HLPF)

7月に国連本部で開催された「持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム」での「自

発的国家レビュー」(計43か国参加)で岸田外務大臣より日本のSDGsへの取組に係る発表が行われ、北九州市の水道技術と連携したカンボジア・プノンペン上水公社への協力、母子健康手帳の導入を通じた母子保健分野への支援、SDGsビジネス調査制度の導入等、機構の事業が多く紹介された。また、UHCサイドイベントではUHC2030運営委員会議長を務める機構上級審議役が基調講演を行いUHCの投資性など議論の充実化に向けた情報発信を行った。

(2) 開発資金の議論への貢献

・ 機構フランス事務所長がDAC統計作業部会及び民間セクターツールの計上に係る特別タスクフォースの副議長を務め、ODA現代化に伴う開発資金の議論の推進に貢献した。民間資金の動員にかかる民間セクターツール (PSI: Private Sector Instruments) に係る日本の貢献が適切に計測されるため、DAC本会議等への日本政府の対処方針に対し、正負の影響や日本にとって有利となる測定方法への助言等の具体的なインプットを行った。

(3) 開発シンクタンクとの共同発信

- ・ グローバルシンクタンクサミット: ADB横浜総会に合わせて開催され,各国のシンクタンク関係者ら約120人が出席。機構研究所長は貧困をテーマとするセッションで司会を務め,格差是正に向けた能力強化,科学技術やイノベーションの論点を提示し,議論の深化に貢献した。
- ・ 欧州シンクタンク(チャタムハウス,フランス国際問題研究所): 仏国際問題研究所主催の「第10 回世界政策会議(World Policy Conference: WPC)」に機構理事長が登壇し「アフリカにおける投資」のセッションでアフリカ稲作振興のための共同体(CARD),UHC,IFNA等の機構のアフリカ支援策とABEイニシアチブ等の成果を発信し参加者と議論。また、英国王立国際問題研究所(チャタム・ハウス)主催のセミナーでは、機構理事長がインド太平洋地域における日本のODAの役割について議論し同地域の発展への機構の貢献を発信した。
- ・ ブルッキングス研究所:効果的な援助のあり方の共同研究の第4フェーズとして「サミットから解決策へ:グローバル目標達成のためのイノベーション」をテーマとする研究を開始。2017年度は研究成果をまとめた書籍発刊に向けた各章ドラフトが作成された。
- ・ 戦略国際問題研究所 (CSIS) :機構研究所所長がワシントンのCSIS本部で開催された第3回世界開発フォーラムに登壇し、イノベーションを促進する上での能力開発の重要性を発信。CSISとの共同研究の二年次成果報告書「SDGsとデータ革命:リープフロッグをどのように導くか」の発刊イベントを開催。
- ▶ 世界経済フォーラム (WEF) "A New Vision for Development"での受賞:世界経済フォーラム (WEF), 世銀, 国際開発研究所 (IDRC) 主催の"A New Vision for Development"において、 5S-KAIZEN-TQM 手法を活用した一連のプロジェクトが、革新的ビジョンに基づく開発の取組として全世界から選りすぐられた事業の一つに選抜された。"A New Vision for Development"の記念式典では、タンザニアの州リファラル病院で取り組まれているカイゼン事例として、5S(整理、整頓、清潔、清掃、しつけ)の実践により患者の待ち時間が43%減、期限切れの医薬品が37%減などといった事例を紹介。限られた資源を有効に配分し、工夫を加えることで医療事故が減り、医療サービスの質が向上した好事例として、機構の取組が高く評価された。
- ・ 機構理事長がミャンマーの民主化と改革、SDGs達成のための資金動員等のセッションに登壇し、 機構の支援の考え方や取組事例を国際社会に発信した。

No.14-2 国際機関・他ドナー等との連携推進

関連指標	2017 年度	基準値
国際機関・他ドナー等との連携件数/うち、新興ドナーとの連携数	31 件 /9 件	11 件 /4 件89
国際機関・他ドナー等幹部と機構役員との面談数 / うち、新興ドナーとの面談数	139 件 /21 件	104 件 /8 件90
新興ドナーとの対話促進や連携のための国際会議・ワークショップ 等への参加	22 件	16 件 ⁹¹

(1) 重要課題における連携強化

① 質の高いインフラ:

・ フィリピン大統領、ミャンマー国家顧問、インド首相、ロシア首相、韓国大統領など、各国ハイレベルが参加するABIS(ASEAN Business Investment Summit)のパネルディスカッションに機構理事が登壇。機構のインフラ事業の紹介と「質の高いインフラ」に係るライフサイクルコストの具体策の検討等に言及した。さらに、グローバル・インフラストラクチャー・ハブ(GIH)と民間資金を導入し得る複雑な官民連携の意見交換を行い、PPP プロジェクトの案件形成に係る先方の経験を得た。

② 保健・ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)

- ➤ グローバルヘルス・リーダー会議、UHCファイナンス会議、世銀春季総会・年次総会・ハイレベル会合、IHP+ for UHC 2030スティアリング委員会、SDGsハイレベルパネルフォーラム、国連総会 UHC ハイレベルイベント、第4回保健人材グローバルフォーラム、グローバルヘルス合同大会2017等の時宜を捉え、国際社会に対してUHCの有用性や機構の取組の発信を通し、世銀や国連、他ドナー等とのネットワーキング及び連携強化を図った。また、第70回世界保健総会での WHO幹部との面談では機構の戦略・取組を紹介し、今後の連携に向けた検討や情報交換を行った。さらに、WHOが主催する高齢者の健康に関するグローバルコンサルテーションに参加し、技術協力の経験を共有する等、UHC達成に向けた高齢者ヘルスケアの国際的な枠組の構築を支援した。加えて、世銀、WHOと連携した仏語圏アフリカ21か国向けワークショップをセネガルで開催し、同地域でのUHC普及を促進した。
- ・ ADB年次総会で、UHC推進に向けた保健分野の協力覚書をADBとの間で署名し、アジア地域での国境を超える感染症のリスクや、高齢化が進む同地域での非感染性疾患及び高齢者の介護等への取組を通じたUHCの達成への協力を合意した。

③ 難民支援(ウガンダ難民連帯サミット、CRRF テーマ別会合)

・ ウガンダ地方政府の能力強化支援に係るサイドイベントをUNDPと共催したほか、包括的難民支援 枠組み (CRRF) 第3回テーマ別会合で、ウガンダでの機構の支援事例を報告。難民に係る国家シス テム及びサービスへの取組に関するパネルディスカッションでは共同議長を務め、機構の知見を共 有しCRRFの策定に貢献した。また、2018年の難民グローバルコンパクトの採択に向け、CRRF対象 国での開発援助機関のイベントの開催可能性につき国連開発計画 (UNDP) と協議した。

^{89 2015} 年度実績

^{90 2015} 年度実績

^{91 2015} 年度実績

- ・ ザンビア・ウガンダでの難民支援に関するIDA18難民ウィンドウとの連携及び周辺国からの難民受 入負担が増加しているヨルダン・レバノンでの中東・北アフリカ(MENA)資金イニシアティブ後 に「グローバル譲許的資金ファシリティ(GCFF)」との協調融資に向けて、世銀と協議した。ま た、UNHCRと連携したシリア難民留学生受入は、第1年次に19名が来日し11大学で研修を開始。そ の際、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)とシリア留学生の人選での協力関係を構築した。
- ④ 栄養改善(食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA))
- ➤ NEPAD及びIFNA 運営委員機関と連携し、アジスアベバでIFNA第1回パートナー会合を開催した。 各国閣僚級を含む163名が出席する中、IFNAの基本方針並びに中期計画、年間計画を報告し、要人 スピーチやパネルディスカッション及び国別発表等を通じて、IFNAの考え方を参加国間で共有する とともに機構のコミットメントを国際的にアピールした。そのほか、世銀・IMF春季会合、アフリ カ開発銀行(AfDB)年次総会、世界食料安全保障委員会年次会合、SUNグローバルギャザリング 等、10の国際的な会合に出席し、積極的に発信を行った。さらに、国際食料政策研究所(IFPRI) が作成する世界栄養報告書のドナー編集委員に登録し、栄養分野での国際的議論への貢献に務めた。
- ⑤ 食料安全保障(アフリカ稲作振興のための共同体: CARD)
- ・ 第13回CARD運営委員会 がナイロビで開催され,機構を含む全11の運営委員会機関代表らが参加し, CARDのレビューに関する議論を行った。また,2019年から始まるCARDフェーズ2の枠組み案及び 2018年のCARD 総会を日本で開催することに合意した。

(2) 国際機関や伝統ドナーとの連携の推進

- ① 世銀:ハイレベル対話を開催し、7つのテーマ(4地域・3課題)で理事・副総裁レベルの連携協議を実施したほか、国際金融公社(IFC)との定期協議を新規に開始した。世銀・IMF 春季会合及び年次総会には機構役員等が参加し、サイドイベントに登壇。春季会合及び年次総会並びに年間を通じて、地域・課題を担当する世銀幹部との各地域に係る連携協議を実施した。さらに、UHCフォーラム 2017 では世銀総裁と機構理事長らが UHC 推進に向けた取組を強化していくことで合意した。加えて、この機を捉えて東京大学で開催された科学技術イノベーションに関する公開フォーラムに世銀総裁と機構理事長ともに登壇する等、連携強化に努めた。
- ② **国際開発金融クラブ (IDFC: International Development Finance Club)**:機構は、運営委員会メンバーとして IDFC の活動を牽引。5月の運営委員会を東京で主催し、複数の関連定期会合に参加した。気候変動に関する取組 (IDFC 気候資金報告書の作成、Climate Finance Forum への登壇等) に積極的に貢献し、国際開発金融機関のネットワークで機構の存在感の向上を図った。
- ③ フランス開発庁 (AFD)・日仏連携:「アフリカにおける持続可能な開発,保健及び安全のための日仏計画」に基づき,コートジボワール「成長インフラ強化プログラム」での機構の「アビジャン都市開発マスタープラン」と AFD との連携事業の実施を促進するとともに、連携促進のための定期協議を通して、他国への展開可能性について協議した。また、アフリカ及びアジア等の第三国における日仏連携の促進に向けて、日仏ビジネスフォーラムへの登壇や日仏企業関係者に対する事業説明を AFD と行った。

(3) 新興ドナー等との連携の推進

① 韓国・中国・アジア(タイ等):韓国国際協力団(KOICA: Korea International Cooperation Agency), 韓国輸出入銀行・対外経済協力基金(EDCF),中国輸出入銀行と定期協議を実施し両者の事業情報を密に共有したほか,EDCF主催によるアジアドナー4者協議(機構,中国輸出入銀行,EDCF, フィリピン NEDA 国家経済開発庁)に参加し、4ドナー間の連携深化について協議した。さらに、タイ国際開発協力機構(TICA)とのパートナーシップ協定を締結し、「日メコン連結性強化イニシアティブ構想」を踏まえた連携を深めた。また、2016年に NEDA と締結したパートナーシップ合意書に基づく第一号案件として、円借款事業「国道 5 号線改修事業」(第一期)と NEDA のカンボジア向け借款の間での連携に係る MD に署名した。加えてカザフスタンの援助実施機関設立の支援を継続し、ODA 関係者を本邦に招へいし研修を行った。

② 南南・三角協力:南南協力の能力強化のため、国連南南協力事務所(UNOSSC)及びケニア政府と連携し、南南・三角協力に関する技術ワークショップを共催。アフリカ諸国を中心とする 16 か国の政府関係者等、100名以上が参加した。また、第9回国連南南協力 EXPO が開催され、南南・三角協力の基準や枠組み作りに関する議論に参画。同会合で「開発協力局長級ハイレベル会合」をUNOSSC及びトルコ政府と共催した。いずれの会合でも機構の取り組みや教訓を発信し、議論の発展に大きく貢献したほか、多くの新興国が機構との三角協力の事例を共有するなど、機構の存在感の向上にも大きく貢献した。

③ SDGCA との連携協力協定調印

・ アフリカ地域持続可能な開発目標センター (SDGCA: Sustainable development Goals Center for Africa) の総裁と機構理事長との間で、連携協力協定 (MOC) に署名。同MOCは、アフリカにおけるSDGs の達成を促進するため、機構が有する開発の知見・経験・イニシアチブ等をSDGCAを通じてアフリカ域内へ発信するとともに、SDGs達成に貢献し得る事業を推進することを目的とするもの。本 MOCにおいて、機構とSDGCAはアフリカ地域におけるSDGs達成状況のモニタリングと評価のための指標の収集・分析において協力を行うことで合意した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き SDGs の実施や開発資金及び 2017 年度に予定されている主要国際会議(ADB 年次総会、UHC モニタリングに関する国際会議等)における議論に貢献し、機構の経験や開発課題へのアプローチを発信し、国際援助潮流の形成に参画していくことが期待される。その際、国際会議への登壇回数といった指標に表れない実質的な国際潮流への貢献度やリーダーシップの発揮度を定性的に評価していくことも重要と考えられる。(2016 年度主務大臣評価報告、No.6「国際社会におけるリーダーシップへの発揮の貢献」)

<対応>

国際的なアジェンダの形成では、UHCに係る過去 4年間の世銀とのハイレベル対話や TICAD VI での議論が、世銀・国連等の賛同を集めて 2017 年の UHC フォーラムの開催につながり、その結果 UHC に対する日本及び機構の取組への国際的な認知を得た。また、DAC 統計作業部会及び民間セクターツールの計上に係るタスクフォースの副議長や、国際開発金融クラブの運営委員会メンバーとして、2011 年の設立以来、活動を牽引しており、2017 年 5 月には東京での運営委員会を主催した。③ 国際場裏におけるネットワーク形成:韓国、中国、タイとの定期協議を続け、三角協力推進のための中核グループの主要メンバーを務め、IDFC の運営委員会メンバーを継続するなど、新興ドナーとのネットワーク形成を継続している。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定: A

根拠:評価指標の目標水準を達成していることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断される成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、ADB年次総会やUHCフォーラム2017、HLPF等の主要国際会議で、現場事業を通じて培った機構の知見等を積極的に発信し、議論の深化に貢献した。特に、開発シンクタンク等との共同発信及び新興・伝統的パートナーとの連携枠組の構築・パートナーシップの強化の推進(タイ、フィリピン等)、機構独自の協力アプローチに対する国際社会からの高い評価(革新的開発手法としての5S-KAIZEN-TOM)等、特筆すべき成果をあげた。

1. 国際的な議論への参画と発信

主要な国際会議(ADB 年次総会, UHC フォーラム 2017, HLPF 等)への役員等の参画やスピーチ・登壇(79 件)等を通じ、機構の経験や開発課題へのアプローチ等の知見を幅広く発信した。

- 新しい開発課題や体制構築に係る開発パートナーとの連携協定を締結。(ADB:アジア高齢化支援,アフリカCDC:公衆衛生ネットワーク)。
- 開発協力大綱等の重点分野(質の高いインフラ, UHC, 難民, 栄養等)の具体的な機構事業を踏ま えた発信。
- ◎ 開発シンクタンクとの共同発信【②】:各国シンクタンク関係者が集うグローバルシンクタンクサミット、仏国際問題研究所及び英国国際問題研究所での情報発信。ブルッキングス研究所及び米国戦略国際問題研究所との共同研究の推進。
- ◎ "A New Vision for Development"での受賞【④】:世界経済フォーラム,世銀及び国際開発研究所が主催する"A New Vision for Development"を、民間セクターのカイゼンを公的病院運営に取り入れた5S-KAIZEN-TQMの事業が革新的ビジョンに基づく開発の取組として受賞。
- 2. 国際機関・他ドナー等との連携推進
- 国連機関,世銀及び仏等の伝統ドナーの他,中国,韓国,タイ等の新興ドナーとの定期協議や関連会議を実施。アジアドナー4者協議(機構,中国輸出入銀行,韓国EDCF,フィリピンNEDA)に参加。
- タイTICA とのパートナーシップ協定締結, NEDAとのパートナーシップ協定に基づく協力推進(カンボジア円借款)。カザフスタン援助実施機関設立を支援。
- 南南協力・三角協力の展開に向け、国連南南協力事務所(UNOSSC: United Nations Office for South South Cooperation)及びケニア政府と連携して技術ワークショップを開催(16か国100名以上参加)。 国連南南協力 EXPO及びハイレベル会合(UNOSSC,トルコ政府共催)で機構の知見を積極的に発信
- アフリカでのSDGs推進に向けてアフリカ地域持続可能な開発目標センターと連携協力協定を締結。
- ◎ UHC推進に向けた連携強化【①】: UHCの有用性や機構の取組を発信し、世銀、国連、他ドナー等との連携を強化。WHO主催の高齢者の健康に関するグローバルコンサルテーションではUHC達成に向けた高齢者へルスケアの国際的な枠組の構築に貢献。
- ◎ 難民支援における連携【②】:世銀第 18 次融資と連携した難民支援(ザンビア,ウガンダ),及び中東・北アフリカ(MENA)資金イニシアティブとの協調融資に向けた協議(ヨルダン・レバノン)。 UNHCR連携によるシリア難民留学生受入。
- ◎ アフリカ栄養改善に向けた連携【②】:アフリカ開発のための新しいパートナーシップ (NEPAD) 等と連携したIFNAパートナー会合を開催 (各国閣僚級163 名出席)。機構のコミットメントを強く アピールしたほか、国際食料政策研究所の世界栄養報告書のドナー編集委員として貢献。

<課題と対応>

昨年に引き続き、主要国際会議への参加及び発信や、開発資金の議論への参画を通し、国際援助潮流の 形成に貢献するとともに、国際機関、他ドナー、新興国等(南南・三角協力含む)の連携強化に努める。

3-5. 主務大臣による評価

評定: A

<評定に至った理由>

国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進に向けた取組について,機構の活動として,以下の実績が認められる。

1. 国際的な議論への参加と発信

ADB 年次総会,UHC フォーラム 2017, HLPF 等主要な国際会議への役員等の参画やスピーチ・登壇を,目標回数 (66 件)を上回る 79 件実施し、機構の経験や開発課題へのアプローチ等の知見を、質の高いインフラ,UHC,難民、栄養等、開発協力大綱等の重点分野の具体的な機構事業を踏まえて幅広く発信した。

各国シンクタンク関係者が集うグローバルシンクタンクサミット、仏国際問題研究所及び英国王立国際問題研究所での政策会議やセミナーにおいて、機構のアフリカ支援策や、インド太平洋地域における日本の ODA の役割等について情報発信を行ったことに加え、ブルッキングス研究所及び米国戦略国際問題研究所との共同研究を推進したことは、国際的な援助潮流の形成に参画する取組として評価される。

また、世界経済フォーラム、世銀及び国際開発研究所が主催する "A New Vision for Development" において、民間セクターのカイゼンを公的病院運営に取り入れた <u>5S-KAIZEN-TQM の事業が革新的ビジョンに基づく開発の取組として受賞した</u>ことは、機構の取組が国際機関等から高く評価された事例として考慮に値する。

2. 国際機関・他ドナー等との連携推進

中国,韓国,タイ等の新興ドナーとの定期協議や関連会議を実施し,新興ドナーとの連携数,面談数が基準値を上回る9件,21件(基準値はそれぞれ4件,8件)となった他,アジアドナー4者協議(機構,中国輸出入銀行,韓国 EDCF,フィリピン NEDA)で4ドナー間の連携深化について協議を実施し,新興ドナーとの連携や経験共有に取り組んだ。また,タイ TICA とのパートナーシップ協定締結,NEDA とのパートナーシップ協定に基づく協力推進(カンボジア円借款),カザフスタン援助実施機関設立支援等,新興ドナーとの具体的な連携も積極的に推進した。

南南協力・三角協力展開の取組として、国連南南協力事務所(UNOSSC: United Nations Office for South-South Cooperation)及びケニア政府と連携してアフリカ諸国を中心とする 16 か国の政府関係者等が参加する技術ワークショップを開催した他、国連南南協力 EXPO 及びハイレベル会合 (UNOSSC,トルコ政府共催)においても機構の知見を積極的に発信した。

重要課題における連携強化の取組として、グローバルヘルス・リーダー会議、UHC ファイナンス会議、世銀総会・ハイレベル会合等の機会を捉えて、UHC の有用性や機構の取組を発信し、世銀、国連、他ドナー等との連携を強化したほか、WHO 主催の高齢者の健康に関するグローバルコンサルテーションでは、機構の技術協力の経験を共有する等を通じて UHC 達成に向けた高齢者ヘルスケアの国際的な枠組みの構築に貢献したことは評価される。

また、難民支援においては、<u>世銀第 18 次融資と連携した難民支援をザンビア、ウガンダにおいて実施した</u>ほか、中東・北アフリカ (MENA) 資金イニシアティブとの協調融資に向けた協議を実施したことに加え、UNHCR と連携してシリア難民を対象者として、留学制度を活用した長期研修員受入事業の第一年次として、19名の受入・研修を開始したことを評価する。

また、IFNA においては、アフリカ開発のための新しいパートナーシップ(NEPAD)等と連携して、各国閣僚級 163 名が出席する IFNA パートナー会合を開催し、機構のコミットメントを強くアビールすることに成功したほか、国際食料政策研究所が作成する世界栄養報告書にドナー編集委員として登録し、栄養分野での国際的議論への貢献に務めたことも特筆すべき成果である。

以上の定性的な実績に加え、参加・発信した国際会議の数が目標値(66件)を上回る79件となったことを踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

主要国際会議への参加及び発信や、開発資金に関する議論への参画を通じた国際援助潮流の形成に引き続き取り組むとともに、南南・三角協力も含む新興ドナーとの連携や、国際機関、他ドナー等との連携による開発効果の最大化に取り組むことを期待する。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

- ・UHC,カイゼンなど、日本が蓄積してきた経験を国際機関や他ドナー、シンクタンク等と連携して発信を強化している点は評価される。継続的な努力を期待する。
- ・評価「A」は妥当と考える。
- ・研究活動に、日本の開発協力の有効性を広く世界に認知せしめるような活動を期待したい。活動の 実績から、その有効性を科学的に説明する研究を広く発信し、日本が開発学の世界的中心となること を目指す研究や研究所のあり方を示し、その実現に取り組むべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
No. 15	開発協力の適正性の確保				
業務に関連する政策・ 施策	開発協力大綱,平成28年度開発協力重点方針,我が国の人道支援方針,平和と健康のための基本方針,国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針,日・ASEAN防災協力強化パッケージ				
当該事業実施に係る根	独立行政法人国際協力機構法第 13 条				
拠 (個別法条文等)					
当該項目の重要度,難	_				
易度					
関連する政策評価・行	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力				
政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力,0128 独立				
	行政法人国際協力機構運営交付金				

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報(定量指標)	達成目標	目標値 /	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
		年					
機構が実施するプロジェクト(技術協力,							
有償資金協力、無償資金協力)における	40% (注)	40%	55%				
ジェンダー案件比率							

(注) 2013-2014 年の先進国の援助機関の実績平均 32%から約 20%高い水準として設定する。前中期目標期間(2012-2015)実績平均 22%。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:7.(3),中期計画:5.(3)

年度計画

5. (3) 開発協力の適正性の保

ア 環境社会配慮

- ・ 環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認を確実に行う。また、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外の関係者の研修機会を拡充するとともに、研修業務をより効果的・効率的に行うため、コンサルタントや大学等への外部委託化を実施する。
- ・ 環境社会配慮ガイドラインの包括的な検討と改定を目的として、ガイドラインの運用実態を確認する。

イ 女性のエンパワメントとジェンダー平等推進

- ・ 外務省が新たに策定した女性の活躍推進のための開発戦略にも貢献するため、同戦略の重点分野である女性の健康や生活にやさしい環境の整備、女子教育の推進・強化、防災分野等における女性のリーダーシップ推進に関する事業を形成・実施する。また、引き続き国連決議1325 号国別行動計画の実施とモニタリングに貢献する。
- ・ 機構事業におけるジェンダー主流化を推進するために、ジェンダー案件の量的拡大と質的向上を図る。特に、開発援助委員会(DAC)のガイドラインを踏まえたジェンダー案件選定手順の整備、各事業ジェンダー主流化重点案件の選定と技術支援、SDGs統計に留意したモニタリング体制の検討を行う。
- 事業の各段階におけるジェンダー平等の視点に立った業務運営を推進するため、機構内外の関係者

に対しジェンダー主流化に係る研修・啓発活動を実施する。

ウ 不正腐敗防止

・ 不正腐敗情報相談窓口を適切に運用し、不正行為等に関する情報に対して適切に調査・対応する。不 正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗を防止するため、相手国政府や関係者、 職員への研修や啓発活動を実施する。

主な評価指標(定量的指標及び実績は 2. 参照)

- 国際水準に基づく環境社会配慮ガイドラインの運用状況
- ・ 環境社会配慮に関する理解の促進に係る取組状況
- 我が国政府の男女共同参画に係る政策への貢献を含む、ジェンダー主流化推進に係る取組状況
- ・ 不正腐敗を防止するための先方政府や関係者への啓発に係る実施状況

3-2. 業務実績

No.15-1 環境社会配慮

関連指標	2017 年度	基準値
ガイドラインに基づく環境レビュー結果の公開数	51 件	79 件 ⁹²
機構内部関係者, コンサルタント及び開発途上国実施機関職員等に対	1,118 人	756 人 ⁹³
する研修・セミナーの参加人数		

(1) 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

① 環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認

- ・ カテゴリ分類: 相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけるため,「JICA環境社会配慮ガイドライン」に則って支援要請等がなされた全386案件に対して環境社会面に与えると予想される影響の大きさ等に応じてカテゴリ分類 (A:11件, B:95件, C:270件, FI:10件)し,案件検討から審査,実施の各段階で環境社会面に与える影響に対する配慮状況を確認した。
- ・ 環境社会配慮助言委員会:主にカテゴリA案件について,全体会合を10回,個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を22回開催し,計20案件に対して環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。同委員会は、常設の第三者的な機関として協力事業への助言を行うという国際的にも他に類を見ないものであり、いずれの助言も緩和策の策定や実施等にいかされている。全ての会合の公開、逐語議事録の機構ウェブサイト上での公表等、透明性の高い運営を継続した。
- ・ 事業実施段階での監理強化:定期的に在外事務所を通じて環境社会配慮の実施状況を確認する取組を開始し、また、案件監理調査を通じて相手国の実施機関が行う実施段階の環境社会配慮状況を確認して、実施機関及び在外事務所に必要な対応を求めることで、環境社会配慮に係るモニタリング文書の取付け等を促進した。これらの取組により、機構内及び相手国実施機関のモニタリング・監理の意識が向上した。
- ・ ガイドライン改定に向けた運用実態確認調査に関して、環境社会配慮助言委員会等で助言委員や NGOと意見交換し、調査方法や項目について外部関係者の合意を得たうえで調査を開始した。

(2) 環境社会配慮に関する理解の促進

① 研修機会の拡充

⁰⁰

⁹² 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

⁹³ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

- ・ 機構内外の関係者計1,118名(2016年度907名)に対して環境社会配慮に関する説明・研修を行い、 環境社会配慮に対する理解を促進した。
- コアスキル研修等による機構内部向け説明:661名(2016年度502名)
- ・ 課題別研修等による協力相手国実施機関等向け説明:142名(同203名)
- コンサルタント向け研修:109名(同80名)
- ・ 審査部職員海外出張時の協力相手国実施機関等向け説明:206名(同122名)
- ・ 研修機会をさらに拡充するため、最近の事例等を踏まえて既存の研修資料を更新した上で、機構内 関係者を対象としたE-learningによる研修を本格的に実施した。
- ・ 課題別研修に関して、研修の質の向上を目的として専門的知見を有するコンサルタントに委託し、 研修内容を改善した。また、専門家能力強化研修や海外コンサルタント協会と共催したコンサルタ ント向け研修では、新たに大学等の外部専門家による講義を加えて、研修の質の向上を図った。

(3) 国際水準の環境社会配慮の実施の強化

① 世界銀行等との環境社会配慮政策との調和化

・ 環境社会配慮政策の運用面の調和化や相手国の能力強化のため、国際開発金融機関との会合に7回 参加し、機構の取組の発信や他ドナーとの情報交換を実施したほか、世界銀行やADB等と協議を実 施した。特に、2016年に世界銀行、ADB、オーストラリア外務貿易省と締結したアジア・太平洋諸 国での環境社会配慮政策の効果的な適用に向けた取組を推進する趣旨の覚書を踏まえ、相手国の能 力強化に向けた連携活動の一環として、世界銀行から講師を招いて課題別研修を実施した。

No.15-2 ジェンダー主流化

関連指標	2017 年度	基準値
女性行政官等の育成人数	4,323 人	1,666 人 ⁹⁴

(1) 女性の活躍推進のための開発戦略への貢献

① 女性の活躍促進に資する事業の形成・実施

「女性の活躍推進のための開発戦略」の重点分野に沿った事業の形成・実施を進めた。

- ・ **女性の健康や生活にやさしい環境(インフラ)の整備**:バングラデシュ,インド,フィリピンにおける鉄道関連プロジェクト(円借款)でジェンダー視点の組み込みを行うとともに,ルワンダ等における道路等インフラプロジェクトへのジェンダー視点の組み込みを積極的に進めた。
- ・ **女子教育の推進・強化**:約5万人の女子の学習環境改善という伊勢志摩サミットの貢献策 (2016-2018) に対し,2017年度までに45,917人に機構の事業を通じて貢献した。
- ・ **防災分野等における女性のリーダーシップ推進**:日本政府のイニシアティブである「仙台防災イニシアティブ」(2015年)や「女性活躍推進のための開発戦略」(2016年)に掲げられた防災分野における女性のリーダーシップ推進のため、課題別研修「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」を実施した。また、「世界防災フォーラム/防災ダボス会議」(仙台)で多様なアクターや女性の参画による災害レジリエンスを高める合意形成プロセスに関する公開パネルディスカッションを後援開催した。加えて、課題別研修「日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラム」では、日本と

⁹⁴ 伊勢志摩サミットにおける公約値(2016-2018 の 3 年間で約 5,000 人)

アフリカにおける女性起業家の交流を通じ、リーダーシップを育成している。

② 国連決議1325号国別行動計画の実施とモニタリングへの貢献

・ 2015年度に日本政府が定めた「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の実施状況のうち、機構による事業実施分に係るモニタリング調査を実施し、65 案件を国連決議1325号国別行動計画に基づく取組実績として日本政府に報告した。また、6案件の事例分析の結果を好事例として機構内に共有し、今後の平和構築、防災案件にジェンダーの視点を入れる重要性に係る理解を促進した。

③ 国際社会に対する戦略的な情報発信

- ・ 他機関との連携・協力を推進するとともに、国際会議等で機構のジェンダー主流化に係る取組や事 例を積極的に発信した。
- ・ 中米統合機構(SICA)への協力: SICAとの協議を通じて女性企業家支援を切り口にした支援ニーズが確認され、SICA加盟国に対する課題別研修「中米統合機構加盟国向けビジネスを通じた女性のエンパワメント」を開始した。
- ・ 「国際女性会議 (WAW!2017) 」:日本政府主催の同会議の本会合パネルディスカッション「女性と起業」に機構理事長が登壇し、機構の女性の経済的エンパワメント推進等の取組事例を紹介した。また、安倍首相がカンボジアでの女性起業家支援、河野外相がメコン地域人身取引等に係る取組他について発信した。また、公式サイドイベントを仙台(災害とジェンダー)と東京(女性企業家とSDGs)で実施した。
- ・ TICAD 7: 2019年開催予定の TICAD 7に向け、主催地の横浜市と女性活躍推進をテーマとする共催 イベント等の実施に向けた調整を開始した。

(2) ジェンダー主流化の推進に向けた取組

① ジェンダー案件の量的拡大と質的向上

- ・ 円借款事業のジェンダー主流化促進:ジェンダー案件の量的拡大に重要な円借款事業のジェンダー 主流化を促進すべく,円借款事業の審査段階における各種決裁に対するジェンダー視点の確認を強 化した。また,円借款事業を多く扱う地域部総括課及び担当課に対して,ジェンダー視点に立った 活動を取り入れることの重要性について説明会を実施し,ジェンダー主流化の理解促進,理事会の 案件審議時におけるジェンダー案件化に向けたコメントの増加等につながった。
- ・ 各種業務マニュアルの改訂:事業形成段階においてジェンダー視点の組込みが強化されるよう,事業事前評価表及び案件計画調書のひな型を改訂した。また,ジェンダー視点に立った活動を推進するため,コンサルタント等契約の業務指示書記載事項のひな型を作成して各部署に配布して使用を 慫慂した。
- ・ **重点モニタリング案件の設定**:主要分野に重点モニタリング案件を設定し、ジェンダーの視点に立った案件形成、実施モニタリング、評価の重点的な実施を試行している。
- ・ 執務参考用資料の充実: SICA及びエジプトを対象としてジェンダー情報を整備する調査を行った。 また,ガバナンス及びインフラ分野でジェンダーの視点を具体的に組み込んだ事例や,具体的な活動内容を計画するうえでの留意点等をまとめた執務参考資料を作成し、関係部署に共有した。

② ジェンダー平等の視点に立った業務運営の推進

- ・ ジェンダー主流化研修:専門家の派遣前研修(12回,計282人),機構職員への講義(6回,計43人) でジェンダー主流化に係る講義を行った。また、ルワンダ事務所及びミャンマー事務所でジェンダ ー主流化研修を実施した。
- ・ 能力強化研修:コンサルタント等34人の参加者に技術協力,無償資金協力,円借款の準備段階でジ

エンダー主流化を促進するための視点や手法を、講義及び演習を通じて伝えた。

- ・ 機構内関係者への啓発: 理事会でジェンダー主流化の状況を共有し、各事業の理事会審議における ジェンダー視点を確認することの重要性に対する経営層の認識を高めた。また、機構内部局責任者 を対象としたジェンダー責任者会議、部局・国内機関・在外事務所の担当者を対象としたジェンダ ー担当者会議を通じ、ジェンダーの視点に立った事業実施の重要性及び事例を共有した。
- ・ ナレッジマネジメントの強化: ナレッジサイトの情報整理及び内部イントラネットであるジャイナ ビへの各種執務参考資料の掲載を行い,事業担当者が資料にアクセスしやすい環境を整備した。「ジェンダーと開発」ナレッジマネジメント会議を2回開催し、機構におけるジェンダー主流化推進の 方策や課題別指針の改訂について議論した。
- ・ **有識者とのネットワーク及び助言の活用**:4名の外部有識者委員の参加のもとでジェンダー懇談会 を開催し、事業ジェンダーの取組を外部有識者委員へ説明し、今後の取組の改善に向けて意見交換 した。

No.15-3 不正腐敗防止

関連指標	2017 年度	基準値	
職員向け研修、セミナーの参加人数	259 名	120 名 ⁹⁵	

(1) 不正腐敗防止対応

- ・ 不正行為への対応:有償資金協力の事業実施及び入札過程,中小企業海外展開支援事業に係る委託 契約,研修員受入事業に係る運営支援業務委託契約等に関し不正行為等が発覚した3件の事案に対 し,措置規程に基づき契約競争参加資格停止の措置を採った。
- ・ 不正腐敗情報に係る相談窓口の運用:機構内の不正腐敗防止担当部署において,弁護士及び公認会計士の参加を得て,通報内容に適切に対応し,外務省の不正腐敗情報相談窓口と関連案件の情報を 共有し,共同で対処した。

(2) 相手国政府, 関係者及び職員への啓発活動

- ・ 相手国のガバナンス強化,不正腐敗防止に関する能力向上支援として,研修,専門家派遣,技術協力プロジェクトを活用して相手国のガバナンスを強化した。具体的には,インドネシア「公正な競争のための事業競争監視委員会能力強化プロジェクト」やベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」等,公共調達及び不正腐敗防止に関する法制度整備支援を実施した。課題別研修「汚職対策(刑事司法)」を引き続き実施し,汚職対策分野の最新の国際的動向に沿ったテーマについて各国の実務的な知識や経験,課題を共有し,参加国の実務改善を支援した。
- ・ 不正腐敗事案に対する機構内の意識及び取組を強化するため、在外拠点に赴任する職員への研修を計12回実施するとともに、全部署を対象に不正腐敗防止を含むコンプライアンスに係るWBT(ウェブベース研修)を実施した。

(3) 戦略的な取組及び成果

・ 重大な不正行為(不正請求,贈賄,談合,独禁法違反等)に対する契約違約金を契約金額の10分の

^{95 2015} 年度実績

1から10分の2に引き上げた。また、業務が既に終了している案件についても同違約金を課せるように契約約款を改正した。

- ・ ODA事業における過大請求等の重大な不正行為を繰り返した企業に対して,企画競争の評価点を減点(100点満点から6点を減点)する制度を導入した。
- ・ ODA 事業における現地再委託及び現地傭人契約の第三者検査の対象国を拡大した(3か国程度から 10か国程度)。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

環境社会配慮:引き続き環境社会配慮ガイドラインの適切な運用を期待したい。(2016年度主務大臣評価報告書 No.17「環境社会配慮」)

ジェンダー主流化:ジェンダー視点の取組の優良事例や教訓の取りまとめ及び同結果を活用した,より一層の女性の参画につながる活動の展開に期待したい。(同上 No.18「男女共同参画」)

不正腐敗防止:なし(同上 No.24「ガバナンスの強化と透明性向上」)

<対応>

引き続き環境社会配慮ガイドラインを適切に運用した。ジェンダー主流化に関し、国連決議 1325 号国別行動計画のモニタリング調査で事例の詳細分析、その他様々なセクターにおける優良事例や教訓を取りまとめ、執務参考資料として整理するとともに、各種研修等を通じて機構内外関係者に広く共有した。これらの取組を通じ、各事業での更なる女性の参画促進につなげた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定:B

根拠:評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え,年度計画に対して所定の成果を上げていることから,中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 環境社会配慮

- 全386案件のカテゴリ分類等,環境社会配慮ガイドラインを適切に運用。環境社会配慮助言委員会 全体会合を10回,ワーキンググループ会合を22回開催し,計20案件に対して助言を得て,緩和策の 策定や事業の実施等に活用。
- 機構内外の関係者1,118名に対して環境社会配慮に関する説明・研修(コアスキル研修,課題別研修, コンサルタント向け研修等)を実施し、環境社会配慮に対する理解を促進。課題別研修の実施を専 門的知見を有するコンサルタントに委託し研修の質を向上。コンサルタント向け研修では大学等の 外部専門家による講義を加え研修の質を向上。

2. ジェンダー主流化

- 「女性の活躍推進のための開発戦略」の重点分野に沿った事業(女性の健康や生活にやさしい環境の整備,女子教育の推進・強化,防災分野等での女性のリーダーシップ推進)を形成・実施。国連決議1325 号国別行動計画のモニタリングとして,65 案件を取組実績として日本政府に報告。
- 円借款事業のジェンダー主流化促進,各種業務マニュアルの改訂,重点モニタリング案件の選定等 を通じてジェンダー案件の量的拡大及び質を向上。
- ジェンダー主流化研修(専門家派遣前研修計1回282人,機構職員向け講義計6回43人),能力強化研修(コンサルタント等34人)を通じて、ジェンダー平等の視点に立った業務運営を推進。

3. 不正腐敗防止

- 不正行為が発覚した3件の事案に対し、措置規程に基づき、契約競争参加資格停止の措置を採る等 適切に不正腐敗防止に対応。
- インドネシア,ベトナム等での公共調達及び不正腐敗防止に係る法制度整備支援,課題別研修「汚職対策」等を通じて,相手国のガバナンス強化,不正腐敗防止に係る能力向上を支援。不正腐敗防止に係る在外赴任前研修計12回,不正腐敗防止を含むコンプライアンスに係るウェブ研修を通じて,機構職員の不正腐敗防止に係る意識及び取組を強化。
- 重大な不正行為(不正請求,贈賄,談合,独禁法違反等)に対する契約違約金を引き上げ,業務が 既に終了している案件についても同違約金を課せるように契約約款を改正。重大な不正行為を繰り 返した企業に対し企画競争の評価点を減点する制度を導入。ODA事業における現地再委託及び現 地傭人契約の第三者検査の対象国を拡大。

<課題と対応>

引き続き環境社会配慮ガイドラインを適切に運用しつつ、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査 及びモニタリング結果の確認を確実に実施する。また、環境社会配慮ガイドラインの包括的な検討と改定 を目的としたガイドラインの運用実態の確認を本格的に進める。

3-5. 主務大臣による評価

評定:B

<評定に至った理由>

開発協力の適正性の確保に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 環境社会配慮

支援要請等がなされた全386案件のカテゴリ分類を行い、案件検討から実施の各段階で環境社会面に与える影響に対する配慮状況を確認したほか、環境社会配慮助言委員会全体会合を10回、ワーキンググループ会合を22回開催し、計20案件に対して助言を得て、緩和策の策定や事業の実施等に活用する等、ガイドラインの適切な運用と透明性の高い運営を実施した。

環境社会配慮に関する説明・研修(コアスキル研修、課題別研修、コンサルタント向け研修等)を、 昨年度(907 人)を上回る 1,118 人に対して実施し、環境社会配慮に対する理解促進に務めた。また、 専門的知見を有するコンサルタントへの委託や、大学等の外部専門家による講義を加える等、研修の 質の向上にも取り組んだ。

2. 女性のエンパワメントとジェンダー平等推進

外務省が策定した「女性の活躍推進のための開発戦略」の重点分野に沿った事業として、鉄道や道路等インフラプロジェクトへのジェンダー視点の組込を積極的に進め、女性の健康や生活にやさしい環境の整備を推進した。また、2016年~2018年の3年間で約5万人の女子の学習環境改善という伊勢志摩サミットの貢献策に対して、機構の事業を通じて45,917人を対象に女子教育の推進・強化を実施し2年目終了時点で9割強達成の実績を上げたほか、同期間に5,000人の女性行政官等の人材育成という目標に対して2017年度で4,323人の実績であったことに加え、防災分野等での女性のリーダーシップ推進に対しても課題別研修や国際会議における機構の知見の発信を通じて貢献した。

円借款事業のジェンダー主流化促進,各種業務マニュアルの改訂,重点モニタリング案件の選定等を通じて,ジェンダー案件の量的拡大及び質の向上に取り組んだ結果,定量指標である「機構が実施するプロジェクトにおけるジェンダー案件比率」は,目標値 40%を上回る 55%となった。また,機構の専門家や職員を対象としたジェンダー主流化研修や,コンサルタント等を対象とした能力強化研修を実施し,ジェンダー平等の視点に立った業務運営を推進した。

3. 不正腐敗防止

不正行為が発覚した3件の事案(有償資金協力の事業実施、中小企業海外展開支援事業に係る委託契約、研修員受入事業に係る運営支援業務委託契約等)に対し、措置規程に基づき適切に対応した。 技術協力を通じた公共調達及び不正腐敗防止に係る法制度整備支援を通じて、相手国のガバナンス強化・不正腐敗防止に係る能力向上を支援したほか、各種研修や制度改善を通じて機構の不正腐敗防止に係る意識及び取組を強化した。

以上の定性的な実績に加え、定量指標である機構が実施するプロジェクトにおけるジェンダー案件 比率が目標値(40%)を上回る55%となったことを踏まえ、中期計画における所期の目標を達成する 成果が得られていると認め、「B」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

引き続き環境社会配慮ガイドラインの適切な運用,より一層女性の参画に繋がる活動の展開,不正 腐敗防止に,適切に取り組むことを期待したい。

< その他事項> (有識者からの意見聴取等) 特になし。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報
No. 16	内部統制の強化
業務に関連する政策・	開発協力大綱,平成28年度開発協力重点方針,海外移住審議会最終意見書
施策	
当該事業実施に係る根	独立行政法人国際協力機構法第13条
拠 (個別法条文等)	
当該項目の重要度,難	_
易度	
関連する政策評価・行	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力
政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力,0128 独立
	行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報(定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
内部統制のモニタリング実施回数	2回/年(注)	2 回	2 回				

(注) 2015 年度実績を基に設定する。2015 年度実績 2 回

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:7.(4),中期計画:5.(4)

年度計画

- 7. (4) 内部統制の強化
- ア 内部統制を実施するための環境整備
- ・ 業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備するとともに、必要に応じて内部統制が機能するよう改正する。

イ 組織運営に関係するリスクの評価と対応

- ・ 主要リスクの見直しを行うとともに、見直し後の主要リスクに基づき、機構の業務運営上のリスクを分析、評価する。また、リスク事案に対して適時・適切に対応し、再発防止策を講じる。リスクの分析、評価結果及びリスク対応状況について、コンプライアンス及びリスク管理委員会等の場でその結果を報告する。
- 有償資金協力業務の適切な業務運営を確保するため、有償資金に係るリスクを適切に識別・測定し、 モニタリングを行う。

ウ 内部統制の運用

- ・ 機構における内部統制が確実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、 結果を理事会にて報告するとともに、必要に応じ内部統制の態勢の強化を検討する。
- ・ 業務の有効性及び効率性を向上するため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を 行う。
- エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保
- ・ 内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して適切に対処する。

オ 内部監査の実施

・ 内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを 着実に実施する。

カ 情報通信技術 (ICT) への対応

- ・ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、情報セキュリティ規程等を確 実に運用する。また、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会の開催や情報セキュリティ 対策推進計画のレビューを通じて、情報セキュリティに係る組織的対応能力を向上させる。
- ・ 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するための方策を検討し、可能なものから実施する。
- ・ 行政機関個人情報保護法等の改定に対応するべく、機構の規程等を改定し、個人情報の保護を推進 する。

主な評価指標(定量的指標及び実績は 2. 参照)

- リスク管理に係るモニタリングの実施及び強化状況
- ・ 法令遵守強化に係る取組状況

3-2. 業務実績

No.16-1 リスク管理に係るモニタリングの実施及び強化状況

(1) リスク管理に係るモニタリングの実施及び強化状況

関連指標	2017 年度	基準値 *
コンプライアンス / リスク管理委員会 / 有償資金協力勘定リス		2 回 /2 回 /5 回 96
ク管理委員会の開催回数	2 回 /2 回 /5 回	
事務所管理における法務の知識に係る海外拠点赴任前研修回数	12 旦	12 回97
コンプライアンスに係る専門家等赴任前研修回数	12 回	12 回98

① 内部統制を実施するための環境整備及び運用

- 環境整備:業務の適正を確保するために必要な規程の改正等を行った。
- ・ **運用**: コンプライアンス違反等の事故等が発生した場合は、コンプライアンスに関する規程に基づき報告・調査し、再発防止策を検討・実施した。また、コンプライアンス委員会に主要な事故や件数及びその再発防止策の実施状況を報告した。
- ・ 機構の中期計画及び年度計画に基づき,第3期中期目標期間及び2016年度実績に係る業績評価を実施し,結果等をセミナー等により機構内にフィードバックした。第4期中期目標期間の初年度となったことを受け,機構内の電子掲示板やセミナー(本部,国内,在外36拠点参加),在外拠点のナショナルスタッフ向け「JICAアカデミー」での講義,拠点長会議等での経営層への報告等を通じ,中期計画の内容や通則法改訂を受けた変更点等を周知した。

② 組織運営に関するリスクの評価と対応

・ リスク管理委員会(リスク評価と対応態勢を強化するため、「コンプライアンス及びリスク管理委員会」から改組)で重大リスクを特定し、重大リスク対応強化の取組計画を策定した。

⁹⁶ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

^{97 2015} 年度実績

^{98 2015} 年度実績

- ・ 有償資金協力勘定リスク管理委員会において,定期リスク管理報告(ポートフォリオ管理に関する 定期リスク管理報告を半期毎に実施)及び有償資金協力勘定の資産・負債管理(将来の収支分析や 収支改善策に係る議論を半期毎に実施)を行うとともに,金利リスクに関するヘッジ方針を策定し た。
- ・ No.11「財務内容の改善」で報告したとおり、2017年度の予算執行見込みが予算額を上回りかねない状況となったことを受け、2017年10月以降、技術協力プロジェクト、各種調査事業を中心に事業計画の見直しを行ったが、この過程で契約相手先等関係者との間で一部混乱を招いた。本件に関して、主要リスク項目の「財務・会計リスク」の分析・評価を事前に十分行うことができなかった。

③ 機構内外からの情報伝達体制の確保と運用

- ・ **外部通報**:外部通報窓口及び不正情報に係る相談窓口を通じた通報について、公益通報者保護法の 趣旨に基づき通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- ・ 内部通報:内部通報受付管理者を置き,内部通報専用メールアドレス,専用ポスト,郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けている。内部通報の制度案内(和英)を整備し,電子掲示板への掲載,機構内の研修や赴任前研修,各種配布物への掲載,機構の契約先への配布等を通じて,機構関係者及び機構の契約先に内部通報制度を周知した。また,通報があった場合には,通報者の保護を図りつつ,関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。

④ 内部監査の実施

- ・ 内部監査基本計画に則り、内部監査に関する国際的指針に従って、以下のとおり定例監査及び特定 テーマ監査を実施するとともに、監査結果をフォローアップした。
- ・ 定例監査:有償資金協力業務監査,情報システム/情報セキュリティ監査,個人情報管理監査,法人 文書管理監査,国内拠点監査(重点項目は研修員受入対応。東北支部,東京国際センター及び筑波 国際センター),在外拠点監査(重点項目は円借款案件監理態勢及びボランティア事業管理態勢。 ラオス,ザンビア,ジンバブエ,南アフリカ,ウズベキスタン,セント・ルシア,グアテマラ,ウ ガンダ及びマダガスカルの各拠点が監査対象)を実施した。
- ・ 特定テーマ監査:長期研修員受入業務実施態勢,海外投融資実施態勢,国際協力共済会,市場リスク(金利リスク)管理をテーマとした監査を実施した。

⑤ ICTへの対応

- ・ 「平成28年度政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づき改定した情報セキュリティ管理規程 / 管理細則に沿い,情報セキュリティ強化対策を実施した。また,個人情報保護に関し,機構の規程等の改定や非識別加工情報の提供の対応体制整備等を実施し,改定された独法等個人情報保護法に対応した。
- ・ 機構に送付される不審メール対応の即時対応として、ヘルプデスクを24時間対応とした。また機構 内関係者向けの情報セキュリティ研修を強化するため4言語(日,英,仏,西)対応とした。
- ・ 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するため、CSIRT (Computer Security Incident Response Team) を設立し、運用時の課題を見極めて改善するための訓練を3回実施した。訓練を通じて情報セキュリティ対策を改善するとともに、情報セキュリティインシデント対応体制が強化された。
- ・ 年間を通じて実施するべき情報セキュリティ施策の内容を網羅した「情報セキュリティ対策推進計画」を情報セキュリティ委員会で審議の上策定し、計画に基づいて対策を実施した。その結果、サイバー攻撃による内部情報の外部への漏洩等、重大な情報セキュリティインシデントは発生しなか

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

機構及び事業が抱えるリスクについて、リスク管理委員会等を通じて十分な分析を行い、経営層が正確に把握したうえで、適切な対応について判断がなされるよう、引き続きリスク管理の徹底に取り組むことが期待される。(2016年度主務大臣評価報告書 No.24「ガバナンスの強化と透明性向上」)

<対応>

経営層の判断により従来特定してきた主要リスクに加え、一旦発生すれば組織全体に甚大な影響を与え、経営層のリーダーシップの下で取り組まざるを得ないようなリスクを「重大リスク」として新たに特定し、優先的に対応策を策定する等の対応強化に取り組んでいる。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定: C

根拠:以下2.組織運営に関するリスクの評価と対応に記載した事象により、年度計画に照らして目標水準を下回ると判断される。

- 1. 内部統制を実施するための環境整備及び運用
- 内部統制モニタリングの方法を改善し合理化及び職員の意識浸透を推進。コンプライアンス違反等 の事故が発生した場合は、関連規定に基づき、コンプライアンス委員会に報告・調査し、再発防止 策を検討・実施。
- 第3期中期目標期間及び2016年度実績に係る評価を実施し、機構内に結果を周知。
- 2. 組織運営に関するリスクの評価と対応
- リスク管理委員会や有償資金協力勘定リスク委員会等にて組織運営に関するリスクの評価・対応を 実施。
- △ 主要リスクの「財務・会計リスク」につき、リスク分析・評価を事前に十分に行うことができなかった。
- 3. 機構内外からの情報伝達の確保と運用
- 外部通報や内部通報制度等により、機構内外からの情報伝達体制を適切に確保。
- 4. 内部監査の実施
- 内部監査基本計画に則り、内部監査に関する国際的指針に従って、定例監査及び特定テーマ監査及び監査結果のフォローアップを実施。
- 5. ICTへの対応
- 情報セキュリティ管理規程 / 管理細則に沿い,情報セキュリティの強化対策を実施。個人情報保護 に関し,機構の規程類等の改訂及び非識別加工情報提供の対応体制整備等を実施し,独法等個人情 報保護法に対応。
- ◎ セキュリティの強化:機構に送付される不審メール対応の即時対応として、ヘルプデスクを24時間 対応とするとともに、機構内の関係者に対する情報セキュリティ研修を4言語(日,英,仏,西) 対 応に改善。情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するため、CSIRT (Computer Security

Incident Response Team) を設立し、訓練を3回実施。

<課題と対応>

内部統制への意識を機構全体に広く浸透するための取組を継続し、内部統制の実施をより確実なものとする。

3-5. 主務大臣による評価

評定: C

<評定に至った理由>

内部統制の強化に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 内部統制を実施するための環境整備及び運用

業務の適正を確保するために必要な規程の改正等を実施したことに加え,第3期中期目標期間及び 2016 年度実績に係る評価を実施し,機構内に結果を周知した。

2. 組織運営に関係するリスクの評価と対応

過年度に契約された案件に関する支払いの占める割合が、例年よりも増加したことにより、2017年度の予算執行見込みが予算額を上回りかねない状況となった。これにより、技術協力プロジェクト、各種調査事業を中心に事業計画の見直しに迫られ、この過程で契約相手先等関係者に負担をかけたこと、新規 ODA 事業の実施規模を縮小せざるを得なくなったことを、外務省としても重く受け止めている。これは、機構が主要リスクとしている「財務・会計リスク」について、<u>リスク分析・評価の事前実施が不十分であったことが要因であり</u>、「機構の業務運営上のリスクの識別、分析及び対応・・・等、内部統制を確実に実施し、内部統制の実施状況についてモニタリング及びその結果を踏まえた態勢の強化を行う」とする中期目標に沿わない、改善すべき事態と判断される。

3. 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保

外部通報や内部通報制度等により、機構内外からの情報伝達体制を適切に確保している。

4. 内部監査の実施

内部監査基本計画及び内部監査に関する国際的指針に従って,定例監査及び特定テーマ監査を実施し,監査結果のフォローアップを実施した。

5. ICTへの対応

情報セキュリティ管理規程/管理細則に沿って情報セキュリティの強化対策を実施した。また、独 法等個人情報保護法の改訂等に対応すべく、機構の規程等の改訂及び非識別加工情報提供の対応体制 整備等を実施した。

機構に送付される不審メールへの即時対応を可能とするため、ヘルプデスクを 24 時間対応とするとともに、在外事務所を含む機構内の関係者に対する情報セキュリティ研修を4言語(日,英,仏,西)対応に改善した。また、情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するため、CSIRT (Computer Security Incident Response Team)を設立し、訓練を3回実施するなど、情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に適切に取り組んでいると評価される。

以上の定性的な実績を踏まえると、定量指標である内部統制のモニタリング実施回数が目標値(2回)を達成する2回であり、情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に研修や体制の強化を通じて取り組んだことは高く評価される一方、組織運営に関係するリスクの評価と対応の不十分さが予算執行管理に係る問題の発生に繋がったと重く受け止めている。機構は既に、「予算執行管理室」の創設や、理事会を通じたガバナンスの強化、「予算執行管理改善に関する第三者諮問委員会」の立ち上げ等を通じて、予算執行管理体制の改善、内部統制の強化に取り組んでいることから、評価すべき点と改善が求められる点及びその改善の取組を総合的に考慮した結果、中期計画における所期の目標

を下回っており改善を要すると認め、「C」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

今回問題が発生した「財務・会計リスク」の管理方法を見直すことは当然であるが、組織横断的に、内部統制機能及び意識を改善する強力な取組がなされ、関係者からの信頼回復に努めることを期待する。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

- ・JICA評価は「C」ランクであるが、評価者は「D」評価ではないかと考えている。評価者は「内部統制」でなく、「内部連携の強化」ではないかと考える。まず、「統制」は上から目線の運営姿勢である。本来ならば組織に横軸を通す「連携」の強化が求められるはずである。「統制」は組織の硬直化を深化させて、横への連携、連帯を失わせることになりかねない。組織の一方的なタテ軸化が組織のダイナミズムを失わせ、今回のような事件を引き起こしたと言えないことはない。
- ・英国 NGO 等による被援助国での性的搾取問題,米国での MeToo ムーブメント等の動きを受け、援助業界でも、「Safegurding」、「ハラスメント・防止」が必須となっており、欧米では政府による NGO 支援においても、関連するポリシー策定と実効性が担保されていない NGO には資金援助を行わない動きが見られる。日本では、現時点で大きな問題になっていないが、いつ何時、同じ問題が起こらないとは限らず、エイド・ワーカー(政府・JICA 職員、青年海外協力隊、NGO、コンサル等)に対する取り組みは極めて重要だと思われる。問題が起きて「国際協力」に対する信頼が失われてからでは遅く、今からの対応が望まれる。
- ・今般の予算執行管理の問題は、横断的なチェック&コントロールが機能していなかったことを示唆している。その意味では、経営陣にも責任がある(政府出身者、JICA 出身者ともに)。組織運営に関する戦略的判断、職員と経営陣のコミュニケーションのあり方を含め、意識改革が必要と考える。評価は「C」でよいか。「D」に相当する重い事態と考える。
- ・昨年に引き続きリスク管理上の問題が表面化したことは極めて遺憾である。とりわけ今回の予算執行管理上の問題は、管理システムの技術が高度化した現在では、初歩的なミスとの評価を受けることも免れない。機構業務の拡大、複雑化と周囲の期待に組織が追いついていない現実を認識し、組織の将来を展望した改革を期待したい。

1. 当事務及び事業に関する	基本情報
No. 17	人事に関する計画
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱,平成29年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国際協力機構法第13条
(個別法条文等)	
当該項目の重要度, 難易度	【難易度:高】独立行政法人等に対し平成 32 年度末までに女性管理
	職比率を 13.5% (平成 27 年度平均:機構は 12.8%) から 15%まで
	増やすことが政府方針で求められているが,これに比べ 33%高い目標
	達成水準を設定しており、これを達成するには機構独自の創意工夫を
	要するため。
関連する政策評価・行政事	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力
業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力, 0128
	独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
女性管理職比率	20.0% ※ (注)	-	14.5%				
	(2021 年度末						

※中期目標期間中に達成すべき目標値であり、年度計画では定量的な達成目標を定めていない。 (注)政府の定める独立行政法人等における登用目標 15% (2020 年度末)を踏まえ、同目標の 1.3 倍の達成率として設定する。2015 年度末実績 12.8%

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所:中期目標 7. (5), 中期計画 10. (2)

年度計画

10. (2) 人事に関する計画

- ・ 現地職員も含めた多様な人材を活用し、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境を整備するため、働き方の選択肢の柔軟化、コミュニケーションの活性化やナレッジマネジメントの強化等に向けた制度設計と運用の徹底、執務環境の整備等を行う。特に、働き方改革「SMART JICA PROJECT」の推進を通じた生産性向上、創造的業務の促進や、キャリア形成とライフイベント、家庭生活の両立に向けた施策の実施、研修実施を通じた現地職員の能力開発に向けた取組を行う。
- ・ 職員の能力強化と中核的な人材育成のため、職員のキャリア開発にむけた研修や総合職職員のキャリア・コンサルテーションの継続、他機関への出向等を実施する。

主な評価指標 (定量的指標及び実績は 1. 参照)

- ・ 現地職員を含む多様な人材の活躍に資する、人事に関する施策の実施状況
- ・ 業務の高度化に対応し業務の質を高め、職員の主体的なキャリア開発を推進するための人材育成に 関する施策の実施状況

3-2. 業務実績

No.17-1 人事に関する施策の実施状況

(1) 働き方の柔軟化、コミュニケーションの活性化及びナレッジマネジメントの強化等に向けた施 策の実施状況

関連指標	2017 年度	基準値	
現地職員向け研修の年間実施件数	452 件	228 件 ⁹⁹	

- ➤ 経営課題としての働き方改革の推進: 2015年度より実施している働き方改革の目標や取組範囲をスケールアップし、新たに「SMART JICA 2.0」を策定した。これにより、働き方改革を経営層のリーダーシップの下で組織一丸となって取り組む経営課題として明確化し、理事会等の場で進捗を確認するPDCAサイクルを確立した。また、働き方改革のモニタリング・評価に活用すべく、2004年度から毎年実施している職員意識定点調査の設問内容及び分析方法を拡充した。2月に機構役員を中心とした「働き方改革推進キャンペーン」を実施し、上からの率先垂範を促した(例: 毎月1日有給休暇の取得推進等)。さらに、働き方の多様化や女性職員の活躍(海外赴任・出張等)の取組に関し、複数の外部媒体やセミナー等を通じて対外的に発信し、独立行政法人における先進的事例として紹介された(例: (株) コクヨが運営するWorMo'sのサイトでの記事、経団連が発行する人事関連誌、民間企業等の人事関係者向けセミナーでの事例紹介など)。なお、2017年度末時点で育児中女性総合職(小学校3年生以下の子を養育)の約2割(151名中27名)が海外に子連れで赴任中である。
- ▶ 多様な人材が活躍できる環境づくり:第4期中期目標期間に対応する「次世代育成及び女性活躍推進に向けた行動計画」を策定し、女性管理職比率20%を指標としつつ、働き方改革と一体的な取組として推進。また、支援要員(事務スタッフ)の夏期休暇の付与や、育児・介護休業法改正を踏まえた有期雇用者の育児休業の拡充を通じ、職制間の待遇差の解消に努めた。さらに、育児、介護、病気治療と仕事の両立を促進するため、復職前セミナー、復職後キャリアワークショップ、介護セミナー、海外子女教育セミナー、がんと仕事の両立支援セミナー等の関連するセミナーを複数回開催した。特に育児との両立については、男性職員の育児休業取得率が2倍(7.9%→16.7%、平均取得期間4.3か月)となり、国家公務員(4.5%、取得期間1か月以下が約7割)を上回る取得水準となっている。
- ・ **育児支援**: 仕事の両立支援策としての病児保育・ベビーシッター法人契約を拡充し、機構が利用する費用の一部を補助する制度を開始。法人契約登録者数は82名となり、年間利用実績は前年度比2倍に達した。
- ・ **生産性・創造性向上のための執務環境・制度の整備**: 首都圏の拠点を活用したサテライトワークの 導入(7月試行開始,年度末までの利用実績は90件)や執務室外でのPC接続環境改善を通じて,在 宅勤務利用実績が前年度比2.2倍(1,033件から2,274件に増)となった。
- ・ **組織内コミュニケーションの活性化**:職員食堂のレイアウト変更やSkypeの活用促進を通じて、スタッフ間のコミュニケーションを促進する環境を整備した。
- ▶ 長時間労働の是正及び適切な労務管理の実現:管理職による労務管理を円滑かつ適切に行うため、パソコンのログ記録を基に超勤時間が確認できる仕組みを新たに整え、同記録も参照した確認を徹底するとともに、管理職を対象とした研修や勤務システムの改修を行った。労働時間適正化の取組を通じ、時間外勤務は前年度比11.7%減(2008年の組織統合後最も低い水準)を達成した。

_

^{99 2015} 年度実績

・ ナレッジマネジメントの強化:様々なナレッジマネジメントの事例を紹介する「なれれぽ通信」の機構内配信(計7回),海外長期研修の帰国報告会(計5回),職員やスタッフ向けコアスキル習得のための「JICAアカデミー」での講義(計5回)等を実施。さらに,プロジェクトマネジメントの改善に向けたGIZとの情報交換の結果を内部セミナーで共有した。

(2) 現地職員に関する施策の実施状況

- ・ 現地職員の管理・育成に関する体制の強化:人事部に在外支援班を設置し(4月),現地職員の人事制度,育成方針,労務管理及び採用・退職を一元的に所掌する体制に改善した。また,「ナショナルスタッフのガイディング・プリンシプル」と「現地職員管理ガイドライン」を統合して「現地職員の育成・管理に関するガイドライン」として全体方針を整理し、各在外拠点が任国の実情に即して現地職員の採用・育成方針を設定できるようにした。また、外国籍現地職員雇用に係る留意事項や多様な人材を活用する際の留意点を周知した。
- ・ 現地職員の能力強化:現地職員向けの内部研修「JICA アカデミー英語版」を継続し、特にSDGs・援助の潮流、業績評価等、組織の俯瞰的な理解に資する講義を設けた(7件,357名参加)。また、能力強化の一環として現地職員3名の本邦配置を試行した。更に、組織内表彰(理事長表彰)を通じて、現地職員の士気高揚を図った(2在外拠点の現地職員が理事長賞を受賞)。加えて、在外拠点の現地職員育成担当者間での好事例等の共有を継続した(毎月実施し、計18事例を紹介)。

No.17-2 人材育成策の実施状況

関連指標	2017 年度	基準値
職員の外部機関との国際連携(長期・短期で国際機関・二国間援助	34 件	13 件 ¹⁰⁰
機関等での業務を行う人事交流)の派遣件数		
キャリア・コンサルテーションの実施人数	48 人	42 人 ¹⁰¹

(1) 職員の能力強化と中核的な人材を育成するための施策の実施状況

① キャリア開発に向けた研修等

- ・ 若手・中堅職員の能力開発機会の提供:キャリア・コンサルテーションの対象を入構後7年目の職員(48人)に行っているほか,入構から3年目の職員に対するプレ・キャリアコンサルテーション(30件)も実施。また,博士号・修士号取得を目的とした国内・海外研修を13名派遣し,働きながら学位取得を行う職員向け補助制度や職階別研修,語学研修,自己研鑽支援制度を継続した。
- ▶ 機構内インターン: 社内インターン制度を試行導入し計7件を実施し、若手・中堅職員の自律的な キャリア形成意識の向上に寄与した。

② 他機関への出向,外部研修への参加等

- ・ 職員のキャリア形成と他機関等との連携促進のため、国際機関、省庁、大学等への職員派遣を継続 した。
- ・ 国際機関へ出向:国連食糧農業機関(FAO)の幹部ポスト(林業局長),世銀,ADB,IDB等の国際機関への新規出向を開拓した。また、国際機関・二国間ドナー等との短期人事交流も促進した(国

¹⁰⁰ 前中期目標期間実績 (2012-2015)

¹⁰¹ 前中期目標期間実績(2012-2015)

際機関等長期派遣17件(うち新規ポスト4件),長期受入2件,短期派遣11件,短期受入4件実施)。

・ **外部研修への参加**: 事業ニーズを踏まえた専門能力強化のため,国際開発ジャーナル社,富士通総研,人事院,東京大学等が実施する外部研修に計23名を派遣した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

業務内容の拡大と高度化に対応した人員の能力強化やライフステージに応じた多様な働き方の確立を通じた人的リソースの効率的な活用に向けた引き続きの制度改善に期待する。(2016 年度主務大臣評価報告書, No.33「人事に関する計画」)

<対応>

業務が多様化する中、頻繁な異動に伴う知見のロスを最小化して業務の質の維持と向上を図るとともに、多様な人材の多様な働き方を促進して強みを構築・増強できるキャリアの選択肢を提示すべく、特定職制度の改革や就業環境の改善に取り組んでいる。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定:A

根拠:年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断される成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、働き方改革の方針「SMART JICA 2.0」の実施を通じ、多様な人材が活躍できる職場環境の整備及び次世代育成を促進する人事制度を整備した。特に、外部団体や民間企業等に参考となる女性の海外出張や在外赴任等に係る制度整備並びに男性の育児休業取得率の向上、時間外勤務の実績で特筆すべき成果が見られた。

1. 人事に関する施策の実施状況

経営課題として働き方改革を掲げ、新たに「SMART JICA 2.0」を策定。

- ◎ 人事制度の充実化【③】:「次世代育成及び女性活躍推進に向けた行動計画」を策定し、多様な人材が活躍できる環境づくりを推進(支援要員の夏季休暇付与、育児休業等の拡充等)。病児保育・ベビーシッター法人契約を拡充、年間利用実績2倍、男性の育児休業取得率2倍超(対前年度比)。育児中女性職員の子連れでの海外赴任(育児中の女性職員 151 名中 27 名が海外勤務)を支援。
- ◎ **執務環境・制度整備**【③】: サテライトワークを導入(90件)。在宅勤務利用実績は前年度比2倍 強(2,274件)。時間外勤務実績は前年度比11.7%減。
- 人事部に在外支援班を設置。現地職員の人事制度,育成方針,労務管理及び採用退職等を一元的に 所掌する体制に改善。現地職員向け内部研修(JICAアカデミー英語版)を継続(7件実施,357名参加)。能力強化として現地職員3名を本部,国内機関に期限付配置。
- 2. 人材育成策の実施状況
- キャリア・コンサルテーションを48名実施したほか、実施年次を引き下げより早期からのキャリア 形成への意識づけを強化(30件実施)。
- 博士号,修士号取得を目的とした国内・海外研修を13名派遣。機構内インターン制度を試行的に導入し,多様なポストのOJTの機会を提供した(7件実現)。
- 職員のキャリア形成と他機関連携のため、国際機関への出向を拡充し、FAOの幹部ポスト、世銀、アジア開発銀行(ADB)、米州開発銀行(IDB)等への新規ポストを開拓した。

<課題と対応>

多様な人材の持続的な活躍を促すため、働き方の選択肢の柔軟化やワークライフバランスの確保に向けた制度設計と運用の徹底等に引き続き取り組む。また、業務の多様化及び高度化が進む中、職員等の能力強化と生産性の向上のため、特定の業務に精通した職員の活躍の幅を広げるべく制度改善に取り組むとともに、ナレッジマネジメントの強化、研修実施を通じた現地職員の能力開発、職員のキャリア開発にむけた研修や総合職職員のキャリア・コンサルテーション、他機関への出向等を実施する。

3-5. 主務大臣による評価

評定: A

<評定に至った理由>

人事に関する計画に係る取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 人事に関する施策の実施状況

働き方改革を経営層のリーダーシップの下で組織一丸となって取り組む経営課題として明確化し、新たに目標や取組範囲をスケールアップした「SMART JICA 2.0」を策定することで、理事会等の場で進捗を確認する PDCA サイクルを確立した。

現地職員の管理・育成に関する体制の強化として、人事部に在外支援班を設置し、現地職員の人事制度、育成方針、労務管理及び採用・退職等を一元的に所掌する体制に改善した。また、能力強化の取組として、現地職員向け内部研修(JICA アカデミー英語版)を継続(7 件実施、357 名参加)したほか、現地職員3 名の本部、国内機関への期限付配置を試行した。

特筆すべき取組として,第4期中期目標期間に対応する<u>「次世代育成及び女性活躍推進に向けた行動計画」を策定</u>し,女性管理職 20%を指標としつつ,働き方改革と一体的な取組として推進したほか,支援要員(事務スタッフ)の夏期休暇の付与や,育児休業等の拡充等,<u>多様な人材が活躍できる環境づくりを推進した</u>。また,仕事の両立支援策として<u>病児保育・ベビーシッター法人契約を拡充</u>し,年間利用実績が 2 倍,<u>男性の育児休業取得率は 2 倍超(対前年度比)となった。</u>こうした取組もあり,育児中女性職員の子連れでの海外赴任率は約 2 割となる等,多様な人材の活躍をを支援していることが評価される。

また、首都圏に所在する JICA 拠点を活用してのサテライトワークを導入 (90 件) したほか、在 宅勤務利用実績は前年度比 2 倍強 (2,274 件) となった。また、パソコンのログ記録を基に超勤時間 を確認する仕組みの整備や管理職を対象とした研修等に取り組んだところ、時間外勤務実績は前年度 比 11.7%減となったこと等は、機構の業務が拡大する中での難易度の高い取組の成果として評価される。

2. 人材育成策の実施状況

キャリア・コンサルテーションを 48 名実施したほか、実施年次を引き下げたプレ・キャリアコンサルテーションを実施し、より早期からのキャリア形成への意識づけの強化に取り組んだ。また、博士号、修士号取得を目的とした国内・海外研修に 13 名を派遣し、働きながら学位取得を行う職員向け補助制度や職階別研修、語学研修等を継続した。

特筆すべき取組として、機構内インターン制度を試行的に導入し、若手・中堅職員の自立的なキャリア形成意識の向上に寄与したことや、職員のキャリア形成と他機関連携のため、国際機関への出向を拡充し、FAOの幹部ポスト、世銀、アジア開発銀行(ADB)、米州開発銀行(IDB)等への新規ポストを開拓したほか、国際機関・二国間ドナー等との短期人事交流も促進したことは、業務内容の高度化に対応する力を高め、職員の能力・適性に応じて、強みとする知見・経験を効果的に蓄積する取組として評価される。

以上の定性的な実績に加え、本項目が中期目標上難易度【高】となっていることを踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

業務内容の拡大と高度化に対応した人員の能力強化やライフステージに応じた多様な働き方の確立を通じた人的リソースの効率的な活用に向けた引き続きの制度改善に期待する。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

- ・女性活躍推進の観点を含め、勤務環境の整備に取組んでいること、また在外勤務で活躍している女性職員が増えていることは評価したい。同時に、組織としての JICA の効果・効率性を高めるためには、次の点を含め、人事制度の改革が望まれる。特に予算制約がある中、現地職員が意欲をもって活躍できる環境を整えることは喫緊の課題と考える。
- ・明示的に記載されていないが、(毎年述べているように) 有能な現地職員を積極的に登用する方針を打ち出し、昇進・キャリアディベロップメントや待遇のあり方を検討してほしい。現在は、在外事務所の裁量にゆだねられており、JICA ワイドの方針になっていない印象。
- ・また、専門性の高い JICA 職員を政策コーディネーターや「強化プログラム」(まだ存在するのであれば) リーダーとして配置(及び育成)するなど、人事の観点からも検討が必要。
- ・評価「A」に値する前向きな取組はある。同時に、課題(今後の期待)もあるので、それをどう考えるか。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
No. 18	短期借入金の限度額				
関連する政策評価・行政 事業レビュー	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力 平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力, 0128 独立 行政法人国際協力機構運営交付金				

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:なし,中期計画:7.

年度計画

- 7. 短期借入金の限度額
 - 一般勘定 670 億円, 有償資金協力勘定 2,900 億円

【理由】

一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

3-2. 業務実績

・ 一般勘定,有償資金協力勘定ともに,本年度内の短期借入金の実績はない。

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
No. 19	施設及び設備に関する計画					
関連する政策評価・行政 事業レビュー	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力 平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力, 0128 独立					
7,70.	行政法人国際協力機構運営交付金					

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 /	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:なし,中期計画:10.(1)

年度計画

- 9. (1) 施設及び設備に関する計画
- ・ 業務実施上の必要性の視点を踏まえた老朽化対策等, 既存の施設・設備の整備改修等を実施する。

3-2. 業務実績

- ・ 老朽化対策として給水設備の改修工事(沖縄国際センター),空調設備の改修工事(市ヶ谷ビル) を 2017 年度当初予算にて実施し、いずれも完了した。
- ・ 第 3 期中期目標期間中に回収した債権又は資金を活用した改修は No.21 を参照。

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
No. 20	剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)					
関連する政策評価・行政 事業レビュー	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力 平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力, 0128 独立 行政法人国際協力機構運営交付金					

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 /	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:なし、中期計画:9.

年度計画

- 8. 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)
- ・ 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る(別途措置される補助金等で賄う経費を除く。)ものとする。

3-2. 業務実績

・ 「独立行政法人通則法」第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金 (目的積立金) はない。

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
No. 21	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い (機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項)					
関連する政策評価・行政 事業レビュー	平成 29 年度外務省政策評価事前分析表 29-VI-1 経済協力 平成 29 年度行政事業レビューシート番号 0127 無償資金協力, 0128 独立					
	行政法人国際協力機構運営交付金					

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 /	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標,計画,主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標:なし、中期計画:10.(3)

年度計画

- 9. (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項)
- ・ 前中期目標期間の最終事業年度において,通則法第 44 条の整理を行ってもなお積立金があるときは,主務大臣の承認を受けた金額について,直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約(有償資金協力業務を除く。),前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。
- ・ 前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。

3-2. 業務実績

- ・ 第 3 期中期目標期間の最終事業年度の積立金(429.1 億円)のうち 348.8 億円について,前中期目標期間繰越積立金として,やむを得ない事由により第 3 期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することが 2017 年 6 月に主務大臣に承認された。2017 年度は 2016 年度予算で契約した業務の経過勘定等の損益影響額や 2017 年度支出分等に 153.7 億円を充当し,前中期目標期間繰越積立金の残高は 195.1 億円となった。なお,前中期目標期間繰越積立金の残高と自己収入未使用分(80.3 億円)は同年 7 月に国庫納付を完了した。
- ・ 第 3 期中期目標期間中に回収した債権又は資金(28.2 億円)は全額が第 4 期中期目標期間中の 既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画として主務大臣から承認された。2017 年度は北 海道国際センター(帯広),筑波国際センター,二本松青年海外協力隊訓練所の施設改修に必要 な基本計画や設計等の準備業務を実施したが,当該経費の支出実績はない。